

## 第1章－著作権の対象および範囲

- 第101条 定義
- 第102条 著作権の対象：総則
- 第103条 著作権の対象：編集著作物および二次的著作物
- 第104条 著作権の対象：本国
- 第104A条 権利回復著作物に対する著作権
- 第105条 著作権の対象：合衆国政府の著作物
- 第106条 著作権のある著作物に対する排他的権利
- 第106A条 一定の著作者の氏名表示および同一性保持の権利
- 第107条 排他的権利の制限：フェア・ユース
- 第108条 排他的権利の制限：図書館および文書資料館による複製
- 第109条 排他的権利の制限：特定のコピーまたはレコードの移転の効果
- 第110条 排他的権利の制限：一定の実演および展示の免除
- 第111条 排他的権利の制限：ケーブルによる放送番組の二次送信
- 第112条 排他的権利の制限：一時的固定物
- 第113条 絵画、図形および彫刻の著作物に対する排他的権利の範囲
- 第114条 録音物に対する排他的権利の範囲
- 第115条 非演劇的音楽著作物に対する排他的権利の範囲：レコードの製作および頒布にかかる強制使用許諾
- 第116条 コイン式レコード演奏機による公の実演のための交渉による使用許諾
- 第117条 排他的権利の制限：コンピュータ・プログラム
- 第118条 排他的権利の範囲：非商業的放送に関する一定の著作物の使用
- 第119条 排他的権利の制限：衛星による遠隔テレビ番組の二次送信
- 第120条 建築著作物に対する排他的権利の範囲
- 第121条 排他的権利の制限：視覚障害者その他の障害者のための複製
- 第122条 排他的権利の制限：衛星によるローカルテレビ番組の二次送信

## 第101条 定義

本編に別段の定めある場合を除き、本編において、以下の用語およびその活用形は、それぞれ以下の意味を有する。

「無名著作物」とは、いかなる自然人もその著作者として特定されていないコピーまたはレコードに含まれる著作物をいう。

「建築著作物」とは、何らかの有形的表現媒体に収録された建築物のデザインをいい、建築物、建築計画図または設計図を含む。建築著作物は、デザインにおける空間および要素の配列および構成のみならず全体的形狀を含むが、個々の標準的特徴を含まない。

「視聴覚著作物」とは、映写機、ビューワー、または電子機器のような機械または装置を用いて見せることが本来的に意図された一連の関連する映像、およびもしあればそれに伴う音声からなる著作物をいい、当該著作物が収録されたフィルム、テープ等有体物の性質を問わない。

「ベルヌ条約」とは、1886年9月9日にスイス国ベルヌで調印された文学的及び美術的著作物の保護に関する条約、ならびにこれに対するすべての法律、議定書およびそれらの修正をいう。

著作物の「最良版」とは、納付日前に合衆国内で発行された版で、連邦議会図書館がその目的に最も適すると判断するものをいう。

ある者の「子」とは、その者の直近の子孫（嫡出か否かを問わない）およびその者が適法に養子とした者をいう。

「集合著作物」とは、定期刊行物、選集または百科事典等の、それ自体が別個独立の著作物である多数の寄与物が一つの集合物を構成するものをいう。

「編集著作物」とは、全体として創制作的な著作物を構成する方法で、既存の素材またはデータを選択し、整理しましたは配列し、これらを収集し編成して作られた著作物をいう。「編集著作物」には集合著作物を含む。

「コンピュータ・プログラム」とは、一定の結果を得るためにコンピュータで直接または間接に使用される、文または命令の集合をいう。

「コピー」とは、現在知られている方法または将来開発される方法によって著作物を固定した有体物（レコードを除く）であって、これにより当該著作物を直接または機械もしくは装置を使用して覚知し、複製しましたは伝達することができるものをいう。「コピー」には著作物を最初に固定した有体物（レコードを除く）を含む。

「著作権者」とは、著作権に含まれる排他的権利のいずれかに関して、当該権利を保有する者を指す。

「著作権使用料審判官」とは、本編第802条に基づいて選任された著作権使用料審判官であって、同条に基づく仮著作権使用料審判官として執務する個人

を含む。

著作物は、著作物が最初にコピーまたはレコードに固定される時に「創作」される。著作物が一定期間にわたって作成される場合、特定時に固定されている部分がその時点での著作物を構成する。また、著作物が異なる表現形式で作成されている場合、各々の表現形式が別個の著作物を構成する。

「二次的著作物」とは、翻訳、編曲、脚色、小説化、映画化、録音物、美術複製、抄録、要約、またはその他著作物を改作し、変形もしもしくは翻案した形式のように、一以上の既存の著作物を基礎とする著作物をいう。全体として創意的な著作物を構成する改訂、注釈、発展またはその他の変更からなる著作物は、「二次的著作物」である。

「装置」、「機械」または「プロセス」は、現在知られているものまたは将来開発されるものをいう。

「デジタル送信」とは、デジタルその他の非アナログ形式で全体または一部を送信することをいう。

著作物を「展示する」とは、著作物のコピーを直接またはフィルム、スライド、テレビ映像、その他の装置もしくはプロセスを用いて見せることをいう。映画その他の視聴覚著作物の場合には、個々の映像を非連続的に見せることをいう。

「施設」とは、小売店、専門店または製品もしくはサービスの販売を主たる目的として一般公衆に開かれたその他の事業所であって、非居住部分の総床面積の半分以上がかかる目的に利用され、かつ、非演劇的音楽著作物が公に実演される場所をいう。

「経済的利得」は、何らかの価値ある物の受領（著作権のある他の著作物の受領を含む）およびその期待を含む。

著作物は、著作者がまたはその許諾を得て、通過的期間以上の期間にわたって著作物を覚知し、複製しまたは伝達することが可能な程度に永続的または安定的に、著作物をコピーまたはレコードに収録したときに、有形的表現媒体に「固定」される。本編において、送信される音声、映像またはその両者からなる著作物は、送信と同時に固定されている場合には「固定」されている。

「飲食施設」とは、レストラン、旅館、バー、居酒屋または公衆もしくは顧客が食品もしくは飲料の提供を受けることを主たる目的として集合するその他の事業所であって、非居住部分の総床面積の半分以上がかかる目的に利用され、かつ、非演劇的音楽著作物が公に実演される場所をいう。

「ジュネーブレコード条約」とは、1971年10月29日にスイス国ジュネーブで調印された許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約をいう。

施設の「総床面積」とは、当該施設の屋内部分全体のほか、季節その他の事由

によって提供されるか否かを問わず、顧客に供するために利用される隣接する屋外部分をいう。

「含む」および「等」は例示語であって、限定語ではない。

「国際協定」とは、以下をいう。

- (1)万国著作権条約、
- (2)ジュネーブレコード条約、
- (3)ベルヌ条約、
- (4)WTO 協定、
- (5)WIPO 著作権条約、
- (6)WIPO 実演・レコード条約、および
- (7)合衆国が加盟しているその他の著作権条約。

「共同著作物」とは、二以上の著作者が、各自の寄与物を分離できないまたは相互に依存する部分からなる单一物に統合する意図をもって、作成する著作物をいう。

「言語著作物」とは、言葉、数字またはその他言語的もしくは数学的な記号もしくは符号により表現された著作物（視聴覚著作物を除く）をいい、書籍、定期刊行物、原稿、レコード、フィルム、テープ、ディスク、カード等収録媒体の性質を問わない。

「映画上映施設」とは、映画館、映写室、または著作権のある映画の上映のために主として使用されるその他の場所をいう。ただし、上映が公衆に開放されまたは家族および社交場の知人の通常の集まりの範囲を超えた視聴集団に対して行われる場合に限る。

「映画」とは、一連の映像からなる視聴覚著作物であって、連續して見せることにより動きを伝達するものをいい、音楽を伴うものがあれば、それを含む。

著作物を「実演する」とは、直接または何らかの装置もしくはプロセスを使用して、著作物を朗読、表現、演奏、舞踊または上演することをいい、映画その他の視聴覚著作物の場合には、映像を連續して見せること、または映像に伴う音声を聞かせることをいう。

「実演権団体」とは、アメリカ作曲家作詞家出版者協会（ASCAP）、ブロードキャスト・ミュージック社（BMI）およびSESAC 社等、非演劇的音楽著作物の公の実演について著作権者に代わって使用許諾を付与する社団、会社その他の事業者をいう。

「レコード」とは、現在知られているまたは将来開発される方法によって音声（映画その他の視聴覚著作物に伴うものを除く）が固定された有体物であって、直接または機械もしくは装置を使用して音声を覚知し、複製しまたは伝達することができるものをいう。「レコード」には、音声が最初に固定された有体物を

含む。

「絵画、図形および彫刻の著作物」は、平面的および立体的な純粋美術、グラフィック・アート、応用美術、写真、版画、美術複製、地図、地球儀、海図、図表、模型および技術図面（建築計画図を含む）を含む。絵画、図形および彫刻の著作物は、構造的または実用的側面ではなく、形状に関する限り、美術工芸の著作物を含む。本条に定義する実用品のデザインは、当該物品の実用面と別個に識別することができ、かつ、独立して存在しうる絵画、図形または彫刻の特徴を有する場合にのみ、その限度において絵画、図形または彫刻の著作物として扱われる。

第513条において、「経営者」とは、施設または飲食施設を所有する個人、会社、組合その他の事業者をいう。ただし、連邦通信委員会の免許を受けたラジオもしくはテレビ局の所有者もしくは運営者、ケーブル・システムもしくは衛星通信事業者、ケーブル放送もしくは衛星放送のサービス提供者もしくは番組制作者、オンライン・サービスもしくはネットワーク・アクセスのプロバイダもしくは施設運営者、電気通信会社または現在知られているもしくは将来設立されるその他の音声もしくは視聴覚サービスの提供者もしくは番組制作者、商業的加入契約音楽サービスの提供者、またはその他の送信サービスの所有者もしくは運営者は、いかなる状況においても、経営者とみなされない。

「変名著作物」とは、コピーまたはレコードに含まれる著作物で、著作者が架空の名称によって特定されるものをいう。

「発行」とは、著作物のコピーまたはレコードを、販売その他の所有権の移転または貸与によって公衆に頒布することをいう。その後の頒布、公の実演または公の展示を目的として一の集団にコピーまたはレコードを頒布するための提供は、著作物の発行となる。著作物の公の実演または展示自体は、著作物の発行とならない。

著作物の「公の」実演または展示とは、以下のいずれかをいう。

(1)公衆に開かれた場所または家族および知人の通常の集まりの範囲を超えた相当多数の者が集まる場所において、著作物を実演しまたは展示すること。

(2)著作物の実演または展示を、何らかの装置またはプロセスを用いて、第(1)節に定める場所または公衆に送信しまたは伝達すること（実演または展示を受信できる公衆の構成員がこれを同一の場所で受信するか離れた場所で受信するかを問わず、また、同時に受信するか異時に受信するかを問わない）。

第205条(c)(2)、第405条、第406条、第410条(d)、第411条、第412条および第506条(e)において、「登録」とは、著作権保護期間の新規の請求または更新延長の請求の登録をいう。

「録音物」とは、一連の音楽、会話その他の音声（映画その他の視聴覚著作

物に伴う音声を除く)を固定することによって得られる著作物をいい、ディスク、テープその他のレコード等録音物を収録する有体物の性質を問わない。

「州」には、コロンビア特別区およびペルトリコ自治領、ならびに連邦議会が制定する法律により本編が適用されるすべての領域を含む。

「著作権の移転」とは、著作権または著作権に含まれるいずれかの排他的権利の譲渡、モゲージ設定、独占的使用許諾その他の移転、譲与または担保契約をいい、その効力が時間的または地域的に制限されるか否かを問わないが、非独占的使用許諾は含まない。

「送信番組」とは、連続的にかつ一単位として公衆に送信されることを唯一の目的として全体が制作されている素材の集合体をいう。

実演または展示を「送信する」とは、映像または音声を発信する地点から離れた場所で受信する装置またはプロセスによって、実演または展示を伝達することをいう。

「条約加盟国」とは、国際協定の加盟国である、合衆国以外の国または政府間機構をいう。

「合衆国」は、地理的意味に用いられる場合には、各州、コロンビア特別区およびペルトリコ自治領、ならびに合衆国政府の権限に服する組織的領土から構成される。

以下のいずれかの要件を満たす場合にのみ、著作物は第411条における「合衆国著作物」とする。

(1) 発行著作物の場合、

(A) 当該著作物が合衆国で最初に発行されたこと、

(B) 当該著作物が、合衆国と、合衆国が定める期間と同一のまたはより長い著作権保護期間を認める法律を有する他の条約加盟国において、同時に最初に発行されたこと、

(C) 当該著作物が、合衆国および条約加盟国でない外国において、同時に最初に発行されたこと、または

(D) 当該著作物が条約加盟国でない外国において最初に発行され、すべての著作者が合衆国に国籍、住所もしくは常居所を有する者、または視聴覚著作物の場合には合衆国に主たる事務所を有する法人であること。

(2) 未発行著作物の場合、すべての著者が合衆国に国籍、住所または常居所を有すること。未発行視聴覚著作物の場合、すべての著者が合衆国に主たる事務所を有する法人であること。

(3) 建築物または建造物に組み込まれた絵画、図形または彫刻の著作物の場合、当該建築物または建造物が合衆国に所在すること。

「実用品」とは、単に物品の外観を表しまたは情報を伝えること以外に、本来

的に実用的機能を有する物品をいう。通常実用品の一部分である物品は、「実用品」とみなす。

著作者の「寡婦」または「寡夫」とは、著作者の死亡時の住所地の法律における著作者の生存配偶者をいい、後に再婚しているか否かを問わない。

「WIPO 著作権条約」とは、1996年12月20日にスイス国ジュネーブで調印されたWIPO著作権条約（著作権に関する世界知的所有権機関条約）をいう。

「WIPO 実演・レコード条約」とは、1996年12月20日にスイス国ジュネーブで調印されたWIPO 実演・レコード条約（実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約）をいう。

「視覚芸術著作物」とは、以下のいずれかをいう。

(1) 絵画、素描、版画または彫刻であって、1点のみ存在するものもしくは著作者が署名しかつ通し番号を付した200点以下の限定版が存在するもの。彫刻の場合、著者が通し番号を付し、かつ、署名その他著者を明らかにする記号を有する、鋳造され、彫刻され、もしくは組み立てられたものが200点以下存在するもの。または

(2) 展示のみを目的として制作されたスチール写真映像であって、著者が署名した1部のみが存在しもしくは著者が署名しかつ通し番号を付した200部以下の限定版が存在するもの。

ただし、視覚芸術著作物には、以下のものを含まない。

(A)(i) ポスター、地図、地球儀、海図、技術図面、図表、模型、応用美術、映画その他の視聴覚著作物、書籍、雑誌、新聞、定期刊行物、データベース、電子情報サービス、電子出版物、もしくは同様の発行物、

(ii) 販売品もしくは広告用、販売促進用、説明用、表紙用もしくは包装用の材料もしくは容器、または

(iii) 第(i)段もしくは第(ii)段に掲げる物品の一部分、

(B) 職務著作物、または、

(C) 本編に基づく著作権による保護の対象とならない著作物。

「合衆国政府の著作物」とは、合衆国政府の公務員または職員がその公務の一部として作成する著作物をいう。

「職務著作物」とは、以下のいずれかをいう。

(1) 被用者がその職務の範囲内で作成する著作物。

(2) 集合著作物の寄与物、映画その他の視聴覚著作物の一部分、翻訳、補足的著作物、編集著作物、教科書、試験問題、試験の解答資料または地図帳として使用するために、特に注文または委託を受けた著作物であって、当事者が署名した文書によって職務著作物として扱うことに明示的に同意したもの。前段において、「補足的著作物」とは、序文、あとがき、挿し絵、地図、海図、表、編集後

記、編曲、試験の解答資料、文献目録、付録、索引等、他の著作物を紹介し、終結させ、図解し、説明し、修正し、注釈またはその使用を助けることを目的として、他の著作者が著作物の二次的付加物として発行するために作成する著作物をいう。また、「教科書」とは、組織的指導活動における使用を目的として発行を予定して作成する言語、絵画または図形の著作物をいう。

著作物が第(2)節に基づいて職務著作物に該当するか否かを判断するにあたっては、裁判所または著作権局は、公法 106-113 第 1000 条(a)(9)によって立法化された「1999 年知的財産権および通信オムニバス改革法」第 1011 条(d)に含まれる修正および当該修正が付加した語句の削除のいずれをも、

(A)考慮しもしくは法的意味付けし、または

(B)連邦議会がいなかる司法判断を肯定もしくは否定またはこれに対して黙認を与えたことを示唆するものとして解釈してはならない。第(2)節は、「2000 年職務著作および著作権訂正法」第 2 条(a)(1)および一般法 106-113 第 1000 条(a)(9)によって立法化された「1999 年知的財産権および通信オムニバス改革法」第 1011 条(d)の両方が制定されたことがなかったかのように解釈され、また連邦議会がいずれかの司法判断に対して何らの行動をとらなかつたこともししくはこれを認識しなかつたことを考慮することなく解釈されなければならない。

「WTO 協定」および「WTO 加盟国」は、ウルグアイ・ラウンド協定法第 2 条(9)および(10)においてそれぞれ与えられる意味を有する。

## 第 102 条 著作権の対象：総則

(a)著作権による保護は、本編に従い、現在知られているかまたは将来開発される有形的表現媒体であつて、直接にまたは機械もしくは装置を使用して著作物を覚知し、複製または伝達することができるものに固定された、著作者が作成した創作的な著作物に及ぶ。著作者が作成した著作物は、以下に掲げる種類の著作物を含む。

- (1)言語著作物、
- (2)音楽著作物（これに伴う歌詞を含む）、
- (3)演劇著作物（これに伴う音楽を含む）、
- (4)無言劇および舞踊の著作物、
- (5)絵画、図形および彫刻の著作物、
- (6)映画およびその他の視聴覚著作物、
- (7)録音物、ならびに
- (8)建築著作物。

(b)いかなる場合にも、著作者が作成した創作的な著作物に対する著作権による保護は、着想、手順、プロセス、方式、操作方法、概念、原理または発見（こ

これらが著作物において記述され、説明され、描写され、または収録される形式の如何を問わない）には及ばない。

### 第103条 著作権の対象：編集著作物および二次的著作物

(a) 第102条に列挙する著作権の対象は、編集著作物および二次的著作物を含むが、著作権が及ぶ既存の素材を使用した著作物に対する保護は、かかる素材が当該著作物に不法に使用されている場合には、当該著作物のその部分には及ばない。

(b) 編集著作物または二次的著作物に対する著作権は、当該著作物の著作者が寄与した素材であって、当該著作物に使用された既存の素材と区別されるもののみに及び、既存の素材に対するいかなる排他的権利をも含まない。かかる著作物に対する著作権は、既存の素材に対する著作権による保護とは別個独立のものであり、また、その範囲、存続期間、帰属または存在に影響せず、またはそれらを拡大しない。

### 第104条 著作権の対象：本国

(a) 未発行著作物—第102条および第103条に規定する著作物は、未発行の間は、著作者の国籍または住所を問わず、本編に基づく保護の対象となる。

(b) 発行著作物—第102条および第103条に規定する著作物は、発行された場合には、以下のいずれかの要件を満たす場合に本編に基づく保護の対象となる。

(1) 最初の発行の日に、著作者の一人以上が、合衆国の国民もしくは住民、条約加盟国の国民、住民もしくは主権者、または無国籍者であること（住所地の如何を問わない）。

(2) 当該著作物が合衆国または最初の発行の日に条約加盟国である外国で最初に発行されること。

(3) 著作物が条約加盟国において最初に固定された録音物であること。

(4) 当該著作物が建築物その他の建造物に組み込まれた絵画、図形または彫刻の著作物、または建築物に組み込まれた建築著作物であって、かつ、かかる建築物または建造物が合衆国または条約加盟国に所在すること。

(5) 当該著作物が国際連合もしくはその専門機関または米州機構によって最初に発行されること。

(6) 当該著作物が大統領布告の適用範囲に該当すること。大統領は、合衆国の国民もしくは住民である著作者の著作物または合衆国で最初に発行される著作物に対して、特定の外国が、自国の国民および住民の著作物ならびにその国で最初に発行された著作物に保護を与える基準と本質的に同一の基準に基づいて

著作権による保護を与えていたことを知ったときは、布告により、著作者の一人以上が最初の発行の日に当該外国の国民、住民もしくは主権者である著作物またはその国で最初に発行された著作物に対し、本編に基づく保護を及ぼすことができる。大統領は、かかる布告を修正し、停止し、もしくは撤回し、または布告に基づく保護に条件もしくは制限を付すことができる。

第(2)節において、条約加盟国でない外国における発行から30日以内に合衆国または条約加盟国で発行された著作物は、合衆国または条約加盟国で最初に発行されたものとして扱う。

(c)ベルヌ条約の効果—本編に基づく保護の対象となる著作物に対するいかなる権利または利益も、ベルヌ条約の規定または合衆国の同条約への加盟を理由としましたはこれに依拠して主張することはできない。本編に基づく保護の対象となる著作物に対する権利であって、本編、他の連邦法もしくは州法、またはモン・ローに由来するいかなるものも、ベルヌ条約の規定または合衆国の同条約への加盟を理由としましたはこれに依拠して拡大されまたは縮小されなければならない。

(d)レコード条約の効果—第(b)項の規定にかかわらず、録音物以外の著作物は、ジュネーブレコード条約またはWIPO実演・レコード条約への合衆国の加盟のみを理由として、本編に基づく保護を受けることができない。

## 第104A条 権利回復著作物に対する著作権

(a)自動的保護およびその期間—

(1)期間—

(A)権利回復著作物に対する著作権は、本条に従い存続し、権利回復日に自動的に与えられる。

(B)本条に基づき著作権が回復した著作物は、著作物が合衆国において公有に属することがなければ合衆国において認められた著作権保護期間の残存期間中存続する。

(2)例外—外国財産管理者が保有しましたは管理したことがあり、かつ、回復後は政府またはその機関が保有する著作権の場合、当該著作権により保護される著作物は権利回復著作物とならない。

(b)回復著作権の帰属—権利回復著作物は、当該著作物の本源国の法律が定める著作者または最初の権利者に原始的に帰属する。

(c)善意使用者に対して回復著作権行使する意思の通知の提出—権利回復日以後、権利回復著作物に対する著作権を保有しましたはこれについて排他的権利を有する者は、当該著作権または排他的権利行使する意思の通知を、著作権局に提出し、または善意使用者に直接送達することができる。著作権局による通知

の受領は、いかなる善意使用者に対しても効力を有するが、当該通知に記載された事実が正確であるとの推定を生じさせるものではない。善意使用者に対する送達は、当該善意使用者ならびにかかる通知の送達および内容を現実に知る善意使用者に対して効力を有する。

(d)回復著作権の侵害に対する救済－

(1)善意使用者がいない場合の権利回復著作物に対する著作権の行使－善意使用者でない者に対しては、権利回復日以後に開始された回復著作権の侵害行為について、回復著作権の回復日以後、本編第5章に基づく救済を受けることができる。

(2)権利回復著作物に対する著作権の善意使用者に対する行使－第(3)節および第(4)節に規定する場合を除き、善意使用者に対しては、第(A)号または第(B)号の要件を満たす場合に、回復著作権の侵害行為について、回復著作権の回復日以後、本編第5章に基づく救済を受けることができる。

(A)(i)回復著作権の保有者（もしくはその代理人）またはこれにかかる排他的権利の保有者（もしくはその代理人）が、権利回復日から24ヶ月以内に、回復著作権を行使する意思の通知を著作権局に提出し、かつ

(ii)(I)侵害行為が、当該通知が連邦官報に掲載された日から12ヶ月後に開始されたこと、

(II)侵害行為が第(I)文に定める12ヶ月間の終了前に開始され、かかる12ヶ月間の終了後も継続していること（この場合、12ヶ月間の終了後に起こった侵害についてのみ救済を受けることができる）、または

(III)本条に基づき著作権が回復した著作物のコピーもしくはレコードが、連邦官報に通知が掲載された後に作成されたこと。

(B)(i)回復著作権の保有者（もしくはその代理人）またはこれにかかる排他的権利の保有者（もしくはその代理人）が、回復著作権を行使する意思の通知を善意使用者に送達すること。

(ii)(I)侵害行為が、当該通知の受領日から12ヶ月後に開始されたこと、または

(II)侵害行為が第(I)文に定める12ヶ月間の終了前に開始され、かかる12ヶ月間の終了後も継続していること（この場合、12ヶ月間の終了後に起こった侵害についてのみ救済を受けることができる）、または

(III)本条に基づき著作権が回復した著作物のコピーもしくはレコードが、通知の受領後に作成されたこと。

第(A)号の通知および第(B)号の通知の双方がなされた場合、上記の12ヶ月間は、通知の掲載または送達のうちいずれか先になされたものを起算点とする。

(3)現存する二次的著作物—

(A)権利回復著作物に基づく二次的著作物が—

- (i)権利回復著作物の本源国がウルグアイ・ラウンド協定法の制定日<sup>1</sup>に対象国である場合には、かかる制定日前に創作されたものであるとき、または(ii)権利回復著作物の本源国がウルグアイ・ラウンド協定法の制定日に対象国でない場合には、当該本源国が対象国となった日前に創作されたものであるときは、

善意使用者は、本節の規定がなければ侵害行為として救済の対象となる行為につき相当な補償を回復著作権者に支払うことにより、回復著作権の存続期間中当該二次的著作物の使用を継続することができる。

(B)当事者間の合意がない場合、第(A)号における補償の額は、連邦地方裁判所が決定するものとし、善意使用者が継続して権利回復著作物を使用することによって当該著作物の現実的または潜在的な市場または価値に及ぶ被害、ならびに権利回復著作物の著作者および善意使用者がそれぞれ二次的著作物に表現物を寄与したことに対する補償が反映されるものとする。

(4)善意使用者による侵害の開始—第412条について、善意使用者の場合には、権利回復著作物が著作権の対象となっていれば侵害にあたった行為が権利回復日前に開始されたときは、侵害は著作権登録前に開始したものとみなす。

(e)回復著作権行使の意思の通知—

(1)著作権局に提出される意思の通知—

(A)(i)回復著作権行使する意思の通知を著作権局に提出する場合、第(d)項(2)(A)(i)に基づき通知を提出する回復著作権者もしくは回復著作権に基づく排他的権利者（以下本節において「権利保有者」という）または権利保有者の代理人は、通知に署名し、権利回復著作物の題名を特定し、かつ、題名の英語訳または著作物を特定できる別名で権利保有者が知るものならびに権利保有者に連絡可能な住所および電話番号を記載しなければならない。代理人が通知に署名する場合、通知提出前に権利保有者が署名した文書によって代理関係が成立していないなければならない。著作権局は、通知に含まれるべき他の情報を規則により特に要求することができるが、かかる他の情報の欠落は、通知を無効とし、あるいは連邦官報に権利回復著作物を記載することを拒否する根拠とならない。

(ii)著作権が回復した著作物に正式の題名がない場合、意思の通知において当該著作物を特定するに足る程度に当該著作物を描写しなければならない。

(iii)軽微な錯誤または欠落は、意思の通知を提出後いつでも新たな通知により修正することができる。かかる軽微な錯誤または欠落の訂正の通知は、第

---

<sup>1</sup> 1994年12月8日

(d)項(2)(A)(i)に定める期間の後に受理される。かかる通知は、第(B)号に従って連邦官報に掲載されなければならない。

(B)(i)回復著作権を行使する意思の通知が提出された場合、著作権局長は、最初は特定の国に関する権利回復日から4ヶ月以内にまたその後2年間は4ヶ月毎に、権利回復著作物およびその帰属を特定する目録を連邦官報に掲載しなければならない。

(ii)著作権局公共情報室は、権利行使の意思の通知すべてを含む一以上の目録を保管し、第705条および第708条に従い通常の執務時間中に公の閲覧および謄写に供さなければならない。

(C)著作権局長は、回復著作権を行使する意思の通知およびその訂正の通知の受領、処理、記録および掲載の費用に基づき、相当な料金を定める権限を有する。

(D)(i)著作権局は、ウルグアイ・ラウンド協定法第101条(d)(15)にいう知的所有権の貿易的側面に関する協定(TRIPs協定)が合衆国について発効する日の90日以上前に、本項に基づく回復著作権を行使する意思の通知の提出に関する規則を公布し連邦官報に掲載しなければならない。

(ii)上記の規則は、回復著作権の権利保有者が同時に回復著作権の登録を申請することを認めなければならない。

## (2) 善意使用者に送達される意思の通知ー

(A)回復著作権を行使する意思の通知は、当該回復著作権の回復日後いつでも善意使用者に送達することができる。

(B)回復著作権を行使する意思の通知を善意使用者に送達する場合、権利保有者または権利保有者の代理人は、通知に署名し、権利回復著作物およびこれが使用された著作物があればこれを特定可能な程度に示し、題名の英語訳または著作物を特定できる別名で権利保有者が知るもの、権利者が異議を唱える使用、ならびに善意使用者が権利保有者に連絡可能な住所および電話番号を記載しなければならない。代理人が通知に署名する場合、通知送達前に権利保有者が署名した文書によって代理関係が成立していかなければならない。

(3)重大な虚偽の表示の効果ー意思の通知に特定する回復著作権につき重大な虚偽の表示がある場合、当該回復著作権に関する請求および主張はすべて無効となる。

## (f) 担保責任および関連する責任の免除ー

(1)総則ーある著作物が第106条の付与する排他的権利を侵害しないことを担保し、約束しましたは保証した者は、かかる担保、約束または保証が1995年1月1日より前になされた場合には、本条に基づく著作権の回復により違反するものとなつても、一切の普通法、衡平法、仲裁または行政処分に基づく救済につ

いて責任を負わない。

(2)履行－何人も、履行義務が1995年1月1日より前に発生した場合には、本条の規定に基づく著作権の回復により履行が侵害行為となつても、履行を要するされない。

(g)著作権回復の布告－大統領は、特定の外国が合衆国の国民または住民である著作者の著作物に対し、本条に定めるのとほぼ同程度に回復著作権による保護を及ぼすことを知った場合、布告により、以下のいずれかの要件を満たす著作物について回復著作権による保護を及ぼすことができる。

(1)最初の発行日において、著作者の一人以上が当該外国の国民、住民または主権者であること。

(2)当該外国で最初に発行されたこと。

大統領は布告を修正し、停止または撤回することができ、また、布告に基づく保護に条件または制限を付すことができる。

(h)定義－本条および第109条(a)において－

(1)「加盟または布告の日」とは、WTO協定が合衆国について発効する日にベルヌ条約加盟国またはWTO加盟国でなかつた外国が、以下のいずれかとなる日のうちいち早いものを意味する。

- (A)ベルヌ条約同盟国、
- (B)WTO加盟国、
- (C)WIPO著作権条約加盟国、
- (D)WIPO実演・レコード条約加盟国、または
- (E)第(g)項に基づく大統領布告の対象となる国。

(2)回復著作権の「回復日」とは、以下の日のうちいち早いものをいう。

(A)権利回復著作物の本源国が1996年1月1日にベルヌ条約同盟国またはWTO加盟国であった場合、1996年1月1日。

(B)その他の権利回復著作物の本源国の場合、加盟または布告の日。

(3)「対象国」とは、合衆国以外の国で、以下のいずれかに該当する国をいう。

(A)ウルグアイ・ラウンド協定法の制定日より後にWTO加盟国となった国。

(B)上記制定日またはその後に、ベルヌ条約同盟国となった国。

(C)WIPO著作権条約の加盟国。

(D)WIPO実演・レコード条約の加盟国。

(E)上記の制定日より後に第(g)項に基づく布告の対象となった国。

(4)「善意使用者」とは、以下のいずれかに該当する者を意味する。

(A)特定の著作物に関して、当該著作物の本源国が対象国となる前に権利

回復著作物が著作権による保護の対象となつていれば第106条に違反していた行為を行い、かつ、当該本源国が対象国になった後もかかる行為を継続する者。

(B)特定の著作物の本源国が対象国となる前に、当該著作物の一以上のコピーまたはレコードを作成した者は。

(C)第(d)項(3)に定める二次的著作物または本節第(A)号もしくは第(B)号に定める者の重要な財産の売買その他の処分の結果、その者の承継人、譲受人、または被許諾者となった者。

(5)「回復著作権」とは、本条に基づく権利回復著作物に対する著作権を意味する。

(6)「権利回復著作物」とは、著作者が作成した創作的な著作物であつて、以下の要件をすべて満たすものをいう。

(A)第(a)項に基づき保護を受けること。

(B)本源国において保護期間満了により公有に帰属していないこと。

(C)以下のいずれかの理由により、合衆国において公有に帰属していること。

(i)更新の欠如、適切な表示の欠落、製造要件の違反を含む、合衆国著作権法が義務づける方式に従わなかつたこと。

(ii)1972年2月15日より前に固定された録音物の場合、保護対象とされていなかつたこと。

(iii)国籍要件を満たさなかつたこと。

(D)少なくとも一の著作者または権利者が、著作物が創作された時点で対象国の国民または住民であり、かつ、著作物が発行されている場合には対象国で最初に発行されたが当該対象国における発行後30日以内に合衆国で発行されなかつたこと。

(E)著作物の本源国がWIPO実演・レコード条約への加盟のみを理由として対象国となる場合、録音物であること。

(7)「権利者」とは、以下のいずれかに該当する者を意味する。

(A)録音物については、許諾を得て最初に録音物を固定した者。

(B)第(A)号に定める者から譲渡または法の作用により権利を取得した者。

(8)権利回復著作物の「本源国」とは、以下の要件をすべて満たす国をいう。

(A)合衆国以外の国であること。

(B)未発行著作物の場合—

(i)著作者もしくは権利者が国民もしくは住民である対象国であること。権利回復著作物の著作者もしくは権利者が複数の場合は、外国の著作者もしくは権利者の過半数が国民もしくは住民である対象国であること、または

(ii)著作者もしくは権利者の過半数が外国人でないときは、合衆国以外

の国であって、当該著作物と最も密接な関係を有する国であること。

(C)発行著作物の場合—

- (i)著作物が最初に発行された対象国であること、または
- (ii)権利回復著作物が二以上の対象国において同じ日に発行された場合、当該著作物と最も密接な関係を有する対象国であること。

### 第 105 条 著作権の対象：合衆国政府の著作物

本編に基づく著作権による保護は、合衆国政府の著作物には及ばないが、合衆国政府は、譲渡、遺贈その他によって合衆国政府に移転した著作権を受領しました保有することを妨げられない。

### 第 106 条 著作権のある著作物に対する排他的権利

第 107 条ないし第 122 条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者は、以下に掲げる行為を行いまたこれを許諾する排他的権利を有する。

- (1)著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。
- (2)著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。
- (3)著作権のある著作物のコピーまたはレコードを、販売その他の所有権の移転または貸与によって公衆に頒布すること。
- (4)言語、音楽、演劇および舞踊の著作物、無言劇、ならびに映画その他の視聴覚著作物の場合、著作権のある著作物を公に実演すること。
- (5)言語、音楽、演劇および舞踊の著作物、無言劇、ならびに絵画、図形または彫刻の著作物（映画その他の視聴覚著作物の個々の映像を含む）の場合、著作権のある著作物を公に展示すること。また、
- (6)録音物の場合、著作権のある著作物をデジタル音声送信により公に実演すること。

### 第 106A 条 一定の著作者の氏名表示および同一性保持の権利

(a)氏名表示および同一性保持の権利—第 107 条を条件として、視覚芸術著作物の著作者は、第 106 条に規定する排他的権利と独立して—

- (1)以下の権利を有する。
  - (A)当該著作物の著作者であることを主張する権利、および
  - (B)自分が創作していない視覚芸術著作物の著作者として自分の名前が使用されることを禁止する権利。
- (2)自分の名誉または声望を害するおそれのある著作物の歪曲、切除その他の改変の場合、視覚芸術著作物の著作者として自分の名前が使用されることを禁止する権利を有する。

(3)第113条(d)に定める制限を条件として、以下の権利を有する。

(A)自分の名誉または声望を害するおそれのある著作物の故意の歪曲、切除その他の改変を禁止する権利。当該著作物の故意の歪曲、切除その他の改変は、かかる権利の侵害となる。また、

(B)名声が認められる著作物の破壊を禁止する権利。故意または重大な過失による当該著作物の破壊は、かかる権利の侵害となる。

(b)権利の範囲および行使—著作権者であるか否かを問わず、視覚芸術著作物の著作者のみが、第(a)項が当該著作物について付与する権利を有する。視覚芸術の共同著作物の著作者は、第(a)項が当該著作物につき付与する権利の共有者となる。

(c)例外—

(1)時の経過または素材の固有の性質の結果である視覚芸術著作物の改変は、第(a)項(3)(A)にいう歪曲、切除その他の改変には当らない。

(2)著作物の保存または公開（照明および配置を含む）の結果である視覚芸術著作物の改変は、重大な過失によるものでない限り、第(a)項(3)にいう破壊、歪曲、切除その他の改変には当らない。

(3)第(a)項(1)および(2)に定める権利は、第101条の「視覚芸術著作物」の定義の第(A)号または第(B)号に定める物品の中もしくは上にまたはそれに関連して、著作物を複製し、描写し、記述し、その他使用することには適用されず、また、かかる著作物の複製、描写、記述その他の使用は、第(a)項(3)にいう破壊、歪曲、切除その他の改変には当らない。

(d)権利の存続期間—

(1)1990年視覚芸術家権法第610条(a)に定める発効日以後に創作される視覚芸術著作物に関しては、本条第(a)項が付与する権利は、著作者の生存期間中存続する。

(2)1990年視覚芸術家権法第610条(a)に定める発効日より前に創作された視覚芸術著作物であるが、これに対する権原が上記発効日現在著作者から移転されていないものに関しては、本条第(a)項が付与する権利は、第106条が付与する権利と同一の期間存続し、かつ、同時に消滅する。

(3)二人以上の著作者が作成した共同著作物の場合、第(a)項が付与する権利は、最後の生存著者の生存期間中存続する。

(4)第(a)項が付与する権利のすべての保護期間は、満了することとなる暦年の終わりまで存続する。

(e)移転および放棄—

(1)第(a)項が付与する権利は、移転することができないが、著作者が署名した文書をもって放棄に明示的に同意する場合には、放棄することができる。かか

る文書には、放棄の対象となる著作物およびその使用を具体的に記載するものとし、放棄は、文書に記載された著作物およびその使用のみを対象とする。二人以上の著作者が作成した共同著作物の場合、著作者の一人が本節に基づき行う権利の放棄は、すべての著作者について当該権利を放棄する。

(2) 視覚芸術著作物に関して第(a)項が付与する権利の保有権は、当該著作物のコピーの所有権または当該著作物の著作権もしくは著作権に基づく排他的権利とは別個のものである。視覚芸術著作物のコピーの所有権または著作権もしくは著作権に基づく排他的権利の移転は、第(a)項が付与する権利の放棄を構成しない。著作者が署名した文書をもって同意する場合を除き、視覚芸術著作物に関して第(a)項が付与する権利の放棄は、当該著作物のコピーの所有権またはその著作物の著作権もしくは著作権に基づく排他的権利の移転を構成しない。

### 第 107 条 排他的権利の制限：フェア・ユース

第 106 条および第 106A 条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む）、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース（コピーまたはレコードへの複製その他第 106 条に定める手段による使用を含む）は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質（使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む）、
- (2) 著作権のある著作物の性質、
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性、および
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

上記のすべての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。

### 第 108 条 排他的権利の制限：図書館および文書資料館による複製

(a) 本編に別段の定めある場合を除き、かつ、第 106 条の規定にかかわらず、図書館もしくは文書資料館または職務の範囲内で行動するその被用者が、本条に定める条件に基づいて著作物のコピーまたはレコードを 1 点に限り複製し（第(b)項および第(c)項に定める場合を除く）または頒布することは、以下の条件をすべて満たす場合には著作権の侵害とならない。

- (1) 複製または頒布が、直接または間接の商業的利益を目的とせず行われること。

(2)図書館または文書資料館の収蔵物が、(i)公衆に開かれているか、または(ii)図書館もしくは文書資料館またはこれら的一部である施設に関する研究者のみならず、専門分野において研究を行う他の者も、利用可能であること。

(3)著作物の複製または頒布が、本条の規定に基づき複製されたコピーもしくはレコード上に付された著作権表示を含むか、または、本条の規定に基づき複製されたコピーもしくはレコード上に著作権表示がない場合には当該著作物が著作権の保護を受けることがある旨の表示を含むこと。

(b)以下の場合には、本条に基づく複製および頒布の権利は、保存および盗難防止の目的または第(a)項(2)に定める種類の他の図書館もしくは文書資料館における研究用に供するためのみに、増製した未発行著作物のコピーまたはレコード3部に限り適用される。

(1)複製されたコピーまたはレコードが現在図書館または文書資料館の収蔵物に含まれ、かつ、

(2)デジタル形式で複製されたコピーまたはレコードが他にデジタル形式にて頒布されておらず、かつ、図書館または文書資料館の施設外ではデジタル形式にて公に利用可能になっていない場合。

(c)本条に基づく複製権は、コピーまたはレコードが損傷を受け、変質し、紛失もしくは盗難にあい、または現在著作物が収録されている形式が古くなり、かつ、以下の条件を満たす場合には、かかるコピーまたはレコードと交換することのみを目的として増製した発行著作物のコピーまたはレコード3部に適用される。

(1)図書館または文書資料館が、相当な努力の後、公正な価格で未使用の代替物入手できないと判断し、かつ、

(2)デジタル形式で複製されたコピーまたはレコードが、合法的にかかるコピーを占有する図書館または文書資料館の施設外で、デジタル形式にて公に利用可能にならない場合。

本項において、形式が古くなったとは、当該形式で保存された著作物を覚知するに必要な機械または装置がもはや製造されずまたは商業的市場において合理的に入手可能でなくなった場合をいう。

(d)以下の条件をすべて満たす場合、本条に基づく複製および頒布の権利は、利用者が貸し出しの申込を行う図書館もしくは文書資料館またはその他の図書館もしくは文書資料館が所蔵する著作権のある集合著作物または定期刊行物に含まれる記事その他寄与物1件のみのコピー、または、著作権の対象となるその他の著作物の小部分のコピーもしくはレコードに適用される。

(1)コピーまたはレコードが利用者の所有物となること、かつ、図書館または文書資料館が、当該コピーまたはレコードが私的研究、学問または調査以外の

目的に使用される旨の通知を受けていないこと。

(2)図書館または文書資料館が、著作権局長が規則により定める要件に従つた明瞭な著作権注意書を、申込を受け付ける場所に掲示し、かつ、申込用紙に表示すること。

(e)以下の条件をすべて満たす場合、図書館または文書資料館が相当な調査に基づき著作権のある著作物のコピーまたはレコードを公正な価格で入手できないと第一次的に判断したときは、本条に基づく複製および頒布の権利は、利用者が貸し出しの申込を行う図書館もしくは文書資料館またはその他の図書館もしくは文書資料館の収蔵物から作成された著作物の全体または重要な部分に適用される。

(1)コピーまたはレコードが利用者の所有物となり、かつ、図書館または文書資料館が当該コピーまたはレコードが私的研究、学問または調査以外の目的に使用される旨の通知を受けていないこと。

(2)図書館または文書資料館が、著作権局長が規則により定める要件に従つた明瞭な著作権注意書を、申込を受け付ける場所に掲示し、かつ、申込用紙に表示すること。

(f)本条のいかなる規定も—

(1)図書館もしくは文書資料館またはその被用者に対し、施設に設置された複製機器を非監督下で使用したことについて、著作権侵害の責任を負わせるものと解釈されなければならない。ただし、かかる機器には、コピーの作成に著作権法が及ぶことがある旨の通知を掲示しなければならない。

(2)上記の複製機器を使用する者、または第(d)項に基づきコピーもしくはレコードの貸し出しを申し込む者について、かかる行為またはコピーもしくはレコードの将来の使用が第107条に規定するフェア・ユースの範囲を超える場合には、著作権侵害の責任を免除するものではない。

(3)第(a)項(1)、(2)および(3)を条件として、図書館または文書資料館が視聴覚ニュース番組のコピーまたは抄録を限られた部数複製し、貸し出しにより頒布することを制限するものと解釈されなければならない。

(4)第107条に規定するフェア・ユースの権利または図書館もしくは文書資料館が著作物のコピーもしくはレコードをその収蔵物として取得したときに負担する契約上の責任に、何ら影響を及ぼさない。

(g)本条に基づく複製および頒布の権利は、同一物の单一のコピーまたはレコードの、別の機会に行った別個の無関係な複製または頒布に適用されるが、図書館もしくは文書資料館またはその被用者が以下のいずれかにあたる場合を除く。

(1)一回または数回に分けて行われるかを問わず、また、一人以上の個人による集合的使用を意図するか団体の個々の構成員による個別的使用を意図する

かを問わず、同一物の複数のコピーまたはレコードについて関連または同時の複製または頒布に関与していることを知りまたはそう信じる重大な理由があること。

(2)第(d)項に定める物の单一または複数のコピーまたはレコードの組織的な複製または頒布に関与すること。ただし、本節のいかなる規定も、図書館または文書資料館が、著作物の購読または購入に代わる程度の多量のコピーまたはレコードを頒布のために受領することを目的や効果とするものではない図書館相互協定に、参加することを妨げない。

(h)(1)本条において、発行著作物に対する著作権の保護期間の最後の20年間に、図書館または文書資料館（図書館または文書資料館として機能する非営利的教育機関を含む）が、相当な調査に基づいて第(2)節(A)、(B)および(C)に定める条件に該当しないと第一次的に判断した場合には、保存、学問または研究のために、かかる著作物またはその一部のコピーまたはレコードをファクシミリまたはデジタル形式にて複製、頒布、展示または実演することができる。

(2)以下のいずれかの場合、複製、頒布、展示または実演は本条において認められない。

- (A)著作物が通常の商業的利用の対象である場合。
- (B)著作物のコピーまたはレコードが相当な金額で入手できる場合。
- (C)著作権者またはその代理人が、著作権局長が定める規則に従って、第(A)号または第(B)号に定める条件が適用される旨の通知を行う場合。

(3)本項に定める免除は、図書館または文書資料館以外の利用者による、以後の使用には適用されない。

(i)本条に基づく複製および頒布の権利は、音楽著作物、絵画、図形もしくは彫刻の著作物、または映画その他の視聴覚著作物（ニュースを扱う視聴覚著作物を除く）には適用されない。ただし、第(b)項、第(c)項および第(h)項が付与する権利、または、挿し絵、図表その他同様の著作物の付加物として発行される絵画もしくは図形の著作物で第(d)項および第(e)項に従ってコピーが複製または頒布されるものは、この制限を受けない。

## 第109条 排他的権利の制限：特定のコピーまたはレコードの移転の効果

(a)第106条(3)の規定にかかわらず、本編に基づき適法に作成された特定のコピーもしくはレコードの所有者またはかかる所有者の許諾を得た者は、著作権者の許諾なく、当該コピーまたはレコードを売却しその他占有を処分することができる。前段にかかわらず、第104A条に基づく回復著作権の対象となる著作物のコピーまたはレコードが著作権回復日前に、または善意使用者については第104A条(e)に基づく通知の掲載もしくは送達前に、製造された場合には、以下

の日のうちいづれか早い日に始まる12ヶ月間に限り、回復著作権者の許諾なく、直接または間接の商業的利益を目的としてかかるコピーまたはレコードを売却しその他占有を処分することができる。

(1) 第104A条(d)(2)(A)に基づき著作権局に提出された回復著作権行使の意思の通知が連邦官報に掲載された日、または

(2) 第104A条(d)(2)(B)に基づき送達された実際の通知を受領した日。

(b)(1)(A)第(a)項の規定にかかわらず、録音物の著作権者またはコンピュータ・プログラム（テープ、ディスクその他当該プログラムが記録された媒体を含む）の著作権者の許諾がなければ、また、録音物に音楽著作物が含まれる場合にはその音楽著作物の著作権者の許諾がなければ、特定のレコードの所有者またはコンピュータ・プログラム（テープ、ディスクその他当該プログラムが記録された媒体を含む）のコピーの占有者は、直接または間接の商業的利益を目的として、貸与その他貸与と性質を同じくする行為によって当該レコードまたはコンピュータ・プログラム（テープ、ディスクその他当該プログラムが記録された媒体を含む）の占有を処分したまはこれを許諾することができない。前段の規定は、非営利の図書館または非営利的教育機関による非営利目的のレコードの貸与には適用されない。非営利的教育機関が別の非営利的教育機関またはその教員、職員および生徒に対して適法に作成されたコンピュータ・プログラムのコピーの占有を移転することは、本項における直接または間接の商業的利益を目的とする貸与とならない。

(B) 本項は、以下のコンピュータ・プログラムには適用されない。

(i) 機械もしくは製品に記録され、かつ、当該機械もしくは製品が通常に機能しもしくは使用されている間は複製することができないコンピュータ・プログラム、または

(ii) ビデオ・ゲーム用に設計され他の目的のためにも設計できる限定目的のコンピュータに記録され、もしくはこれと共に使用されるコンピュータ・プログラム。

(C) 本項のいかなる規定も、本編第9章の規定に影響を及ぼさない。

(2)(A) 非営利の図書館が非営利目的でコンピュータ・プログラムを貸与する場合、著作権局長が規則で定める要件に従って、コンピュータ・プログラムの各コピーの梱包に著作権注意書が添付されていれば、本項の規定は適用されない。

(B) 1990年コンピュータ・ソフトウェア・レンタル修正法の制定日<sup>2</sup>から3年以内およびその後著作権局長が適切と判断する時に、著作権局長は、著作権者および図書館長の代表との協議の後に、本節が非営利の図書館に対してその機

---

<sup>2</sup> 1990年12月1日

能を果たす能力を与えつつ、著作権制度の完全性を維持する目的を達成できたか、について記述する報告書を連邦議会に提出しなければならない。かかる報告書は、本項の目的を遂行するために著作権局長が必要と考える情報または勧告を、連邦議会に提示するものとする。

(3)本項のいかなる規定も、反トラスト法の規定に影響しない。前段において「反トラスト法」とは、クレイトン法第1条において付与する意味を有し、不正な競争の手段に関連する限りにおいて連邦通商委員会法第5条を含むものとする。

(4)第(1)節に違反してレコードまたはコンピュータ・プログラム（テープ、ディスクその他当該プログラムを記録する媒体を含む）のコピーを頒布する者は、本編第501条に規定する著作権侵害者となり、第502条、第503条、第504条および第505条に定める救済の適用を受ける。かかる違反は、第506条に基づく刑事犯罪とはならず、また、第18編第2319条に定める刑事罰の対象とならない。

(c)第106条(5)の規定にかかわらず、本編に基づき適法に作成された特定のコピーの所有者またはかかる所有者の許諾を得た者は、著作権者の許諾なく、当該コピーを直接または一回につき画像1点を映写することで、コピーがある場所にいる観衆に対し公に展示することができる。

(d)第(a)項および第(c)項に定める特権は、著作権者の許諾がなければ、著作権者から貸与その他の方法によりコピーまたはレコードの占有を取得したが所有権は取得しなかった者には及ばない。

(e)第106条(4)および第106条(5)の規定にかかわらず、コイン式機器による使用を意図した電子視聴覚ゲームの場合、本編に基づき適法に作成された上記ゲームのコピーの所有者は、当該ゲームの著作権者の許諾なく、これをコイン式機器を用いて公に実演または展示することができる。ただし、本項は、当該電子視聴覚ゲームの著作権者が同時にこれに含まれる著作物の著作権者でない場合、当該著作物には適用されない。

## 第110条 排他的権利の制限：一定の実演および展示の免除

第106条の規定にかかわらず、以下の行為は著作権の侵害とならない。

(1)教師または生徒が、非営利的教育機関の対面教育活動の過程で教室または教育にあてられる同様の場所で行う著作物の実演または展示。ただし、映画その他の視聴覚著作物については、その実演または個々の映像の展示が、本編に基づき適法に作成されたものでないコピーを用いて行われ、かつ、当該実演の責任者が当該コピーが適法に作成されたものでないことを知りまたはそう信じる理由がある場合を除く。

(2)送信によるまたは送信の過程における、非演劇的な言語著作物もしくは音楽著作物の実演またはその他の著作物の合理的かつ限られた部分の実演、または典型的には生の授業の過程において展示される分量相当における著作物の展示であって、以下の条件をすべて満たす行為。ただし、デジタルネットワークにて送信される媒介的教育活動の一部として実演もしくは展示することを主たる目的として作成もしくは販売される著作物、または、本編に基づいて適法に作成されかつ取得されたものでないコピーもしくはレコードであり、かつ送信する政府機関または認定された非営利的教育機関がかかるコピーもしくはレコードであることを知りまたはそう信じる理由がありながら、これによって行われる実演もしくは展示に関しては本節を適用しない。

(A)実演または展示が、政府機関または認定された非営利的教育機関の組織的な媒介的教育活動の通常の行為として提供される授業の不可欠の一部として、教師によって、教師の指示に従って、または教師の監督下でなされること。

(B)実演または展示が、送信される教育内容に直接関連しかつその重要な補助となること。

(C)送信が下記の者のためにのみになされ、かつ、技術的に可能な限り、当該送信の受信が以下の者に限定されていること。

(i)送信がなされる授業に正式に登録している学生、または

(ii)政府機関の公務員もしくは職員。ただし、公務もしくは職務の一部として受信する場合に限る。

(D)送信の機関または団体が、

(i)著作権に関する行動指針を定め、著作権に関するアメリカ合衆国の法律を正確に説明しその遵守を推進する情報資料を教員、学生および関係スタッフに提供し、また学生に対して授業に関連して使用される資料が著作権の保護を受けうることを通知し、かつ、

(ii)デジタル送信の場合には、

(I)以下の行為を合理的に防止する技術的手段を施していること、

(aa)送信の機関または団体からの送信を受けた者が、授業時間を超えて、視聴可能な形式で著作物を保持する行為、および

(bb)当該受信者が、他人に対して、視聴可能な形式で著作物を無断で再流布する行為。かつ

(II)著作権者が、当該保持または再流布を防止するために使用した技術的手段を妨げると合理的に予想される行動をとらないこと。

(3)礼拝所またはその他の宗教的集会における礼拝の過程で行われる、非演劇的な言語著作物もしくは音楽著作物の実演または宗教的な劇的音楽著作物の実演、または著作物の展示。

(4)公衆への送信によらない非演劇的な言語または音楽の著作物の実演のうち、直接または間接の商業的利益を目的とせず、かつ、その実演家、後援者または主催者に対して手数料その他の報酬が支払われないもので、以下のいずれかの要件を満たす行為。

(A)直接または間接の入場料を徴収しないこと。

(B)実演の制作のための相当な費用を差し引いた収益が、教育、宗教または慈善の目的にのみ使用され、私的な経済的利得のために使用されないこと。ただし、著作権者が以下の条件において実演に反対する旨の通知を送達した場合を除く。

(i)通知は書面により、かつ、著作権者またはその適法に授権された代理人がこれに署名すること。

(ii)通知は実演の日の少なくとも7日前に実演の責任者に送達され、かつ、実演に反対する理由を記載すること。また、

(iii)通知は、その書式、内容および送達の方法において、著作権局長が規則により定める要件に従うこと。

(5)(A)第(B)号に定める場合を除き、著作物の実演または展示を収録する送信の伝達で、公衆が個人の家庭で一般的に使用される種類の単一の受信装置を用いて受信することによる行為。ただし、以下の場合を除く。

(i)送信を視聴するために直接料金が課される場合。または、

(ii)上記の受信された送信が、さらに公衆に送信される場合。

(B)一般公衆が受信することを意図した非演劇的音楽著作物の実演または展示を収録する送信または再送信を行う施設による伝達であって、ラジオもしくはテレビの放送局として連邦通信委員会の免許を受けた局または視聴覚送信についてはケーブル・システムもしくは衛星通信事業者が発信したもの。ただし、以下の条件を満たす場合に限る。

(i)飲食施設以外の施設が伝達を行うときは、当該施設の総床面積が2,000平方フィート未満（顧客用駐車場にのみ使用される部分を除く）である場合、または、総床面積が2,000平方フィート以上（顧客用駐車場にのみ使用される部分を除く）でありかつ以下のいずれかに該当する場合。

(I)音声のみの実演の場合、合計6台以内のスピーカー（うち4台以内が一つの部屋または隣接する屋外に設置されていること）によって伝達されること。

(II)視聴覚による実演または展示の場合、実演または展示の映像部分が4台以内の視聴覚装置（うち1台は一つの部屋に設置されていること）によって伝達され、画面サイズが55インチを超えず、かつ、実演または展示の音声部分が合計6台以内のスピーカー（うち4台以内が一つの部屋または隣接する

屋外に設置されていること)によって伝達されること。

(ii)飲食施設が伝達を行うときは、当該施設の総床面積が3,750平方フィート未満(顧客用駐車場にのみ使用される部分を除く)である場合、または、総床面積が3,750平方フィート(顧客用駐車場にのみ使用される部分を除く)以上でありかつ以下のいずれかに該当する場合。

(I)音声のみの実演の場合、合計6台以内のスピーカー(うち4台以内が一つの部屋または隣接する屋外に設置されていること)によって伝達されること。

(II)視聴覚による実演または展示の場合、実演または展示の映像部分が4台以内の視聴覚装置(うち1台は一つの部屋に設置されていること)によって伝達され、画面サイズが55インチを超えず、かつ、実演または展示の音声部分が合計6台以内のスピーカー(うち4台以内が一つの部屋または隣接する屋外に設置されていること)によって伝達されること。

(iii)送信または再送信を視聴することに対して直接料金が課されないこと。

(iv)送信または再送信が、これを受信する施設からさらに送信されないこと。

(v)送信または再送信が、公に実演または展示される著作物の著作権者の許諾を受けていること。

(6)政府機関または非営利農業団体もしくは非営利園芸団体が、年一回の農業または園芸の品評会または展示会の過程で行う非演劇的音楽著作物の実演。本節に規定する免除は、売店、事業施設その他当該品評会または展示会に参加する者による実演に関して、使用者責任または関連侵害の法理に基づき当該機関または団体が負うべき著作権侵害の責任に及ぶが、実演を行う者の責任を免除するものではない。

(7)直接または間接の入場料金なく一般公衆に開かれた販売施設による非演劇的音楽著作物の実演で、当該著作物のコピーもしくはレコードまたはかかる実演に使用された視聴覚その他の装置の小売販売の促進を実演の唯一の目的とし、かつ、当該実演が販売施設の所在地以遠に送信されず、販売が行われる区域内で行われる行為。

(8)障害のため通常の印刷物を読むことのできない視覚障害者その他の身体障害者、または、視覚信号の送信に付随する聴覚信号を聞くことのできない聴覚障害者その他の身体障害者向けに特に構成され主としてこれらの者に送信される送信によりまたはその過程で行われる非演劇的言語著作物の実演で、直接または間接の商業的利益を目的とせず、(i)政府機関、(ii)非商業的教育放送局(第47編第397条に定義する)、(iii)ラジオ副送信事業者免許(連邦規則集第47編

第 73.293 条-第 73.295 条および第 73.593 条-第 73.595 条に定義する)、または(iv) ケーブル・システム (第 111 条(f)に定義する) の設備により送信する行為。

(9)障害のため通常の印刷物を読むことのできない視覚障害者その他の身体障害者向けに特に構成され主としてこれらの者に送信される送信によりまたはその過程で行われる、実演の日の少なくとも 10 年前に発行された演劇的言語著作物の 1 回の実演で、直接または間接の商業的利益を目的とせず、第(8)節(iii)にいうラジオ副送信事業者免許の設備により送信する行為。ただし、本節の規定は、同一の実演家によるまたは同一の団体の主催による同一の著作物の 2 回以上の実演には適用されない。

(10)第(4)節にかかわらず、以下の行為は著作権の侵害とならない：非営利の退役軍人団体または慈善団体が主催し、当該団体の招待者を除く一般公衆が招待されない社交行事の過程で行われる非演劇的な言語または音楽著作物の実演で、実演の制作のための相当な費用を差し引いた収益を寄付目的のみに使用し、経済的利益のために使用しない行為。大学の男子学生社交クラブまたは女子学生社交クラブの社交行事は、特定の寄付目的で資金を集めるために開催される場合を除き、本条の対象とならない。

(11)個人世帯の構成員によりもしくはその指示によって、私的家庭内視聴用に当該世帯での実演もしくは当該世帯への送信がなされている間について、許諾を受けて作成された映画のコピーから、映画の音声もしくは映像コンテンツの限定された部分を、視聴不可能にする行為、または、かかる視聴を不可能にするコンピュータ・プログラムもしくはその他の技術（ただし、かかるコンピュータ・プログラムもしくはその他の技術が当該映画の改変版を固定してはならない）であって、個人世帯の構成員の指示によってかかる視聴不能のために使用されるよう設計され販売されるものを製作しもしくは提供する行為。

第(5)節に定める免除は、著作物の公の実演または展示につき著作権者に支払われる使用料を設定した調整する行政、司法その他の政府の手続において考慮されない。第(5)節に基づき免除される実演または展示以外の公の実演または展示につき著作権者に支払われる使用料は、第(5)節に定める免除によっていかようにも減額されない。

第(2)節において、本条に基づくデジタル送信による著作物の実演または展示に関する「媒介的教育活動」という用語は、教師によるまたは教師の指導の下で管理され教室で生で行われる実演または展示の形式に相当する教室体験の不可欠な一部であるような著作物を使用する活動をいう。この用語は、典型的には高等教育の学生が一人で使用し保持するために購入もしくは入手した初等教育もしくは中等教育の学生が所持し一人で使用するために購入もしくは入手する、教科書、コースパックまたはその他の資料（いかなる媒体、コピーまたはレ

コードに収録されているかを問わない) のような著作物を 1 教科の一つ以上の授業で使用する活動を意味しない。

第(2)節において、認定は、

(A)中等教育を終えた者に対する教育を提供する団体に関しては、高等教育認定委員会または合衆国教育省が認めた地区または全国の認定機関によって決定されるところのものとし、また

(B)初等教育または中等教育を提供する団体に関しては、州のしかるべき証明または許認可手続によって認定されるところのものとする。

第(2)節において、政府機関または認定された非営利的教育機関は、第(2)節に基づいて許された資料の実演または展示を自動的な技術的手続によってデジタル送信する過程において作成された過渡的または一時的な資料の蓄積について、責任を負わない。本節に基づいて送信の機関または団体が管理または運営するシステムまたはネットワークに蓄積された当該資料は、予定された受信者以外の者が通常アクセス可能な方法で当該システムまたはネットワークに維持されなければならない。当該複製物は、その複製物の送信を実行するのに合理的に必要な時間を越えて、当該予定された受信者が通常アクセス可能な方法で維持されてはならない。

第(11)節において、「視聴不可能」という用語は、映画にすでに存在するコンテンツに被せてまたは置き換えて実演または展示される音声または映像コンテンツの付加を含まない。

第(11)節のいかなる規定も、本編第 106 条に定める権利を追加するものと解釈されなければならない、また、本編の他の条もしくは本条の他の節に基づいて付与される権利に対する抗弁もしくは権利制限に影響を及ぼすものと解釈されなければならない。

## 第 111 条 排他的権利の制限：ケーブルによる放送番組の二次送信

(a)一定の二次送信の免除—一次送信に収録された著作物の実演または展示の二次送信は、以下の場合には著作権の侵害とならない。

(1)二次送信がケーブル・システムが行うものでなく、二次送信の全体が、連邦通信委員会の免許を受けた放送局が送信した信号を、そのローカル放送区域内においてホテル、アパートその他同様の施設の管理者が当該施設の宿泊者または居住者の私室に中継することからなり、かつ、当該二次送信を視聴するために直接の料金が課されない場合。

(2)二次送信が、第 110 条(2)に定める目的のみで、かつ、同規定に定める条件において行われる場合。

(3)一次送信の内容もしくは選択または二次送信の特定の受信者について直

接または間接に管理を行わず、二次送信に関するその活動が有線、ケーブルその他の通信手段を他者に提供することのみからなる通信事業者が、二次送信を行う場合。ただし、本節の規定は、上記通信事業者の二次送信に関する活動にのみ及び、他者が行う一次送信または二次送信に関する当該他者の活動について責任を免除するものではない。

(4)衛星通信事業者が第119条または第122条に基づく法定使用許諾に従つて二次送信を行う場合。

(5)直接または間接の商業的利益を目的とせず、かつ、二次送信の受信者に対し二次送信業務の維持および運営にかかる現実かつ相当な費用を支出するに必要な賦課金以外の料金を課さない二次送信を、ケーブル・システムではなく政府機関その他の非営利的団体が行う場合。

(b)被制御集団に対する一次送信の二次送信—第(a)項および第(c)項の規定にかかわらず、一次送信に収録された著作物の実演または展示の公衆への二次送信は、一次送信が一般公衆による受信のために行われず、制御されかつ公衆の特定の構成員による受信に限定される場合には、第501条に基づき侵害行為として訴えることができ、また、第502条ないし第506条に規定する救済に全面的に服する。ただし、以下の要件をすべて満たす場合には、侵害行為として訴えることができない。

(1)連邦通信委員会の免許を受けた放送局が一次送信を行うこと。

(2)連邦通信委員会の準則、規則または許可により、二次送信を構成する信号の送信が要求されること。

(3)二次送信事業者が一次送信事業者の信号をいかようにも改変しましたは変更しないこと。

(c)ケーブル・システムによる二次送信—

(1)本項第(2)節、第(3)節および第(4)節ならびに第114条(d)の規定を条件として、連邦通信委員会の免許またはカナダもしくはメキシコの政府所轄官庁の免許を受けた放送局が行った一次送信に収録された著作物の実演または展示のケーブル・システムによる公衆への二次送信は、当該二次送信を構成する信号の通信が連邦通信委員会の準則、規則または許可に基づいて許される場合には、第(d)項の要件に従つて法定使用許諾の対象となる。

(2)本項第(1)節の規定にかかわらず、連邦通信委員会の免許またはカナダもしくはメキシコの政府所轄官庁の免許を受けた放送局が行った著作物の実演または展示を収録した一次送信の、ケーブル・システムによる故意のまたは反復する公衆への二次送信は、以下の場合には、第501条の規定に基づき侵害行為として訴えることができ、また、第502条ないし第506条に規定する救済に全面的に服する。

(A)二次送信を構成する信号の通信が、連邦通信委員会の準則、規則もしくは許可に基づいて許されない場合、または

(B)ケーブル・システムが、第(d)項が要求する明細書および使用料を納付していない場合。

(3)本項第(1)節の規定にかかわらず、かつ、本条第(e)項の規定を条件として、連邦通信委員会の免許またはカナダもしくはメキシコの政府所轄官庁の免許を受けた放送局が行う一次送信に収録される著作物の実演または展示のケーブル・システムによる公衆への二次送信は、当該ケーブル・システムが実演もしくは展示を含む特定の番組の内容または当該番組の送信の間、直前もしくは直後に一次送信事業者が送信する商業広告もしくは局の告知を、変更、削除または差替により故意に改変する場合（テレビ商業広告市場調査に従事する者が行う商業広告の改変、削除または差替を除く）には、第501条の規定に基づいて侵害行為として訴えることができ、また、第502条ないし第506条および第510条に規定する救済に全面的に服する。ただし、調査会社は、元の商業広告を購入した広告主、当該商業広告を放送するテレビ局および二次送信を行うケーブル・システムの事前の承諾を得なければならない。また、かかる商業広告の改変、削除または差替は、商業広告放送時間の販売から収入を得る目的で行われてはならない。

(4)本項第(1)節の規定にかかわらず、カナダまたはメキシコの政府所轄官庁の免許を受けた放送局が行う一次送信に収録される著作物の実演または展示のケーブル・システムによる公衆への二次送信は、(A)カナダから発信される信号に関しては、当該ケーブル・システムが所在するコミュニティが、合衆国とカナダの国境から150マイル以上離れ、かつ、北緯42度より南に所在する場合、(B)メキシコから発信される信号に関しては、ケーブル・システムが当該テレビ局が発信する自由空間ラジオ波の直接の傍受以外の手段によって一次送信を受信し、二次送信を行う場合には、第501条の規定に基づいて侵害行為として訴えることができ、かつ、第502条ないし第506条に規定する救済に全面的に服する。ただし、1976年4月15日より前に、当該ケーブル・システムが、連邦通信委員会の準則、規則もしくは許可条件に従って、当該外国局の信号をその施設において現に送信し、または送信する許可を得ていた場合はこの限りでない。

(d)ケーブル・システムによる二次送信にかかる法定使用許諾—

(1)明細書および使用料—第(5)節を条件として、第(c)項に基づき法定使用許諾の対象となる二次送信を行うケーブル・システムは、著作権局長が規則により定める要件に従って、著作権局長に対して以下のものを半年毎に納付しなければならない。

(A)ケーブル・システムが加入者に対して二次送信を行ったチャンネルの

数、当該ケーブル・システムが再送信を行った送信のすべての一次送信事業者の名称および所在地、加入者の総数、一次放送送信事業者の二次送信を提供する基本サービスについてケーブル・システムに支払われた総額、その他著作権局長が隨時規則により定める情報を明記した、直前6ヶ月に関する明細書。加入者の総数および一次放送送信事業者の二次送信を提供する基本サービスについてケーブル・システムに支払われる総額の決定にあたっては、二次送信を受信する加入者および加入者から第119条に従って徴収した金額を算入してはならない。また、上記明細書は、一定の状況において信号の差替または追加を認める連邦通信委員会の準則、規則または許可に基づき、ケーブル・システムが一次送信事業者のローカル放送区域を超えてその全体または一部を送信する非ネットワークテレビ番組については、特別明細書ならびに上記の差し替えられまたは追加された送信にかかる時間、日付、放送局および番組を示す日誌を含まなければならぬ。

(B)一次放送送信事業者の二次送信を提供する基本サービスについて加入者がケーブル・システムに支払う総収入の特定の割合を基礎に、以下のとおり算出する、上記明細書の対象となる期間に第3節に従い著作権者に支払うべき使用料の総額（第(E)号または第(F)号がその使用料を定めるケーブル・システムの場合を除く）。

(i)一次送信事業者のローカル放送区域を超えて一次送信事業者の非ネットワーク番組の全体または一部をさらに送信する特権については、総収入の1.064パーセント。この金額は、第(ii)段ないし第(iv)段に従って支払われる使用料があれば、これに充当する。

(ii)第一遠隔信号等価については、総収入の1.064パーセント。

(iii)第二、第三および第四遠隔信号等価については、それぞれ総収入の0.701パーセント。また、

(iv)第五遠隔信号等価以降の遠隔信号等価については、それぞれ総収入の0.330パーセント。

(C)第(B)号第(ii)段ないし第(iv)段の金額の算出にあたっては—

(i)遠隔信号等価の端数については端数値を用いり、

(ii)一部が一次送信事業者のローカル放送区域内に所在し、一部が当該区域外に所在するケーブル・システムについては、総収入は当該一次送信事業者のローカル放送区域外に所在する加入者が支払った総収入に限定され、また

(iii)ケーブル・システムがサービスを提供するすべてのコミュニティではなくその一部に対して、一次送信事業者の二次送信が提供される場合—

(I)当該二次送信の総収入および遠隔信号等価は、当該ケーブル・システムが当該二次送信を提供するコミュニティの加入者のみを基準に計上される

ものとし、また

(II)当該システムが支払いを行った期間に対する使用料の総額は、第(B)号(i)に基づき算出された使用料に、当該システムのすべての加入者からの総収入を乗じた金額以上でなければならない。

(D)2010年衛星放送視聴拡大・地方色法の制定日よりも前に提出された明細書に基づいて第(C)号(iii)に基づく計算方法に則って使用料を算出したケーブル・システム、または当該方法を用いて支払われるべき使用料を算出するために当該制定日よりも前に提出された明細書を修正するケーブル・システムは、当該明細書において当該計算方法を用いたことによって発生した侵害行為について提訴されず、また使用料の返金もしくは相殺の対象とされてはならない。

(E)当該明細書の対象となる期間に、一次放送送信事業者の二次送信を提供する基本サービスについて加入者がケーブル・システムに支払った実際の総収入が263,800ドル以下である場合—

(i)本節におけるケーブル・システムの総収入は、263,800ドルが実際の総収入を超える差額分を実際の総収入から引いて算出されるものとする。ただし、いかなる場合であっても、ケーブル・システムの総収入は10,400ドル未満となってはならない。また、

(ii)本第(3)節に従って本節に基づき著作権者に支払われるべき使用料は、遠隔信号等価の数にかかわらず、0.5パーセントとする。

(F)当該明細書の対象となる期間に、一次放送送信事業者の二次送信を提供する基本サービスについて加入者がケーブル・システムに支払った実際の総収入が263,800ドルを超えるが527,600ドル未満の場合、第(3)節に従って本節に基づき支払われる使用料は、

(i)遠隔信号等価の数にかかわらず、263,800ドルまでの総収入については0.5パーセントとし、また、

(ii)遠隔信号等価の数にかかわらず、263,000ドルを超えるが527,000ドル未満の部分については総収入の1パーセントとする。

(G)第708条(a)に従い著作権局長が決定する申請料。

(2)使用料の取り扱い—著作権局長は、本条に基づき納付されたすべての使用料（第(1)節(G)に明記する申請料を含む）を受領し、本条に基づき著作権局が負担した相当な費用を差し引いた後に、残額を財務長官が指示する方法で合衆国財務省に納付しなければならない。財務長官が保管するすべての資金は、連邦議会図書館長が著作権使用料審判官の承認を得た後に利息とともに分配する目的のために、利息を生じる合衆国債券に投資されなければならない。

(3)著作権者への使用料の分配—上記の方法で納付された使用料は、第(4)節に定める手続に従って、自己の著作物が当該半年間に行われたケーブル・システ

ムによる二次送信の対象となったと主張する以下の著作権者の間で分配される。

(A)一次送信事業者のローカル放送区域を超えてケーブル・システムが行った非ネットワークテレビ番組の二次送信にその全部または一部が収録された著作物の著作権者。

(B)第(1)節(A)に基づき納付された特別明細書に記載した二次送信に収録された著作物の著作権者。

(C)一次送信事業者のローカル放送区域を超えてケーブル・システムが送信した聴覚信号のみからなる非ネットワーク番組にその全部または一部が収録された著作物の著作権者。

(4)使用料の分配手続－上記の方法で納付された使用料は、以下の手続に従って分配される。

(A)二次送信にかかる法定使用許諾料を受けることができると主張する者は、毎年7月に、著作権使用料審判官が規則により定める要件に従って、著作権使用料審判官に対して請求書を提出しなければならない。反トラスト法のいかなる規定にもかかわらず、本号において、請求者は、法定使用許諾料を比例配分することについて相互に合意し、請求を一括して共同のもしくは単独の請求として提出し、または請求者のために支払いを受ける共通の代理人を指名することができる。

(B)毎年8月1日より後に、著作権使用料審判官は、使用料の分配について争いがあるか否かを決定しなければならない。かかる争いがないと決定した場合、著作権使用料審判官は、連邦議会図書館長に対して、使用料を受けることができる著作権者またはその者が指名した代理人に対して、本条に基づく相当の経費を差し引いたうえで、使用料を分配することを承認しなければならない。争いがあると決定した場合、著作権使用料審判官は、本編第8章に従って、使用料の分配を決定するための手続きを行わなければならない。

(C)本項に基づく手続の係属中、著作権使用料審判官は、その裁量により、連邦議会図書館長に対して、争いの対象でない金額を分配することを承認することができる。

(5)3.75 パーセントおよび協同独占権割増金のマルチキャスト・ストリームへの不適用－2010年衛星放送視聴拡大・地方色法の制定日に有効な連邦規則集第37編第256.2条(c)および第256.2条(d)に明記される使用料（通常それぞれ「3.75 パーセント」および「協同独占権割増金」と称する）または、その後著作権使用料審判官により料率が調整されもしくは再指定される当該使用料は、マルチキャスト・ストリームの二次送信には適用されない。

(6)計算書の認証および料金の支払－著作権局長は、第(A)号に基づき指名された監査人が、2010年1月1日以降に始まる会計期間について本項に基づき半

期計算書で報告される計算および使用料の支払を正しいかどうか確認できるよう、本条に基づく一次送信の二次送信に含まれる著作物の当該著作権者が当該計算書で報告される情報について行う秘密認証を規定する規則を公布する。当該規則は—

(A)以下の要件を備えた適格独立監査人を指定する手続を定める。

(i)計算書が対象とする会計期間にケーブル・システムが行う一次送信の二次送信に含まれる著作物のすべての著作権者に代わって当該計算書の確認を求める独占的な権限を有すること。また、

(ii)監査以外の目的で著作権者の役員、従業員、もしくは代理人でないこと。

(B)本節に基づき提供される非公開の財務上および事業上の情報を保護するための手続を定める。

(C)(i)独立監査人がケーブル・システムの指定する者とその結果を検討するための協議期間を義務づけ、

(ii)ケーブル・システムが監査人の報告書に特定される過誤を訂正し、特定された未払いを解消するための仕組みを定め、かつ

(iii)争いとなる事実または結果を訂正する機会を与える。

(D)複数システムの運営者が一年間に特定のケーブル・システムについて受ける認証要求の頻度および監査回数を制限する。また、

(E)計算書が提出された年の最後の日から3年以内に限り当該計算書の認証を求めることを認める。

(7)追加納付の受領—本項に従い計算され納付された支払いに追加して著作権局が一次送信の二次送信に関してケーブル・システムから受領した使用料は、これが受領された特定の会計期間に納付されたとみなされ、本項に規定されるおりに分配される。

(e)ケーブル・システムによる非同時二次送信—

(1)ケーブル・システムによる非同時二次送信に関する第(f)項(2)の規定にかかるわらず、かかる送信は、第501条に基づき侵害行為として訴えることができ、また、第502条ないし第506条および第510条に定める救済に全面的に服する。ただし、以下の要件をすべて満たす場合を除く。

(A)ケーブル・システムの加入者に対し、ビデオテープに収録された番組が1回に限り送信されること。

(B)著作権のある番組、挿話または映画ビデオ（これらに含まれる商業廣告を含む）が、削除または編集なしに送信されること。

(C)ケーブル・システムの所有者または役員が、(i)当該システムがビデオテープを保有している間その増製を防止すること、(ii)当該システムのためにビ

デオテープを作成する施設が保有するビデオテープについては、当該施設を所有または支配する場合には無許可の増製を防止し、所有または支配しない場合には無許可の増製を防止するための相当な予防手段をとること、(iii)ビデオテープの輸送中の増製を防止するために適切な予防手段をとること、および(iv)第(2)節を条件として、ビデオテープを消去しもしくは廃棄し、または消去させもしくは廃棄させること。

(D)各四半期の終了後45日以内に、ケーブル・システムの所有者または役員が、(i)ビデオテープの増製を防止するためにとった手段および予防策ならびに(ii)第(2)節を条件として、当該四半期の間に作成または使用したビデオテープの消去または廃棄を証する宣誓供述書を作成すること。

(E)所有者または役員が、上記の宣誓供述書および第(2)節(C)に基づき受領した宣誓供述書を、当該ケーブル・システムが送信を行うコミュニティまたはその事業所がある最寄りのコミュニティに所在する主たる事業所において、公の閲覧に供されたファイルに保存すること。

(F)非同時送信が、同時送信で行われたとすれば、送信の時点で効力を有する連邦通信委員会の準則、規則または許可に基づきケーブル・システムによる送信が許されているものであること。ただし、本号は、意図しないまたは偶然の送信には適用されない。

(2)ケーブル・システムが非同時送信を行った番組のビデオテープを譲渡した場合、かかる譲渡は第501条に基づき侵害行為として訴えることができ、また、第502条ないし第506条に定める救済に全面的に服する。ただし、以下の要件をすべて満たす場合には、第(1)節に従って、ビデオテープおよびその譲渡にかかる費用の公平な分配を定める書面による非営利の契約に基づき、アラスカに所在する一のケーブル・システムからアラスカに所在する他のケーブル・システムに対し、ハワイに所在する非同時送信の許可を得た一のケーブル・システムからハワイに所在する非同時送信の許可を得た他のケーブル・システムに対し、または、グアム、北マリアナ諸島もしくは太平洋諸島信託統治領に所在する一のケーブル・システムから上記の5地域のいずれかに所在する他のケーブル・システムに対して、非同時送信が行われたビデオテープを譲渡することができる。

(A)各契約が、当該ケーブル・システムの事業所において公の閲覧に供され、かつ、その写しが、契約締結後30日以内に著作権局に提出されること（著作権局はかかる契約書を公の閲覧に供さなければならない）。

(B)ビデオテープを譲り受けるケーブル・システムが、第(1)節(A)、(B)、(C)(i)、(iii)および(iv)ならびに(D)ないし(F)に従うこと。

(C)当該システムが、第(1)節(D)に基づき作成することを要する宣誓供述書の写しを、既に当該ビデオテープの非同時送信を行った各ケーブル・システムに

送付すること。

(3)本項は、ケーブル・システムと当該システムが所在する地域のテレビ放送局もしくは当該放送局が所属するネットワークとの間に締結された既存の契約または今後締結される契約における排他的保護の規定に代わるものと解釈されてはならない。

(4)本項において、「ビデオテープ」は、連邦通信委員会の免許を受けたテレビ放送局が放送した番組の映像および音声の複製をいい、テープまたはフィルム等複製が収録される有形物の性質を問わない。

(f)定義—本条において、以下の用語は、それぞれ以下の意味を有する。

(1)一次送信—「一次送信」とは、送信施設が公衆に対して行った送信で、二次送信事業者がその信号を受信しさらに送信するものをいい、実演または展示が最初に送信された場所または日時を問わない。テレビ放送局の場合、かかる局から送信されたプライマリー・ストリームおよびマルチキャスト・ストリームは一次送信を構成する。

(2)二次送信—「二次送信」とは、一次送信をこれと同時に送信し、または、その全部または一部が隣接する48州、ハワイまたはプエルトリコに所在しない「ケーブル・システム」が非同時に送信することをいう。ただし、ハワイに所在するケーブル・システムが一次送信を非同時に送信する場合、かかる送信を構成するテレビ放送信号の放送が連邦通信委員会の準則、規則または許可に基づき許される場合には、二次送信とみなされる。

(3)ケーブル・システム—「ケーブル・システム」とは、米国の州、領土、信託統治領または属領に所在する施設であって、連邦通信委員会の免許を受けた一以上のテレビ放送局が送信する信号または放送する番組の全部または一部を受信し、有線、ケーブル、超短波その他の通信手段を用いて、サービスにつき料金を支払った公衆の加入者に対して上記信号または番組の二次送信を行うものをいう。第(d)項(1)に基づく使用料の算出にあたっては、隣接するコミュニティに所在し共通の所有もしくは支配に服しましたは一の中継局から運営される二以上のケーブル・システムは、一のシステムとして扱う。

(4)一次送信事業者のローカル放送区域—「一次送信事業者のローカル放送区域」とは、テレビ放送局である一次送信事業者により放送されたプライマリー・ストリームおよびマルチキャスト・ストリームの場合には、ケーブル・システムが1976年4月15日現在効力を有する連邦通信委員会の準則、規則および許可条件に従って自己の信号を再送信していると主張できる地域、あるいは、連邦規則集第47編第76.55条(e)に定義する当該局のテレビ市場または連邦規則集第47編第76.55条(e)もしくは第76.59条に従ってもしくは連邦規則集第47編73.662条(e)(1)に定義するノイズ制限域内（noise-limited contour）について、1993

年9月18日以後修正されたテレビ市場をいい、カナダまたはメキシコの政府所轄官庁の免許を受けたテレビ放送局の場合には、上記準則、規則および許可条件に従うテレビ放送局であれば自己の信号が再送信されていると主張できる地域をいう。連邦通信委員会の準則および規則に定義する低出力テレビ局の場合には、「一次送信事業者のローカル放送区域」とは、第122条(j)(2)(C)に定義される指定地域であって、かかる局のライセンスコミュニティのほか、送信地から35マイル内にその全部また一部に位置する指定地域外のコミュニティ、またはかかる局が標準的な大都市圏のうち人口が上位50位以内の地域（1980年に商務長官が行った10年毎の人口統計に基づく）に所在する場合には、送信地から20マイル内にその全部また一部に位置する指定地域外のコミュニティを含む。「一次送信事業者のローカル放送区域」は、ラジオ放送局の場合には、連邦通信委員会の準則および規程に従い、当該放送局の一次放送区域を含む。

(5)遠隔信号等価ー

(A)総則ー第(B)号に規定される場合を除き、「遠隔信号等価」とはー

(i)ケーブル・システムが非ネットワークテレビ番組の全部または一部を当該番組の一次送信事業者のローカル放送区域を超えて送信する二次送信に与えられる値をいう。また、

(ii)この値は、独立局である各プライマリー・ストリームおよび各マルチキャスト・ストリーム（サイマルキャスト以外）に1の値を与え、また、ネットワーク局または非商業的教育局である各プライマリー・ストリームおよび各マルチキャスト・ストリーム（サイマルキャスト以外）に4分の1の値を与えることによって、算出される。

(B)例外ー第(A)号に明記する独立局、ネットワーク局および非商業的教育局は、以下に服する：

(i)ケーブル・システムが連邦通信委員会の準則および規程により、特定の番組の再送信を省略しなければならず、かつ、著作物の実演もしくは展示を収録する他の番組を省略される送信と差し替えることができる場合、あるいは、1976年著作権法の制定日<sup>3</sup>に効力を有する準則もしくは規則が生放送でない番組の省略もしくは差替または自己のローカル放送区域内にケーブル・システムが所在する一次送信事業者が送信しない追加の番組の放送を自己の選択によって行うことができる場合には、差し替えられまたは追加された番組については何らの値も与えられない。

(ii)1976年著作権法の制定日に効力を有する連邦通信委員会の準則、規則もしくは許可により、ケーブル・システムが特定の番組の再送信の省略を自己

---

<sup>3</sup> 1976年10月19日

の選択において行うことができ、かつ、著作物の実演もしくは展示を収録する他の番組を省略される送信と差し替えることができる場合には、差し替えられまたは追加された番組について与えられる値は、生番組の場合には、差替が生じた日数を分子としその年の日数を分母とする分数を一遠隔信号等価全体に乗じた値とする。

(iii)連邦通信委員会の深夜番組規程もしくは特別番組規程に従ってテレビ放送局である一次送信事業者の二次送信とされる場合、またはケーブル・システムが放送の許可を得たすべての信号を終日再送信する活性チャンネル容量を欠くために全日放送が不可能であるときにおいて定時制でテレビ放送局である一次送信事業者の二次送信とされる場合には、第(A)号に定める独立局、ネットワーク局および非商業的教育局に対する値は、ケーブル・システムが再送信する当該一次放送事業者の放送時間に対する当該一次放送事業者の全放送時間の割合に等しい分数を乗じられるものとする。

(iv)ローカル放送区域内のコミュニティにおけるテレビ放送局である一次送信事業者のプライマリー・ストリームまたはマルチキャスト・ストリームに対しては、値は与えられない。

(6)ネットワーク局—

(A)プライマリー・ストリームの取り扱い—「ネットワーク局」という用語は、全国的送信を提供する合衆国内の一以上のテレビネットワークによって所有されもしくは運営され、またはこれに加入しているテレビ放送局であって、その局の典型的な放送日の主要部分についてネットワークが提供する番組の主要部分を送信するテレビ放送局のプライマリー・ストリームに適用される。

(B)マルチキャスト・ストリームの取り扱い—「ネットワーク局」という用語は、テレビ放送局が以下の相互接続番組サービスの番組のすべてまたは主要部分を放送するマルチキャスト・ストリームに適用される：

(i)第(A)号に記載する一以上のテレビネットワークが所有もしくは運営し、またはこれと提携し、かつ、

(ii)10以上の州において最低25以上の提携テレビ局のライセンシーに相互接続番組サービスを週15時間以上、定期的に提供しているもの。

(7)「独立局」という用語は、ネットワーク局でも非商業的教育局でもないテレビ放送局のプライマリー・ストリームまたはマルチキャスト・ストリームに適用される。

(8)「非商業的教育局」という用語は、2010年衛星放送視聴拡大・地方色法の制定日に有効である1934年通信法第397条に定義される非商業的教育放送局であるテレビ放送局のプライマリー・ストリームまたはマルチキャスト・ストリームに適用される。

(9)プライマリー・ストリームー「プライマリー・ストリーム」とは、以下のものをいう。

(A)2009年6月12日よりも前において、テレビ放送局が放送した番組をアナログ信号で実質的に複製していた単一のデジタル・ストリーム、または

(B)第(A)号に記載するストリームがない場合には、最も長い期間、テレビ放送局が放送した番組の単一のデジタル・ストリーム。

(10)一次送信事業者ー「一次送信事業者」とは、連邦通信委員会またはカナダもしくはメキシコの政府当局の免許を受け、公衆に一次送信を行うテレビまたはラジオ放送局をいう。

(11)マルチキャスト・ストリームー「マルチキャスト・ストリーム」とは、テレビ放送局が放送する番組のデジタル・ストリームであって、テレビ放送局のプライマリー・ストリームではないものをいう。

(12)サイマルキャストー「サイマルキャスト」とは、プライマリー・ストリームで送信される番組を複製するテレビ放送局のマルチキャスト・ストリーム、または当該放送局のその他のマルチキャスト・ストリームをいう。

(13)加入者、加入ー

(A)加入者ー「加入者」とは、ケーブル・システムから二次送信サービスを受け、当該ケーブル・システムに直接的または間接的に料金を支払う個人または事業者をいう。

(B)加入ー「加入」とは、加入者になることを選択することをいう。

## 第112条 排他的権利の制限：一時的固定物

(a)(1)第106条の規定にかかわらず、映画その他の視聴覚著作物の場合を除き、使用許諾（第114条(f)に基づく法定使用許諾を含む）、著作権の譲渡または第114条(a)に定める録音物にかかる排他的権利に対する制限に基づいて著作物を公に実演または展示することができる送信機関、または、ラジオもしくはテレビ放送局として連邦通信委員会の免許を受けた局である送信機関であって、加入契約なくデジタル方式で録音物の実演の放送送信を行う者が、実演または展示を収録する特定の送信番組のコピーまたはレコードを1部に限り作成することは、以下の要件をすべて満たす場合には著作権の侵害とならない。

(A)当該コピーまたはレコードを作成した送信機関のみがこれを保有し使用し、かつ、これからさらなるコピーまたはレコードを複製しないこと。

(B)当該コピーまたはレコードが、送信機関のローカル放送地域における自らの送信または資料保存もしくは保守の目的のみに使用されること。

(C)資料目的のみに保存される場合を除き、当該コピーまたはレコードが、送信番組が最初に公衆に送信された日から6ヶ月以内に廃棄されること。

(2)著作物の実演または展示を公衆に送信することに関する第(1)節に基づきコピーまたはレコードを作成することが許される送信機関が、著作権者が著作物の複製を防止する技術的手段を使用したことにより、コピーまたはレコードを作成できない場合、著作権者は、著作権者にとって技術的に実施可能でありかつ経済的に相当である限り、本節に基づいて許されるコピーまたはレコードの作成を可能とするに必要な手段を送信機関に提供しなければならない。著作権者が送信機関の合理的な業務上の要請に鑑みて適時に上記を行わない場合、当該送信機関は、本項第(1)節に基づき許されるコピーまたはレコードの作成に必要な行為を行ったことについて、本編第1201条(a)(1)の違反の責任を負わない。

(b)第106条の規定にかかわらず、第110条(2)または第114条(a)に規定する録音物にかかる排他的権利に対する制限に基づいて著作物を公に実演または展示することができる政府機関その他の非営利的団体が、実演または展示を収録する特定の送信番組のコピーまたはレコードを30部以下に限り作成することは、以下の要件をすべて満たす場合には著作権の侵害とならない。

(1)本項に基づき作成されたコピーまたはレコードからさらなるコピーまたはレコードを複製しないこと。

(2)資料目的のみに保存されるコピーまたはレコード1部を除く当該コピーまたはレコードが、送信番組が最初に公衆に送信された日から7年以内にすべて廃棄されること。

(c)第106条の規定にかかわらず、政府機関その他の非営利的団体が、宗教的な非演劇的音楽著作物の実演またはかかる音楽著作物の録音物を収録する特定の送信番組のコピーまたはレコードを、本項第(2)節に定める送信機関に頒布するため1部に限り作成することは、以下の要件をすべて満たす場合には著作権の侵害とならない。

(1)当該コピーまたはレコードの作成または頒布につき、直接または間接の料金が課されること。

(2)いかなるコピーまたはレコードも、使用許諾または著作権の移転に基づき著作物の実演を公衆に送信することのできる送信機関による公衆への1回の送信以外の実演に使用されないこと。

(3)資料目的のみに保存されるコピーまたはレコード1部を除く当該コピーまたはレコードが、送信番組が最初に公衆に送信された日から1年以内にすべて廃棄されること。

(d)第106条の規定にかかわらず、第110条(8)に基づき著作物の実演を送信することができる政府機関その他の非営利的団体が、当該実演を収録するコピーもしくはレコードを10部以下に限り作成し、または、第110条(8)に基づき著作物の実演を送信することができる政府機関もしくは非営利団体がコピーもしく

はレコードを使用することを許諾することは、以下の要件をすべて満たす場合には著作権の侵害とならない。

(1)当該コピーまたはレコードを作成した団体または第110条(8)に基づき著作物の実演を送信することができる政府機関もしくは非営利的団体のみがこれを保有し使用し、かつ、これからさらなるコピーまたはレコードを複製しないこと。

(2)当該コピーまたはレコードが、第110条(8)が許可する送信または資料保存もしくは保守の目的のみに使用されること。

(3)本項に基づき政府機関または非営利的団体が当該コピーまたはレコードを使用することを許可する政府機関または非営利的団体が、かかる使用に対して何らの料金をも課さないこと。

(e)法定使用許諾—(1)第114条(d)(1)(C)(iv)に定める排他的権利の制限に基づいてまたは第114条(f)に従う法定使用許諾に基づいて録音物の実演を公衆に送信することを許された送信機関は、以下の条件を満たす場合には、本項の定める条件において録音物の1部を超えないレコード（法定使用許諾の条件がより多数を認める場合を除く）を作成する法定使用許諾を受けることができる。

(A)当該レコードを作成した送信機関のみがこれを保有し使用し、かつ、これからさらなるレコードを複製しないこと。

(B)当該レコードが、第114条(f)に基づく法定使用許諾または第114条(d)(1)(C)(iv)に定める排他的権利の制限に基づいて、合衆国から発信される当該送信機関の送信にのみ使用されること。

(C)資料保存目的のみで保存される場合を除き、当該レコードが、これを用いて録音物が最初に公に送信された日から6ヶ月以内に廃棄されること。

(D)録音物のレコードが著作権者の許諾を得て公に頒布されまたは著作権者が送信事業者に対して録音物を送信することを許諾しており、かつ、著作権者の許諾を得て適法に作成・取得されたレコードから本項に基づいて送信事業者が当該レコードを作成すること。

(2)反トラスト法の規定にかかわらず、録音物の著作権者および本項に基づき法定使用許諾を受けることのできる送信事業者は、本条に基づいて当該録音物のレコードを作成するための使用料率および使用許諾の条件ならびに支払われた使用料の著作権者間での配分について交渉し合意することができ、また、かかる使用料の支払について交渉し、合意しましたは支払を受けるための共通の代理人を指名することができる。

(3)第8章に基づく手続は、手続開始の翌年の1月1日から5年間または当事者が別途合意するその他の期間について、第(1)節に定める活動に対する相当な使用料率および使用料支払条件を決定する。かかる料率には、送信機関が提供

するサービスの種類毎の最低料金を含むものとする。録音物の著作権者または本項に基づき法定使用許諾を受けることのできる送信機関は、著作権使用料審判官に対して、当該録音物に関して、かかる行為を対象とする使用許諾を提出することができる。各当事者は、手続に要する費用を負担する。

(4)第(5)節を条件として、著作権使用料審判官によって決定された相当な使用料率および条件は、第(3)項に定める5年間または当事者が別途合意する期間について、録音物のすべての著作権者および本項に基づいて法定使用許諾を受けることのできる送信機関を拘束する。かかる料率には、送信機関が提供するサービスの種類毎の最低料金を含むものとする。著作権使用料審判官は、市場において取引を希望する売主と買主が交渉したであろう使用料率を最も明確にあらわす使用料率を設定しなければならない。かかる使用料率および条件を決定するにあたって、著作権使用料審判官は、以下を含む、当事者が提出する経済、競争および番組についての情報に基づいて決定しなければならない。

(A)当該サービスの利用が、レコードの販売に代替するかもしくは促進するか、または、録音物に対する著作権者の録音物からの収入源を妨害するかもしくは拡大するか。また、

(B)相対的な創作的寄与、技術的寄与、資本投資、費用およびリスクに関して、公に利用可能な当該著作権のある著作物および当該サービスにおける、著作権者および送信事業者の相対的役割。

使用料率および条件を定めるにあたって、著作権使用料審判官は、第(2)節および第(3)節に定める任意的使用許諾契約に基づく使用料率および条件を考慮することができる。また、著作権使用料審判官は、著作権者が本条に基づく録音物の使用の適切な通知を受け取るべき要件および本項に基づいて法定使用許諾を受けることのできる送信機関がかかる使用の記録を保存し利用可能にすべき要件を定めなければならない。

(5)録音物の一以上の著作権者および本項に基づき法定使用許諾を受けることのできる一以上の送信機関が時期を問わず任意に交渉した使用許諾契約は、連邦議会図書館長の決定または著作権使用料審判官の決定に代わる効力を有する。

(6)(A)本項に従う法定使用許諾に基づいて録音物のレコードを作成しようとする者は、以下のいずれかの場合には、第106条(1)に基づく録音物に対する著作権者の排他的権利を侵害することなくこれを行うことができる。

(i)著作権使用料審判官が規則により定める通知の要件に従い、かつ、本項に従って使用料を支払う場合。

(ii)使用料が定められていないときは、本項に従って定められる使用料の支払いに同意する場合。

(B)未払の使用料は、使用料が定められた月の翌月 20 日以前に支払われなければならない。

(7)本項に基づきレコードを作成することが許される送信機関が、著作権者が録音物の複製を防止する技術的手段を使用したことによりレコードを作成できない場合、著作権者は、著作権者にとって技術的に実施可能でありかつ経済的に合理的である限り、本項に基づいて許されるレコードの作成を可能とするに必要な手段を送信機関に提供しなければならない。著作権者が送信機関の合理的な業務上の要請に鑑みて適時に上記を行わない場合、当該送信機関は、本項に基づき許されるレコードの作成に必要な行為を行ったことについて、本編第1201条(a)(1)の違反の責任を負わない。

(8)本項のいかなる規定も、著作権者が録音物（本項に別途定める場合を除く）または音楽著作物に対して保有する排他的権利（第106条(1)、第106条(3)および第115条に基づき録音物または音楽著作物をデジタル・レコード頒布等の方法によって複製・頒布する排他的権利ならびに第106条(4)および第106条(6)に基づき録音物または音楽著作物をデジタル音声送信等の方法によって公に実演する権利を含む）の存在または価値を無効にし、制限し、阻害し、またはその他の影響を及ぼさない。

(f)(1)第106条の規定にかかわらず、また第(b)項への適用に限らず、第110条(2)に基づいて実演または展示を許されている政府機関またはその他非営利的教育機関が、第110条(2)に基づいて許諾された送信を行うために使用される実演または展示を収録したコピーまたはレコードをデジタル形式にてまたは第(2)節に基づいて許された範囲でアナログ形式にて作成する行為は、以下の条件を満たす場合には、著作権侵害とならない。

(A)第110条(2)に基づいて許諾される場合を除き、かかるコピーまたはレコードを作った機関または団体だけがそれを保有して使用し、かかるコピーまたはレコードからさらなるコピーまたはレコードが複製されないこと、および

(B)かかるコピーまたはレコードが、第110条(2)に基づいて許諾された送信にのみ使用されること。

(2)本項は、著作物の活字またはその他アナログ版をデジタル形式に変換することを許すものではない。ただし、以下のいずれの場合には、本項に基づいてかかる変換は、第110条(2)に基づいて当該著作物の実演または展示が許されている量についてのみ、許される。

(A)団体に、著作物のデジタル版が手に入らない場合、または

(B)団体が手に入れることのできるデジタル版が、第110条(2)の目的とする使用を妨げるような技術的保護手段を施している場合。

(g)本条に基づき作成されるコピーまたはレコードを含む送信番組は、当該番

組に使用される既存の著作物の著作権者の明示的な同意がない限りは、二次的著作物として本編に基づく保護を受けない。

### 第113条 絵画、図形および彫刻の著作物に対する排他的権利の範囲

(a) 本条第(b)項および第(c)項の規定を条件として、著作権のある絵画、図形または彫刻の著作物を第106条に基づきコピーに複製する排他的権利は、あらゆる種類の物品（実用品であるか否かを問わない）に著作物を複製する権利を含む。

(b) 本編は、実用品そのものを表現する著作物の著作権者に対し、表現された実用品の作成、頒布または展示について、本編に基づき提起された訴訟において裁判所が適用し解釈した1977年12月31日現在効力を有する法（第17編または州のコモン・ローもしくは制定法であるかを問わない）が当該著作物について付与する権利に、優越しましたは劣後するいかなる権利を付与するものではない。

(c) 公の販売その他の頒布に供された実用品に適法に複製された著作物の場合、著作権は、当該物品の頒布もしくは展示に関連する広告もしくは解説またはニュース報道に関する当該物品の絵画または写真の作成、頒布または展示を禁止する権利を含まない。

(d)(1)(A) 建築物からの除去が第106A条(a)(3)に定める著作物の破壊、歪曲、切除その他の改変をもたらす方法で視覚芸術著作物が建築物に組み込まれもしくはその一部とされた場合、また

(B) 著作者が、1990年視覚芸術家権法第610条(a)に定める発効日<sup>4</sup>前に著作物を建築物に組み入れることを承諾した場合または建築物の所有者および著作者が署名し、著作物の除去により著作物が破壊され歪曲され切除されその他改変されることを特記した書面により、著作物を建築物に組み込むことを承諾した場合には、第106A条(a)(2)および(3)が付与する権利は適用されない。

(2) 建築物の所有者が、第106A条(a)(3)に定める破壊、歪曲、切除その他の改変なしに建築物から除去できる、建築物の一部となっている視覚芸術著作物を除去することを希望するときは、第106A条(a)(2)および(3)に基づく著作者の権利は、以下の場合を除き適用される。

(A) 所有者が著作者に対し、その意図する視覚芸術著作物に影響する行為につき通知すべく誠実かつ善意の努力をしたが通知できなかった場合、または

(B) 所有者が書面をもって上記の通知を行ったが、通知を受けた者が受領後90日以内に著作物の除去もしくは除去の費用の支払を行わなかった場合。

第(A)号において、所有者が著作者に対して、第(3)節に基づき著作権局長が記録する著作者の最新の住所に宛てて書留郵便をもって通知を送付した場合、

---

<sup>4</sup> 1990年12月1日

所有者は著作者に対して通知すべく誠実かつ善意の努力をしたものとみなす。著作物が著作者の費用で除去された場合、著作物のコピーに対する権原は著作者に帰属するものとみなす。

(3)著作権局長は、建築物に組み込まれまたはその一部とされた視覚芸術著作物の著作者が著作権局にその身元および住所を記録することのできる記録制度を定めなければならない。著作権局長はまた、上記の著作者が記録された情報を更新するための手続、および、建築物の所有者が本項に従うための努力の証拠を著作権局に登記するための手続を定めなければならない。

## 第 114 条 録音物に対する排他的権利の範囲

(a)録音物の著作権者の排他的権利は、第 106 条(1)、(2)、(3)および(6)に定める権利に限定され、第 106 条(4)に基づく実演の権利を含まない。

(b)録音物の著作権者の第 106 条(1)に基づく排他的権利は、録音物に固定されている実際の音を直接または間接に再録するレコードまたはコピーの形式に録音物を増製する権利に限定される。録音物の著作権者の第 106 条(2)に基づく排他的権利は、録音物に固定されている実際の音を再整理し、再調整しました順序もしくは音質を変更した二次的著作物を作成する権利に限定される。録音物の著作権者の第 106 条(1)および(2)に基づく排他的権利は、著作権のある録音物の音を模倣しましたそれに類似する音を含んでいたとしても、全体が他の音を独自に固定したものである他の録音物を作成しました増製することには及ばない。録音物の著作権者の第 106 条(1)、(2)および(3)に基づく排他的権利は、公共放送事業者（第 118 条(f)に定義する）がまたはこれを通じて頒布しました送信する、テレビまたはラジオの教育番組（第 47 編第 397 条に定義する）に収録された録音物には適用されない。ただし、公共放送事業者がまたはこれを通じて、かかる番組のコピーまたはレコードを一般公衆に商業的に頒布してはならない。

(c)本条は、第 106 条(4)に定める著作物を、レコードを用いて公に実演する排他的権利を制限しました減損するものではない。

(d)排他的権利の制限—第 106 条(6)の規定にかかわらず—

(1)免除の対象となる送信および再送信—デジタル音声送信を用いた録音物の公の実演（インターラクティブ・サービスの一部であるものを除く）は、以下のいずれかの一部である場合、第 106 条(6)を侵害しない。

(A)非加入契約放送送信。

(B)非加入契約放送送信の再送信。ただし、ラジオ局放送送信の再送信である場合は、以下のいずれかの要件を満たすものでなければならない。

(i)ラジオ局放送送信が、ラジオ放送送信機の地点から半径 150 マイル以上にわたって意図的または反復的に再送信されること。ただし、

(I)連邦通信委員会の免許を受けたラジオ局の非加入契約放送送信が、連邦通信委員会の免許を受けた地上放送局、地上中継局または地上レピーターによって非加入契約ベースで再送信される場合は、本規定における 150 マイルの制限を受けない。また、

(II)上記第(I)文に規定する非加入契約放送再送信を加入契約ベースで再送信する場合には、放送再送信機の送信設備を起点として半径 150 マイルを測定する。

(ii)再送信がラジオ局放送送信の再送信であり—

(I)再送信事業者が無線で受信し、

(II)再送信事業者が別個独立の信号を発信するために電子的に調整を加えず、かつ、

(III)再送信事業者が業務を行うローカルコミュニティのみに再送信すること。

(iii)1995 年 1 月 1 日現在、衛星通信事業者がラジオ局放送送信をケーブル・システム（第 111 条第(f)項に定義する）に再送信し、当該ケーブル・システムが別個独立の信号としてこれを再送信しており、かつ、衛星通信事業者がラジオ局の放送送信をアナログ形式で受信していること。ただし、再送信された放送送信は、複数のラジオ局の番組を含むものでもよい。

(iv)ラジオ局の放送送信が、1995 年 1 月 1 日以後に 1934 年通信法第 396 条(k)（合衆国法典第 47 編第 396 条(k)）に基づいて資金を受けた非商業的教育放送局が行ったもので、非商業的教育・文化ラジオ番組のみを含み、かつ、再送信（同時送信であるか否かを問わない）が非加入契約地上放送再送信であること。

(C)以下のいずれかに該当する送信。

(i)免除の対象となる送信事業者が受信した後に再送信する信号等、免除の対象となる送信に付随する事前または同時の送信。ただし、かかる付隨的送信は、公衆による受信を直接の目的とする加入契約送信を含まない。

(ii)事業施設内部での送信で、その構内または直接隣接する地域に限られたもの。

(iii)送信の一部として録音物を公に実演することを許諾された送信事業者が行う送信を、再送信事業者（1934 年通信法第 602 条(12)（合衆国法典第 47 編第 522 条 (12)）に定義する多チャンネルビデオ番組配信事業者を含む）が再送信するものであって、許諾を受けた送信と同時であり、かつ、送信事業者の許諾を受けたもの。

(iv)通常の業務の過程で使用される事業施設向けの送信。ただし、事業受信者は、その構内または直接隣接する地域の外部に再送信してはならず、また、送信は、録音物実演放送枠を超えてはならない。本段は、第(ii)段による免除の

範囲を制限するものではない。

(2)特定の送信に対する法定使用許諾—第(1)節に基づく免除の対象とならない加入契約デジタル音声送信、適格の非加入契約送信、または既存の衛星デジタル音声ラジオ・サービスによる第(1)節に基づく免除の対象とならない送信を使用して、録音物を公に実演することは、以下のすべての条件を満たす場合には、第(f)項に従って法定使用許諾の対象となる。

- (A)(i)送信がインタラクティブ・サービスの一部でなく、
- (ii)事業施設への送信の場合を除き、送信事業者が、送信を受ける装置によって番組チャンネルを自動的かつ意図的に変更せず、かつ
- (iii)第 1002 条(e)に定める場合を除き、技術的に可能である限り、録音物の送信が、録音物の著作権者がまたはその許諾を得て録音物にエンコードした録音物の題名、録音物に実演を行った主演実演家および関連する情報（元になる音楽著作物およびその作者の情報を含む）を特定する情報を伴うこと。

(B)既存の加入契約サービスが 1998 年 7 月 31 日に使用していたものと同じ送信媒体を使って行う第(1)節に基づく免除の対象とならない既存の加入契約送信の場合、または、既存の衛星デジタル音声ラジオ・サービスが行う第(1)節に基づく免除の対象とならない送信の場合には—

- (i)送信が録音物実演放送枠を超えること。
- (ii)送信事業者が、送信される特定の録音物または当該録音物を含むレコードの題名を、番組予定表または事前の発表によって公表させないこと。

(C)適格の非加入契約送信、または第(1)節に基づく免除の対象とならない加入契約送信であって新規の加入契約サービスもしくは 1998 年 7 月 31 日に使用していたものと同じ送信媒体を使わない既存の加入契約サービスとして行われる送信の場合、以下のすべての要件を満たすこと。

(i)送信が録音物実演放送枠を超えないこと。ただし、放送送信の再送信の場合、再送信を行う送信事業者が、当該放送送信を行う放送局による番組編成を管理する権利または能力を持たないときには、本要件を適用しないが、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- (I)当該放送局が以下のいずれかの形式で放送送信を行うこと。
  - (aa)録音物実演放送枠を規則的に超えてデジタル方式で行う。
  - (bb)放送の大部分を、週毎に録音物実演放送枠を超えてアナログ方式で行う。

(II)録音物の著作権者またはその代理人が、著作権者の保有する録音物の放送送信が本段に定める録音物実演放送枠を超えることを、送信事業者に書面で通知したこと。

- (ii)送信事業者が、番組予定表または事前の発表によって、送信される

特定の録音物の題名、当該録音物を含むレコードまたは主演実演家の名前（例示目的の公表を除く）を、公表させまたは公表を教唆しもしくは帮助しないこと。ただし、本規定は、不特定の将来の時間帯に特定の実演家が出演する旨の事前の発表を行う送信事業者の資格を剥奪するものではない。また、送信事業者が放送送信の再送信を行い、当該送信事業者が放送送信の番組編成を管理する権利または能力を持たない場合において、放送局が番組予定表を発行したままこれを教唆しもしくは帮助したことについて送信事業者が現実の認識を持たずかつ著作権者またはその代理人から通知を受けていないとき、あるいは放送局が 1998 年 9 月 30 日以前にクラシック音楽番組について発行した番組予定表であってかつこれと同じ方法にて放送局が発行する番組予定表であるときには、本段の要件は、放送局が行う事前の公表または放送局による番組表の公表もしくはその教唆・帮助には適用しない。

(iii)送信が—

(I)5 時間未満の保存番組の一部でないこと、

(II)2 週間を超える期間利用可能にされる 5 時間以上の保存番組の一部でないこと、

(III)3 時間未満の継続番組の一部でないこと、または

(IV)以下のいずれかにて送信される、録音物の実演が予め定められた順序で行われる特定可能な番組（保存番組または継続番組を除く）の一部でないこと。

(aa)1 時間未満の番組の場合、予め公表された 2 週間に 3 回を超えて送信されること。

(bb)1 時間以上の番組の場合、予め公表された 2 週間に 4 回を超えて送信されること。ただし、放送送信の番組編成を管理する権利または能力を持たない送信事業者が放送送信を再送信する場合には、当該送信事業者が録音物の著作権者またはその代理人から書面で放送局がかかる要件に規則的に違反して送信を行っているとの通知を受けているときを除き、本規定の要件を適用しない。

(iv)送信事業者が、送信事業者または送信事業者の広告する製品もしくはサービスに対して著作権者または主演実演家が提携、関係または所属するかのように、あるいは、送信事業者の行為（当該録音物の実演を除く）に対して著作権者または主演実演家が企画、支援または承認するかのように、混同、誤認または欺罔させるおそれのある方法で、視覚的映像の送信を録音物の送信と同時に進行するサービスの一部として、故意に録音物を実演しないこと。

(v)特定の録音物がその者に送信されるよう選択するために、受信者その他の者が送信事業者の送信を単独または他の送信事業者の送信と共に自動的

にスキャンすることを防止することに、多大な費用または負担を課すことなく実施可能である限りにおいて、送信事業者が協力すること。ただし、本段の要件は、1998年7月31日以前に営業中であるかまたは連邦通信委員会の免許を受けた衛星デジタル音声サービスには適用されない。

(vi)送信事業者が送信の受信者にレコードを作成させまたはこれを教唆するようないかなる積極的な措置もとらないこと、および、送信の受信者が送信のレコードをデジタル形式にて直接作成することを送信事業者の用いる技術が制限できる場合には、かかる技術によって可能な範囲で、かかるレコードの作成を制限するように送信事業者が設定すること。

(vii)著作権者の許諾に基づいて録音物のレコードが公に頒布されまたは著作権者が送信事業者に録音物を送信する許諾を与え、かつ、送信事業者が著作権者の許諾の下に適法に作成されたレコードから送信を行うこと。ただし、放送送信の番組編成を管理する権利または能力を持たない送信事業者が放送送信を再送信する場合には、当該送信事業者が録音物の著作権者から書面で放送局がかかる要件に規則的に違反して放送送信を行っているとの通知を受けているときを除き、本段の要件を適用しない。

(viii)著作権のある著作物を特定しまたは保護するために録音物の著作権者が広く使用する技術的手段であり、かかる技術的手段の送信が送信事業者に多大な費用を課しまたはデジタル信号に聴覚的もしくは視覚的な劣化を生ずることがない場合には、送信事業者がかかる技術的手段の送信を受容しこれを妨げないこと。ただし、本段の要件は、1998年7月31日以前に営業中であるかまたは連邦通信委員会の免許を受けた衛星デジタル音声サービスである場合には、当該技術的手段を録音物の著作権者が広く採用するに至る前に当該技術的手段と互換性のない機器または技術を設計し、開発しまたは調達の約束をした限りにおいて、適用しない。

(ix)送信事業者が提供するサービスを受信することが予定される装置または技術によって送信の受信者に表示されるような方法で、実演前ではなく実演中に、送信事業者が、録音物の題名、（もしあれば）録音物を収録するレコードの題名および主演実演家等によって録音物を文字データ中に特定すること。ただし、本段における義務は、デジタル・ミレニアム著作権法の制定日<sup>5</sup>から1年間は発効せず、また、放送送信の番組編成を管理する権利もしくは能力を持たない送信事業者が放送送信を再送信する場合または送信事業者のサービスを受信することが予定される装置もしくは技術が上記文書データを表示する機能を有するが市場において一般的でない場合には、本段の義務は適用されない。

---

<sup>5</sup> 1998年10月28日

(3) インタラクティブ・サービスによる送信についての使用許諾—

(A) いかなるインタラクティブ・サービスも、デジタル音声送信による録音物の公の実演について、12ヶ月を超える期間について第106条(6)に基づく独占的使用許諾を受けることはできない。1,000以下の録音物に対する著作権を保有する許諾者は、インタラクティブ・サービスに対して24ヶ月を超える独占的使用許諾を付与してはならない。ただし、独占的使用許諾を受けた者は、すでに与えられた独占的使用許諾の失効から13ヶ月間は、当該録音物について新たな独占的使用許諾を受けることはできない。

(B) 本節第(A)号に定める制限は、以下の場合には適用されない。

(i) 第106条(6)に基づくデジタル音声送信による録音物の公の実演にかかる使用許諾が、少なくとも5つのインタラクティブ・サービスに付与されかつ有効である場合。ただし、かかる使用許諾の範囲は、許諾者が所有する録音物でインタラクティブ・サービスに対する使用許諾の対象となるものの最低10パーセントでなければならないが、いかなる場合にも50未満の録音物であってはならない。または、

(ii) 独占的使用許諾が、録音物を45秒以内の時間公に実演することについて付与され、かつ、実演の唯一の目的が録音物の配信または実演の促進である場合。

(C) 第106条(6)に基づく公に実演する権利について独占的または非独占的使用許諾が付与されたか否かにかかわらず、インタラクティブ・サービスは、録音物に含まれる著作権のある音楽著作物の公の実演について使用許諾を受けなければ、録音物を公に実演することはできない。ただし、著作権のある音楽著作物の公の実演についての使用許諾は、著作権者を代表する実演権団体または著作権者によって付与されるものとする。

(D) デジタル音声送信の再送信による録音物の実演は、以下の要件を満たす場合には、第106条(6)の侵害とならない。

(i) 送信の一部として公衆の特定の者に対し録音物を公に実演する使用許諾を受けたインタラクティブ・サービスが再送信を行い、かつ

(ii) 再送信が、使用許諾を受けた送信と同時に、送信事業者が許諾したものであり、かつ、インタラクティブ・サービスが送信の受信者と意図する公衆の特定の者に限定されること。

(E) 本節において—

(i) 「許諾者」は、ライセンス事業者および所有権、経営権または支配権利を重大な範囲で共同にする他の事業者であって録音物に対する著作権を保有するものを含む。また、

(ii) 「実演権団体」とは、アメリカ作詞家作曲家出版者協会(ASCAP)、ブ

ロードキャスト・ミュージック社およびSESAC社等の、著作権者に代わって非演劇的音楽著作物の公の実演を許諾する社団または会社をいう。

(4)権利に対するその他の制限の不存在－

(A)本条に明示的に規定する場合を除き、本条は、第106条(6)に基づきデジタル音声送信を用いて録音物を公に実演する排他的権利を制限しまたは減損しない。

(B)本条のいかなる規定も、以下の権利を無効にしまたは制限しない。

(i)第106条(4)に基づく、音楽著作物を公に実演する排他的権利（デジタル音声送信によるものを含む）。

(ii)第106条(1)、第106条(2)および第106条(3)に基づく、録音物またはこれに含まれる音楽著作物に対する排他的権利。または、

(iii)第106条の他の節に基づくその他の権利、または本編に基づいて認められる救済（1995年録音物に対するデジタル実演権法の制定日<sup>6</sup>前後に存在した権利または救済を含む）。

(C)第106条(6)に基づく排他的権利に対する本条の制限は、第106条(6)に基づく排他的権利のみに適用され、第106条に基づく他のいかなる排他的権利にも適用されない。本条のいかなる規定も、録音物の著作権者が第106条(1)、第106条(2)および第106条(3)に基づく権利を行使し、またはかかる権利に基づいて本編に基づく救済を求める能力を無効にし、制限し、減損し、またはこれに影響を及ぼさない。かかる権利および救済は、1995年録音物に対するデジタル実演権法の制定日前後に存在したもの等をいう。

(e)交渉の権限－

(1)反トラスト法の規定にかかわらず、録音物の著作権者および本条の適用がある録音物を実演する団体は、第(f)項に基づく法定使用許諾の交渉において、当該録音物の実演にかかる使用料および使用許諾の条件ならびに著作権者間の使用料の配分について交渉し合意することができ、また、支払について交渉し、合意し、支払を受けまたは行うための非排他的な共通の代理人を指名することができる。

(2)インタラクティブ・サービスによる実演または録音物実演放送枠を超える実演についての使用許諾等、第106条(6)に基づいて付与される使用許諾（法定使用許諾を除く）について－

(A)本条の適用がある録音物の複数の著作権者は、使用許諾を付与し使用料を受領し送金するための共通の代理人を指名することができる。ただし、各著作権者は単独で（すなわち、録音物の他の著作権者との合意、共同または合議に

---

<sup>6</sup> 1995年11月1日

よらずに）使用料率および使用許諾の重要な条件を定めなければならない。

(B)本条の適用がある録音物を実演する複数の事業者は、使用許諾を受け使用料を集め支払うための共通の代理人を指名することができる。ただし、録音物を実演する各事業者は、単独で（すなわち、録音物の他の実演者との合意、共同または合議によらずに）使用料率および使用許諾の重要な条件を定めなければならない。

(f)一定の免除の対象とならない送信に対する使用許諾—

(1)(A)第8章に基づく手続によって、手続開始の翌年1月1日から5年間にについて、第(d)項(2)に定める既存の加入契約サービスによる加入契約送信サービスおよび既存の衛星デジタル音声ラジオ・サービスによる送信に対する相当な使用料率および条件を決定する。ただし、2004年著作権使用料及び分配改革法第6条(b)(3)に定める別の過渡期間または当事者が別途合意する期間の場合を除く。かかる使用料および条件は、当該時点で営業中の他のデジタル音声送信サービスの種類毎に区分される。すべての録音物、既存の加入契約サービスまたは既存の衛星デジタル音声ラジオ・サービスの著作権者は、著作権使用料審判官に対し、当該録音物に関して、加入契約送信を対象とする使用許諾契約書を提出することができる。各手続の当事者は、自己の費用を負担する。

(B)著作権使用料審判官が決定した相当な使用料率および条件の定めは、第(3)節を条件として、第(A)号に定める5年間、2004年著作権使用料及び分配改革法第6条(b)(3)に定める過渡期間、またはその他当事者が合意する期間について、すべての録音物の著作権者および本節の影響を受ける録音物を実演する団体を拘束する。既存の加入契約サービスおよび既存の衛星デジタル音声ラジオ・サービスの使用料率および条件を設定するにあたり、著作権使用料審判官は、第801条(b)(1)に定める目的のほか、第(A)号に記載する任意的使用許諾契約における比較可能な加入デジタル音声送信サービスおよび比較可能な状況を考慮することができる。

(C)第(A)号および第(B)号に基づく手続は、録音物の著作権者、既存の加入契約サービス事業者または既存の衛星デジタル音声ラジオ・サービス事業者が提出する申立書によっても開始される。ただし、当該申立書には、録音物を実演する新種の加入契約デジタル音声送信サービスが営業中または営業準備中であることを記載し、かつ、当該新種のサービスの開始日から第(A)号または第(B)号および第8章に基づいて加入デジタル音声送信サービスに対する使用料および条件が最後に決定された日に終了する期間または当事者が別途合意する期間について、当該新種の送信サービスに関する相当な使用料および条件を決定することを目的とするものでなければならない。

(2)(A)第8章に基づく手続によって、手続開始の翌年1月1日から5年間に

おいて、適格の非加入契約送信サービスおよび第(d)項(2)に定める新規の加入契約サービスによる録音物の公の実演に対する相当な使用料率および条件を決定する。ただし、2004年著作権使用料及び分配改革法第6条(b)(3)に定める別の過渡期間または当事者が別途合意する期間の場合を除く。かかる使用料率および条件は、当該時点で営業中の他の適格の非加入契約送信サービスおよび新規の加入契約サービスの種類毎に区分され、かつ、サービスの種類毎の最低金額を含むものでなければならない。すべての録音物の著作権者または本条の影響を受ける録音物を実演する団体は、著作権使用料審判官に対し、当該録音物に関して、適格の非加入契約送信および新規の加入契約サービスを対象とする使用許諾契約書を提出することができる。各手続の当事者は、自己の費用を負担する。

(B)著作権使用料審判官が決定した相当な使用料率および条件の定めは、第(3)節を条件として、第(A)号に定める5年間、2004年著作権使用料及び分配改革法第6条(b)(3)に定める過渡期間、またはその他当事者が合意する期間について、すべての録音物の著作権者および本節の影響を受ける録音物を実演する団体を拘束する。かかる使用料率および条件は、当該時点で営業中の他の適格の非加入契約送信サービスおよび新規の加入契約サービスの種類毎に区分され、かつ、サービスの種類毎の最低金額を含むものとし、かかる種類区分は、録音物の使用量および性質、ならびにサービスの使用が消費者のレコード購買に代替しある程度その他の基準に定められなければならない。適格の非加入契約サービスおよび新規の加入契約サービスの使用料率および条件を設定するにあたって、著作権使用料審判官は、市場において取引を希望する売主と買主が交渉するであろう使用料率および条件を最も明確にあらわす使用料率および条件を設定しなければならない。かかる使用料率および条件を決定するにあたって、著作権使用料審判官は、当事者が提出する経済、競争および番組構成に関する以下を含む情報に基づいて決定しなければならない。

(i)当該サービスの利用が、レコードの販売に代替するかもしくは促進するか、または、録音物に対する著作権者の録音物からの収入源を妨害するかもしくは拡大するか。また、

(ii)相対的な創作的寄与、技術的寄与、資本投資、費用およびリスクに関する、公に利用可能な当該著作権のある著作物および当該サービスにおける、著作権者および送信事業者の相対的役割。

使用料率および条件を定めるにあたって、著作権使用料審判官は、第(A)号に記載する任意的使用許諾契約における比較可能なデジタル音声送信サービスおよび比較可能な状況を考慮することができる。

(C)第(A)号および第(B)号に基づく手続は、録音物の著作権者または適格の非加入契約サービス事業者もしくは新規の加入契約サービス事業者が提出

する申立書によっても開始される。ただし、当該申立書には、録音物を実演する新種の適格の非加入契約サービスまたは新規の加入契約サービスが営業中または営業準備中であることを記載し、かつ、当該新種のサービスの開始日から第(A)号もしくは第(B)号および第8章に基づいて適格の非加入契約サービスおよび新規の加入契約サービスに対する使用料および条件が最後に決定された日に終了する期間または当事者が別途合意する期間について、当該新種のサービスに関する相当な使用料および条件を決定することを目的とするものでなければならない。

(3)録音物の一人または複数の著作権者および録音物を実演する一つまたは複数の事業者が任意に交渉した使用許諾契約は、連邦議会図書館長の決定または著作権使用料審判官の決定に代わる効力を有する。

(4)(A)著作権使用料審判官はまた、著作権者が本条に基づく録音物の使用の適切な通知を受け取るべき要件、および録音物を実演する事業者がかかる使用的記録を保存し利用可能にすべき要件を定めなければならない。2004年著作権使用料及び分配改革法の発効日の前日に効力を有する通知および記録管理に関する規則は、著作権使用料審判官が新たな規則を制定するまで有効に存続する。本号に基づいて新たな規則が制定される場合には、著作権使用料審判官は、2004年著作権使用料及び分配改革法の発効日の前日に効力を有する規則の内容および効力を考慮に入れて、可能な限り、著作権使用料の徴収および分配の権限を与えた指定代理人の業務に重大な支障を生じさせてはならない。

(B)本項に基づき法定使用許諾の適用を受ける送信によって録音物を公に実演しようとする者は、以下のいずれかの場合には、録音物に対する著作権者の排他的権利を侵害することなくこれを行うことができる。

(i)著作権使用料審判官が規則により定める通知の要件に従い、かつ、本項に従って使用料を支払う場合。

(ii)使用料が定められていないときは、本項に従って定められる使用料の支払いに同意する場合。

(C)未払の使用料は、使用料が定められた月の翌月20日以前に支払われなければならない。

(5)(A)第112条(e)およびその他本項の規定に関わらず、受領代理人は、2005年1月1日から11年の期間に関して、一以上の商業ウェブ放送局または非商業的ウェブ放送局との間に、第112条(e)および本条に基づいて、録音物の複製および実演について契約を締結することができ、当該契約は、第(B)号に従って連邦官報に公告されることによって、著作権使用料審判官の決定により、録音物の著作権者および本条に基づいて支払いを受ける権利を有するその他の者を拘束する。商業ウェブ放送局とのかかる契約は、収益もしくは支出またはその両方の

一定割合を基準にした使用料の支払いに関する規定を含み、また最低料金を含むことができる。かかる契約は、著作権者が録音物の使用の適切な通知を受け取ることができるための要件および商業ウェブ放送局または非商業的ウェブ放送局が当該使用の記録を保存し利用に供するための要件、その他の条件を含むことができる。受領代理人は、かかる契約の交渉をする義務はない。受領代理人は、かかる契約の交渉に関して、録音物の著作権者または本条に基づいて支払を受ける権利を有するその他の者に対していかなる義務をも負わず、またかかる契約を締結したことについて録音物の著作権者または本条に基づいて支払を受ける権利を有するその他の者に対していかなる責任をも負わない。

(B)著作権局は、第(A)号に従って締結されたすべての契約を、連邦官報に公告しなければならない。かかる公告は、第(C)号の内容を記載した文章を含まなければならない。かかる契約は、連邦規則集には掲載されないものとする。公告以降、かかる契約の条件は、その契約の適格条件を満たすいかなる商業ウェブ放送局または非商業的ウェブ放送局に対しても、その選択により、利用させなければならない。

(C)第(A)号または第(A)号に従って締結された契約に定められた料率構成、使用料、条件もしくは通知および記録管理に関する要件を含む契約規定は、録音物の公の実演または一時的なレコードもしくはコピーへの複製に対して支払うべき使用料の設定または調整、それに関する条件の決定、または第(4)節もしくは第 112 条(e)(4)に基づいて著作権使用料審判官が設定する通知もしくは記録管理に関する要件に関する行政上、司法上またはその他の政府の手続において、証拠として採用されることまたはその他考慮に入れられることがあってはならない。かかる契約に含まれる使用料、料率構成、定義、条件または通知および記録管理に関する要件は、市場において取引を希望する売主と買主が交渉したであろう事項または第 801 条(b)に規定する目的に適合する事項というよりはむしろ、ウェブ放送局、著作権者および実演者の固有のビジネス的、経済的および政治的状況に動機づけられて成立した妥協と考えられるべきである、というのが連邦議会の意図するところである。本号の適用は、第(A)号に従って締結した契約の当事者である受領代理人およびウェブ放送局が、本項に基づく手続きの中で契約書の提出を明示的に許可する範囲に及ばない。

(D)コロンビア特別区巡回区連邦控訴裁判所は、著作権使用料審判官が第 112 条および第 114 条に従って録音物および一時的固定物のデジタル演奏に対する使用料率および条件について 2007 年 5 月 1 日に行った決定に関する審理において、2008 年ウェブ放送局法または第(A)号に従って締結されたいかなる契約も考慮してはならない。

(E)本節において—

(i) 「非商業的ウェブ放送局」とは、以下のウェブ放送局をいう。

(I) 1986年内国歳入法典第501条（合衆国法典第26編第501条）に基づいて課税が免除されたウェブ放送局、

(II) 内歳入庁に、内国歳入法典第501条に基づく課税の免除を善意誠実に申請し、かつ当該免除が与えられる商業的に合理的な見込みがあるウェブ放送局、または

(III) 州もしくは属領またはそれらの政府機関もしくは下部組織、または合衆国もしくはコロンビア特別区が公共目的のためにのみ運営するウェブ放送局。

(ii) 「受領代理人」とは、2002年7月8日付けの連邦官報に公告された連邦規則集第37編第261.2条において与えられた意味を有する。また、

(iii) 「ウェブ放送局」とは、第112条もしくは第114条またはその施行規則に基づいて強制使用許諾を取得した個人または事業者をいう。

(F) 第(A)号に従って解決する権限は、2009年ウェブ放送局法の制定日後30日目の東部標準時間の11:59 p.m.に終了する。

(g) 使用許諾の収入—

(1) 本条第(f)項に基づく法定使用許諾に基づき使用許諾を受けた送信の場合を除き—

(A) 送信のための使用許諾を受けた録音物に演奏を録音する主演実演家は、当該演奏者の契約に基づいて録音物の著作権者から支払を受けることができ、また

(B) 送信のための使用許諾を受けた録音物に演奏を録音する非主演実演家は、当該演奏者の契約または他の合意に基づいて録音物の著作権者から支払を受けることができる。

(2) 第(f)項に従って送信の使用許諾からの受領額収入を分配するよう指定された代理人は、当該受領額を以下のとおり分配する。

(A) 受領額の50パーセントは、本編第106条(6)に基づきデジタル音声送信によって録音物を公に実演する排他的権利を有する著作権者に対して支払われる。

(B) 収入の2.5パーセントは、録音物の著作権者およびアメリカ演奏家連盟（AF of M）（またはその後継事業者）が共同で任命する独立の管理者が管理する預託口座に入金し、録音物に演奏を録音した非主演演奏家（アメリカ演奏家連盟の構成員であるか否かを問わない）間で分配する。

(C) 収入の2.5パーセントは、録音物の著作権者およびアメリカ・テレビ・ラジオ・アーティスト連盟（AFTRA）（またはその後継事業者）が共同で任命する独立の管理者が管理する預託口座に入金し、録音物に演奏を録音した非主演

歌手（アメリカ・テレビ・ラジオ・アーティスト連盟の構成員であるか否かを問わない）間で分配する。

(D)収入の45パーセントは、録音物の個数に応じて、録音物の録音演奏者または主演実演家（またはかかる実演家の録音物での実演による権利を取得する者）に支払う。

(3)第(f)項に従って送信の使用許諾からの受領額を分配するよう指定された非営利の代理人は、他の指定代理人から使用料を受領することを選択しかつその選択を書面にて当該非営利の代理人に対して通知した著作権者および実演者を除き、当該受領額に対して権利を有する個人または事業者に対する分配に先立って、当該非営利の代理人に1995年11月1日以降に発生した下記に関する相当な費用を、受領額から差し引くことができる。

(A)使用料の徴収、分配および計算の管理に要する費用、

(B)使用料の徴収および計算に関連する紛争の解決に要する費用、および

(C)第112条および本条に基づく使用許諾の対象となっている一時的固定物の作成および実演に関して権利の許諾および権利の行使に要する費用であつて、第112条および本条に基づく交渉または仲裁手続への参加によって生ずる費用を含む。ただし、第112条の一時的固定物の権利に関して発生するすべての費用は、第112条に従って受領された使用料からのみ差し引くことができる。

(4)第(3)節に関わらず、第(f)項に従って送信の使用許諾からの受領額を分配するよう指定された指定代理人は、使用料の受領額から第(3)節所定の費用を差し引くことができる旨を明記した契約関係を当該代理人と締結した著作権者および実演者に関しては、1995年11月1日以降代理人に発生する第(3)節所定の相当な費用を、当該受領額の分配に先立って、当該受領額から差し引くことができる。

(h)関連事業者に対する使用許諾—

(1)録音物の著作権者は、第106条(6)に基づくデジタル音声送信により録音物を公に実演する権利を関連事業者に許諾する場合には、同様のサービスを提供するすべての善意の事業者に対する条件に劣らない条件に従って、第106条(6)に基づき使用許諾の対象となる録音物を提供しなければならない。ただし、サービスの種類、使用許諾の対象となる特定の録音物、使用の頻度、会員数、または期間に重大な相違がある場合、著作権者は、異なる条件を定めることができる。

(2)本項第(1)節に定める制限は、録音物の著作権者が以下のいずれかに対して使用許諾を付与する場合には適用されない。

(A)インタラクティブ・サービス、または

(B)録音物を45秒以内の時間公に実演する事業者で、実演の唯一の目的が

録音物の配信もしくは実演の促進であるもの。

(i)元になる著作物にかかる使用料に対する無影響—第106条(6)に基づく録音物の公の実演について支払われる使用料は、音楽著作物の著作権者に対しその著作物の公の実演について支払われる使用料を定めまたは調整する行政、司法その他の政府による手続において考慮されない。連邦議会の意図は、音楽著作物の著作権者に対しその著作物の公の実演について支払われる使用料を、第106条(6)が認める権利の結果いかようにも減少させないことにある。

(j)定義—本条において、以下の語句はそれぞれ以下の意味を有する。

(1)「関連事業者」とは、第106条(6)に定めるデジタル音声送信事業を行う事業者（インタラクティブ・サービスを除く）で、許諾者が直接もしくは間接の組合を構成したまたは発行済株式（議決権の有無を問わない）総数の5パーセント以上を保有する者をいう。

(2)「保存番組」とは、送信の受信者の要望により反復して利用可能であることが予め定められた番組であって、かつ、最初から同じ順序で実演されるものという。ただし、録音物全体を収録せずまたは特定の録音物を表示しない場合に限り、保存番組には、収録された行事または放送送信のうち録音物を付随的に使用する以上に使用しないものを含まない。

(3)「放送」送信とは、連邦通信委員会の免許を受けた地上放送局が行う送信をいう。

(4)「継続番組」とは、同一の順序で続けて実演されることが予め定められた番組であって、送信の受信者の支配が及ばない番組の一点においてアクセスされうるものをいう。

(5)「デジタル音声送信」とは、第101条に定めるデジタル送信をいい、録音物の送信を含むが、視聴覚著作物の送信は含まない。

(6)「適格の非加入契約送信」とは、第(d)項(1)に基づく免除の対象とならない非インタラクティブの非加入契約デジタル音声送信（放送送信の再送信を含む）であって、録音物の実演をその全部または一部として収録した音声番組を提供するサービスの一部として行われるものであり、当該サービスの主たる目的が公衆に当該音声またはその他の娯楽番組を提供することであって、録音物、生コンサートまたはその他の音楽に関する行事以外の特定の製品またはサービスを販売し、宣伝または販売を促進することを主たる目的としないものをいう。

(7)「インタラクティブ・サービス」とは、公衆の構成員が受信者のために特に制作された番組を受信し、または受信者が選択もししくは受信者のために選択された特定の録音物（番組の一部であるか否かを問わない）の送信を要望に応じて受信ができるようにするサービスをいう。要望に応じて、特定の録

音物が広く公衆または加入契約サービスにおいては当該サービスのすべての加入者による受信向けに実演される場合、要望から1時間以内にまたは送信事業者もしくは要望した個人が指定する時に実演される録音物によって当該サービスの各チャンネルの番組が実質的に成り立っているのでないときには、インタラクティブ・サービスとならない。送信事業者がインタラクティブ・サービスおよび非インタラクティブ・サービスの双方を（同時または別の時間に）提供する場合、非インタラクティブ・サービスはインタラクティブ・サービスの一部として扱われない。

(8)「新規の加入契約サービス」とは、非インタラクティブの加入契約デジタル音声送信によって録音物を実演するサービスであって、かつ、既存の加入契約サービスまたは既存の衛星デジタル音声ラジオ・サービスでないものをいう。

(9)「非加入契約」送信とは、加入契約送信でない送信をいう。

(10)「既存の衛星デジタル音声ラジオ・サービス」とは、1998年7月31日以前に連邦通信委員会が交付した衛星デジタル音声ラジオ・サービス免許および原免許の範囲において更新された免許に従って提供される加入契約衛星デジタル音声ラジオ・サービスであって、加入契約サービスを促進するために非加入契約ベースで提供される加入契約サービスの典型たるサンプル・チャンネルを限られた数含むことができる。

(11)「既存の加入契約サービス」とは、1998年7月31日以前に存在しかつ有料で公衆に対して送信を行っていた、非インタラクティブの音声のみの加入契約デジタル音声送信によって録音物を実演するサービスであって、加入契約サービスを促進するために非加入契約ベースで提供される加入契約サービスの典型たるサンプル・チャンネルを限られた数含むことができる。

(12)「再送信」とは、原送信の再度の送信をいい、同じ送信の再度の送信を含む。本条に別段の定めある場合を除き、送信は、原送信と同時である場合に限り「再送信」にあたる。本節による定義は、第114条(d)(1)に定める免除の要件をみたさなかった送信を免除するものではない。

(13)「録音物実演放送枠」とは、送信事業者が使用する特定のチャンネルでの3時間の送信であって、以下の範囲を超えないものをいう。

(A)合衆国内で公の実演または販売のために合法的に頒布される一つのレコードに録音された、3つの録音物。ただし、このうち2つを超えて続けて送信してはならない。

(B)4つの録音物であって—

(i)同じ主演実演家によるもの、または

(ii)合衆国内で合法的に公の実演もしくは販売のために一単位として頒布されるレコード集もしくはレコード全集に含まれるもの。

ただし、このうち3つを超えて続けて送信してはならない。

ただし、複数のレコードに含まれる録音物を第(A)号および第(B)号に定める数量制限を超えて送信する場合であっても、複数のレコードが上記の数量制限を意図的に回避するために編集されたものでないときは、録音物実演放送枠にあたる。

(14)「加入契約」送信とは、特定の受信者向けに制御され制限される送信で、当該送信または当該送信を含む一括送信を受信するために受信者がまたは受信者に代わって対価を支払いまたは他の方法で与えなければならないものをいう。

(15)「送信」とは、原送信または再送信をいう。

## 第 115 条 非演劇的音楽著作物に対する排他的権利の範囲：レコードの製作および頒布にかかる強制使用許諾

非演劇的音楽著作物の場合、第 106 条(1)および(3)に規定する当該著作物のレコードを作成し頒布する排他的権利は、本条に定める条件に基づいて強制使用許諾の対象となる。

### (a)強制使用許諾の適用および範囲ー

(1)非演劇的音楽著作物のレコードが著作権者の許諾に基づいて合衆国内で公衆に頒布された場合には、他の者（レコードを作成したデジタルレコード配信を行う者を含む）は、本条の規定に従うことによって、当該著作物のレコードを作成し頒布する強制使用許諾を受けることができる。いかなる者も、レコードを作成する主たる目的がそれらを私的使用のために公衆に頒布する（デジタルレコード配信による場合も含む）ことにある場合に限り、強制使用許諾を受けることができる。いかなる者も、他人が固定した録音物を増製してレコードを作成するために著作物を使用するには、(i)録音物が適法に固定されており、かつ、(ii)録音物の著作権者（録音物が 1972 年 2 月 15 日前に固定された場合には、音楽著作物の著作権者の明示的な使用許諾または録音物に含まれる当該著作物の使用についての有効な強制使用許諾に従って録音物を固定した者）がレコードの作成を許諾した場合を除き、強制使用許諾を受けることができない。

(2)強制使用許諾は、その対象となる実演の様式または解釈の仕方に適合させるために必要な限度で著作物を編曲する特権を含む。ただし、著作権者の明示的な同意がなければ、かかる編曲は、著作物の基本的な旋律または根本的な性格を変更してはならず、また、本編に基づき二次的著作物として保護されない。

### (b)強制使用許諾を受ける意思の通知ー

(1)本条に基づいて強制使用許諾を受けようとする者は、著作物のレコードの作成前またはレコードの作成後 30 日以内でその頒布の前に、その意思の通知を著作権者に送達しなければならない。著作権局の登録その他の公の記録が著

作権者を明らかにせず、かつ、通知を送付することができる住所を記載していない場合には、意思の通知を著作権局に提出すれば足りる。通知は、その形式、内容および送達方法において著作権局長が規則により定める要件をみたさなければならない。

(2)第(1)節が要求する通知を送達せずまたは提出しない場合には、強制使用許諾を受けることはできず、さらに、交渉による使用許諾を欠く場合、レコードの作成および頒布は、第501条に基づき侵害行為として訴えることができ、かつ、第502条ないし第506条および第509条に規定する救済に全面的に服する。

(c)強制使用許諾に基づき支払うべき使用料—

(1)強制使用許諾による使用料を受けるためには、著作権者は、著作権局の登録その他の公の記録において特定されなければならない。著作権者は、上記の特定の後に作成され頒布されるレコードについては使用料を受けることができるが、特定前に作成され頒布されたレコードについては補償を受けることはできない。

(2)第(1)節に規定する場合を除き、強制使用許諾に基づく使用料は、強制使用許諾に従って作成され頒布される各レコードについて支払われなければならない。第(3)節に規定する場合を除き、強制使用許諾を行使する者がレコードの占有を任意にかつ永久的に放棄したとき、レコードは「頒布された」ものとして扱われる。レコードに収録された各著作物に対する使用料は、2.75セントまたは演奏時間1分もしくはその端数毎に0.5セントのうち、いずれか多い金額とする。

(3)(A)本条に基づく強制使用許諾は、強制使用許諾を受ける者がデジタルレコード配信にあたるデジタル送信によって非演劇的音楽著作物のレコードを頒布したまはこれを許諾する権利を含む（デジタル送信が本編第106条(6)に基づく録音物の公の実演または第106条(4)に基づく録音物に含まれる非演劇的音楽著作物の公の実演にあたるかを問わない）。強制使用許諾を受けた者によるまたはその許諾に基づいて行われる各デジタルレコード配信について—

(i)1997年12月31日以前の場合、強制使用許諾を受けた者が支払うべき使用料は、第(2)節および本編第8章に定める使用料とする。また、

(ii)1998年1月1日以後の場合、強制使用許諾を受けた者が支払うべき使用料は、第(B)号ないし第(E)号および本編第8章に定める使用料とする。

(B)反トラスト法の規定にかかわらず、非演劇的音楽著作物の著作権者および第(a)項(1)に基づき強制使用許諾を受けることができる者は、本条に基づく使用料の条件および料率、ならびに著作権者間の使用料の配分について交渉し合意することができ、また、かかる使用料の支払について交渉し、合意し、支払を受けまたは行うための共通の代理人を指名することができる。使用料の条件

および料率を交渉する権限は、本号および第(C)号ないし第(E)号および本編第8章に定める使用料率を定める年度を交渉する権限を含むがこれに限らない。

(C)第8章に基づく手続によって、本条に定める活動に対する使用料の相当な料率および条件を決定するものとし、その料率および条件の有効期間は、手続を求める申立書が提出された年の翌年1月1日以降に発効し、後継の料率および条件が発効するまでの期間または当事者が合意したその他の期間とする。かかる条件および料率は、(i)レコードの複製または頒布がデジタルレコード配信を構成する送信に付随する場合のデジタルレコード配信と(ii)一般的デジタルレコード配信とに区別されなければならない。非演劇的音楽著作物の著作権者および第(a)項(1)に基づき強制使用許諾を受ける権利を有する者は、著作権使用料審判官に対し、上記行為を対象とする使用許諾契約を提出することができる。各手続の当事者は、それぞれ自己の費用を負担する。

(D)第(E)号を条件として、著作権使用料審判官が決定した相当な料率および条件は、第(C)号に定める期間、第(B)号および第(C)号に従って決定されるその他の期間または当事者が合意するその他の期間について、非演劇的音楽著作物の著作権者および第(a)項(1)に基づいて強制使用許諾を受ける権利を有する者を拘束する。かかる条件および料率は、(i)レコードの複製または頒布がデジタルレコード配信を構成する送信に付随する場合のデジタルレコード配信と(ii)一般的デジタルレコード配信とに区別されなければならない。かかる料率および条件を設定するにあたって、著作権使用料審判官は、第801条(b)(1)に定める目的のほか、第(B)号および第(C)号に規定する任意的使用許諾契約に基づく料率および条件を考慮することができる。本条に基づくデジタルレコード配信のための強制使用許諾に対して支払われるべき使用料率は、白紙の状態で設定され、また新たに設定され、1997年12月31日以前のデジタルレコード配信のための強制使用許諾に対する使用料額は先例的効力を与えられてはならない。また、著作権使用料審判官は、著作権者が本条に基づく著作物の使用について合理的な通知を受けることができる要件およびデジタルレコード配信を行う者がかかる使用的記録を保存し利用可能にすべき要件を定めなければならない。

(E)(i)非演劇的音楽著作物の一または複数の著作権者および第(a)項(1)に基づき強制使用許諾を受けることのできる一または複数の者が任意に交渉した使用許諾契約は、連邦議会図書館長および著作権使用料審判官の決定に代わる効力を有する。第(ii)段を条件として、第(C)号および第(D)号に従って定められた使用料は、非演劇的音楽著作物の著作者である録音演奏者が、音楽著作物を含む録音物を有形の表現媒体に固定しようとする者に対して、第106条(1)および(3)に基づく音楽著作物に対する排他的権利に基づいて使用許諾を付与し、または他の者に第106条(1)および(3)に基づく音楽著作物に対する使用許諾を付与する

ことを定めた契約が別途定めた使用料に代わって、デジタル・レコード配信に効力を有する。

(ii) 第(i)段第2文は、以下の場合には適用されない。

(I) 1995年6月22日以前に締結され、第(C)号および第(D)号に従って定められた使用料率を下げまたは下げられた料率を適用する音楽著作物の数を増やす目的でその後修正されていない契約の場合。ただし、契約が1995年6月22日以前に締結され、契約の範囲に含まれる音楽著作物の数を増やす目的でその後修正された場合、契約が定めた使用料率は、1995年6月22日現在の契約の範囲に含まれる音楽著作物の数について第(C)号および第(D)号に従って定められた使用料率に代わり効力を有する。また、

(II) 録音物が商業的発売に意図された形で有形的表現媒体にほぼ固定された日以後に締結された契約で、締結日において録音演奏者が第106条(1)および(3)に基づき音楽著作物について使用許諾を付与する権利を保持している場合。

(F) 本編第1002条(e)に定める場合を除き、本節に基づき許諾を受けたデジタルレコード配信は、録音物の著作権者またはその許諾を得て録音物にエンコードした録音物の題名、録音物に実演を行った主演実演家および関連する情報（元になる音楽著作物およびその作者の情報を含む）を特定する情報が録音物に含まれていれば、これを伴わなければならない。

(G)(i) 以下のすべての要件をみたさない録音物のデジタルレコード配信は、第501条に基づき侵害行為として訴えることができ、かつ、第502条ないし第506条に規定する救済に全面的に服する。

(I) 録音物の著作権者がデジタルレコード配信を許諾しており、かつ

(II) 録音物の著作権者もしくはデジタルレコード配信を行う事業者が、本条に基づいて強制使用許諾を得たこと、または、録音物に収録された各音楽著作物をデジタルレコード配信によって頒布しもしくはこれを許諾することを音楽著作物の著作権者によって許諾されたこと。

(ii) 本号に基づく請求原因は、第(c)項(6)および第106条(4)に基づいて非演劇的音楽著作物の著作権者に認められる請求原因ならびに第106条(6)に基づいて録音物の著作権者に認められる請求原因に加えて認められる。

(H) 録音物の著作権者が、録音物に含まれる非演劇的音楽著作物に対する著作権を侵害した場合、その責任は、適用する法律に従って判断される。ただし、第三者によるデジタルレコード配信については、録音物の著作権者が非演劇的音楽著作物のレコードの頒布を許諾していない場合、録音物の著作権者は責任を負わない。

(I) 第1008条のいかなる規定も、デジタルレコード配信の場合に、本節、

第(6)節および第5章が認める権利および救済の行使を妨げるものと解釈されなければならない。ただし、デジタル音声録音装置、デジタル音声録音媒体、アナログ録音装置もしくはアナログ録音媒体の製造者、輸入者もしくは頒布者、または消費者に対しては、第1008条に定める訴訟を根拠として本編に基づく著作権侵害の訴えを提起することはできない。

(J)本条のいかなる規定も、(i)第106条(4)および第106条(6)に基づき録音物もしくはこれに含まれる音楽著作物を公に実演する排他的権利（デジタル送信によるものを含む）、(ii)第106条(1)および第106条(3)に基づいて、録音物もしくはこれに含まれる音楽著作物を複製し頒布（デジタルレコード配信による配信方法を含む）する排他的権利（本条に定める条件における強制使用許諾を除く）、または(iii)第106条の他の節に基づくその他の権利、もしくは本編に基づいて認められる救済（1995年録音物に対するデジタル実演権法の制定日<sup>7</sup>前後に存在した権利もしくは救済を含む）を、無効にしましては制限しない。

(K)デジタルレコード配信にかかる本条の規定は、第114条(d)(1)に基づき免除の対象となる送信または再送信には適用されない。第114条(d)(1)において創設された免除は、第106条(1)ないし(5)に基づく当該送信および再送信にかかる著作権者の権利を拡大しましては縮小しない。

(4)本条に基づく強制使用許諾は、第(a)項(1)に基づく非演劇的音楽著作物のレコードの作成者が当該レコードを貸与（または貸与の性質を有する行為もしくは業務）によって頒布し、あるいはこれを許諾する権利を含む。強制使用許諾を受けた者は、自らまたはその権限により行ったレコードの貸与によるまたは貸与の性質を有する各頒布行為についても、第(2)節および本編第8章に基づいて支払うべき使用料に加えて、使用料を支払わなければならぬ。レコードに収録されている各非演劇的音楽著作物について、使用料は、強制使用許諾を受けた者が本節に基づいてレコードの当該頒布行為から受ける収入の一定割合（強制使用許諾を得た者が第(2)節に基づいてレコードの頒布から受ける収入のうちその者が第(2)節および第8章に基づいて支払う割合）とする。著作権局長は、本節の目的を達成するための規則を定めなければならない。

(5)使用料は、毎月20日以前に支払うものとし、その直前の月のすべての使用料を含む。毎月の支払は、宣誓の下に行うものとし、かつ、著作権局長が規則により定める要件をみたさなければならない。著作権局長はまた、本条に基づく各強制使用許諾について公認会計士が証明する明細累積年次計算書を提出するための規則を定めなければならない。月間計算書および年次計算書に関する規則は、形式、内容ならびに作成されたレコードの枚数および頒布されたレコード

---

<sup>7</sup> 1995年11月1日

の枚数についての証明方法について定めるものとする。

(6)著作権者は、毎月の支払ならびに月間計算書および年次計算書を期日までに受領しない場合、通知の日から30日以内に不履行が治癒されない限り強制使用許諾は自動的に終了する旨を、被許諾者に書面をもって通知することができる。強制使用許諾の終了後、使用料が支払われなかつたすべてのレコードの作成もしくは頒布またはその両方は、第501条に基づき侵害行為として訴えることができ、かつ、第502条ないし第506条に規定する救済に全面的に服する。

(d)定義—本条において、以下の語句は以下の意味を有する：「デジタルレコード配信」とは、録音物のデジタル送信による各々のレコードの配信で、送信の受信者がまたは受信者のために録音物のレコードの特定可能な複製を行うものをいい、デジタル送信が録音物または録音物に含まれる非演劇的音楽著作物の公の実演にもあたるかは問わない。録音物の即時の非インタラクティブの加入契約送信であって、録音物を聞き取れるようにするために送信の開始から受信者による受信までの間に録音物またはこれに含まれる音楽著作物が複製されない場合には、デジタルレコード配信とならない。

## 第116条 コイン式レコード演奏機による公の実演のための交渉による使用許諾

(a)本条の適用—本条は、レコードに含まれるすべての非演劇的音楽著作物に適用される。

### (b)交渉による使用許諾—

(1)交渉の権限—本条の適用がある著作物の著作権者およびコイン式レコード演奏機の運営者は、当該著作物の実演にかかる使用料の条件および料率ならびに支払われた使用料の著作権者間での比例配分について交渉し合意することができ、また、かかる使用料の支払について交渉し、合意し、支払を行ひまたは受けるための共通の代理人を指名することができる。

(2)第8章の手続—上記の交渉の当事者でない者は、第8章の規定に従う手続により、第(1)節に定める料金の条件および料率ならびに料金の分配を定めることができる。

(c)著作権使用料審判官の審判に対する使用許諾契約の優越—一または複数の著作権者および一または複数のコイン式レコード演奏機の運営者の間の使用許諾契約で、第(b)項に従って交渉されたものは、本来適用されるべき著作権使用料審判官の決定に代わる効力を有する。

### (d)定義—本条において、以下の用語はそれぞれ以下の意味を有する。

(1)「コイン式レコード演奏機」とは、以下の条件をすべて満たす機械または装置をいう。

(A)コイン、通貨、トークンその他の通貨単位またはこれに相当するものを挿入して起動させることによる、レコードを用いた非演劇的音楽著作物の実演のためにのみ使用されること。

(B)直接または間接の入場料を課さない施設内に設置されていること。

(C)実演可能なすべての音楽著作物の題名からなる目録が、当該レコード演奏機に貼付され、または、施設内で公衆が容易に調べることのできる明白な位置に掲示されていること。

(D)実演可能な著作物を選択することができ、かつ、当該レコード演奏機が設置された施設の利用者がかかる選択を行うことができる。

(2)「運営者」とは、単独でまたは他者と共同して以下のいずれかを行う者をいう。

(A)コイン式レコード演奏機を所有すること。

(B)コイン式レコード演奏機を、公の実演の目的で施設に設置できるようにする権限を有すること。

(C)コイン式レコード演奏機により公の実演を行うことのできる音楽著作物の選択につき、一次的支配を及ぼす権限を有すること。

## 第 117 条 排他的権利の制限：コンピュータ・プログラム

(a)コピーの所有者による追加的コピーまたは翻案物の作成—第 106 条の規定にかかわらず、コンピュータ・プログラムのコピーの所有者が、当該コンピュータ・プログラムの新たなコピーもしくは翻案物を作成したまはこれを許諾することは、以下の場合には侵害とならない。

(1)かかる新たなコピーもしくは翻案物が、機械によるコンピュータ・プログラムの利用に不可欠な段階として作成され、かつ、他の方法では一切使用されない場合、または

(2)かかる新たなコピーもしくは翻案物が、資料保存目的のみのものであり、かつ、コンピュータ・プログラムの占有を継続することが適法でなくなった場合にはすべての保存用コピーが廃棄される場合。

(b)追加的コピーまたは翻案物の貸与、販売その他の移転—本条の規定に従つて作成されたいかなる正確なコピーも、その元になったコピーと共に、当該プログラムに対するすべての権利の貸与、販売その他の移転の一部としてのみ、これを貸与し、販売しその他移転することができる。同様に作成された翻案物は、著作権者の許諾がある場合にのみ移転することができる。

(c)機械の保守または修理—第 106 条の規定にかかわらず、機械の所有者または借主がコンピュータ・プログラムのコピーを作成したまは作成させることは、当該機械の保守または修理のみを目的とし、当該コンピュータ・プログラムの適

法なコピーを合法的に含む機械の作動によってのみ作成される場合であって、かつ、以下の条件をすべて満たす場合には、侵害とはならない。

(1)新たなコピーが他のいかなる方法でも使用されず、かつ、保守または修理の完了後直ちに廃棄されること。

(2)当該機械が作動するために必要でないコンピュータ・プログラムまたはその一部に関しては、当該プログラムまたはその一部が、当該機械の作動によつて新たなコピーを作成する以外にアクセスされまたは使用されないこと。

(d)定義—本条において—

(1)機械の「保守」とは、当初の仕様および当該機械につき元の仕様および許諾を受けた仕様変更に従つて機械を機能させるために調整することをいう。

(2)機械の「修理」とは、当初の仕様および当該機械につき元の仕様および許諾を受けた仕様変更に従つて機械の機能を復元することをいう。

## 第118条 排他的権利の範囲：非商業的放送に関する一定の著作物の使用

(a)第106条に規定する排他的権利は、本条第(b)項定める著作物および第(d)項に定める行為につき、本条に定める条件および制限に服する。

(b)反トラスト法の規定にかかわらず、既発行の非演劇的音楽著作物ならびに既発行の絵画、図形および彫刻の著作物の著作権者、ならびに公共放送事業者は、それぞれ、使用料支払の条件および料率ならびに著作権者間での使用料の比例配分について交渉し合意することができ、また、支払について交渉し、合意し、支払を行ひまたは受けるための共通の代理人を指名することができる。

(1)本項に定める著作物の著作権者または公共放送事業者は、著作権使用料審判官に対し、当該著作物を対象とする使用許諾案を提出することができる。

(2)一または複数の著作権者および一または複数の公共放送事業者が任意に交渉した使用許諾契約は、連邦議会図書館長または著作権使用料審判官の決定に代わる効力を有する。ただし、当該契約の写しは、著作権使用料審判官が制定する規則に従い、締結後30日以内に著作権使用料審判官に提出されなければならない。

(3)公共放送事業者が、本項に定める著作物の著作権者に対して支払う使用料の条件および料率ならびに支払われた使用料の著作権者間での分配を決定するために、第804(a)条に基づいて提出された申立書に従つて開始された任意的交渉手続は、申立書が提出された年の翌年1月1日から5年間を対象にしなければならない。各手続の当事者は、それぞれ自己の費用を負担する。

(4)第(2)節または第(3)節に基づき交渉された使用許諾契約がない場合、著作権使用料審判官は、第8章に従つて使用料率および条件を定める手続を行い、連邦官報にその一覧を公告しなければならない。かかる使用料率および条件は、

第(2)節を条件として、著作権者が著作権使用料審判官に対して使用許諾案を提出したか否かにかかわらず、本項に定めるすべての著作権者および公共放送事業者を拘束する。上記使用料率および条件を定めるにあたって、著作権使用料審判官は、比較可能な状況について、第(2)節または第(3)節に従って交渉された任意的使用許諾契約に基づく使用料率を考慮することができる。著作権使用料審判官はまた、著作権者が本条に基づく著作物の使用の適切な通知を受領し、また、公共放送事業者がかかる使用の記録を保存するための要件を定めなければならない。

(c) 第(b)項(2)または(3)により交渉された任意的使用許諾契約の規定を条件として、公共放送事業者は、本条の規定（第(b)項(4)に基づき著作権使用料審判官が定める料率および条件を含む）に従うことにより、既発行の非演劇的音楽著作物ならびに既発行の絵画、図形および彫刻の著作物に関して以下の行為を行うことができる。

(1) 第(f)項にいう非商業的教育放送局が行う送信によるまたはその過程における著作物の実演または展示。

(2) 第(1)節に定める送信のみを目的として非営利的団体が行う、送信番組の制作、当該送信番組のコピーまたはレコードの複製、および当該コピーまたはレコードの頒布。

(3) 政府機関または非営利的団体が第(1)節に定める送信と同時に行う送信番組の複製の作成、および、第 110 条(1)に定める条件に基づく当該番組の内容の実演または展示。ただし、複製が実演または展示のために第(1)節に定める送信の日から 7 日以下に限って使用され、当該期間の終了以前に廃棄される場合に限る。本節に基づき、第(2)節に従って送信番組の複製を政府機関または非営利的団体に提供する者は、当該機関または団体が当該複製を廃棄しなかったことによる責任を負わない。ただし、当該機関または団体に対して、本節に従い廃棄しなければならないことを通知しなければならない。また、当該機関または団体が複製を廃棄しなかった場合、侵害を行ったものとみなす。

(d) 本項に明示的に定める場合を除き、本条は第(b)項に定める著作物以外には適用されない。非演劇的言語著作物の著作権者および公共放送事業者は、任意の交渉の過程において、反トラスト法に基づく責任を負うことなく、使用料支払の条件および料率について合意することができる。かかる使用料支払の条件および料率は、著作権使用料審判官が第 803 条(b)(6)に定める規則に従って著作権使用料審判官に提出されたときに、発効する。

(e) 本条のいかなる規定も、非演劇的音楽著作物を権限なく脚色し、既発行の絵画、図形もしくは彫刻の著作物の編集物に広範に依拠して送信番組を制作し、または視聴覚著作物の何らかの部分を権限なく使用することを、第 107 条に規

定するフェア・ユースによる制限の他に認めるものと解釈されてはならない。

(f)本条において、「公共放送事業者」とは、第47編第397条に定義する非商業的教育放送局および第(c)項(2)に定める活動を行う非営利的団体をいう。

## 第119条 排他的権利の制限：衛星による遠隔テレビ番組の二次送信

### (a)衛星通信事業者による二次送信－

(1)非ネットワーク局－本項第(4)節、第(5)節および第(7)節ならびに第114条(d)の規定を条件として、非ネットワーク局による一次送信に収録された著作物の実演または展示の二次送信は、衛星通信事業者が私的家庭内視聴のためまたは商業施設にて視聴するために公衆に対して二次送信を行い、二次送信に関して衛星通信事業者がテレビ放送局信号の送信を規制する連邦通信委員会の準則、規則または許可条件に従っており、かつ、当該通信事業者が二次送信を受信する各加入者または私的家庭内視聴のためもしくは商業施設にて視聴するために公衆に対して行う二次送信の直接または間接の配信のために当該通信事業者と契約した配信事業者に対し、各再送信サービスにつき直接または間接の料金を課する場合、本条に基づく法定使用許諾に服する。

### (2)ネットワーク局－

(A)総則－本節第(B)号、本項第(4)節、第(5)節、第(6)節および第(7)節、ならびに第114条(d)の規定を条件として、ネットワーク局による一次送信に収録された著作物の実演または展示の二次送信は、衛星通信事業者が私的家庭内視聴のために公衆に対して二次送信を行い、二次送信に関して衛星通信事業者がテレビ放送局信号の送信を規制する連邦通信委員会の準則、規則または許可条件に従っており、かつ、当該通信事業者が二次送信を受信する各加入者に対して当該再送信サービスにつき直接または間接の料金を課する場合、本条に基づく法定使用許諾に服する。

### (B)非受信世帯に対する二次送信－

(i)総則－第(A)号に定める法定使用許諾は、非受信世帯に居住する者に対する、各テレビネットワークにつき一日にネットワーク局2局以内の信号を二次送信することに限定される。

#### (ii)非受信世帯の正確な認定－

(I)正確な予測方式－第(d)項(10)(A)において、特定の者が非受信世帯に居住するかを推定するにあたっては、裁判所は、事件番号98-201において連邦通信委員会が定める Individual Location Longley-Rice 方式（1934年通信法第339条(c)(3)に基づき、その正確性を高めるために連邦通信委員会が修正する）に依拠するものとする。

(II)正確な測定－第(d)項(10)(A)において、特定の者が非受信世帯に居

住するかを決定するための測定にあたっては、裁判所は、1934年通信法第339条(c)(4)に依拠するものとする。

(III)デジタル信号に関する正確な予測方式—第(I)文に関わらず、デジタル信号について、第(d)項(10)(A)において特定の者が非受信世帯に居住するかを推定的に決定するにあたっては、裁判所は、1934年通信法第339条(c)(3)（合衆国法典第47編第339条(c)(3))に規定する規則制定に従い連邦通信委員会が定める予測方式（当該規定に基づき、その正確性を高めるために連邦通信委員会が修正する）に依拠するものとする。連邦通信委員会が当該方式を定めるまでの間は、裁判所は、連邦通信委員会が連邦通信委員会05-199のET事件番号05-182（2005年12月9日、公表）においてデジタル信号に関する議会への報告書で推奨した予測方式に依拠するものとする。

(iii)非受信世帯に対するCバンド送信の除外—

(I)総則—第(i)段の制限は、Cバンド送信サービスの加入者が、1999年10月31日前に停止されるまでに受信した、ネットワーク局のCバンド送信サービスによる二次送信には適用しない。

(II)定義—本段において、「Cバンド送信サービス」とは、連邦規則集第47編第25部に基づき、連邦通信委員会の免許を受け静止衛星サービスにて運営されるサービスを意味する。

(C)ネットワークに対する加入者名簿の提出—

(i)最初の名簿—第(A)号に従ってネットワーク局の一次送信を二次送信する衛星通信事業者は、当該二次送信を開始してから90日経過以内に、当該ネットワーク局を所有するまたはその系列にあるネットワークに対して、衛星通信事業者が非受信世帯の加入者に対して当該一次送信の二次送信を行っているすべての加入者を記載した名簿（その氏名ならびにストリート・ナンバー、市、州および9桁のZIPコードを含む住所にて特定）を提出しなければならない。

(ii)毎月の名簿—第(i)段の規定に基づいて最初の名簿を提出した後、衛星通信事業者は、ネットワークに対して毎月15日の日までに、特定市場地域について集約されたものであって、本号の規定に基づいて前回の名簿を提出した以降に第(i)段に基づいて新たに加入しましたは脱退した加入者の名簿（その氏名ならびにストリート・ナンバー、市、州および9桁のZIPコードを含む住所にて特定）を提出しなければならない。

(iii)加入者情報の使用—本号に基づき衛星通信事業者が提出した加入者情報は、当該衛星通信事業者が本項を遵守しているか否かを監視する目的にのみ使用することができる。

(iv)適用—本号の提出要件は、当該提出を受けるネットワークが当該提出を受ける者の氏名および住所を明記した書面を著作権局長に届け出る場合に

のみ、衛星通信事業者に適用する。著作権局長は、すべてのかかる書面のファイルを、公の閲覧に供するために保存しなければならない。

(3)ローカル市場への再送信が可能な法定使用許諾—

(A)第(e)項に基づく信号の加入者に関する準則—

(i)遠隔信号を受信する者に関して—衛星通信事業者の加入者が第(e)項の理由のみによってネットワーク局の一次送信（本号において「遠隔信号」という）の二次送信を受信する資格を有し、かつ、2004年10月1日現在において当該ネットワーク局の遠隔信号を受信している場合には、以下を適用する。

(I)衛星通信事業者が、第122条に基づく法定使用許諾に従って同一のネットワーク系列のローカル・ネットワーク局の一次送信を、加入者に対して二次送信する場合、第(2)節に基づく法定使用許諾は、当該同一のテレビネットワーク系列の放送局の遠隔信号を当該衛星通信事業者が当該加入者に対して二次送信する行為にのみ適用する。ただし、

(aa)1934年通信法第338条(h)(1)に基づく衛星通信事業者からの通知を受領してから60日以内に、当該加入者は当該遠隔信号を維持し続けることを選択した場合に限られる。また、

(bb)当該加入者が当該地域の信号を受信することを選択するまでの期間に限られる。

(II)第(I)文の規定に関わらず、第(2)節に基づく法定使用許諾は、衛星通信事業者が2004年衛星放送視聴拡大法の制定日<sup>8</sup>から60日以内に特定市場地域（第122条(j)(2)(C)に定義される）について集約する以下の条件を満たす名簿を当該テレビネットワークに対して提出しない限り、第(e)項の理由によってのみでは、テレビネットワーク局の遠隔信号を受信する資格を有する加入者に関して適用されることはない。

(aa)当該名簿に、氏名および住所（ストリート・ナンバー、市、州およびZIPコードを含む住所）で加入者を特定し、かつ当該加入者の受信する遠隔信号を明記すること、かつ

(bb)当該名簿に、真摯かつ誠実に調査を行った後、衛星通信事業者の知るまた信ずる限りにおいて、当該受信者が第(e)項に基づいて遠隔信号を受信する資格を有する旨を記述すること。

(ii)遠隔信号を受信しない者に関して—衛星通信事業者の加入者が、第(e)項の理由のみによってネットワーク局の遠隔送信を受信する資格を有するが、2004年10月1日に同一のネットワーク系列の放送局の遠隔信号を受信していない場合には、第(2)節に基づく法定使用許諾は、同一のネットワーク系列の放

---

<sup>8</sup> 2004年12月8日

送局の遠隔アナログ信号を衛星通信事業者が加入者に対して二次送信する行為には適用されない。

(B) 2010年法の制定日現在における適法加入者についての規則－2010年衛星放送視聴拡大・地方色法の制定日前に、第(2)節に基づく法定使用許諾に従ってネットワーク局の一次送信の二次送信（本号において「遠隔信号」という）を適法に受信していた衛星通信事業者の加入者（第(A)号が適用される加入者を除く）の場合、第(2)節に基づく法定使用許諾は、当該衛星通信事業者が当該加入者に対して行う、同一のテレビネットワーク系列の放送局の遠隔信号の二次送信に適用されるものとし、加入者の世帯は、加入者が当該二次送信を終了することを選択するまでの期間、当該ネットワークについて非受信世帯として継続して見なされる。当該加入者が第122条に基づく法定使用許諾に従い加入者が同一のテレビネットワーク系列の放送局の遠隔信号の二次送信を受信するために加入することを選択するか否かを問わない。

(C) 将来における適用－

(i) 加入時にローカル信号が利用可能な場合－第(2)節に基づく法定使用許諾は、ネットワーク局の一次送信を衛星通信事業者が次の者に向けて行う二次送信には適用されない。すなわち、その送信の受信者が、2010年衛星放送視聴拡大・地方色法の制定日現在において、当該二次送信を適法に受信する加入者でない者であって、かつ当該者が、当該二次送信を受信するために加入を申し込む時点において、衛星通信事業者が第122条に基づく法定使用許諾に従って同一のネットワーク系列のローカル・ネットワーク局の一次送信の二次送信を利用可能にするローカル市場に居住する場合。

(ii) 加入後にローカル信号が利用可能な場合－2010年衛星放送視聴拡大・地方色法の制定日以降に、第(2)節に基づく法定使用許諾に従って、ネットワーク局の一次送信に関する衛星通信事業者による二次送信について適法に加入し受信する加入者の場合（本段において「遠隔信号」という）、第(2)節に基づく法定使用許諾は、衛星通信事業者が当該加入者に対して行う、同一のテレビネットワーク系列の放送局の遠隔信号の二次送信に適用されるものとし、加入者の世帯は、加入者が当該二次送信を終了することを選択するまでの期間、当該ネットワークについて非受信世帯として継続して見なされる。ただし、衛星通信事業者が加入者に対してローカルネットワーク局の一次送信の二次送信を利用可能にしてから60日以内に、当該加入者が同一のネットワーク系列のローカルネットワーク局の一次送信の二次送信に加入する場合に限る。

(D) 影響されない他の規定－本節は、第(11)節に含まれる非受信世帯に対する二次送信の法定使用許諾への適用には影響を与えない。

(E) 権利放棄－第(B)号および第(C)号に基づくネットワーク局の二次送信

を拒否された加入者は、加入者が所在するネットワークと同系列であってローカル市場にあるネットワーク局に対して、加入者の衛星通信事業者を通して、要望書を提出することにより、当該拒否に対する権利放棄を求めることができる。当該ネットワーク局は、要望書を受領してから30日以内に、加入者のかかる権利放棄の要望を受諾または拒絶しなければならない。当該ネットワーク局が加入者の要望書を受領してから30日以内に権利放棄の申請を受諾または拒絶しない場合には、当該ネットワーク局はかかる権利放棄の要望に同意したものとみなされる。ネットワーク局が特段の記載をしない限り、1934年通信法第339条(c)(2)に基づく2004年衛星放送視聴拡大法の制定日より前に承諾された権利放棄は、本号における放棄とはならない。

(F)「利用可能」の定義一本節において、衛星通信事業者が、加入者または個人と同じ9桁のZIPコードに居住する他の加入者または個人に対して二次送信の提供を申し出る場合、衛星通信事業者は、当該加入者または個人に対してローカル局の一次送信の二次送信を利用可能にすることとなる。

(4)報告義務および支払義務の違反—第(1)節および第(2)節の規定にかかわらず、衛星通信事業者が第(b)項が要求する明細書および使用料を納付しなかつた場合または第(2)節(C)が要求するネットワークに対する提出を怠った場合には、非ネットワーク局およびネットワーク局による一次送信の二次送信であって、著作物の実演または展示を収録した二次送信を公衆に対して故意にまたは反復して行われた二次送信は、第501条に基づき侵害行為として訴訟の対象となり、また第502条ないし第506条に定める救済に全面的に服する。

(5)故意の改変—第(1)節および第(2)節の規定にかかわらず、衛星通信事業者が、非ネットワーク局またはネットワーク局による一次送信に収録された著作物の実演または展示の公衆に対する二次送信を行う場合において、実演もしくは展示が収録される特定の番組の内容または一次送信事業者が当該番組の送信の中、直前もしくは直後に送信した商業広告もしくは局の告知が、衛星通信事業者によって変更、削除または追加により故意に改変され、あるいは他の放送信号のプログラミングと併合されたときは、第501条に基づき侵害行為として訴えることができ、また、第502条ないし第506条および第510条に規定する救済に全面的に服する。

#### (6)ネットワーク局の法定使用許諾に対する地域的制限の違反—

(A)個々の違反—衛星通信事業者がネットワーク局による著作物の実演または展示を収録した一次送信の二次送信を、本条に基づいて送信を受ける資格を持たない加入者に対して故意にまたは反復して行う場合には、第501条に基づき侵害行為として訴えることができ、また、第502条ないし第506条に規定する救済に全面的に服する。ただし—

(i)衛星通信事業者が受信資格のない加入者に対するサービスを直ちに停止することにより是正措置をとった場合、損害賠償は認められない。また、

(ii)法定損害賠償金は、上記の加入者に関する違反があつた各月につき250 ドルを超えてはならない。

(B)常習的違反—衛星通信事業者がネットワーク局による著作物の実演または展示を収録した一次送信の二次送信を、本条に基づいて送信を受ける資格を持たない加入者に対して故意にまたは反復して常習的に行う場合には、第(A)号に定める救済に加え、以下の救済が認められる。

(i)常習的違反が実質的に全国的規模で行われる場合、裁判所は、衛星通信事業者が私的家庭内視聴のために行う同一のネットワークに所属する一次ネットワーク局の一次送信の二次送信の終局的差止を命じなければならない。また、裁判所は、常習的違反が行われた各 3 ヶ月間について、2,500,000 ドルを超えない法定損害賠償を命じることができる。また、

(ii)常習的違反が地域的または地方的規模で行われる場合、裁判所は、衛星通信事業者が当該地域または地方における私的家庭内視聴のために行う同一のネットワークに所属する一次ネットワーク局の一次送信の二次送信の終局的差止を命じなければならない。また、裁判所は、常習的違反が行われた各 6 ヶ月間について、2,500,000 ドルを超えない法定損害賠償を命じることができる。

(C)元加入者の除外—第(A)号および第(B)号は、衛星通信事業者が 1988 年 11 月 16 日よりも前に衛星通信事業者または配信事業者から二次送信を受信するために加入していた者に対して二次送信を行う場合には適用されない。

(D)立証責任—本節に基づき提起された訴訟においては、衛星通信事業者が、ネットワーク局が行った一次送信の二次送信が本条に基づいて二次送信を受ける資格を有する者に対するものであったことを証明する責任を負う。

(E)除外—衛星通信事業者が、ネットワーク局による著作物の実演または展示を収録した一次送信の二次送信を、非受信世帯に居住しない加入者に対して行う場合に、以下のすべての要件を満たす場合には、侵害行為とならない。

(i)1991 年 5 月 1 日において、衛星通信事業者が当該ネットワーク局の送信を再送信しており、また、相互番組サービスを週 15 時間以上、10 以上の州において最低 25 以上の提携テレビ局に定期的に提供しているテレビ・ネットワークが、当該ネットワーク局を保有しもしくは運営し、またはこれと提携していなかったこと、

(ii)1998 年 7 月 1 日において、衛星通信事業者が当該ネットワーク局の送信を本条における法定使用許諾に基づき再送信していたこと、および

(iii)1995 年 1 月 1 日において相互番組サービスを週 15 時間以上、10 以上の州において最低 25 以上の提携テレビ局に定期的に提供していたテレビ・ネ

ットワークが、現在、当該ネットワーク局を保有しもしくは運営し、またはこれと提携していないこと。

裁判所は、第(i)段に基づき命じられた法定損害賠償金の半額を、著作権局長が第(b)項に従って分配しうるよう著作権局長に納付することを命じなければならぬ。著作権使用料審判官は、法定損害賠償の対象となった二次送信に自身の著作物が含まれている著作権者に対して当該資金を割合基準にて分配する手続を定める規則を、公布しなければならない。

(7)衛星通信事業者による差別—第(1)節の規定にかかわらず、衛星通信事業者が非ネットワーク局またはネットワーク局による一次送信に収録された著作物の実演または展示の二次送信を公衆に対して故意にまたは反復して行う場合に、当該衛星通信事業者が配信事業者に対して不当な差別を行うときは、第 501 条に基づき侵害行為として訴えることができ、また、第 502 条ないし第 506 条に規定する救済に全面的に服する。

(8)二次送信の地理的制限—本条が定める法定使用許諾は、合衆国内に所在する世帯に対する二次送信にのみ適用される。

(9)敗訴当事者による信号強度測定費用の負担；民事訴訟における測定費用の回復—加入世帯の非受信世帯としての資格に関し提起された民事訴訟において—

(A)かかる資格に異議を申し立てるネットワーク局は、測定結果および費用明細書を受領してから 60 日以内に、衛星通信事業者に対して、ネットワーク局の申立に応じて行われ、当該世帯が非受信世帯であることを明らかにした信号強度の測定にかかる費用を支払わなければならない。また、

(B)衛星通信事業者は、測定結果および費用明細書を受領してから 60 日以内に、ネットワーク局に対して、当該局が行い、当該世帯が非受信世帯でないことを明らかにした信号強度の測定にかかる費用を支払わなければならない。

(10)測定を行うことができない場合—ネットワーク局が加入者の世帯において実地測定を行うべく相当な試みをなしたが、測定を行う目的の立ち入りを拒否され、他の方法では測定を行うことができない場合には、衛星通信事業者は、かかる通知を受領してから 60 日以内に、当該世帯に対する当該局のネットワークのサービスを停止しなければならない。

(11)レジャー用車輌および商業用トラックに対するサービス—

(A)免責—

(i)総則—本項において、第(ii)段および第(iii)段に従い、「非受信世帯」には以下を含む。

(I)連邦規則集第 24 編第 3282.8 条に基づく住宅・都市開発長官規則に定義するレジャー用車輌、および

(II)連邦規則集第49編第383.5条に基づく運輸長官規則において、商業用車輛にあたる商業用トラック。

(ii)制限—第(i)段は、レジャー用車輛または商業用トラックの運転手に対してネットワーク局の二次送信を行おうとする衛星通信事業者が、第(B)号および第(C)号に基づく書類提出要件に従う場合のレジャー用車輛または商業用トラックにのみ適用する。

(iii)除外—本号において、「レジャー用車輛」および「商業用トラック」の語は、移動住宅その他を問わず、固定の住居を含まない。

(B)文書提出の要件—レジャー用車輛または商業用トラックは、衛星通信事業者がレジャー用車輛または商業用トラックに対して二次送信を行おうとするネットワーク局を保有しましたはこれと提携するネットワークに対して以下の文書を提出してから10日後から、非受信世帯とみなされる。

(i)誓約書—衛星用アンテナがレジャー用車輛または商業用トラックに恒久的に固定されており、固定の住居にて衛星番組を受信するために使用されるものでないことを誓約する、当該レジャー用車輛または商業用トラックの運転手が署名した誓約書。

(ii)登録証明書—レジャー用車輛の場合には、当該レジャー用車輛の現在効力を有する州車輛登録証明書の写し1部。

(iii)登録証明書および免許証—商業用トラックの場合には、以下のそれぞれの写し1部。

(I)当該トラックの現在効力を有する州車輛登録証明書。

(II)連邦規則集第49編第383条に基づく運輸長官規則に定義する、当該運転手に発行された現在効力を有する商業用運転免許証の写し。

(C)文書更新の要件—衛星通信事業者が2年間を超える期間レジャー用車輛または商業用トラックに対して二次送信を行おうとする場合には、当該事業者は、各ネットワークの求めがあれば、第(B)号に定める更新された文書を、当該2年間が終了する前の90日間に提出しなければならない。

(12)FCC規則の遵守を条件とする法定使用許諾および救済手続—本条の他の規定にかかわらず、衛星通信事業者が、連邦通信委員会の免許を受けた放送局による著作物の実演または展示を収録した一次送信の二次送信を、公に故意にまたは反復して行う場合に、かかる送信の時に、当該衛星通信事業者がテレビ放送局信号の送信に関する連邦通信委員会の準則、規則および許可に従っていない場合には、第501条に基づき侵害行為として訴えることができ、また、第502条ないし第506条に規定する救済に全面的に服する。

(13)権利放棄—第(a)項(2)(B)に基づくネットワーク局の二次送信を拒否され

た加入者は、当該二次送信が禁止されていると主張するネットワーク局に対して、加入者の衛星通信事業者を通して、要望書を提出することにより、当該拒否に対する権利放棄を求めることができる。当該ネットワーク局は、要望書を受領してから30日以内に、加入者のかかる権利放棄の要望を受諾または拒絶しなければならない。当該ネットワーク局が加入者の要望書を受領してから30日以内に権利放棄の申請を受諾または拒絶しない場合には、当該ネットワーク局はかかる権利放棄の要望に同意したものとみなされる。ネットワーク局が特段の記載をしない限り、1934年通信法第339条(c)(2)に基づく2004年衛星放送視聴拡大法の制定日より前に承諾された権利放棄は、本号における放棄とはならない。

(14)一定の市場に送る州外遠隔ネットワーク信号の制限的送信—

(A)州外ネットワーク関連事業者一本編の他の規定にかかわらず、本項および第(b)項における法定使用許諾は、第122条に従って衛星通信事業者がアラスカ州に所在するテレビ局の一次送信の二次送信を利用可能にする対象となる加入者に対して、アラスカ州外に所在するネットワーク局の一次送信を、二次送信する行為には適用されない。

(B)例外—第(A)号における制限は、二次送信が行われる時点において、州のあるコミュニティについて免許を受け同一ネットワーク系列のテレビ局がデジタル信号の一次送信を行わない場合には、アラスカ州外に所在するネットワーク局のデジタル信号の一次送信を二次送信する行為には、適用されない。

(b)明細書および料金の納付、確認の手続—

(1)著作権局長に対する納付—第(a)項に基づき法定使用許諾の対象となる二次送信を行う衛星通信事業者は、著作権局長が規則により定める要件に従って、著作権局長に対して以下のものを半年毎に納付しなければならない。

(A)直前の6ヶ月間にに関する収支明細書で、当該期間中に第(a)項(1)および第(a)項(2)に定めるとおり加入者に対してその信号が再送信された非ネットワーク局およびネットワーク局すべての名称および所在地、当該再送信を受信した加入者の総数、ならびに著作権局長が隨時規則により定めるその他の情報を記載したもの。

(B)各月に各非ネットワーク局またはネットワーク局のプライマリー・ストリームまたはマルチキャスト・ストリームの各二次送信を受信した加入者の総数に、本項に基づいて有効な然るべき料率を乗じた計算方法で算出された、第(4)節に従い著作権者に支払われるべき上記6ヶ月間にかかる使用料。また、

(C)第708条(a)に従い著作権局長が決定する申請料。

(2)収支明細書の確認および料金の支払—著作権局長は、本項に基づき衛星通信事業者が提出する収支明細書および使用料について、利害関係者が確認および監査できるようにするために、規則を公布しなければならない。

(3)料金の投資－著作権局長は、本条に基づき納付されたすべての料金（第(1)節(c)に指定する申請料を含む）を受領し、本条に基づき著作権局が負担した相当な費用（第(4)節に基づき差し引かれる費用を除く）を差し引いた後に、残額を財務長官が指示する方法で合衆国財務省に納付しなければならない。財務長官が保管するすべての資金は、本編に定めるとおり連邦議会図書館長が将来利息と共に分配するために、利息を生じる合衆国債券に投資されるものとする。

(4)料金の分配を受ける者－第(3)節に基づき納付された使用料は、第(5)節に規定する手続に従い、衛星通信事業者が当該 6 ヶ月間に行った二次送信に収録された著作物の著作権者であって、第(5)節に基づき著作権使用料審判官に請求を提出した者に分配される。

(5)分配の手続－第(3)節に基づき納付された使用料は、以下の手続に従って分配される。

(A)使用料請求の提出－二次送信にかかる法定使用許諾料を受けることができると主張する者は、毎年 7 月に、著作権使用料審判官が規則により定める要件に従って、著作権使用料審判官に対して請求書を提出しなければならない。本節において、請求者は、法定使用許諾料を比例配分することについて相互に合意し、請求を一括して共同のもしくは単独の請求として提出し、または請求者のために支払を受ける共通の代理人を指名することができる。

(B)争いの有無の判断；分配－毎年 8 月 1 日の後、著作権使用料審判官は、使用料の分配について争いがあるか否かを定めなければならない。かかる争いがないと判断した場合、著作権使用料審判官は、本条に基づく相当な経費を差し引いた後、使用料を受けることができる著作権者またはその者が指名した代理人に対して使用料を分配する権限を、連邦議会図書館長に与える。かかる争いがあると判断した場合、著作権使用料審判官は、本編第 8 章に基づき、使用料の分配を決定するための手続を行う。

(C)紛争中における使用料の留保－著作権使用料審判官は、本項に基づく手続の係属中、争いの対象とならない金額を分配する権限を、連邦議会図書館長に与える裁量権を有する。

### (c) 使用料の調整

#### (1)信号についての使用料の適用および決定

(A)最初の使用料－ネットワーク局および非ネットワーク局の一次送信の二次送信に対する第(b)項(1)(B)に基づく使用料を決定する目的において適切な使用料は、本節に基づいて修正されたとおり 2009 年 7 月 1 日現在において効力を有する連邦規則集第 37 編第 258 部に定める適切な使用料でなければならぬ。

(B)任意的交渉により決定される使用料－2010 年 6 月 1 日以前に、著作権

使用料審判官は、第(b)項(1)(B)に基づきネットワーク局および非ネットワーク局の一次送信の二次送信用について衛星通信事業者が支払うべき使用料を決定するための任意的交渉手続開始を、連邦官報に公告させなければならない。

(C)交渉－衛星通信事業者、配信事業者および本条に基づき使用料を受けることのできる著作権者は、使用料の支払にかかる任意の合意に達するために、誠実に交渉を行わなければならない。衛星通信事業者、配信事業者および著作権者はいつでも、使用料について交渉し合意することができ、また、かかる使用料について交渉し、合意しましたは支払を行う共通の代理人を指名することができる。当事者らが共通の代理人を指名しなかった場合、著作権使用料審判官が交渉手続の当事者の推薦を求めた後にこれを指名する。各交渉手続の全費用は当事者らが負担する。

(D)当事者に対する合意の拘束、契約書の提出；公示－

(i)任意の契約、提出一本節に基づき交渉された任意の契約は、当事者たるすべての衛星通信事業者、配信事業者および著作権者を拘束する。かかる契約書の写しは、著作権局長が定める規則に従い、締結後30日以内に著作権局に提出されなければならない。

(ii) 使用料の採用に関する手続－

(I)通知の公告－任意的交渉手続開始の通知を連邦官報に公告した後10日以内に、任意の合意に達した当事者は、第(F)号に従う手続を開かずに、かかる合意の中の使用料がすべての衛星通信事業者、配信事業者および著作権者に対して適用されるよう請求することができる。

(II)使用料の公示－第(I)文に基づく請求を受領した場合、著作権使用料審判官は、任意に合意された使用料を直ちに公示し、当事者にかかる使用料に対して異議を申し立てる機会を与えなければならない。

(III)使用料の採用－第(II)文に基づいて第(F)号に基づく手続に参加する意思がありかつかかる手続の結果に重大な利害関係を持つ当事者が異議を申し立てない限り、著作権使用料審判官は、第(F)項に基づく手続を開かずに、すべての衛星通信事業者、配信事業者および著作権者に対して、任意に合意された使用料を採用しなければならない。

(E)合意の有効期間－本節に従って著作権使用料審判官に提出された任意の契約が定める使用料を支払う義務は、当該契約に掲げる日に効力を生じ、2019年12月31日または当該契約の条件に従う日のいずれか遅い日まで効力を有する。

(F)著作権使用料審判官の手続により決定される使用料－

(i)手続開始の通知－以下の場合には、2010年9月1日以前に、著作権使用料審判官は、第(b)項(1)(B)に基づきネットワーク局および非ネットワーク局

の一次送信の二次送信について衛星通信事業者および配信事業者が支払うべき使用料を決定するための手続開始を、連邦官報に公告させなければならない。

(I)すべての衛星通信事業者および配信事業者が支払うべき使用料を設定する、第(D)号に従って提出された任意の合意がない場合、または

(II)著作権使用料審判官がすべての衛星通信事業者、配信事業者および著作権者に適用する任意に合意された使用料を採用することを目的として提出された任意に合意された使用料に対する異議が、手続に参加する意思がありかつかかる手続の結果に重大な利害関係を持つ当事者から第(D)号に基づいて申し立てられた場合。かかる手続は、第8章に基づいて行われる。

(ii)使用料の設定－本号に基づき使用料を決定するにあたって、著作権使用料審判官は、二次送信の公正な市場価値を最も明確に表す価格を、ネットワーク局および非ネットワーク局の一次送信の二次送信に対する使用料として定めなければならない。ただし、著作権使用料審判官は、第(D)号に従って著作権使用料審判官に提出された適用のある任意の合意に基づく当事者の支払義務を果たすよう使用料を設定しなければならない。公正な市場価値を決定するにあたっては、審判官は、以下を含む、当事者が提供する経済上、競争上および番組上の情報を基に決定を行うものとする。

(I)当該番組が配信される競争環境、同様の私的および強制使用許諾市場における同様の信号の費用、ならびに再送信市場にかかる特別の特徴および条件。

(II)当該使用料が著作権者および衛星通信事業者に及ぼす経済的影响。また、

(III)二次送信を引き続き公衆に提供することへの影響。

(iii)著作権使用料審判官の決定の有効日－本節に基づく手続にて著作権使用料審判官が下した決定に従い設定された使用料を支払う義務は、2010年1月1日に効力を生じる。

(iv)使用料の対象者－第(iii)段にいう使用料は、第(D)号に基づいて著作権局に提出された任意の契約の当事者でないすべての衛星通信事業者、配信事業者および著作権者を拘束する。

(2)年に一度の使用料の調整－毎年1月1日時点において、ネットワーク局および非ネットワーク局の一次送信の二次送信に対して第(b)項(1)(B)に基づき支払われるべき使用料は、前年の12月1日よりも前に労働省が公告した最新の消費者物価指数（すべての消費者および物品が対象）によって決定される生活費用について生じた変化を反映するよう、著作権使用料審判官によって調整されるものとする。調整された使用料の通知は、少なくとも1月1日の25日前までに連邦官報に公告されるものとする。

(d)定義－本条において－

(1)配信事業者－「配信事業者」とは、衛星通信事業者からの二次送信を配信し、単独のチャンネルまたは他の番組とのパッケージの形で、本条の規定に従つて、直接個々の加入者に対し、または間接的に他の番組配信事業者を通じて二次送信を提供するために契約を行う事業者をいう。

(2)ネットワーク局－「ネットワーク局」とは、以下のいずれかをいう。

(A)連邦通信委員会から免許を受けており、ネットワーク局が放送した番組を全部またはほぼ全部再放送するテレビ局（中継局または地上衛星局を含む）であって、10以上の州において最低25の提携テレビ局に対して週15時間以上相互番組サービスを定期的に行う一以上の合衆国内のテレビ・ネットワークが保有し、運営し、またはこれと関連するもの、あるいは

(B)非商業的教育放送局（1934年通信法第397条に定義する）。

(3)一次ネットワーク局－「一次ネットワーク局」とは、特定の全国ネットワークの基本番組サービスを放送したまま再放送するネットワーク局をいう。

(4)一次送信－「一次送信」とは、本編第111条(f)が付与する意味を有する。

(5)私的家庭内視聴－「私的家庭内視聴」とは、連邦通信委員会の免許を受けたテレビ局の一次送信を送信する衛星通信事業者の二次送信を、一の世帯の個人が操作し当該世帯のみが使用する衛星受信機器を用いて当該家庭における私的使用のために視聴することをいう。

(6)衛星通信事業者－「衛星通信事業者」とは、連邦通信委員会の免許を受けた衛星または衛星サービスの施設を使用し、連邦規則集第47編第25部に基づく静止衛星サービスまたは連邦規則集第47編第100部に基づく直接放送衛星サービスの中で運営する事業者であって、本条に基づく私的家庭内視聴以外を目的として、テレビ局信号のPTM(point-to-multipoint)配信のために通信チャンネルを設置し運営し、PTM配信を提供するために衛星のキャパシティまたはサービスを保有したまま賃借するもの（本条に従った私的家庭内視聴を除き、当該事業者が1934年通信法に基づく関税に従つて当該配信を行う場合を除く）をいう。

(7)二次送信－「二次送信」とは、本編第111条(f)に規定する意味を有する。

(8)加入者、加入－

(A)加入者－「加入者」とは、衛星通信事業者から二次送信サービスを受け、衛星通信事業者または配信事業者に直接的または間接的にサービス料を支払う者または事業者をいう。

(B)加入－「加入」とは、加入者になることを選択することをいう。

(9)非ネットワーク局－「非ネットワーク局」とは、ネットワーク局を除く連邦通信委員会の免許を受けたテレビ放送局であって、衛星通信事業者によって二次送信されるものをいう。

(10)非受信世帯—特定のテレビ・ネットワークについて「非受信世帯」とは、以下のいずれかに該当する世帯をいう。

(A)当該世帯のローカル市場から発信され、当該ローカル市場の以下のネットワークと提携する、プライマリー・ストリームを含む電波信号を、アンテナを使用して受信できない世帯であって、対象日以降もマルチキャスト・ストリームを受信できない世帯をいう。

(i)信号がアナログ信号として発信される場合には、1999年1月1日現在有効な連邦規則集第47編第73.683条(a)に連邦通信委員会が定義したB級強度、または

(ii)信号がデジタル信号として発信される場合には、連邦通信委員会が公布する規則（連邦規則集第47編第73.622条(e)。当該規則は、隨時改正される。）に定義された、デジタル・テレビ・ノイズ制限域（noise-limited contour）の値として明記された強度。

(B)2010年衛星放送視聴拡大・地方色法の制定日前に免除が付与されているかどうかを問わず、第(a)項(13)の基準を満たす免除の対象である世帯、

(C)第(e)項の適用を受ける加入者である世帯、

(D)第(a)項(11)の適用を受ける加入者である世帯、または

(E)第(a)項(2)(B)(iii)に基づく免除の適用を受ける加入者である世帯。

(11)ローカル市場—「ローカル市場」とは、第122条(j)に基づいて付与されている意味を有する。

(12)商業施設—「商業施設」とは、

(A)バー、レストラン、事務所、フィットネス・クラブ、オイル・リグ、小売店、銀行もしくはその他金融機関、スーパーマーケット、自動車もしくはポートの販売代理店、またはその他共通のビジネス分野の施設など、商業目的で利用される施設であり、

(B)ホテル、寄宿舎、病院、アパートメント、コンドミニアムまたは刑務所など、私的家庭内視聴が可能な恒久的または一時的な複合居住施設を含まない。

(13)対象日—第(10)節(A)において、「対象日」とは—

(A)2010年3月31日現在に存在するマルチキャスト・ストリームについては、2010年10月1日をいい、また

(B)その他のすべてのマルチキャスト・ストリームについては、2011年1月1日をいう。

(14)マルチキャスト・ストリーム—「マルチキャスト・ストリーム」とは、テレビ放送局と提携する番組および番組関連資料を含むデジタル・ストリームであって、プライマリー・ストリーム以外のものをいう。

(15)プライマリー・ストリームー「プライマリー・ストリーム」とは—

(A) 2009年7月1日現在有効な連邦通信委員会の規則に基づき、テレビ放送局が衛星通信事業者と共に強制送信の権利を保有する番組の単一のデジタル・ストリーム、または

(B)第(A)項に定めるストリームがない場合には、以下のいずれかをいう—

(i)アナログ信号としてテレビ局から最後に送信されたネットワークに関連する番組の単一のデジタル・ストリーム、もしくは

(ii)第(i)段に定めるストリームがない場合には、2009年7月1日の時点において、テレビ放送局により最も長い間提供されたネットワークが提携する番組の単一のデジタル・ストリーム。

(e)著作権侵害責任の猶予—ローカル・ネットワーク・テレビ放送局のA級強度信号（1999年1月1日に効力を有する連邦規則集第47編第73.683条(a)に基づき連邦通信委員会規則に定義し、または連邦通信委員会が事件番号98-201において定めるIndividual Location Longley-Rice法を用いて予測する）を受信していない加入者は、当該ネットワーク信号の衛星サービスを本条において要する限り1998年7月11日後1999年10月31日前に停止し、またはかかるサービスを1999年10月31日に受けている場合には、2019年12月31日までは、当該ネットワークと提携するネットワーク局の信号を受信することができる。

(f)ローカル市場に衛星二次送信を提供するための司法省による任意な合意の早急な検討—

(1)総則—いかなる衛星通信事業者も、二次送信を第122条(j)(2)に定義するローカル市場に所在する加入者に対して、連邦通信委員会の免許を受けた一以上のテレビ放送局の一次送信に関しての当該地域に利用可能にせず、かつ、二以上の衛星通信事業者が、当該ローカル市場にかかる二次送信を提供する協定を作成または遂行する商業行為案が反トラスト法上適法であるか否かを判断するために、連邦規則集第28編第50.6条（2004年7月7日に効力を有する）に従って事業審査書を請求する場合、司法省の然るべき公務員は、当該請求を受けた後90日以内に当該請求に対して回答しなければならない。

(2)定義—本項において、「反トラスト法」とは、

(A)クレイトン法第1条(a)（合衆国法典第15編第12条(a)）において付与されている意味を有するが、連邦通商委員会法第5条（合衆国法典第15編第45条）が不公正な競争方法に適用する範囲においてかかる第5条を含むものとし、また

(B)第(1)節にいう法律に類する州法を含む。

(g)すべてのDMAにローカル内ローカルサービスを提供する提供者に対して与えられる特定の取消—

(1)差止命令の取消一本項の制定日よりも前に、第(a)項(7)(B)に基づき差止命令を出した裁判所は、差止命令が出されている通信事業者を適格通信事業者であると認定する場合には、当該差止命令を取り消さなければならない。

(2)制限付の暫定的な取消一

(A)総則一本項の制定日よりも前に第(a)項(7)(B)に基づき衛星通信事業者に差止命令を出した裁判所は、当該衛星通信事業者の要求があった場合、当該衛星通信事業者が2009年12月31日の時点において第122条に基づく使用許諾に従ってローカルサービスを提供していなかった不足市場に所在する非受信世帯に対して、当該衛星通信事業者がネットワーク局の一次送信を二次送信することを許されるのに必要な範囲において、第(a)項(2)に基づき与えられた法定使用許諾に関する当該差止を取り消さなければならない。

(B)暫定的な取消の満了—第(A)号に基づく差止の暫定的な取消は、暫定的な取消を行う裁判所が正当な事由に基づいてこれを延長する場合を除き、かかる暫定的な取消が発令された日から120日間の経過により満了する。

(C)すべてのDMAに対してローカル内ローカルサービスを提供しなかった場合一

(i)合理的かつ誠実に行動しなかった場合—第(A)号に基づく暫定的な取消を発令する裁判所が、かかる取消を求めた衛星通信事業者がすべてのDMAに対してローカル内ローカルサービスを提供するための合理的な行動をせずまたは誠実な努力をしなかったと判断する場合、かかる懈怠行為は—

(I)第501条に基づき、侵害行為として提訴されることが可能であり、裁判所は、その裁量にて、第502条ないし第506条および本条第(a)項(6)(B)に定める救済を課すことができ、また

(II)第(A)号に基づき発令された取消を終了させる。

(ii)ローカル内ローカルサービスを提供しなかった場合—第(A)号に基づく暫定的な取消を発令する裁判所が、かかる取消を求めた衛星通信事業者がすべてのDMAに対してローカル内ローカルサービスを提供しなかつたが、合理的かつ誠実に行動したと判断する場合、当該裁判所は、その裁量にて、以下を考慮した罰金を課すことができる—

(I)懈怠の原因となる状況に対する当該通信事業者の支配度、

(II)懈怠の治癒に対する当該通信事業者の努力の質、ならびに

(III)サービス中断の程度および期間。

(D)一つの暫定的な取消が可能である一事業者は、本節に基づき一つの暫定的な取消のみを受けることができる。

(E)不足市場の定義一本節において、「不足市場」とは、本項の制定日の測定において、全国で最も幅広く見られた4つのテレビネットワーク局の一以上

の番組が、ローカルテレビ放送局により送信される一次送信において提供されないローカル市場をいう。

(3)適格通信事業者の認定方法—

(A)適格性に関する声明書—本項に基づき適格通信事業者として認定されることを求める通信事業者は、差止命令を出した裁判所に適格性に関する声明書を提出しなければならない。適格性に関する声明書は、以下を含まなければならない—

- (i)すべての DMA に対してローカル内ローカルサービスを提供する事業者であるということの宣誓供述書、
- (ii)差止の取消を求める申立書、
- (iii)連邦民事訴訟規則第 53 条に基づき裁判所が特別補助裁判官を任命するということを求める申立書、
- (iv)第(4)節(B)(ii)に基づき特別補助裁判官に発生したすべての費用を通信事業者が支払うことについての同意書、および
- (v)1934 年通信法第 342 条(a)に従って発行された証明書。

(B)適格通信事業者としての認定の付与—裁判所は、適格性の声明書を受領した場合、事業者を、適格通信事業者として認定し、第(1)節に基づく取消を発令しなければならない。第(A)号(iii)に基づく申立を受けた場合には、裁判所は、審査を行うために特別補助裁判官を任命し、第 4 節(B)に規定する報告書を裁判所に提出させなければならない。

(C)任意の終了—適格通信事業者は、今後適格通信事業者として認定されることを希望しないことを証明する任意の終了の声明書を、いつでも裁判所に提出することができる。裁判所は、かかる声明書を受領した場合、第(1)節に基づき取消した差止を復活させなければならない。

(D)認定の喪失による将来の認定禁止—かつて適格通信事業者として認定されていたが、その後当該認定を喪失したまたは第(C)号に基づき任意に認定を終了した通信事業者は、適格通信事業者として認定されてはならない。

(4)適格通信事業者の義務および義務の遵守—

(A)継続する義務—

(i)総則—適格通信事業者として認定された事業者は、すべての DMA に対してローカル内ローカルのサービスを継続して提供しなければならない。

(ii)遵守審査への協力—適格通信事業者として認定された事業者は、第(B)号に規定する審査において、第(3)節(B)に基づき裁判所が任命した特別補助裁判官に全面的に協力しなければならない。

(B)適格通信事業者の遵守審査—

(i)審査および報告書—第(3)節(B)に基づき裁判所が任命した特別補助

裁判官は、本条に基づく使用許諾について、適格通信事業者による使用料の支払および世帯の資格要件の遵守を審査し、その報告書を提出しなければならない。報告書には、適格通信事業者が第(3)節(B)に基づき適格通信事業者として認定された日から 2012 年 4 月 30 日までの期間の適格通信事業者の行動を記載しなければならない。

(ii) 適格通信事業者の記録—適格通信事業者は、第(3)節(B)に基づき適格通信事業者として認定された日、または遅くとも 2011 年 12 月 1 日から一年後の日以降、特別補助裁判官が本条に基づく以下の要件と直接関連があると考えるすべての記録を、特別補助裁判官に提出しなければならない。

(I) 本条に基づく法定使用許諾に従った使用料の適切な計算および支払。

(II) 資格を有する加入者に対してのみ行う当該使用許諾に基づくサービスの提供。

(iii) 報告書の提出—特別補助裁判官は、第(i)段にて要求される報告書を、差止を発令した第(1)節に記載の裁判所に、2012 年 7 月 24 日までに提出しなければならず、また当該裁判所は、当該報告書のコピーを、著作権局長、下院の司法委員会およびエネルギー商業委員会ならびに上院の司法委員会および通商・科学・交通委員会に送付しなければならない。

(iv) 侵害の証拠—特別補助裁判官は、その行った審査において、本条に基づき著作権者が適格通信事業者に対して勝訴可能な侵害訴訟を提起できる実質的な証拠があることを示唆したか否かの声明を、報告書に記載しなければならない。

(v) その後の審査—特別補助裁判官が行った審査の結果が、本条に基づき著作権者が適格通信事業者に対して勝訴可能な侵害訴訟を提起できる実質的な証拠の存在を示唆する声明を、特別補助裁判官による報告書に含む場合、特別補助裁判官は、第(i)段に基づく報告書を提出してから 6 ヶ月以内に、第(iii)段に基づき最後に報告書を提出したとき以降、本条に基づく使用許諾について、適格通信事業者が使用料の支払および世帯資格の要件を遵守しているかを、再度審査しなければならない。特別補助裁判官は、本段に基づき行った審査の結果に関する報告書を、差止を発令した第(1)節に記載の裁判所に提出しなければならず、また当該裁判所は、当該報告書のコピーを、著作権局長、下院の司法委員会およびエネルギー商業委員会ならびに上院の司法委員会および通商・科学・交通委員会に送付しなければならない。当該報告書には、第(iv)段に記載する声明を含めなければならない。

(vi) 義務の遵守—侵害を受けた著作権者から申立があった場合、事業者を適格通信事業者として認定した裁判所は、当該事業者が本号により要求され

る審査に協力しなかったということを認定する場合には、かかる認定を取り消さなければならない。

(vii)監視－本号に基づき特別補助裁判官が審査を行っている期間中、会計検査院長は、第(3)節に基づき適格通信事業者として認定されることを求める事業者または認定された事業者が特別補助裁判官の審査に従う度合いを監視しなければならない。適格通信事業者は、会計検査院長が本段に基づく義務を果たすために必要と考えるすべての記録および個人を会計検査院長に利用させなければならない。会計検査院長は、本段により求められる監視の結果を、かかる期間中、6ヶ月以上の間隔で下院の司法委員会およびエネルギー商業委員会ならびに上院の司法委員会および通商・科学・交通委員会に報告しなければならない。

(C)確認－適格通信事業者は、適格通信事業者としての立場を与えられてから30ヶ月後、その最善の知見において、適格通信事業者としての条件を満たしていることを声明した宣誓供述書を、地方裁判所および著作権局長に提出しなければならない。適格通信事業者は、裁判所、特別補助裁判官および会計検査院長が発令したすべての報告書または命令書のコピーを宣誓供述書に添付しなければならない。

(D)義務の遵守に関する決定－侵害を受けたテレビ放送局から申立があつた場合、事業者を適格通信事業者として認定した裁判所は、当該事業者がすべてのDMAに対してローカル内ローカルサービスを提供しているかどうかについて決定することができる。

(E)主張要件－第(D)号に基づきなされた申立において、申立を行う当事者は、サービスが提供されていないと主張する一以上の特定市場地域（第122条(j)(2)(C)に定義されている用語のとおり）を特定し、当該特定市場地域それぞれについて、サービスが提供されていない状況の詳細を主張しなければならない。

(F)立証責任－第(D)号に基づく決定を行う手続において、またサービスが提供されていないとの主張がある特定市場地域に関して、適格通信事業者として認定された事業者は、主張された時間および場所において、当該事業者が良質な衛星信号のローカル内ローカルサービスを、当該特定市場地域の少なくとも90パーセントの世帯に提供したこと（アメリカ国勢調査局が公表する最新の調査に基づく）を、立証する責任を負う。

#### (5)サービスを提供しなかった場合－

(A)制裁－事業者を適格通信事業者として認定した裁判所によって、当該事業者がすべてのDMAに対してローカル内ローカルサービスを故意に提供しなかつたと認定された場合、当該認定は、当該事業者の適格通信事業者としての認定を喪失させ、また第(1)節に規定する取消を終了させる。さらに、裁判所は、その裁量にて、－

(i) 第 501 条に基づき、故意にサービスを提供しなかったことを侵害行為として扱い、当該侵害を第 502 条ないし第 506 条および第(a)項(6)(B)に定める救済に付させることができ、また

(ii)\$250,000 以上\$5,000,000 以下の罰金を科すことができる。

(B) 故意でない違反に対する例外—すべての DMA に対してローカル内ローカルサービスを提供しなかったことについて、裁判所が故意でないと判定した場合、かかる裁判所は、その裁量にて、不遵守について、以下を考慮した罰金を課すことができる—

(i) 懈怠の起因となる状況に対する当該事業者の支配度、

(ii) 懈怠に対する治癒およびサービスの回復への当該事業者の努力の質、ならびに

(iii) サービス中断の程度および期間。

(6) 使用許諾の違反に対する制裁—適格通信事業者として認定された事業者が、本条に基づき受信する資格を持たない加入者に対して、ネットワーク局による一次送信の二次送信および著作物の実演もしくは展示を収録した一次送信の二次送信を故意に行ったと、第(a)項(6)(A)に基づき認定した裁判所は、第(1)節の基づき取り消された差止を復活しなければならず、また\$2,500,000 以下の法定損害賠償を命ずることができる。

(7)すべての DMA に対するローカル内ローカルサービスの定義一本項において：

(A) 総則—事業者が「すべての DMA に対してローカル内ローカルサービス」を提供するとは、第 122 条に基づく使用許諾に従い事業者がすべての特定市場地域（第 122 条(j)(2)(C)に定義されている用語のとおり）においてローカルサービスを提供する場合をいう。

(B) 対象となる世帯—第(A)号において、良質な衛星信号のローカル内ローカルサービスを、特定市場地域（アメリカ国勢調査局が公表する最新の調査に基づく）の少なくとも 90 パーセントの世帯に提供する事業者は、当該特定市場地域にローカルサービスを提供しているとみなされる。

(C) 良質な衛星信号の定義—「良質な衛星信号」とは、1934 年通信法第 342 条(e)(2)にて規定される意味を有する。

(h) ライセンスの終了—本条は、2019 年 12 月 31 日に効力を失う。

## 第 120 条 建築著作物に対する排他的権利の範囲

(a) 画像表現物の許容—建造された建築著作物に対する著作権は、当該著作物を具現した建築物が公の場所に所在したまでは公の場所から通常見ることができの場合、当該著作物の図画、絵画、写真その他の画像表現物を作成し、頒布しま

たは公に展示することを禁止する権利を含まない。

(b)建築物の改装および破壊—第106条(2)の規定にかかわらず、建築著作物を具現した建築物の所有者は、当該建築著作物の著作者または著作権者の同意なしに、かかる建築物を改装しまたはこれを許諾することができ、また、かかる建築物を破壊しまたはこれを許諾することができる。

## 第121条 排他的権利の制限：視覚障害者その他の障害者のための複製

(a)第106条の規定にかかわらず、許諾を得た事業者が既発行の非演劇的言語著作物のコピーまたはレコードを複製しまたは頒布することは、視覚障害者その他の障害者が使用するためにのみ特殊な形式においてかかるコピーまたはレコードを複製しまたは頒布する場合には、著作権の侵害とならない。

(b)(1)本条の適用があるコピーまたはレコードは—

(A)視覚障害者その他の障害者が使用するためのみの特殊な形式以外の形式で複製されまたは頒布されなければならない。

(B)特殊な形式以外の形式でさらに複製しまたは頒布することは侵害にあたる旨の注意書を伴わなければならない。また、

(C)著作権者および原発行日を示す著作権表示を含まなければならない。

(2)本項の規定は、標準検査、限定検査または集団準拠検査および関連する検査資料、またはコンピュータ・プログラムには適用されない。ただし、通常の人間の言語（絵画著作物の説明を含む）によって記載されかつコンピュータ・プログラムを使用する通常の過程において利用者に対して展示される部分を除く。

(c)第106条の規定にかかわらず、小学校または中等学校にて使用する印刷指導教材の出版社が、全国指導教材アクセシビリティ標準規格(障害者教育法第674条(e)(3)に定義)を使用した印刷指導教材の内容を含む障害者教育法第612条(a)(23)(C)、第613条(a)(6)および第674条(e)に記載する電子ファイルのコピーを作成し、これを全国指導教材アクセスセンターに頒布する行為は、以下の要件を満たす場合、著作権の侵害ではない。

(1)かかる印刷指導教材の内容を含むことが州または地域の教育機関によって要求されていること、

(2)出版社がかかる印刷指導教材を印刷形式にて出版する権利を有したこと、および

(3)当該コピーが、特殊な形式の印刷指導教材の内容に複製または頒布するためにのみ使用されること。

(d)本条において—

(1)「許諾を得た事業者」とは、視覚障害者その他の障害者の訓練、教育または朗読もしくは情報へのアクセスの需要に関する特殊サービスを提供すること

を主たる任務とする非営利的団体または政府機関を意味する。

(2)「視覚障害者その他の障害者」とは、1931年3月3日に承認された「成年視覚障害者に書籍を提供するための法律」と題する法律(合衆国法典第2編第135a条、法律第46号第1487条)に従って、特殊な形式で作成された書籍その他の出版物を受領する資格を有しまたは資格を有する可能性のある個人を意味する。

(3)「印刷指導教材」とは、障害者教育法第674条(e)(3)(C)に基づいて付与されている意味を有する。また、

(4)「特殊な形式」とは、

(A)視覚障害者その他の障害者が使用するためのみの点字、音声またはデジタル形式の文書を意味し、また

(B)印刷指導教材に関しては、視覚障害その他の障害者が使用するためにのみ頒布される場合には印刷指導教材の大きな活字の形式を含む。

## 第122条 排他的権利の制限：衛星によるローカルテレビ番組の二次送信

### (a)ローカル市場への二次送信—

(1)ローカル市場内におけるテレビ放送局の二次送信—著作物の実演または展示を収録したテレビ放送局による一次送信を、当該局のローカル市場に二次送信することは、以下の場合には、本条に基づき法定使用許諾の対象となる。

(A)二次送信は、衛星通信事業者が公衆に対して行う場合。

(B)衛星通信事業者は、二次送信に関して、テレビ放送局信号の配信を規制する連邦通信委員会の準則、規則または許可条件を遵守する場合。また、

(C)衛星通信事業者が二次送信につき以下のいずれかの者から直接または間接に料金を徴収する場合。

(i)二次送信を受信する各加入者、または

(ii)二次送信を公衆に直接または間接に配信するために衛星通信事業者と契約した配信事業者。

### (2)よく観られる局—

(A)総則—第(1)節に基づき一次送信の二次送信を受信する加入者に対して、著作物の実演または展示を収録したテレビ放送局による一次送信を二次送信することは、ケーブル・システムに関して、あるコミュニティにおいて信号がよく観られるかどうかを決定するに当たり適用される1976年4月15日時点での有効な連邦通信委員会の準則、規則および承認に従って、当該コミュニティで当該信号がよく観られていると連邦通信委員会が決定したコミュニティ内に居住するが、ネットワーク局または非ネットワーク局のローカル市場の範囲外に居住する加入者に対して、当該ネットワーク局または非ネットワーク局の一次送

信を二次送信する場合に、本節に基づき法定使用許諾の対象となる。

(B)取消ー第(A)号に基づくネットワーク局または非ネットワーク局の一次送信の二次送信を拒否された加入者は、加入者が所在するネットワークまたは非ネットワークと同系列であってローカル市場にあるネットワーク局または非ネットワーク局に対して、加入者の衛星通信事業者を通して、要望書を提出することにより、当該拒否の取消を求めることができる。当該ネットワーク局または非ネットワーク局は、要望書を受領してから30日以内に、当該加入者の取消の要望を受諾または拒絶しなければならない。当該ネットワーク局または非ネットワーク局が加入者の要望書を受領してから30日以内に取消の要望を受諾または拒絶しない場合には、当該ネットワーク局または非ネットワーク局はかかる取消の要望に同意したものとみなされる。

(3)低出力番組の二次送信ー

(A) 総則ー第(B)号および第(C)号を条件として、第(1)節に基づき一次送信の二次送信を受信する加入者に対して、著作物の実演または展示を収録したテレビ放送局による一次送信を二次送信することは、低出力テレビ局として免許を付与されているテレビ放送局の一次送信を、送信元の局と同じ特定市場地域内に居住する加入者に対して二次送信する場合には、本節に基づき法定使用許諾の対象となる。

(B)レピーターおよび中継局への非適用ー第(A)号に規定する二次送信は、他のテレビ局の番組および信号を1日2時間を超えて再送信する低出力テレビ局には、適用されない。

(C)その他の二次送信に関する義務への不影響ー本条に定める法定使用許諾に基づき低出力テレビ局の一次送信を二次送信する衛星通信事業者は、当該二次送信を行うことを理由に、その他の二次送信を行う義務を負わない。

(4)特別な例外ー一次送信の二次送信を受信する加入者に対して、第(1)節に基づき著作物の実演または展示を収録したテレビ放送局による一次送信を二次送信することは、当該二次送信が第(1)節の条件を満たす衛星通信事業者によるものである場合には、以下のとおり、本節に基づく法定使用許諾に従うものとする：

(A)フルパワーネットワーク局が一つ存在する州ー1995年1月1日現在においてネットワーク局である連邦通信委員会から免許を受けたフルパワー局が一つある州においては、本節に規定する法定使用許諾は、かかる州の範囲内に位置するコミュニティであって、上記日付時点で有効な連邦通信委員会の規則（連邦規則集第47編第76.51条）に列記する最初の50テレビ市場の範囲外の地域に所在する加入者に対して衛星通信事業者が当該局の一次送信を二次送信することに、適用される。

(B)全てのネットワーク局および非ネットワーク局が同一のローカル市場に存在する州—1995年1月1日現在において州内に連邦通信委員会から免許を受けたすべてのネットワーク局および非ネットワーク局が、同じローカル市場に割り当てられており、かつ当該ローカル市場が当該州のすべての郡を網羅していない州においては、本節に基づき付与される法定使用許諾は、上記日付に効力を有する連邦通信委員会の規則（連邦規則集第47編第76.51条）に列記する最初の主要50のテレビ市場の範囲内に存在するローカル市場に居住する当該州の加入者すべてに対して衛星通信事業者が当該局の一次送信を二次送信することに、適用される。

(C)追加局—以下に該当する4郡が所在する州の場合、本節に規定する法定使用許諾は、その州に所在するいずれかのネットワーク局の一次送信を当該郡のいずれかの加入者に対して二次送信する衛星通信事業者について、適用される。ただし、当該衛星通信事業者が2004年1月1日の時点において当該郡の加入者に対して当該二次送信を行っていた場合に限る。

(i)当該4郡が2004年1月1日現在、他州の郡で主に構成されるローカル市場に所在すること、および

(ii)ニールセン・メディア・リサーチ社の2004年米国テレビ所有世帯数推計にて、当該4郡におけるテレビ所有世帯数が総数で41,340世帯あること。

(D)一定の追加局—一つの州内の2つの隣接する郡が、主に他州の郡で構成されるローカル市場に所在する場合、本節に規定する法定使用許諾は、以下に該当する場合には、当該2郡が所在する州の首都に所在するいずれかのネットワーク局の一次送信を、衛星通信事業者が当該2郡に所在する加入者に二次送信することに、適用される。

(i)当該2郡が、ニールセン・メディア・リサーチ社の調査で2003年度の上位100市場に属するローカル市場に所在する場合、および

(ii)当該2郡におけるテレビ保有世帯総数が、ニールセン・メディア・リサーチ社の調査で、2003年度に10,000世帯を超えていない場合。

(E) 非商業的教育放送局のネットワーク—3つ以上の非商業的教育放送局が一つの州、公的機関または州の政治的、教育的もしくは特別的な分権体に対してライセンスされる組織体の場合、本節に定める法定使用許諾は、郡または当該州において当該郡と同等の郡に所在する加入者への当該組織体の一次送信の二次送信に適用される。ただし、かかる加入者が州内に所在する非商業的教育放送局の一次送信の二次送信を、第(1)節に基づき受信する資格を持たない特定市場地域に所在する加入者である場合に限る。

(5) 使用料率および手続の適用—第119条(b)に基づく使用料率および手続は、第(4)節に基づく法定使用料が適用される二次送信に、適用される。

(b)報告義務－

(1)最初の目録－第(a)項に基づいてネットワーク局が行う一次送信の二次送信を行う衛星通信事業者は、二次送信を開始してから90日以内に、当該ネットワーク局を所有したまたはこれと関連するネットワークに対して、以下を提出しなければならない。

(A) 第(a)項に基づき衛星通信事業者が行うその一次送信の二次送信に対するすべての加入者（そのアルファベット順の氏名ならびに郡および9桁のZIPコードを含む住所にて特定）を記載する目録、および

(B) 第(a)項の第(2)節に従ってサービスを受ける加入者を記載する目録であって、特定市場地域について集約された別の目録（その氏名ならびにストリート・ナンバー、市、州およびZIPコードを含む住所にて特定）。

(2)以後の目録－第(1)節に基づき目録が提出された後は、衛星通信事業者は、毎月15日に、ネットワークに以下を提出しなければならない。

(A)本項に基づく前回の目録の提出以後加入したまたは脱退した者（そのアルファベット順の氏名ならびに郡および9桁のZIPコードを含む住所）を記載した目録、および

(B)本項に基づく前回の名簿の提出以後、第(a)項の第(2)節に基づくサービスに加入したまたは脱退した加入者を記載する目録であって、特定市場地域について集約された別の目録（その氏名ならびにストリート・ナンバー、市、州および9桁のZIPコードを含む住所にて特定）。

(3)加入者情報の使用－本項に基づき衛星通信事業者が提出した加入者情報は、当該衛星通信事業者が本条を遵守しているか否かを監視する目的にのみ使用することができる。

(4)ネットワークの義務－衛星通信事業者は、提出を受けるネットワークが著作権局長に対して提出を受ける者の氏名および住所を記載した書面を提出した場合にのみ、本項における提出の義務を負う。著作権局長は、かかる書面すべてのファイルを、公の閲覧のために保管しなければならない。

(c)特定の二次送信に関する使用料の不要－第(a)項の第(1)節、第(2)節および第(3)節に基づく法定使用許諾の対象となる二次送信を行う衛星通信事業者は、かかる二次送信につき使用料を支払う義務を負わない。

(d)報告義務および規制上の義務の違反－第(a)項にかかるわらず、衛星通信事業者が、テレビ放送局による著作物の実演または展示を収録した一次送信の公衆に対する二次送信を、当該局のローカル市場において故意にまたは反復して行った場合に、当該衛星通信事業者が第(b)項の報告義務またはテレビ放送信号の配信にかかる連邦通信委員会の準則、規則および許可条件を遵守しなければ、第501条に基づき侵害行為として訴えることができ、また、第502条ないし第506

条に定める救済に全面的に服する。

(e)故意の改変—第(a)項にかかわらず、衛星通信事業者が、テレビ放送局による著作物の実演または展示を収録した一次送信の公衆に対する二次送信を当該局のローカル市場で行う場合において、実演もしくは展示が収録された特定の番組の内容または一次送信事業者が当該番組の送信の中、直前もしくは直後に送信した商業広告もしくは局の告知が、衛星通信事業者によって変更、削除または追加により故意に改変され、あるいは他の放送信号のプログラミングと併合されたときは、第501条に基づき侵害行為として訴えることができ、また、第502条ないし第506条および第510条に規定する救済に全面的に服する。

(f)テレビ放送局の法定使用許諾に対する地域的制限の違反—

(1)個々の違反—衛星通信事業者が、テレビ放送局による著作物の実演または展示を収録した一次送信の二次送信を、当該局のローカル市場に居住せず、かつ第119条に基づく法定使用許諾、第(a)項の第(2)節(A)、第(3)節もしくは第(4)節を理由とする法定使用許諾または私的な使用許諾契約の対象外の加入者に対して、故意にまたは反復して行う場合には、当該行為は、第501条に基づき侵害行為として訴えの対象となり、また、第502条ないし第506条に規定する救済に全面的に服する。ただし—

(A)衛星通信事業者が受信資格のない加入者に対するサービスを直ちに停止することにより是正措置をとった場合、損害賠償は認められない。また、

(B)法定損害賠償金は、上記の加入者に関する違反があった各月につき250ドルを超えてはならない。

(2)常習的違反—テレビ局が、当該局のローカル市場に居住せず、かつ第119条に基づく法定使用許諾、第(a)項の第(2)節(A)、第(3)節もしくは第(4)節を理由とする法定使用許諾または私的な使用許諾契約の対象外である加入者に対して行った、実演または展示を収録した一次送信を、衛星通信事業者が公に対して故意にまたは反復して常習的に二次送信する場合、第(1)節に定める救済に加え、以下の救済が認められる。

(A)常習的違反が実質的に全国的規模で行われる場合、裁判所は—

(i)衛星通信事業者による当該テレビ放送局（および当該テレビ放送局がネットワーク局である場合には、当該ネットワークに関連するその他すべてのテレビ放送局）の一次送信の二次送信を禁止する終局的差止命令を下さなければならず、また、

(ii)常習的違反が行われた6ヶ月間毎に2,500,000ドルを超えない法定損害賠償を命じることができる。さらに、

(B)常習的違反が複数のテレビ放送局について地域的または地方的規模で行われる場合、裁判所は—

(i)衛星通信事業者が当該地域または地方において行うテレビ放送局の一次送信の二次送信を禁止する終局的差止を命じなければならず、また、

(ii)常習的違反が行われた6ヶ月間毎に250,000ドルを超えない法定損害賠償を命じることができる。

(g)立証責任—第(f)項に基づき提起された訴訟においては、テレビ放送局が行った一次送信の二次送信が当該局のローカル市場に居住する加入者、または第119条、第(a)項の第(2)節(A)、第(3)節もしくは第(4)節、もしくは私的使用許諾契約に従ってサービスを受ける加入者に対してのみ行われたことを証明する責任は、衛星通信事業者が負う。

(h)二次送信の地理的制限—本条が定める法定使用許諾は、合衆国内に所在する世帯に対する二次送信に適用される。

(i)公衆の構成員に対する放送局の衛星通信事業者による二次送信にかかる排他性—第111条またはその他の法律（本条および第119条を除く）のいかなる規定も、衛星通信事業者が著作権者の同意を得ずに、テレビ放送局が行った一次送信に含まれる番組の二次送信を行うことができる旨の許可、免除または使用許諾を含むと解釈されなければならない。

(j)定義—本条において—

(1)配信事業者—「配信事業者」とは、衛星通信事業者からの二次送信を配信し、単独のチャンネルまたは他の番組とのパッケージの形で、直接個々の加入者に対し、または間接的に他の番組配信事業者を通じて二次送信を提供するための契約を行う者をいう。

(2)ローカル市場—

(A)総則—「ローカル市場」とは、商業的テレビ放送局および非商業的テレビ放送局の場合、テレビ放送局が所在する特定市場地域であって、

(i)商業的テレビ放送局の場合には、同一の特定市場地域内のコミュニティにつき免許を受けたすべての商業的テレビ放送局は、同一のローカル市場内に存在するものとし、

(ii)非商業的教育テレビ放送局の場合には、ローカル市場には、同一の特定市場地域内のコミュニティについて非商業的教育テレビ放送局として免許を受けたすべての局を含むものとする。

(B)免許の対象となる郡—テレビ放送局のローカル市場は、第(A)号に定める地域に加えて、当該局が免許を受けているコミュニティが所在する郡を含む。

(C)特定市場地域—第(A)号において、「特定市場地域」とは、ニールセン・メディア・リサーチ社が決定し1999-2000 Nielsen Station Index DirectoryおよびNielsen Station Index United States Television Household Estimatesまたはその後継誌にて公表する、特定の市場地域をいう。

(D)特定市場地域外の一定の地域—アラスカ州における特定市場地域外である調査対象地域、区またはその他の地域であってニールセン・メディア・リサーチ社が決定するところは、アラスカ州におけるローカル市場の一つの一部としてみなされる。衛星通信事業者は、かかる調査対象地域、区またはその他の地域における加入者に関連して、アラスカ州のどのローカル市場が適切なローカル市場とみなされるかを判断することができる。

(E)市場の決定—商業的テレビ放送局のローカル市場は、連邦通信委員会により、1934年通信法第338条(l)（合衆国法典第47編第338条）に従って修正されうる。

(3)低出力テレビ局—「低出力テレビ局」とは、2004年6月1日現在において有効な連邦規則集第47編第74.701条(f)にて定義される低出力テレビ局をいう。本項において、「低出力テレビ局」とは、連邦規則集第47編第73.6001条(a)に基づきAクラスのテレビジョンの被許諾者としてプライマリー・ステータスを認められた低出力テレビ局を含む。

(4)ネットワーク局；非ネットワーク局；衛星通信事業者；二次送信—「ネットワーク局」、「非ネットワーク局」、「衛星通信事業者」および「二次送信」の語は、第119条(d)において付与する意味を有する。

(5)非商業的教育放送局—「非商業的教育放送局」とは、2010年衛星放送視聴拡大・地方色法の制定日現在において有効である1934年通信法第397条に定義する非商業的教育放送局であるテレビ局をいう。

(6)加入者—「加入者」とは、衛星通信事業者から二次送信サービスを受け、当該衛星通信事業者または配信事業者に対して直接または間接に当該サービスの料金を支払う者または事業者をいう。

(7)テレビ放送局—「テレビ放送局」とは—

(A)連邦規則集第47編第73部第E章に基づき連邦通信委員会の免許を受けた空中受信テレビ局、商業的テレビ放送局または非商業的テレビ放送局をいうが、低出力テレビ局または中継テレビ局を含まない。また、

(B)カナダまたはメキシコの政府所轄官庁の免許を受けたテレビ放送局の場合には、主として英語にて放送を行い、かつ、第119条(d)(2)(A)に定義するネットワーク局である場合には、「テレビ放送局」に含まれる。

## 第2章—著作権の帰属および移転

第201条 著作権の帰属

第202条 有体物の所有権と別個の著作権

第203条 著作者の権利付与による移転および使用許諾の終了

第204条 著作権の移転の実行

第205条 譲渡証書その他の文書の登録

## 第 201 条 著作権の帰属

(a) 原始的帰属—本編に基づいて保護される著作物に対する著作権は、当該著作物の著作者に原始的に帰属する。共同著作物の著作者は、当該著作物に対する著作権の共有者となる。

(b) 職務著作物—職務著作物の場合、使用者その他著作物を作成させる者は、本編において著作者とみなされ、また、当事者が署名した書面による別段の明示的な合意がなければ、著作権を構成するすべての権利を有する。

(c) 集合著作物への寄与物—集合著作物への各寄与物に対する著作権は、集合著作物全体に対する著作権とは別個のものであり、当該寄与物の著作者に原始的に帰属する。著作権または著作権に基づく権利の明示的な移転がない場合、集合著作物の著作権者は、その特定の集合著作物、その改訂版および同一の双書における以後の集合著作物の一部として当該寄与物を複製しまた頒布する権限のみを取得したものと推定される。

### (d) 著作権の移転—

(1) 著作権は、あらゆる手段による譲渡または法の作用によって、その全部または一部を移転することができ、また、遺言によって遺贈または無遺言相続法によって人的財産として移転することができる。

(2) 第 106 条に列挙する権利を含む、著作権に含まれるいかなる排他的権利も、上記第(1)節に規定するとおり移転し、また、個別に保有することができる。特定の排他的権利の保有者は、かかる権利の範囲内で、本編が著作権者に対して認めるすべての保護および救済を受けることができる。

(e) 強制的移転—個人の著作者がその著作権または著作権に基づく排他的権利をその前に任意に移転していない場合、当該著作権または著作権に基づく排他的権利を差し押さえ、収容し、移転しまたは行使することを目的とする政府機関その他の公務員または団体によるいかなる行為も、第 11 編に定める場合を除いては、本編に基づく効力を生じない。

## 第 202 条 有体物の所有権と別個の著作権

著作権またはこれに基づく排他的権利の保有は、著作物が収録された有体物の所有権の保有とは別個のものである。有体物（著作物が最初に固定されたコピーまたはレコードを含む）の所有権の移転自体は、当該物に収録された著作権のある著作物に対するいかなる権利をも移転するものではない。また、合意がなければ、著作権またはこれに基づく排他的権利の移転は、有体物に対する財産権を移転するものではない。

## 第 203 条 著作者の権利付与による移転および使用許諾の終了

(a)終了の条件—職務著作物以外の著作物の場合、1978年1月1日以後に著作者が遺言以外の方法によって行った、著作権またはこれに基づく権利の移転または独占的もしくは非独占的な使用許諾の付与は、以下の条件において終了する。

(1)一人の著作者が行った権利付与の場合、当該著作者または著作者が死亡している場合には本項第(2)節に基づき著作者の終了権の2分の1を超える権利を保有しかつ行使することのできる者が、これを終了させることができる。共同著作物の二人以上の著作者が行った権利付与の場合には、権利付与を行った著作者の過半数をもって終了させることができ、かかる著作者が死亡している場合には、本項第(2)節に基づき著作者の終了権の2分の1を超える権利を保有しかつ行使することのできる者が、これを終了させることができる。

(2)著作者が死亡している場合には、以下のとおり終了権を保有し、また、これを行使することができる。

(A)著作者に生存する子または孫がある場合を除き、寡婦または寡夫が終了権のすべてを保有する。著作者に生存する子または孫がある場合には、寡婦または寡夫は著作者の終了権の2分の1を保有する。

(B)寡婦または寡夫がない場合には、著作者の生存する子および著作者の死亡した子の生存する子が、終了権のすべてを保有する。寡婦または寡夫がある場合には、著作者の終了権の2分の1を分有する。

(C)いかなる場合にも、著作者の子および孫の権利は、代襲される子の数に従って株分け方式で分割されかつ行使される。死亡した子の子の終了権の持分は、その過半数の行為によってのみ行使することができる。

(D)著作者の寡婦または寡夫、子および孫のいずれも生存していない場合には、著作者の遺言執行人、遺産管理人、法定代理人または信託受託者が著作者の終了権を保有する。

(3)権利付与の終了は、権利付与の実施の日から35年後に始まる5年間にいつでも行うことができる。また、権利付与が著作物を発行する権利にかかる場合、上記期間は、権利付与に基づく著作物の発行の日から35年後または許可の実施の日から40年後のうち、いずれか早く終了する期間の最終日から起算する。

(4)終了は、本項第(1)節および第(2)節により必要となる数および割合の終了権保持者または適法に授権されたその代理人が署名した書面による事前の通知を、権利付与を受けた者またはその権利承継人に送達することによって行われるものとする。

(A)通知は、本項第(3)節に定める5年間における終了が効力を生ずる日を示し、かつ、かかる日から2年以上10年以下の期間内に送達されなければならない。通知が効力を生ずる要件として、通知の写しを終了が効力を生ずる日の前

に著作権局に登記しなければならない。

(B)通知は、その書式、内容および送達の方法において、著作権局長が規則により定める要件に従わなければならない。

(5)権利付与の終了は、いかなる反対の合意（遺言を作成した時は将来の権利付与を行う合意を含む）にかかわらず行うことができる。

(b)終了の効果—終了する権利付与が及ぶ本編に基づくすべての権利は、終了が効力を生ずる日に、著作者その他本条第(a)項(1)および(2)に基づき終了権を有する者（第(a)項(4)に基づき終了通知の署名に参加しなかった者を含む）に復帰するが、以下の制限に服する。

(1)終了前に権利付与に基づいて作成された二次的著作物は、終了後も権利付与の条件に基づいて引き続き使用することができるが、かかる権限は、終了した権利付与が及ぶ著作権のある著作物に基づき終了後に他の二次的著作物を作成することには及ばない。

(2)権利付与の終了により復帰する将来の権利は、第(a)項(4)の規定により終了の通知が送達された日に確定的に帰属する。かかる権利は、著作者および第(a)項(1)および(2)に定める者に、その規定する比例持分に応じて帰属する。

(3)本項第(4)節の規定を条件として、終了した権利付与が及ぶ権利に関する以後の権利付与または以後の権利付与を行う合意は、本項第(2)節に基づき権利が帰属する者のうち、第(a)項(1)および(2)に基づき権利付与を終了するために必要とされるのと同じ数および割合の者が署名した場合にのみ有効となる。以後の権利付与またはその合意は、本項第(2)節に基づき権利付与の対象となる権利が帰属するすべての者（署名を行わない者を含む）について効力を有する。終了した権利付与に基づく権利が帰属した後にその者が死亡した場合、その者の法定代理人、遺言による相続人または法定相続人が本節において代襲する。

(4)終了した権利付与の対象となる権利について以後の権利付与またはこれを行う合意は、終了が効力を生ずる日の後に行われる場合にのみ有効となる。ただし、例外として、本項第(3)節に定める者と権利付与を受けた者またはその権利承継人の間においては、第(a)項(4)の規定するとおり終了の通知を送達した後に、かかる将来の権利付与の合意を行うことができる。

(5)本条に基づく権利付与の終了は、当該権利付与の対象となる本編に基づき発生する権利にのみ及び、連邦、州または外国の他の法に基づき発生する権利に何ら影響を及ぼさない。

(6)本条に基づき終了が発効しない限りまたは発効するまでは、権利付与は、別途定める場合を除き本編が定める著作権の保護期間中引き続き効力を有する。

## 第 204 条 著作権の移転の実行

(a)著作権の移転は、法の作用によるものを除き、譲渡証書または移転の記録もしくは覚書が書面にて作成され、かつ、移転される権利の保有者またはその適法に授権された代理人が署名しなければ効力を有しない。

(b)確認証書は、移転が効力を有するために必要ではないが、以下の場合には移転の実行の一応の証拠となる。

(1)合衆国内で実行された移転の場合、合衆国内で宣誓を執行する権限を有する者が確認証書を交付したとき。または、

(2)外国で実行された移転の場合、合衆国の外交官もしくは領事館員またはこれらの者の証明書によって宣誓を執行する権限を有することが証明される者が、確認証書を交付したとき。

## 第 205 条 譲渡証書その他の文書の登録

(a)登録の条件—著作権の移転証書その他著作権に関する文書は、当該文書を作成した者の実際の署名があり、または、当該文書が署名された原本の真正な写しであることの宣誓によるもしくは公式の証明書を添付した場合には、著作権局に登録することができる。宣誓によるもしくは公式の証明書は、著作権局長が定める規則に従い、電子的に提出することができる。

(b)登録証明書—著作権局長は、第(a)項に定める文書および第 708 条に規定する手数料を受領した場合、当該文書を登録し登録証明書と共に返還しなければならない。

(c)擬制告知としての登録—著作権局への文書の登録は、以下の要件をすべて満たす場合に限り、すべての者に対する擬制告知となる。

(1)文書またはこれに添付された物が、著作権局長によって当該文書が索引に掲載された後において、著作物の題名または登録番号による合理的な検索によって明らかになるように、対象となる著作物を特定していること、かつ

(2)著作物について登録がなされていること。

(d)矛盾する移転間の優先—二つの矛盾する移転の間においては、第(c)項に基づき擬制告知をなすために必要な方法で、合衆国での実行後 1 ヶ月以内もしくは合衆国外での実行後 2 ヶ月以内に、または後に行われた移転が上記の方法で登録される前に、登録された場合に、最初に実行されたものが優先する。その他の場合には、最初に上記の方法で登録され、かつ、先の移転を知らずに有価の約因または使用料を支払う旨の拘束力のある約束に基づいて善意で行われた場合に、後に行われた移転が優先する。

(e)矛盾する著作権の移転および非独占的使用許諾の間の優先—非独占的使用許諾は、使用許諾の対象となる権利の保有者またはその適法に授権された代理人が署名した書面によって証明され、かつ、以下のいずれかにあたる場合には、

登録されているか否かを問わず、矛盾する著作権の移転に優先する。

- (1) 使用許諾が移転の実行前に取得されたこと、または
- (2) 使用許諾が移転の登録の前に行われかつそれを知ることなく善意で受けられたこと。

### 第3章－著作権の存続期間

- 第301条 他の法律に対する優先的適用
- 第302条 著作権の存続期間：1978年1月1日以後に創作された著作物
- 第303条 著作権の存続期間：1978年1月1日より前に創作されたが発行も著作権の取得もなされなかった著作物
- 第304条 著作権の存続期間：既存の著作権
- 第305条 著作権の存続期間：満了日

### 第301条 他の法律に対する優先的適用

(a)著作者が作成した著作物であって、有形的表現媒体に固定され、かつ、第102条および第103条に定めるもの（その日よりも前に創作されたかその日よりも後に創作されたかを問わず、また、発行されているか発行されていないかを問わない）に対する、第106条に定める著作権の一般的範囲内の排他的権利に相当する普通法または衡平法に基づくすべての権利は、1978年1月1日以後は、本編の排他的な支配を受ける。その後は、いかなる者も、コモン・ローまたは州の制定法に基づく上記著作物に対する上記の権利またはこれに相当する権利を受けることができない。

(b)本編のいかなる規定も、以下に掲げるものについて、コモン・ローまたは州の制定法に基づく権利または救済を無効としまたは制限しない。

(1)第102条および第103条に定める著作権の対象とならない対象物（著作者が作成した著作物であって有形的表現媒体に固定されていないものを含む）。

(2)1978年1月1日より前に開始された事業から生ずる請求原因。

(3)第106条に定める著作権の一般的範囲内の排他的権利に相当しない普通法または衡平法に基づく権利を侵害する活動。または、

(4)第102条(a)(8)に基づき保護される建築著作物に関する州および地域の境界標識、史跡保存、区画規制または建築法規。

(c)1972年2月15日より前に固定された録音物に関しては、コモン・ローまたは州の制定法に基づくいかなる権利または救済も、2067年2月15日までは本編によって無効とされまたは制限されない。第(a)項の優先適用規定は、2067年2月15日以後に開始される事業から生ずる請求原因に関する上記の権利および救済に適用される。第303条の規定にかかわらず、1972年2月15日より前に固定されたいかなる録音物も、2067年2月15日より前または以後において、本編に基づく著作権の対象とならない。

(d)本編のいかなる規定も、他の連邦制定法に基づくいかなる権利または救済をも無効としまたは制限しない。

(e)本条に基づく連邦法の優先適用の範囲は、合衆国がベルヌ条約に加盟することまたは同条約に基づく義務を履行することにより影響されない。

(f)(1)1990年視覚芸術家権法第610条(a)に定める発効日<sup>9</sup>以後、第106A条により権利が認められる視覚芸術著作物に関して第106A条により認められる権利に相当するすべての普通法上または衡平法上の権利は、第106A条および第113条(d)ならびにこれらに関連する本編の規定の排他的な支配を受ける。その後は、いかなる者も、コモン・ローまたは州の制定法に基づく視覚芸術著作物に対する

---

<sup>9</sup> 1990年12月1日

上記の権利またはこれに相当する権利を受けることができない。

(2) 第(1)節のいかなる規定も、以下に定めるものについて、コモン・ローまたは州の制定法に基づく権利または救済を無効としましたは制限しない。

(A) 1990 年視覚芸術家権法第 610 条(a)に定める発効日前に開始された事業から生ずる請求原因。

(B) 視覚芸術著作物に関して第 106A 条により付与される権利に相当しない普通法上または衡平法上の権利を侵害する活動。または、

(C) 著作者の生存期間を超えて存続する普通法上または衡平法上の権利を侵害する活動。

### 第 302 条 著作権の存続期間：1978 年 1 月 1 日以後に創作された著作物

(a) 総則—1978 年 1 月 1 日以後に創作された著作物に対する著作権は、創作の時から存続し、以下の項に定める場合を除き、著作者の生存期間および著作者の死後 70 年間からなる期間中存続する。

(b) 共同著作物—職務上創作する者ではない二人以上の著作者が作成した共同著作物の場合、著作権は、最後に生存する著作者の生存期間およびかかる最終生存著者の死後 70 年間からなる期間中存続する。

(c) 無名著作物、変名著作物および職務著作物—無名著作物、変名著作物または職務著作物の場合、著作権は、最初の発行の年から 95 年間、または創作の年から 120 年間のうち、先に満了する期間中存続する。かかる期間の満了前に無名著作物または変名著作物の著作者の一人以上が第 408 条第(a)項または第(d)項に基づき当該著作物についてなされた登録の記録または本項に定める記録から判明した場合、当該著作物に対する著作権は、判明した著作者の生存期間に基づき第(a)項または第(b)項に定める期間中存続する。無名著作物または変名著作物に対する著作権につき利害を有する者は、当該著作物の著作者の一人または複数を特定する文書を、著作権局がかかる目的で管理する記録にいつでも登録することができる。かかる文書はまた、提出者、その利害の性質、登録される情報の出所および利害にかかる特定の著作物を明記し、かつ、その書式および内容において著作権局長が規則により定める要件に従わなければならない。

(d) 著作者の死亡に関する記録—著作権につき利害を有する者はいつでも、著作権のある当該著作物の著作者の死亡日を示す文書または著作者が特定の日に生存していることを示す文書を、著作権局に登録することができる。かかる文書は、提出者、その利害の性質および登録される情報の出所を特定し、かつ、その書式および内容において著作権局長が規則により定める要件に従わなければならない。著作権局長は、登録された記録および著作権局長が実際的と考える範囲の著作権局の記録その他の資料に含まれる情報に基づき、著作権のある著作

物の著作者の死亡に関する最新の情報の記録を保管しなければならない。

(e)著作者の死亡にかかる推定—著作物の最初の発行の年から95年間またはその創作の年から120年間のうち先に満了する期間の後、当該著作物の著作者が生存しているか、または直近70年内に死亡したかを示すものが第(d)項に規定する記録には存在しない旨の認証付報告書を著作権局から取得した者は、著作者が少なくとも70年前に死亡したとの推定の利益を受けることができる。かかる推定に対する善意の信頼は、本編に基づく侵害の訴えに対する完全な抗弁となる。

### 第303条 著作権の存続期間：1978年1月1日より前に創作されたが発行も著作権の取得もなされなかつた著作物

(a)1978年1月1日より前に創作されたがそれまでに公有に属さずまたは著作権の取得がなされなかつた著作物に対する著作権は、1978年1月1日から存続し、第302条に規定する期間中存続する。ただし、いかなる場合にも、かかる著作物に対する著作権の存続期間は2002年12月31日より前に満了せず、また、著作物が2002年12月31日以前に発行された場合には、著作権の存続期間は2047年12月31日より前に満了しないものとする。

(b)1978年1月1日より前に行われるレコードの頒布は、いかなる目的においても、当該レコードに含まれる音楽著作物の発行を構成しない。

### 第304条 著作権の存続期間：既存の著作権

(a)1978年1月1日に最初の保護期間内にある著作権—

(1)(A)最初の保護期間が1978年1月1日に存続している著作権は、最初に確保された日から28年間存続する。

(B)著作権の保有者は、以下の場合に、当該著作物に対する著作権について67年間の更新延長を受けることができる。—

(i)死後に発行された著作物もしくは定期刊行物、百科事典その他の集合著作物で、その所有者が著作権を確保した場合、または

(ii)法人（個人の著作者からの譲受人もしくは被許諾者を除く）もしくは職務著作物を創作させた使用者が著作権を確保した著作物の場合。

(C)著作権のあるその他の著作物（定期刊行物または百科事典その他の集合著作物に対する個人著作者の寄与物を含む）の場合、以下の者は当該著作物に対する著作権について67年間の更新延長を受けることができる。—

(i)著作者が生存しているときは、当該著作物の著作者、

(ii)著作者が生存していないときは、当該著作者の寡婦、寡夫もしくは子、

(iii)著作者、その寡婦、寡夫もしくは子が生存していないときは、当該著作者の遺言執行人、または

(iv)著作者の遺言がないときは、著作者の親族。

(2)(A)本項第(1)節(B)に定める著作物に対する著作権の最初の保護期間が満了したときは、著作権は、67年間の更新延長された期間中存続し—

(i)著作権の最初の保護期間満了前1年以内に、著作権局に対してかかる延長期間の請求を登録する申請がなされ、かつ、請求が登録された場合、当該著作権は、延長期間の開始時に、申請が行われた時点で著作権の更新を請求することができる著作権の保有者に帰属する。または、

(ii)上記の申請がなされず、またはかかる申請に基づく請求が登録されなかった場合、当該著作権は、延長期間の開始時に、最初の保護期間の最終日において著作権の保有者であった個人または事業者に帰属する。

(B)本項第(1)節(C)に定める著作物に対する著作権の最初の保護期間が満了したときは、著作権は、67年間の更新延長された期間中存続し—

(i)著作権の最初の存続期間満了前1年以内に、著作権局に対してかかる延長期間の請求を登録する申請がなされ、かつ、請求が登録された場合、当該著作権は、延長期間の開始時に、申請が行われた時点で第(1)節(C)に基づき著作権の更新延長を請求することができる者に帰属する。または、

(ii)上記の申請がなされず、またはかかる申請に基づく請求が登録されなかった場合、当該著作権は、延長期間の開始時に、最初の保護期間の最終日において第(1)節(C)に基づき著作権の更新延長を受けることができる者に帰属する。

(3)(A)著作権の更新延長期間の請求を登録する申請は、以下の方法にて著作権局に対して行うことができる。

(i)第(1)節(B)または(C)に基づき67年間の延長期間を受けることができる者は、当該著作権の最初の保護期間の満了前1年以内に申請を行うことができる。また、

(ii)第(2)節(A)もしくは(B)に基づき更新延長期間が与えられる者またはその承継人は、その名義で申請する場合、更新延長期間中いつでも申請を行うことができる。

(B)上記の申請は、著作物に対する著作権を67年間更新延長するための条件ではない。

(4)(A)著作物に対する著作権の更新延長期間の請求を登録する申請が、当該著作物に対する著作権の最初の保護期間の満了前1年以内に行われない場合、または、かかる申請に基づく請求が登録されない場合、著作権の最初の保護期間満了前に行われた移転または使用許諾の権原に基づき作成された二次的著作物

は、当該許諾の条件に基づき著作権を侵害することなく著作権の更新延長期間中使用し続けることができる。ただし、かかる使用は、かかる更新延長期間中に当該許諾の及ぶ著作権のある著作物に基づいて他の二次的著作物を作成することには及ばない。

(B)著作物に対する著作権の更新延長期間の請求を登録する申請がその満了前1年以内に行われ、かつ、請求が登録された場合、登録の証明書は、更新延長期間中の著作権の効力および証明書に記載された事実について一応の証拠となる。かかる1年間の後に作成される著作権の更新延長期間の登録の証明書に与えられるべき証拠能力は、裁判所の裁量に属するものとする。

(b)ソニー・ボノ著作権保護期間延長法の発効日<sup>10</sup>現在更新期間にある著作権—ソニー・ボノ著作権保護期間延長法が発効する時点で更新期間にある著作権は、最初に取得された日から95年間の保護期間を有する。

(c)延長更新期間にわたる移転および使用許諾の終了—1978年1月1日に最初の保護期間または更新期間が存続している著作権（職務著作物に対する著作権を除く）の場合において、更新された著作権またはこれに基づく権利の移転または独占的もしくは非独占的な使用許諾の付与であって、本条第(a)項(1)(C)に定める者が1978年1月1日より前に遺言以外の方法で行ったものは、以下の条件下において終了の対象となる。

(1)著作者以外の者が行った権利付与の場合には、権利付与を行った生存者がこれを終了させることができる。著作物の著作者の一人または複数が行った権利付与の場合には、更新された著作権の保有権に対して当該著作者が有する持分の範囲において、許可を行った著作者が、または、著作者が死亡している場合には本項第(2)節に基づき当該著作者の終了権の2分の1を超える権利を保有しかつ行使することのできる者が、これを終了させることができる。

(2)著作者が死亡している場合には、その終了権は、以下のとおり保有され、また、行使されうる。

(A)著作者に生存する子または孫がある場合を除き、寡婦または寡夫が終了権のすべてを保有する。著作者に生存する子または孫がある場合には、寡婦または寡夫は著作者の終了権の2分の1を保有する。

(B)著作者の生存する子および著作者の死亡した子の生存する子は、寡婦または寡夫がない場合には、終了権のすべてを保有し、寡婦または寡夫がある場合には、著作者の終了権の2分の1を分有する。

(C)いかなる場合にも、著作者の子および孫の権利は、代襲される子の数に従って株分け方式で分割されかつ行使される。死亡した子の子の終了権の持

---

<sup>10</sup> 1998年10月27日

分は、その過半数の行為によってのみ行使することができる。

(D)著作者の寡婦または寡夫、子および孫のいずれも生存していない場合は、著作者の遺言執行人、遺産管理人、法定代理人または信託受託者が著作者のすべての終了権を保有する。

(3)権利付与の終了は、著作権が最初に確保された日から 56 年後または 1978 年 1 月 1 日のうちいずれか遅い日に始まる 5 年間にいつでも行うことができる。

(4)終了は、権利付与を受けた者またはその権利承継人に對して事前の通知を送達することによって行われるものとする。著作者以外の者が行った権利付与の場合、本項第(1)節に基づき権利付与を終了することのできるすべての者または適法に授權された代理人が署名しなければならない。著作物の著作者の一人または複数が行った権利付与の場合、著作者の一人の持分にかかる通知は、当該著作者もしくは適法に授權された代理人、または、著作者が死亡している場合には本項第(1)節および第(2)節により必要となる数および割合の終了権保持者もしくは適法に授權された代理人が署名しなければならない。

(A)通知は、本項第(3)節に定める 5 年間または第(d)項に基づく終了の場合には第(d)項(2)に定める 5 年間における終了が効力を生ずる日を示し、かつ、かかる日から 2 年以上 10 年以下の期間内に送達されなければならない。通知が効力を生ずる要件として、通知の写しを終了が効力を生ずる日の前に著作権局に登録されなければならない。

(B)通知は、その書式、内容および送達の方法において、著作権局長が規則により定める要件に従わなければならない。

(5)権利付与の終了は、いかなる反対の合意（遺言を作成した時は将来の権利付与を行う合意を含む）にかかわらず行うことができる。

(6)著作者以外の者が行った権利付与の場合、終了する権利付与が及ぶ本編に基づくすべての権利は、終了が効力を生ずる日に、本項第(1)節に基づき終了権を有する者に復帰する。著作物の著作者の一人または複数が行った権利付与の場合、終了する権利付与が及ぶ特定の著作者が保有する本編に基づくすべての権利は、終了が効力を生ずる日に、当該著作者に、または、当該著作者が死亡している場合には本項第(2)節に基づきその終了権を有する者（本項第(4)節に基づく終了の通知に署名しなかった権利保有者を含む）に復帰する。いずれの場合にも、権利復帰は、以下の制限に服する。

(A)終了前に権利付与に基づいて作成された二次的著作物は、終了後も権利付与の条件に基づいて引き続き使用することができるが、かかる権原は、終了した権利付与が及ぶ著作権のある著作物に基づき終了後に他の二次的著作物を作成することには及ばない。

(B)権利付与の終了により復帰する将来の権利は、本項第(4)節に規定する

とおり終了の通知が送達された日に確定的に帰属する。

(C)著作者の権利が本項第(2)節に基づき二人以上の者に復帰する場合、当該権利は、本項第(2)節に規定する比例持分に応じて帰属する。かかる場合には、本節第(D)号の規定を条件として、特定の著作者が有する終了した権利付与が及ぶ権利の持分について以後の権利付与または以後の権利付与を行う合意は、本項第(2)節に基づき権利付与を終了するために必要となるのと同じ数および割合の者が署名した場合にのみ有効となる。以後の権利付与またはその合意は、本号に基づき権利付与の対象となる権利が帰属するすべての者（署名を行わない者を含む）について効力を有する。終了した権利付与に基づく権利が帰属した後にその者が死亡した場合、その者の法定代理人、遺言による相続人または法定相続人が本号において代襲する。

(D)終了した権利付与の対象となる権利について以後の権利付与またはこれを行う合意は、終了が効力を生ずる日より後に行われる場合にのみ有効となる。ただし、例外として、著作者と本項第(6)節第1段に規定する者との間において、または、本節第(C)号に規定する者と権利付与を受けた者もしくはその権利承継人との間においては、本項第(4)節に規定するとおり終了の通知を送達した後に、かかる将来の権利付与の合意を行うことができる。

(E)本条に基づく権利付与の終了は、当該権利付与の対象となる本編に基づき発生する権利にのみ及び、連邦、州または外国の他の法に基づき発生する権利に何ら影響を及ぼさない。

(F)本条に基づき終了が発効するまでは、権利付与は、別途定める場合を除き著作権の延長更新期間の残存期間中引き続き効力を有する。

(d)第(c)項に定める終了権のうちソニー・ボノ著作権保護期間延長法の発効日以前に失効したもの—職務著作物以外の著作権が、ソニー・ボノ著作権保護期間延長法の発効日現在更新期間にあり、著作者または終了権保有者が終了権を使用しないまま、第(c)項に定める終了権が当該発効日までに失効した場合には、本条第(a)項(1)(C)に定める者が1978年1月1日前に遺言以外の方法で行った更新著作権またはこれに基づく権利の譲渡または独占的もしくは非独占的使用許諾の付与は、以下の条件に従って終了の対象となる。

(1)本条第(c)項(1)、(2)、(4)、(5)および(6)に定める条件は、ソニー・ボノ著作権保護期間延長法による修正に定める著作権保護期間の最後の20年間に適用される。

(2)権利付与の終了は、著作権が最初に確保された日から75年後に始まる5年間に行うことができる。

## 第305条 著作権の存続期間：満了日

第302条ないし第304条に定める著作権の保護期間は、当該期間が満了することとなる暦年の最終日まで存続する。

#### 第4章－著作権表示、納付および登録

- 第401条 著作権表示：可視的コピー
- 第402条 著作権表示：録音物のレコード
- 第403条 著作権表示：合衆国政府の著作物を含む出版物
- 第404条 著作権表示：集合著作物への寄与物
- 第405条 著作権表示：特定のコピーおよびレコードにおける表示の欠落
- 第406条 著作権表示：特定のコピーおよびレコードにおける名称または日付の錯誤
- 第407条 連邦議会図書館に対するコピーまたはレコードの納付
- 第408条 著作権登録総則
- 第409条 著作権登録の申請
- 第410条 著作権主張の登録および証明書の交付
- 第411条 登録および民事の侵害訴訟
- 第412条 侵害に対する一定の救済の前提条件としての登録

## 第401条 著作権表示：可視的コピー

(a)総則一本編に基づき保護される著作物が著作権者の権限により合衆国その他の場所で発行される場合には、直接または機械もしくは装置を用いて著作物を視覚的に覚知できる公に頒布されたコピーに、本条に規定する著作権表示を付加することができる。

(b)表示の形式ーコピーに表示がなされる場合、以下の三つの要素を含まなければならない。

(1)©記号（丸の中にCの文字）、または「Copyright」の語、または「Copr.」の略語。

(2)著作物が最初に発行された年。既発行の素材を含む編集著作物または二次的著作物の場合、当該編集著作物または二次的著作物が最初に発行された年で足りる。絵画、図形または彫刻の著作（物付属する文章を伴う場合を含む）がグリーティング・カード、はがき、文房具、宝飾品、人形、玩具その他の実用品に複製される場合、発行年を省略することができる。また、

(3)著作物に対する著作権者の名称、または名称を認識できる略称、または当該著作権者を示す広く知られた他の表示。

(c)表示の位置ー表示は、著作権の主張につき合理的な告知を与える方法および位置に配置しなければならない。著作権局長は、例として、様々な著作物における上記要件を満たす表示の添付および配置の特定の方法を規則により定めなければならないが、これらの特定は限定的なものと解釈されてはならない。

(d)表示の証拠能力一本条に定める形式および位置の著作権表示が、著作権侵害訴訟の被告が入手することのできた既発行のコピーになされている場合には、被告の善意の侵害に基づく抗弁は、第504条(c)(2)最終段に定める場合を除き、現実損害賠償額または法定損害賠償額を減殺するために一切考慮されない。

## 第402条 著作権表示：録音物のレコード

(a)総則一本編に基づき保護される録音物が著作権者の権限により合衆国その他の場所で発行される場合には、録音物の公に頒布されたレコードに、本条に規定する著作権表示を付加することができる。

(b)表示の形式ーレコードに表示がなされる場合、以下の三つの要素を含まなければならない。

(1)②記号（丸の中にPの文字）。また、

(2)録音物が最初に発行された年。また、

(3)録音物の著作権者の名称、または名称を認識できる略称、または当該著作権者を示す広く知られた他の表示。録音物の制作者の名称がレコードのレベルまたはケースに記されており、かつ、表示と共に他のいかなる名称も記され

ていない場合、当該制作者の名称は表示の一部とみなされる。

(c)表示の位置—表示は、レコードの表面またはレコードのラベルもしくはケース上に、著作権の主張につき合理的な告知を与える方法および位置に配置しなければならない。

(d)表示の証拠能力—本条に定める形式および位置の著作権表示が、著作権侵害訴訟の被告が入手することのできた既発行のレコードになされている場合には、被告の善意の侵害に基づく抗弁は、第 504 条(c)(2)最終段に定める場合を除き、現実損害賠償額または法定損害賠償額を減殺するために一切考慮されない。

#### **第 403 条 著作権表示：合衆国政府の著作物を含む出版物**

主として一つまたは複数の合衆国政府の著作物からなるコピーまたはレコードによって発行された著作物の場合には、第 401 条(d)および第 402 条(d)は適用されない。ただし、著作権侵害訴訟の被告が入手することのできた既発行のコピーまたはレコードに、当該コピーまたはレコードのうち本編に基づき保護される著作物を含む部分を特定する表示がなされている場合を除く。

#### **第 404 条 著作権表示：集合著作物への寄与物**

(a)集合著作物への寄与物は、第 401 条ないし第 403 条に規定する著作権表示を含むことができる。しかし、集合著作物に含まれる個々の寄与物(集合著作物の著作権者以外の者のために挿入された広告を除く)につき第 401 条(d)または第 402 条(d)の規定の適用を受けるにあたっては、寄与物に対する著作権の帰属にかかわらず、また、かかる寄与物が以前に発行されているか否かを問わず、集合著作物全体に対する单一の表示で足りる。

(b)著作権者の権限に基づき 1988 年ベルヌ条約施行法の発効日より前に公に頒布されたコピーまたはレコードに関しては、集合著作物全体に対する単一の表示にその名称を記載された者が独自の表示のない寄与物の著作権者でない場合には、第 406 条(a)に服する。

#### **第 405 条 著作権表示：特定のコピーおよびレコードにおける表示の欠落**

(a)著作権に対する表示欠落の効果—1988 年ベルヌ条約施行法の発効日より前に著作権者の権限により公に頒布されたコピーまたはレコードについては、著作権者の権限により公に頒布されたコピーまたはレコードから第 401 条ないし第 403 条に定める著作権表示が欠落していても、以下のいずれかの場合には著作物に対する著作権を無効にしない。

(1)公に頒布されたコピーまたはレコードのうち表示が欠落したものが比較的少数にとどまる場合。

(2)著作物のための登録が表示なき発行の前にまたはその後5年以内になされ、かつ、欠落が判明した後合衆国内で公衆に頒布されたすべてのコピーまたはレコードに表示を付加するよう相当な努力がなされた場合。

(3)コピーまたはレコードの公の頒布に関する著作権者の許諾の条件として表示を付すことを定めた書面による明示的な要件があるにもかかわらず、これに違反して表示が欠落した場合。

(b)善意の侵害者に対する表示欠落の効果—著作権表示が欠落し、かつ、1988年ベルヌ条約施行法の発効日より前に著作権者の権限により公に頒布された適法なコピーまたはレコードに依拠して、善意で著作権を侵害する者は、表示の欠落によって錯誤を生じたことを証明する場合には、第408条に基づき著作物の登録が行われたことの現実的通知を受領する前に行つた侵害行為につき第504条に基づく現実損害賠償または法定損害賠償の責任を負わない。かかる場合の侵害訴訟においては、裁判所は、侵害により侵害者が受けた利益の賠償を認定しまたは否定することができ、また、侵害にあたる活動の継続を差し止めまたは侵害にあたる活動の継続を許可する条件として著作権者に対して裁判所が定める金額および条件の下に相当な使用料を支払うことを義務づけることができる。

(c)表示の除去—本編に基づく保護は、公に頒布されたコピーまたはレコードから著作権者の権限に基づくことなく表示が除去され、破壊されまたは破損されたことによって影響されない。

#### 第406条 著作権表示：特定のコピーおよびレコードにおける名称または日付の錯誤

(a)名称の錯誤—1988年ベルヌ条約施行法の発効日<sup>11</sup>より前に著作権者の権限により公に頒布されたコピーまたはレコードについては、著作権者の権限により公に頒布されたコピーまたはレコードの著作権表示に名称が記載された者が著作権者でない場合であっても、著作権の効力および帰属に影響を及ぼさない。しかし、かかる場合には、著作権を侵害する行為を善意で開始した者は、当該表示によって錯誤を生じたことおよび当該表示に名称が記載された者からの移転または使用許諾に基づき善意で当該行為を開始したことを証明すれば、かかる侵害につき完全な抗弁を有するが、当該行為が開始される前に以下のいずれかがなされた場合にはこの限りでない。

(1)当該著作物のための登録が著作権者の名でなされた場合。

(2)当該表示に名称を記載された者が作成した、著作権の帰属を示す文書が登録された場合。

---

<sup>11</sup> 1989年3月1日

著作権表示に名称が記載された者は、その者が偽って著作権に基づき行った移転または使用許諾によるすべての収入につき、著作権者に報告する義務を負う。

(b)日付の錯誤—1988年ベルヌ条約施行法の発効日より前に著作権者の権限により公に頒布されたコピーまたはレコードの表示に含まれる年が、最初に発行された年より早い場合、第302条に基づき最初の発行の年から起算する期間は、表示の年から起算する。上記日付が最初に発行された年より1年を超えて遅い場合、著作物は、表示なく発行されたものとみなされ、第405条の規定に服する。

(c)名称または日付の欠落—1988年ベルヌ条約施行法の発効日より前に著作権者の権限により公に頒布されたコピーまたはレコードが、表示の一部と合理的に判断できる名称または日付を含まない場合、当該著作物は、表示なく発行されたものとみなされ、1988年ベルヌ条約施行法の発効日において効力を有する第405条の規定に服する。

#### 第407条　連邦議会図書館に対するコピーまたはレコードの納付

(a)第(c)項に規定する場合を除き、また、第(e)項の規定を条件として、合衆国内で発行された著作物の著作権者または排他的発行権者は、発行日後3ヶ月以内に、以下のいずれかを納付しなければならない。

(1)最良版の完全なコピー2部。

(2)著作物が録音物の場合、最良版の完全なレコード2部およびレコードと共に発行された印刷物その他可視的資料。

本項の納付の要件および第(e)項の取得規定は、著作権による保護の条件とならない。

(b)納付すべきコピーまたはレコードは、連邦議会図書館が使用または処分するために著作権局に納付しなければならない。著作権局長は、納付者の求めがあり第708条に定める手数料の支払があれば、納付物の受領書を発行しなければならない。

(c)著作権局長は、規則により、いずれかの種類の物品について本条の納付の要件を免除し、またはいずれかの種類につきコピーまたはレコード1部のみの納付を要求することができる。個人の著作者が絵画、図形または彫刻の著作物の著作権者であり、かつ、(i)当該著作物のコピーが5部未満しか発行されておらず、または(ii)当該著作物が通し番号を付したコピーを含む限定版として発行され、当該著作物の最良版のコピー2部の強制納付はその金銭的価値から負担となり、不当となりまたは非合理的となる場合には、上記規則は、本条の納付の要件の完全な免除を定め、または納付者に事実上もしくは経済上負担を及ぼすこと

なく著作物の十分な資料用の記録を提供すべき代替形式を定めなければならぬ。

(d)第(a)項に定める著作物の発行後はいつでも、著作権局長は、第(a)項に基づき納付を行うことが義務づけられた者に対して、納付を行うよう書面により請求することができる。請求が受領された後3ヶ月以内に納付が行われなければ、請求を受けた者は、以下の責任を負う。

(1)各著作物につき250ドル以下の罰金を支払い、また

(2)請求されたコピーまたはレコードの小売価格の総額、または、小売価格が定められていない場合には連邦議会図書館がこれを取得するに相当な費用を、連邦議会図書館に設ける特定の基金に支払い、また

(3)請求を受けた者が故意にまたは反復して請求に従うことを怠りまたは拒否した場合、第(1)節および第(2)節に基づき課せられる罰金または負担金に加え、2,500ドルの罰金を支払うこと。

(e)合衆国内で固定され公衆に送信されたが発行されていない送信番組については、著作権局長は、連邦議会図書館長その他利害を有する団体および公務員との協議を経て、連邦議会図書館の収蔵物のためにかかる番組のコピーまたはレコードを納付しその他により取得することを規律する規則を定めなければならない。

(1)連邦議会図書館長は、上記規則に定める基準および条件に基づき、送信番組を公衆への送信から直接固定し、かかる固定物から資料目的でコピーまたはレコードを1部複製することができるものとする。

(2)上記規則はまた、著作権局長が合衆国内での送信の権利者に対し、特定の送信番組のコピーまたはレコードの納付を書面により請求するための基準および手続を定めるものとする。かかる納付は、合衆国内での送信の権利者の選択により、贈与、複製を目的とする貸与または当該コピーもしくはレコードを複製し提供する費用を超えない対価での売却によって行うことができる。本節に基づき定められる規則は、請求に従うための3ヶ月を超えない相当な期間を定め、かつ、状況が合理的に正当化するところにより、かかる期間の延長および請求の範囲または請求に応じる方法の調整を認めるものとする。合衆国内での送信の権利者が上記規則に定める条件に従うことを故意に怠りまたは拒否する場合には、問題となるコピーまたはレコードを複製し提供する費用を超えない金額を連邦議会図書館に設ける特定の基金に支払う責任を負う。

(3)本項のいかなる規定も、納付のために第(2)節に規定する特定の書面による請求の受領前に行われた送信について未発行の送信番組のコピーまたはレコードを作成しまたは保管することを義務づけるものと解釈されてはならない。

(4)本項第(1)節または第(2)節に定める規則に従って行われたいかなる活動

も、本項に基づくコピーまたはレコードの取得を補助することのみを意図して行われた場合には、いかなる責任をも生じさせない。

#### 第 408 条 著作権登録総則

(a)登録の許容—著作物の著作権者または排他的権利者は、1978年1月1日より前に著作権が確保された発行著作物または未発行著作物に対する著作権については最初の保護期間の存続中いつでも、また、上記日以後に著作権が確保された著作権についてはその存続期間中いつでも、本条に定める納付物ならびに第409条および第708条に定める申請書および手数料を提出することにより、著作権主張の登録を受けることができる。かかる登録は、著作権による保護の条件とならない。

(b)著作権登録のための納付—第(c)項に定める場合を除き、登録のために納付すべき物品は以下を含む。

(1)未発行著作物の場合、完全なコピーまたはレコード1部。

(2)発行著作物の場合、最良版の完全なコピーまたはレコード2部。

(3)合衆国外で最初に発行された著作物の場合、当該発行された完全なコピーまたはレコード1部。

(4)集合著作物への寄与物の場合、当該集合著作物の最良版の完全なコピーまたはレコード1部。

第407条に基づき連邦議会図書館に納付されたコピーまたはレコードは、所定の申請書および手数料ならびに著作権局長が規則にて要求しうる識別資料の追加を伴う場合には、本条の納付の規定を満たすために使用することができる。著作権局長はまた、第407条(e)に基づき連邦議会図書館のために納付以外の方法で取得したコピーまたはレコードを本条の納付の規定を満たすために使用できる要件を設ける規則を定めなければならない。

#### (c)管理上の分類および任意の納付—

(1)著作権局長は、納付および登録のために著作物を分類する管理上の分類、ならびに特定の分類それぞれについて納付されるべきコピーまたはレコードの性質を、規則にて定める権限を有する。上記規則は、特定の分類につき、コピーもしくはレコードに代わる識別資料の納付、通常コピーもしくはレコード2部の納付が要求される場合に1部のみの納付、または関連する著作物群の単一の登録を、要求した場合は認めることができる。著作物の管理上の分類は、本編に定める著作権または排他的権利の対象物につき何らの意味をも有しない。

(2)第(1)節に規定する一般的な権限に影響することなく、著作権局長は、以下の条件を満たす場合には、同一の個人の著作者による著作物群で、すべて定期刊行物（新聞を含む）への寄与物として12ヶ月間に最初に発行されたものにつ

き、单一の納付、申請および登録料に基づき、单一の登録を特に認める規則を定めなければならない。

(A)各寄与物が最初に発行された定期刊行物の全体のコピー1部または新聞の号全体を納付すること、ならびに

(B)申請書に各著作物（当該著作物を含む定期刊行物および最初の発行日を含む）を別個に特定すること。

(3)同一の個人の著作者による著作物群で、すべて定期刊行物（新聞を含む）への寄与物として最初に発行されたものについては、以下の条件を満たす場合には、第304条(a)に基づく別個の更新登録に代わり、单一の申請書および料金の提出による单一の更新登録を行うことができる。

(A)更新請求権者および第304条(a)における請求の根拠が、各著作物について同一であること、

(B)著作物がすべて、別個の著作権表示および登録によってまたは定期刊行物の号全体の著作権表示によって、最初の発行の際に著作権を確保されたこと、

(C)更新申請書および料金が、すべての著作物が最初に発行された暦年の12月31日から28年後より前かつ27年後より後に納付されたこと、ならびに

(D)更新申請書に各著作物（当該著作物を含む定期刊行物および最初の発行日を含む）を別個に特定すること。

(d)訂正および補完—著作権局長はまた、著作権登録の錯誤を訂正したまでは登録に示された情報を強調するための補完的登録の申請書の提出に関する手続の形式を、規則にて定めることができる。かかる申請は、第708条に定める料金を伴うものとし、訂正または補完されるべき登録を明確に特定しなければならない。補完的登録に含まれる情報は、先の登録に含まれる情報を補足するものであり、これに代わるものではない。

(e)既に登録された著作物の発行版—未発行の形態で既に登録された著作物の最初に発行された版については、発行された著作物が未発行版とほぼ同一であっても、登録を行うことができる。

(f)商業的頒布を目的として作成中の著作物の予備登録

(1)規則の制定—本項の制定日<sup>12</sup>から180日以内に、著作権局長は、商業的頒布を目的として作成中であって未発行の著作物の予備登録の手続を定める規則を発布しなければならない。

(2)著作物の種類—第(1)節に基づいて制定された規則は、商業流通が許諾される前に侵害された経歴があると著作権局長が判定した種類の著作物について、

---

<sup>12</sup> 2005年4月27日

予備登録を許すものでなければならない。

(3)登録申請一本項に基づいて予備登録された著作物が最初に発行されたときから3ヶ月以内に、申請者は、以下のものを著作権局に提出しなければならない。

- (A)著作物の登録申請書、
- (B)納付物、および
- (C)所定の手数料

(4)時機に遅れた申請の効力一本項に基づいて予備登録された著作物に対する本章に基づく侵害訴訟は、当該侵害が著作物の最初の発行から2ヶ月以内に起きた場合には、第(3)節に記載するものが以下のいずれか早いときまでにしかるべき形式にて著作権局に提出されなければ、却下される。

- (A)著作物の最初の発行から3ヶ月以内、または
- (B)著作権者が侵害を知ったときから1ヵ月以内。

#### 第409条 著作権登録の申請

著作権登録の申請は、著作権局長が定める様式でなされるものとし、以下を含まなければならない。

- (1)著作権主張者の名称および住所。
- (2)無名著作物または変名著作物以外の著作物の場合、著作者の名称および国籍または住所、ならびに著作者の一または複数が死亡している場合にはその死亡日。
- (3)著作物が無名著作物または変名著作物の場合、著作者の国籍または住所。
- (4)職務著作物の場合、その旨の記述。
- (5)著作権主張者が著作者でない場合、主張者が著作権を取得した経緯についての簡潔な記述。
- (6)著作物の題名および著作物を特定することのできる以前のまたは他の題名。
- (7)著作物の創作が完了した年。
- (8)著作物が発行された場合、最初に発行された日および国。
- (9)編集著作物または二次的著作物の場合、当該著作物が依拠したまたは包含する既存の著作物の特定および登録を受ける著作権の主張に含まれる追加的素材についての簡潔な一般的記述。また、
- (10)その他、著作権局長が、著作物の作成もしくは特定または著作権の存在、帰属もしくは存続に関わると判断する情報。

第304条(a)(3)(A)に定める更新延長期間につき申請書が提出され、原期間の登録がなされていない場合、著作権局長は、原期間の著作権の存在、帰属または存

続に関する情報を求めることができる。

#### 第410条 著作権主張の登録および証明書の交付

(a)著作権局長は、審査の後、納付された物品が著作権の対象となるものであり、その他本編の法的および形式的要件を満たすと本編の規定に基づき判断する場合には、著作権主張を登録し、著作権局の印章を付した登録証明書を申請者に交付しなければならない。証明書は、登録番号および登録発効日と共に、申請書に記載された情報を含むものとする。

(b)著作権局長は、納付された物品が著作権の対象となるものでなく、またはその他の理由により主張が無効であると本編の規定に基づき判断する場合には、登録を拒絶するとともに、拒絶の理由を書面にて申請者に通知しなければならない。

(c)いかなる司法手続においても、著作物の最初の発行から5年以内になされた登録の証明書は、著作権の効力および証明書に記載された事実の一応の証拠となる。その後になされた登録の証明書に与えられる証拠能力については裁判所の裁量による。

(d)著作権登録の発効日は、著作権局長または管轄裁判所が登録につき受理できることと判断する申請書、納付物および料金が、著作権局にすべて受領された日とする。

#### 第411条 登録および民事の侵害訴訟

(a)第106A条(a)に基づく著作者の権利の侵害につき提起された訴訟を除き、かつ、本条第(b)項の規定を条件として、本編に基づく著作権主張の予備登録または登録がなされるまでは、いかなる合衆国著作物についての著作権侵害の民事訴訟も提起されてはならない。しかし、いかなる場合においても、登録に必要な納付物、申請書および料金を適切な形式で著作権局に提出し、かつ、登録が拒絶されたときには、申請者は、侵害の通知を訴状の写しとともに著作権局長に送達することにより、著作権侵害の民事訴訟を提起することができる。著作権局長は、その選択により、かかる送達から60日以内に出頭することにより、著作権の登録の可否の争点につき訴訟当事者となることができるが、著作権局長が当事者にならないことにより裁判所が当該論点につき管轄を失うことはない。

(b)(1)登録証明書は、情報の誤りの有無に関わらず、本条および第412条の要件を満たすが、以下の場合はその限りではない。

(A)不正確であることを知りながら著作権登録の申請書に不正確な情報を含めており、かつ

(B)情報が不正確であることを著作権局長が知つていれば登録を拒否した

であろう場合。

(2)第(1)節に定める不正確な情報があると主張された場合、情報が不正確であることを著作権局長が知つていれば登録を拒否したであったか否について、裁判所は、著作権局長に報告を求めなければならない。

(3) 本条および第 412 条に基づく侵害訴訟の提起または救済を除き、本項のいかなる規定も、登録証明書に含まれる情報に関する者の権利、義務または要件に影響しない。

(c)音声、映像またはその双方を含む著作物で、その送信と同時に最初に固定されたものの場合、著作権者は、固定が行われる前後に、著作権局長が規則にて定める要件に従いかつ以下のすべての要件を満たすときは、第 501 条に基づく侵害訴訟を提起し、また、第 502 条ないし第 505 条および第 510 条に規定する救済を完全に受けることができる。

(1)固定の 48 時間以上前に、著作物ならびに最初の送信の特定の時間および出所を特定し、かつ、かかる著作物に対する著作権を確保する意図を宣言する通知を侵害者に対して送達すること。

(2)第(a)項により必要となる場合には、最初の送信から 3 ヶ月以内に著作物のための登録を行うこと。

#### 第 412 条 侵害に対する一定の救済の前提条件としての登録

第 106A 条(a)に基づく著作者の権利に対する侵害につき提起された訴訟、侵害の開始前に第 408 条(f)に基づき予備登録されていた著作物の著作権であって、著作物の最初の発行から 3 ヶ月以内または著作権者が侵害を知つてから 1 ヶ月以内のどちらか早い方に登録発効日を有している著作権の侵害に対する訴訟、または第 411 条(c)に基づき提起された訴訟を除く本編に基づくすべての訴訟においては、以下のいずれかの場合、第 504 条および第 505 条に定める法定損害賠償金または弁護士報酬は認められない。

(1)未発行著作物に対する著作権の侵害で、登録の発効日前に開始されたもの。

(2)著作物の最初の発行の後であつてかつ登録の発効日の前に開始された著作権の侵害。ただし、登録が著作物の最初の発行後 3 ヶ月以内になされた場合を除く。

## 第5章－著作権侵害および救済

- 第501条 著作権の侵害
- 第502条 侵害に対する救済：差止命令
- 第503条 侵害に対する救済：侵害物品の差押および処分
- 第504条 侵害に対する救済：損害賠償および利益
- 第505条 侵害に対する救済：訴訟費用および弁護士報酬
- 第506条 刑事犯罪
- 第507条 訴訟の制限
- 第508条 訴訟の提起および決定の通知
- 第509条 [廃止]
- 第510条 ケーブル・システムによる番組改変に対する救済
- 第511条 著作権侵害にかかる州、州の機関および州の公務員の責任
- 第512条 オンライン素材に関する責任の制限
- 第513条 個人経営者に関する相当な使用料の決定

## 第 501 条 著作権の侵害

(a) 何人であれ、第 106 条ないし第 122 条に規定する著作権者の排他的権利もしくは第 106A 条(a)に規定する著作者の排他的権利を侵害し、または第 602 条に違反してコピーもしくはレコードを合衆国に輸入する者は、それぞれ著作権または著作者の権利の侵害者となる。本章(第 506 条を除く)において、著作権に関する記述は、第 106A 条(a)が認める権利を含むものとみなす。本項において、「何人」とは、州、州の機関および州または州の機関の公務員または職員でその公的権限において行動する者を含む。州および機関、公務員または職員は、非政府機関と同一の方法および範囲において本編の規定に服する。

(b) 著作権に基づく排他的権利の法的および受益的権利者は、第 411 条の要件を条件として、その権利者である間に行われた当該権利の侵害について訴訟を提起することができる。裁判所は、著作権局の記録その他により著作権につき利害を有しましたは主張することができます示されている者に訴状の写しとともに書面による訴訟告知を送達することを権利者に対して要求することができ、また、当該訴訟における決定が利害に影響する可能性のある者に対してはかかる告知を送達することを権利者に対して要求しなければならない。裁判所は、著作権につき利害を有しましたは利害を主張する者については、訴訟併合を要求することができ、また、訴訟参加を認めなければならない。

(c) ケーブル・システムによる著作物の実演または展示を収録した二次送信で第 111 条(c)に基づき侵害行為として訴訟の対象となるものについては、当該著作物の同一の版につき著作権その他これを送信しましたは実演する使用許諾を受けたテレビ放送局は、二次送信が当該テレビ放送局のサービス地域内で行われる場合には、本条第(b)項の適用において法的または受益的権利者として扱われる。

(d) ケーブル・システムによる二次送信で第 111 条(c)(3)に従い侵害行為として訴訟の対象となるものについては、(i) ケーブル・システムにより送信を改変された一次送信事業者、および(ii) 二次送信がそのサービス地域内で行われる放送局も当事者適格を有する。

(e) 衛星通信事業者が行う一次送信に収録された著作物の実演または展示の二次送信で、第 119 条(a)(5)に基づき侵害行為として訴訟の対象となるものについては、当該著作物の同一の版につき著作権その他これを送信しましたは実演する使用許諾を有するネットワーク局は、二次送信が当該ネットワーク局のローカル放送区域内で行われる場合には、本条第(b)項において法的または受益的権利者として扱われる。

(f)(1) 衛星通信事業者が行う著作物の実演または展示を収録した一次送信の二次送信で、第 122 条に基づき侵害行為として訴訟の対象となるものについては、

当該著作物の同一の版につき著作権その他これを送信したまたは実演する使用許諾を有するテレビ放送局は、二次送信が当該ネットワーク局のローカル市場内で行われる場合には、本条第(b)項において法的または受益的権利者として扱われる。

(2)テレビ放送局は、第122条(a)(2)に基づき必要となるテレビ放送信号を送信することを拒否した衛星通信事業者に対して、1934年通信法第338条(a)に基づく当該テレビ放送局の権利を行使するために民事訴訟を提起することができる。

## 第502条 侵害に対する救済：差止命令

(a)本編に基づいて生ずる民事訴訟につき裁判管轄権を有する裁判所は、第28編第1498条の規定を条件として、著作権侵害を排除したまたは防止するに相当と考える条件において、一時的差止命令および終局的差止命令を発行することができる。

(b)第(a)項に定める差止命令は、これを受ける者に対して合衆国内のいかなる場所であっても送達することができる。また、上記差止命令は、合衆国全域で有効であり、かつ、当該者に対して裁判管轄権を有する連邦裁判所による法廷侮辱罪その他の手段によって執行可能なものとする。差止命令を付与する裁判所の書記官は、当該差止命令の執行を申し立てられた裁判所の求めがあれば、その事案に関し保管されたすべての書類の認証付謄本を速やかに送付しなければならない。

## 第503条 侵害に対する救済：侵害物品の差押および処分

(a)(1)本編に基づく訴訟の係属中いつでも、裁判所は、相当と考える条件において、以下の物品の差押を命ずることができる。

(A)著作権者の排他的権利に反して作成されまたは使用されていると主張されるすべてのコピーまたはレコード

(B)コピーまたはレコードを複製しうる手段となる版木、金型、紙型、原盤、テープ、フィルムのネガまたはその他の物品、および

(C)かかる違反に関係する製造、販売または受領の記録。ただし、本号に基づき入手された記録は、裁判所が保管しなければならない。

(2)第(1)節(C)に基づいて命ぜられた記録の差押について、裁判所は、差し押さえられた記録または情報の開示および使用に関する適切な保護命令を発しなければならない。保護命令は、かかる記録に含まれる秘密情報、個人情報、財産情報または不開示特権のある情報が不適切に開示または使用されないよう適切な手続を定めなければならない。

(3)商標法第34条(d)(2)ないし(11)(合衆国法典第15編第1116条(d)(2)ないし(11))の関連規定は、連邦民事訴訟規則第65条の規定にかかわらず、一方当事者の申請により、第(1)節(C)に基づく記録の差し押さえ命令に適用される。商標法第34条(d)(2)ないし(11)の適用において、同法第32条は本編第501条に、また、物品またはサービスの販売、販売の申し出または頒布に関する偽造商標の使用は著作権侵害に、読み替えるものとする。

(b)裁判所は、終局的判決または決定の一部として、著作権者の排他的権利に反して作成されまたは使用されているとの主張を受けるすべてのコピーまたはレコードおよびコピーまたはレコードを複製しうる手段となる版木、金型、紙型、原盤、テープ、フィルムのネガまたはその他の物品の廃棄またはその他の相当な処分を命ずることができる。

#### 第504条 侵害に対する救済：損害賠償および利益

(a)総則一本編に別段の定めある場合を除き、著作権を侵害する者は、以下のいずれかを支払う責任を負う。

(1)第(b)項に定める、著作権者が被った現実損害の額および著作権侵害者が受けた利益の額。

(2)第(c)項に定める、法定損害賠償額。

(b)現実損害賠償および利益－著作権者は、侵害の結果被った現実損害の額、および侵害に起因して侵害者が受けた利益で現実損害の額の算出にあたり考慮されなかつた額の支払を受けることができる。侵害者の利益を立証するにあたっては、著作権者は、侵害者の総収入の証明のみを行えば足り、侵害者は、控除できる費用および著作権のある著作物以外の要因に起因して受けた利益の要素を証明しなければならない。

##### (c)法定損害賠償－

(1)本項第(2)節に定める場合を除き、著作権者は、終局的判決が言い渡される前はいつでも、現実損害および利益に代えて、一つの著作物に関して当該訴訟の対象となるすべての侵害（一人の侵害者は単独で責任を負い、二人以上の侵害者は連帶して責任を負う）につき、750ドル以上30,000ドル未満で裁判所が正当と考える金額の法定損害賠償の支払を選択することができる。本項において、編集著作物または二次的著作物の部分は、すべて单一の著作物を構成するものとする。

(2)侵害が故意に行われたものであることにつき、著作権者が立証責任を果たしかつ裁判所がこれを認定した場合、裁判所は、その裁量により法定損害賠償の額を150,000ドルを限度として増額することができる。侵害者の行為が著作権の侵害にあたることを侵害者が知らずかつそう信じる理由がなかったことにつ

き、侵害者が立証責任を果たしかつ裁判所がこれを認定した場合、裁判所は、その裁量により法定損害賠償の額を 200 ドルを限度として減額することができる。著作権のある著作物の利用が第 107 条に定めるフェア・ユースであると侵害者が信じかつそう信じるにつき合理的な根拠があった場合において、侵害者が(i) 非営利的教育機関、図書館もしくは文書資料館の職員もしくは代理人としてその雇用の範囲内で行動している者、または非営利的教育機関、図書館もしくは文書資料館であって、著作物をコピーまたはレコードに複製することにより著作権を侵害したとき、または(ii) 公共放送事業者または個人であって、公共放送事業者の非営利的活動の通常の一部（第 118 条(f)に規定する）として、既発行の非演劇的音楽著作物を実演しましたかかる著作物の実演を収録した送信番組を複製することによって著作権を侵害したときには、裁判所は、法定損害賠償額の支払を減免しなければならない。

(3)(A) 侵害者または侵害者と協力して行為する者は、侵害に関連して使用されたドメイン名を登録、維持または更新するためにドメイン名の登録機関、ドメイン名の登録簿またはその他ドメイン名登録当局に対して、重大な虚偽のある連絡先を、情を知って、提供または提供させた場合には、与えられる救済措置の決定に当たって当該侵害を故意に行ったものと推定される。

(B) 本節の規定は、本項に基づいて故意侵害と考えられる範囲を限定するものではない。

(C) 本節において、「ドメイン名」とは、1946 年 7 月 5 日に承認された「商取引において用いられる商標の登録及び保護の規定、一定の国際条約上の規定の実施並びにその他の目的のための法律」（通称「1946 年商標法」、合衆国法典第 15 編第 1127 条）第 45 条に規定する意味を有するものとする。

(d) 一定の場合における追加的損害賠償—第 110 条(5)に基づいてその行為に責任が免除されるとの抗弁をなした被告たる施設経営者には、その著作権のある著作物の使用に当該条項に基づいて責任を免除されると信ずるに相当な理由がないと裁判所が認定する場合、原告は、本条に基づく損害賠償に加えて、3 年を超えない直近の期間に当該施設経営者が原告に支払うべきであった使用料の 2 倍の金額について賠償命令を受けることができる。

## 第 505 条 侵害に対する救済：訴訟費用および弁護士報酬

本編に基づく民事訴訟において、裁判所は、その裁量によって、合衆国またはその公務員以外の者によるまたはその者に対する訴訟費用の回復を認めることができる。本編に別段の定めある場合を除き、裁判所は、勝訴当事者に対し、訴訟費用の一部として相当な弁護士報酬の回復を与えることができる。

## 第 506 条 刑事犯罪<sup>13</sup>

### (a)著作権侵害罪

(1)総則－著作権を故意に侵害する者は、その侵害が以下の態様で行われる場合には、合衆国法典第 18 編第 2319 条の規定に従って処罰される。

(A)商業的利益または私的な経済的利得を目的とする行為、

(B)180 日間に、1 つ以上の著作権のある著作物について 1 部以上のコピーまたはレコード（その小売価格の総額が 1,000 ドルを超える場合に限る）を複製もしくは頒布（電子的手段によるものを含む）する行為、または

(C)商業的頒布を目的として作成中の著作物を、公衆がアクセス可能なコンピュータ・ネットワーク上に置いて利用可能にする方法によって頒布する行為（当該著作物が商業的頒布のために作成中の著作物であることを当該者が知りもしくは知るべきであった場合に限る）。

(2)証拠－本項において、著作権のある著作物の複製または頒布の証拠は、それだけでは、故意侵害を立証するに十分ではないものとする。

(3)定義－本項において、「商業的頒布を目的として作成中の著作物」とは、以下のものを意味する。

(A)コンピュータ・プログラム、音楽著作物、映画またはその他の視聴覚著作物、または録音物であって、無断頒布の時点において以下に該当するもの。

(i)著作権者が商業的頒布の合理的見込みを有し、かつ

(ii)当該著作物のコピーまたはレコードが未だ商業的に頒布されていないもの。または、

(B)映画であって、無断頒布の時点において、当該映画が以下に該当するものの。

(i)映画上映施設において視聴可能になっており、かつ

(ii)映画上映施設外で映画を視聴することを許容することを意図する形式の販売用コピーを、アメリカ合衆国の公衆に対して利用可能にしていないもの。

(b)没収、廃棄および返還－本条に関連する没収、廃棄および返還については、法によって認められた同様の救済に加えて、第 18 編第 2323 条に規定する範囲において同条の適用を受ける。

(c)欺罔的著作権表示－他人を欺く意図で、虚偽の著作権表示もしくは同旨の文言を情を知って物品に添付し、または、他人を欺く意図で、虚偽の著作権表示もしくは同旨の文言を添付した物品を情を知って公に頒布しもしくは公に頒布する目的で輸入する者は、2,500 ドル未満の罰金に処する。

---

<sup>13</sup> 本条に定める以外に、合衆国法典第 18 編第 2319B 条に、盗撮防止法が規定されている。

(d)著作権表示の欺罔的除去—他人を欺く意図で、著作権のある著作物のコピーに表示された著作権表示を除去した者は、2,500 ドル未満の罰金に処する。

(e)虚偽の表示—第 409 条に規定する著作権登録申請書またはかかる申請に関して提出する書類において重大な事実に関して故意に虚偽の表示を行う者は、2,500 ドル未満の罰金に処する。

(f)氏名表示および同一性保持の権利—本条のいかなる規定も、第 106A 条(a)が付与する権利の侵害には適用されない。

## 第 507 条 訴訟の制限

(a)刑事手続—本編に別段の明示の定めある場合を除き、いかなる刑事手続も、訴因の発生後 5 年以内に開始されなければ、本編の規定に基づいて行われてはならない。

(b)民事訴訟—いかなる民事訴訟も、請求権の発生後 3 年以内に開始されなければ、本編の規定に基づいて行うことはできない。

## 第 508 条 訴訟の提起および決定の通知

(a)本編に基づく訴訟の提起後 1 ヶ月以内に、連邦裁判所書記官は、裁判所に提出された書類から明らかな範囲において、当事者の名称および住所ならびに訴訟の対象となる各著作物の題名、著作者および登録番号を記載した通知書面を著作権局長に送付しなければならない。著作権のある他の著作物が後日訴えの変更、答弁その他の訴答書面によって訴訟物に含まれた場合、書記官は、当該書面の提出後 1 ヶ月以内に、著作物の追加に関する通知をも著作権局長に送付しなければならない。

(b)事案につき終局的命令または判決が言い渡されてから 1 ヶ月以内に、裁判所書記官は、著作権局長に対して、その旨を通知し、通知と共に命令または判決の謄本および裁判所の意見書があればこれを送付しなければならない。

(c)著作権局長は、本条に定める通知を受領後、これを著作権局の公式記録の一部としなければならない。

## 〔第 509 条 廃止〕

## 第 510 条 ケーブル・システムによる番組改変に対する救済

(a)第 111 条(c)(3)に従い提起される訴訟においては、以下の救済が認められる。

(1)第 501 条(b)または(c)に定める当事者が訴訟を提起した場合、第 502 条ないし第 505 条に定める救済および本条第(b)項に定める救済。また、

(2) 第501条(d)に定める当事者が訴訟を提起した場合、第502条ないし第505条に定める救済および当該当事者が侵害の結果被った現実損害の賠償ならびに本条第(b)項に定める救済。

(b) 第111条(c)(3)に従い提起される訴訟においては、裁判所は、ケーブル・システムがその提供する一以上の遠隔信号に対する法定使用許諾の恩恵を受ける権利を30日を超えない期間について失う旨の決定を、言い渡すことができる。

## 第511条 著作権侵害にかかる州、州の機関および州の公務員の責任

(a) 総則一州、州の機関および州または州の機関の公務員または職員でその公的権限において行動する者は、第106条ないし第122条に規定する著作権者の排他的権利の侵害、第602条に違反して行われたコピーまたはレコードの輸入、その他の本編の違反に関して、連邦裁判所において政府機関または非政府機関を含む者が提起した訴訟につき、合衆国憲法修正第11条その他の主権者免責の法理に基づく免責特権を受けない。

(b) 救済一第(a)項に定める違反に関する訴訟においては、州、州の機関および州または州の機関の公務員または職員でその公的権限において行動する者以外の公私の事業者に対する訴訟において第(a)項に定める違反に対して認められる救済と同範囲の救済（普通法上および衡平法上の救済を含む）が、認められるものとする。かかる救済は、第503条に基づく侵害品の差押および処分、第504条に基づく現実損害賠償および利益ならびに法定損害賠償、第505条に基づく費用および弁護士報酬、ならびに、第510条に定める救済を含む。

## 第512条 オンライン素材に関する責任の制限

(a) 通過的デジタル・ネットワーク通信サービス・プロバイダが管理しもしくは運営するシステムまたはネットワークを通じて素材を送信し、転送しもしくは接続を提供したことによって、または、送信、転送もしくは接続の提供の過程で素材を中間的かつ一時的に蓄積したことによって、著作権の侵害を生じた場合、当該サービス・プロバイダは、以下のすべての条件を満たす場合には、著作権の侵害に関して金銭的救済または、第(j)項に定める場合を除き、差止命令その他の衡平法上の救済について責任を負わない。

(1) 当該素材の送信が、当該サービス・プロバイダ以外の者によってまたはその者の指示によって開始されたこと。

(2) 送信、転送、接続の提供または蓄積が、当該サービス・プロバイダによる素材の選択なく自動的な技術的プロセスによって行われること。

(3) 当該サービス・プロバイダが、他の者の求めに対する自動的な応答の場合を除き、当該素材の受信者を選択しないこと。

(4)当該サービス・プロバイダが中間的または一時的な蓄積の過程において作成する素材のコピーが、予定される受信者以外の者が通常アクセス可能な方法ではシステムまたはネットワーク上に保存されておらず、かつ、予定される受信者が送信、転送または接続の提供に合理的に必要な時間以上に通常アクセス可能な方法でシステムまたはネットワーク上に保存されていないこと。

(5)当該素材の内容が改変されることなくシステムまたはネットワークを通じて送信されること。

(b)システム・キャッシングー

(1)責任の制限—サービス・プロバイダが管理したるシステムまたはネットワーク上に素材を中間的かつ一時的に蓄積したことによって、著作権の侵害を生じた場合、当該サービス・プロバイダは、以下のすべての条件を満たし、かつ、第(2)節に定める条件を満たす場合には、著作権の侵害に関して金銭的救済または、第(j)項に定める場合を除き、差止命令その他の衡平法上の救済について責任を負わない。

(A)当該サービス・プロバイダ以外の者が、当該素材をオンラインで提供すること。

(B)第(A)号に掲げる者以外の者の指示によってこの者に対して、第(A)号に掲げる者から当該システムまたはネットワークを通じて、当該素材が送信されること。

(C)第(B)号に掲げるとおり当該素材が送信された後に、第(A)号に掲げる者からの当該素材へのアクセスを求める当該システムまたはネットワークの使用者に対して素材を提供するために、自動的な技術的プロセスを通じて蓄積が行われること。

(2)条件—第(1)節に掲げる条件とは以下のすべてをいう。

(A)第(1)節(A)に掲げる者から当該素材が送信された方法ないし内容が改変されることなく、第(1)節に掲げる素材が、第(1)節(C)に掲げるその後の使用者に対して送信されること。

(B)当該素材をオンラインに提供する者が当該素材を提供するシステムまたはネットワークにおいて広く認められた業界標準データ通信プロトコルに従って素材を特定する場合に、第(1)節に掲げるサービス・プロバイダが当該素材のリフレッシュ、リロードその他更新に関する規定に従うこと。ただし、本号は、第(1)節(A)に掲げる者が本項の適用を受ける中間的な蓄積を妨害したる不合理に阻害するために上記規定を使用しない場合にのみ適用される。

(C)第(1)節(C)に掲げるその後の使用者が第(1)節(A)に掲げる者から直接当該素材を取得したときに当該者に入手可能とされる情報を当該者に対して返信する技術が、当該素材に結合されている場合において、サービス・プロバイダが

かかる技術の機能を阻害しないこと。ただし、本号は、当該技術が以下の条件を満たす場合にのみ適用される。

(i)当該技術が、当該プロバイダのシステムもしくはネットワークの機能または当該素材の中間的な蓄積を著しく阻害しないこと。

(ii)当該技術が、広く認められた業界標準通信プロトコルに合致すること。また、

(iii)当該技術が、当該プロバイダのシステムまたはネットワークから、第(1)節(A)に掲げる者からその後の使用者が直接当該素材へのアクセスを得たときに当該素材提供者に入手可能とされる情報以外の情報を引き出すものでないこと。

(D)第(1)節(A)に掲げる者が、料金の支払またはパスワードその他の情報の提供を条件とする等、当該素材へのアクセスを行う前に事実上条件を課す場合、当該サービス・プロバイダがそのシステムまたはネットワークの使用者のうちかかる条件を満たす者にのみ、かつ、かかる条件に従ってのみ、蓄積された当該素材の重要な部分へのアクセスを認めること。

(E)第(1)節(A)に掲げる者が素材の著作権者の許諾なく当該素材をオンラインに提供する場合、サービス・プロバイダが第(c)項(3)に定める著作権侵害主張の通知を受けて、侵害にあたるとされる当該素材を除去またはアクセスを解除すべく速やかに対応すること。ただし、本号は、以下の条件を満たす場合にのみ適用される。

(i)当該素材がかつて発信サイトから除去されもしくはアクセスが解除されたことがあること、または、裁判所が当該素材を発信サイトから除去しもしくはアクセスを解除することを命じたことがあること、および

(ii)通知を行う者が、当該素材がかつて発信サイトから除去されもしくはアクセスを解除されたことがあることまたは裁判所が当該素材を発信サイトから除去しもしくはアクセスを解除することを命じたことがあることを確認する陳述を当該通知に記載していること。

(c)使用者の指示によってシステムまたはネットワークに常駐する情報—

(1)総則—サービス・プロバイダによってまたはそのために管理されまたは運営されるシステムまたはネットワーク上に、使用者の指示により素材を蓄積したことによって、著作権の侵害を生じた場合、サービス・プロバイダは、以下の条件をすべて満たす場合には、著作権の侵害による金銭的救済または、第(j)項に定める場合を除き、差止命令その他の衡平法上の救済につき責任を負わない。

(A)(i)サービス・プロバイダがシステムまたはネットワーク上の当該素材もしくは当該素材を使用した行為が著作権侵害にあたることを現実に知らないこと、

(ii)かかる現実の知識がない場合、侵害行為が明白となる事実もしくは状況を知らないこと、または

(iii)かかる知識もしくは認識を得た際、速やかに当該素材を除去しもしくはアクセスを解除するための行為を行うこと。

(B)サービス・プロバイダが侵害行為をコントロールする権利および能力を有する場合、かかる侵害行為に直接起因する経済的利益を受けないこと。また、

(C)第(3)節に掲げる侵害主張の通知を受けた場合に、侵害にあたるとされるまたは侵害行為の対象とされる当該素材を除去しまたはアクセスを解除すべく速やかに対応すること。

(2)指定代理人一本項が定める責任の制限は、サービス・プロバイダが以下の情報を、そのサービス（公衆がアクセス可能なウェブサイト上を含む）を通じて利用可能にし、かつ、著作権局に対して以下の情報を提供することによって、第(3)節に掲げる著作権侵害主張の通知を受領するための代理人を指定した場合にのみ適用される。

(A)代理人の名称、住所、電話番号および電子メールアドレス。

(B)著作権局長が適切と考えるその他の連絡先。

著作権局長は、代理人の最新の名簿を公衆の縦覧（インターネット上の閲覧を含む）に供すべく、保持しなければならない。著作権局長は、名簿維持の費用のために、サービス・プロバイダに対し料金の支払を要求することができる。

(3)通知の要素—

(A)著作権侵害主張の通知が本項に基づき有効となるには、以下の情報を実質的に含む書面による通知を、サービス・プロバイダの指定代理人に送付しなければならない。

(i)侵害されたと主張される排他的権利の保有者を代理する授権を受けた者の、手書き署名または電子署名。

(ii)侵害されたと主張される著作権のある著作物の特定、または、单一の通知が単一のオンライン・サイトに存在する複数の著作権のある著作物を対象とする場合には、当該サイトに存在する当該著作物に代えてその目録。

(iii)侵害にあたるまたは侵害行為の対象とされかつ除去またはアクセスを解除されるべきである素材の特定、およびサービス・プロバイダが当該素材の所在を確認する上で合理的に十分な情報。

(iv)通知を行う者に連絡のとれる住所、電話番号および（もしあれば）電子メールアドレス等、サービス・プロバイダが通知を行う者に連絡する上で合理的に十分な情報。

(v)当該方法による素材の使用が著作権者、その代理人または法律によって許諾されているものではないと、通知を行う者が善意誠実に信ずる旨の陳

述。

(vi)通知に記載された情報が正確である旨の陳述、および、偽証の制裁の下に、通知を行う者が侵害されたと主張される排他的権利の保有者を代理する授権を受けている旨の陳述。

(B)(i)第(ii)段を条件として、著作権者または著作権者の代理人の通知が、第(A)号の規定を実質的に満たさない場合、当該通知は、第(1)節(A)においてサービス・プロバイダが侵害行為を現実に知っていたかまたは侵害行為が明白となる事実もしくは状況を知っていたかを判断する際に考慮されない。

(ii)サービス・プロバイダの指定代理人に対して送付された通知が、第(A)号の規定のすべてを満たさないが、第(A)号(ii)、(iii)および(iv)を実質的に満たす場合には、本号第(i)段は、サービス・プロバイダが直ちに通知を行った者に連絡することを試みまたはその他第(A)号のすべての規定を実質的に満たす通知を受領するよう相当な手段をとったときにのみ、適用される。

(d)情報探知ツール－サービス・プロバイダが、情報探知ツール（ディレクトリ、インデックス、レファレンス、ポインタまたはハイパーテキスト・リンクを含む）を用いて侵害となる素材または侵害行為を含むオンライン上の所在に使用者をレファレンスまたはリンクすることによって、著作権の侵害を生じる場合、サービス・プロバイダは、以下の条件をすべて満たす場合には、著作権の侵害による金銭的救済または、第(j)項に定める場合を除き、差止命令その他の衡平法上の救済につき責任を負わない。

(1)(A)サービス・プロバイダが当該素材または当該行為が著作権侵にあたることを現実に知らないこと、

(B)かかる現実の知識がない場合、侵害行為が明白となる事実もしくは状況を知らないこと、または

(C)かかる知識もしくは認識を得た際、速やかに素材を除去しまたはアクセスを解除するための行為を行うこと。

(2)サービス・プロバイダが侵害行為をコントロールする権利および能力を有する場合、かかる侵害行為に直接起因する経済的利益を受けないこと。

(3)第(c)項(3)に掲げる侵害主張の通知を受けた場合に、侵害に当るとされる素材または侵害に当るとされる行為の対象とされる素材を除去しまたはアクセスを解除すべく速やかに対応すること。ただし、本節の適用において、第(c)項(3)(A)(iii)に掲げる情報は、侵害に当ると主張される素材または行為へのレファレンスまたはリンクであって、除去またはアクセスが解除されるべきレファレンスまたはリンクの特定情報およびサービス・プロバイダが当該レファレンスまたはリンクを探知する上で合理的に十分な情報でなければならない。

(e)非営利的教育機関の責任の制限－(1)公立その他非営利の高等教育機関がサ

ービス・プロバイダであり、当該機関の職員である教員または大学院生が指導または研究を行っている場合、以下の要件をすべて満たすときは、第(a)項および第(b)項の適用においては、かかる教員または大学院生は機関とは別個の者とされ、かつ、第(c)項および第(d)項の適用においては、かかる教員または大学院生の知識または認識は機関の知識または認識とはみなされない。

(A)当該教員または大学院生の侵害行為が、当該機関で直近3年間に教授した講座のための必須教材または推薦教材とされた素材へのオンライン・アクセスの提供に関するものでないこと。

(B)当該機関が、直近の3年間に、当該教員または大学院生による侵害について第(c)項(3)に掲げる通知を2件を超えて受領しておらず、かつ、かかる侵害主張の通知が第(f)項に基づく訴訟の対象とならないこと。

(C)当該機関が、システムまたはネットワークのすべての使用者に対して、著作権に関する合衆国の法律を正確に記述しつつその遵守を促進する情報資料を提供すること。

(2)本項の適用においては、第(j)項(2)および第(j)項(3)に含まれる差止命令の制限を適用するが、第(j)項(1)における制限は適用しない。

(f)不実の表示—本条において—

(1)素材もしくは行為が侵害にあたる旨、または、

(2)素材もしくは行為が錯誤もしくは誤認により除去されもしくは解除された旨、

故意に重大な不実の表示を行う者は、サービス・プロバイダが侵害にあたると主張された素材もしくは行為を除去しもしくはアクセスを解除するにあたってまたは除去された素材もしくはアクセスを復活させるにあたってかかる不実の表示に依拠した結果、かかる不実の表示により被害を受けた侵害者と主張された者、著作権者もしくはその許諾を受けたライセンシーまたはサービス・プロバイダが被ったすべての損害（費用および弁護士報酬を含む）を賠償する責任を負う。

(g)除去されまたは利用不能にされた素材の復活およびその他の責任の制限

—

(1)削除の原則的無責任—第(2)節を条件として、サービス・プロバイダは、素材または行為が侵害にあたると最終的に判断されるか否かにかかわらず、侵害にあたると主張される素材もしくは行為へのアクセスを善意誠実に解除しもしくはこれを除去したことに基づく請求、または侵害行為が明白となる事実もしくは状況に基づく請求に関して、何人に対しても責任を負わない。

(2)例外—サービス・プロバイダによってまたはその者のために管理または運営されるシステムまたはネットワーク上にサービス・プロバイダの加入

者の指示により置かれた素材であって、サービス・プロバイダが第(c)項(1)(C)に基づく通知に従って除去したまたはアクセスを解除したものについては、第(1)節を適用しない。ただし、サービス・プロバイダが以下の条件をすべて満たした場合を除く。

(A)サービス・プロバイダが、素材を除去したまたはアクセスを解除したことと加入者に速やかに通知すべく、合理的な措置をとること。

(B)サービス・プロバイダが、第(3)節に掲げる反対通知を受領した際に、第(c)項(1)(C)に基づく通知を行った者に対して速やかに反対通知のコピーを提供し、かつ、10営業日以内に、除去された素材またはアクセスを復活させる旨を通知すること。

(C)サービス・プロバイダが、反対通知の受領後10営業日以後14営業日以内に、除去された素材およびアクセスを復活させること。ただし、その指定代理人が第(c)項(1)(C)に基づく通知を提出した者から、加入者に対してサービス・プロバイダのシステムまたはネットワーク上の素材に関する侵害行為の差止を命ずる裁判所命令を求める訴訟を提起した旨の通知を最初に受領した場合を除く。

(3)反対通知の内容—反対通知が本項において有効であるためには、反対通知は、サービス・プロバイダの指定代理人に対する以下の内容を実質的に含む書面による通知でなければならない。

(A)加入者の手書き署名または電子署名。

(B)除去されまたはアクセスが解除された素材の特定、および、除去されまたはアクセスが解除される前に掲載されていた素材の所在。

(C)偽証の制裁の下に、除去されまたはアクセスが解除されるべき素材の錯誤または誤認の結果として当該素材が除去されまたはアクセスが解除されたものであると、加入者が善意誠実に信ずる旨の陳述。

(D)加入者の名前、住所および電話番号、ならびに、加入者がその住所を管轄する地区の連邦地方裁判所の裁判管轄権を、また加入者の住所が合衆国外に所在する場合にはサービス・プロバイダが存在する地区の連邦地方裁判所の裁判管轄権を承諾する旨および第(c)項(1)(C)に基づき通知を行った者またはその代理人からの送達を受領する旨の陳述。

(4)その他の責任の制限—サービス・プロバイダが第(2)節を遵守することは、当該サービス・プロバイダに対して、第(c)項(1)(C)に基づく通知に特定された素材に対する著作権侵害の責任を負わせるものではない。

(h)侵害者を特定するための情報開示命令—

(1)請求—著作権者またはその代理を授権された者は、本項に従って、連邦地方裁判所の書記官に対して、侵害者と主張される者の特定のためにサービス・

プロバイダに情報開示命令を発行することを請求することができる。

(2)請求の内容—請求は、以下を書記官に提出して行うことができる。

(A)第(c)項(3)(A)に掲げる通知の写し、

(B)求める情報開示命令、および

(C)情報開示命令を要求する目的が侵害者とされる者を特定することであり、かつかかる情報が本編に基づいて権利を保護する目的にのみ使用される旨の宣誓陳述書。

(3)情報開示命令の内容—情報開示命令は、サービス・プロバイダに入手可能とされる範囲において、通知に記述する素材を侵害すると主張される者を特定するに十分な情報を著作権者または著作権者からその代理を授権された者に対して速やかに開示することを、通知および情報開示命令を受領したサービス・プロバイダに授権しかつ命令するものでなければならない。

(4)情報開示命令を発行するための理由—提出された通知が第(c)項(3)(A)の規定を満たし、求める情報開示命令が適切な形式であり、かつ、添付の陳述書が適切に作成されたものである場合には、書記官は、求められた情報開示命令を速やかに発行しかつ署名して、サービス・プロバイダへ送達するために請求人に返還しなければならない。

(5)情報開示命令を受領したサービス・プロバイダの行為—発行された情報開示命令を第(c)項(3)(A)に掲げる通知と共にまたはその後に受領した場合、サービス・プロバイダは、他の法律のいかなる定めにかかわらず、また、サービス・プロバイダが通知に応答するか否かを問わず、著作権者または著作権者から代理を授権された者に対して、情報開示命令が要求する情報を速やかに開示しなければならない。

(6)情報開示命令に適用される規則—本条または裁判所規則に別途定める場合を除き、情報開示命令の発行および送達の手続ならびに情報開示命令違反に対する救済については、可能な限り情報開示命令の発行、送達および執行を定める連邦民事訴訟規則の規定を適用する。

(i)資格を得る条件—

(1)技術の導入—本条が定める責任の制限は、サービス・プロバイダが以下のすべての条件を満たす場合にのみ、適用される。

(A)サービス・プロバイダのシステムまたはネットワークの加入者およびアカウント保有者が反復して侵害を行う者である場合にしかるべき条件の下で契約を解除することを定める運営方針を、採用し合理的に実行し、かつ、加入者およびアカウント保有者に対してこれを通知していること。

(B)標準的な技術的手段を導入しかつこれを阻害しないこと。

(2)定義—本項において、「標準的な技術的手段」とは、著作権のある著作物

を特定したまは保護するために著作権者が使用する技術的手段であって、以下の条件をすべて満たすものをいう。

(A)公開、公平かつ任意の多産業間標準設定手続において、著作権者およびサービス・プロバイダの広範な合意に従って開発されたものであること。

(B)合理的かつ非差別的な条件においていかなる者にも使用可能なものであること。

(C)サービス・プロバイダに対して多大な費用を課し、またはそのシステムもしくはネットワークに多大な負荷を及ぼすものでないこと。

(j)差止命令一本条に基づき金銭的救済の対象とならないサービス・プロバイダに対する、第502条に基づく差止命令の申立については、以下の規定を適用する。

(1)救済の範囲—(A)第(a)項に定める救済の制限を受けない行為については、裁判所は、以下の一つ以上の形式においてのみ差止命令を発行することができる。

(i)サービス・プロバイダに対して、サービス・プロバイダのシステムまたはネットワーク上の特定のオンライン・サイトに置かれた侵害にあたる素材または行為へのアクセスの提供を禁じる命令。

(ii)サービス・プロバイダに対して、サービス・プロバイダのシステムまたはネットワークにおける加入者またはアカウント保有者のアカウントであって命令で特定するものを消去することによって、侵害行為を行う加入者またはアカウント保有者であって命令で特定される者へのアクセスの提供を禁じる命令。

(iii)特定のオンライン上に所在する著作権のある著作物であって裁判所の命令で特定するものの侵害を防止または禁止するために裁判所が必要と考えるその他の差止命令。ただし、当該救済は、同じ目的に対して同等に効果的な救済形式のうち最もサービス・プロバイダに対して負担が少ないのでなければならない。

(B)サービス・プロバイダが第(a)項に掲げる救済の制限を受ける資格を有する場合、裁判所は、以下のいずれか一方または両方の形式においてのみ差止命令を付与することができる。

(i)サービス・プロバイダに対して、サービス・プロバイダのシステムまたはネットワークにおける加入者またはアカウント保有者のアカウントであって命令で特定するものを消去することによって、侵害行為を行うためにサービス・プロバイダのサービスを利用する加入者またはアカウント保有者であって命令で特定される者へのアクセスの提供を禁じる命令。

(ii)サービス・プロバイダに対して、アクセスを阻止するために命令で

指定する合理的な措置をとることにより、合衆国外に所在する特定のオンライン地点へのアクセスの提供を禁止する命令。

(2)考慮すべき事項—裁判所は、適用される法律に基づいて差止命令を発行する基準を検討するにあたり、以下を考慮しなければならない。

(A)差止命令が、単独でまたは本項に基づいて同一のサービス・プロバイダに対して発行された他の命令と共に、プロバイダまたはそのシステムもしくはネットワークの運営に著しい負担を及ぼすか否か。

(B)侵害を防止しまたは禁止するための措置がとられなかった場合に、著作権者がデジタル・ネットワーク環境で被る可能性のある損害の程度。

(C)差止命令の実行が技術的に実施可能かつ効果的であり、かつ、他のオンライン地点における非侵害的素材へのアクセスを阻害しないか否か。また、

(D)侵害素材へのアクセスを防止しまたは禁止するために、より負担が少なくかつ同等に効果的な他の手段があるか否か。

(3)通知および一方審尋命令—本項に基づく差止命令は、サービス・プロバイダに対する通知がなされかつサービス・プロバイダが裁判所に出頭する機会が与えられた後にのみ認められる。ただし、証拠保全の命令またはその他サービス・プロバイダの通信ネットワーク運営に重大な悪影響を及ぼさない命令についてはその限りでない。

(k)定義—

(1)サービス・プロバイダー—(A)第(a)項において、「サービス・プロバイダ」とは、使用者が特定する二地点または多地点間で、使用者が選択する素材を送受信にあたって内容を改変することなく、送信し、転送しまたはデジタル・オンライン通信を接続するサービスを提供する事業者をいう。

(B)第(a)項を除く本条において、「サービス・プロバイダ」とは、オンライン・サービスもしくはネットワーク・アクセスの提供者またはそのための施設の運営者をいい、第(A)号に掲げる事業者を含む。

(2)金銭的救済—本条において「金銭的救済」とは、損害賠償、訴訟費用賠償、弁護士報酬賠償その他の形式の金銭的支払をいう。

(l)その他の抗弁に対する無影響—サービス・プロバイダの行為が本条に基づく責任の制限を受ける資格を有しないことは、サービス・プロバイダの行為が本編において侵害にあたらないとの抗弁その他の抗弁を検討するにあたって、否定的影響を及ぼさない。

(m)プライバシーの保護—本条のいかなる規定も、第(a)項ないし第(d)項の適用に、以下の条件を付すものと解釈されてはならない。

(1)サービス・プロバイダがそのサービスを監視し、または侵害行為を示す

事実を積極的に探索すること。ただし、第(i)項の規定に従う標準的な技術的手段に合致する範囲の監視または探索を除く。または、

(2)サービス・プロバイダが素材に対して、法律で禁止されているアクセスを行い、素材を除去したまはアクセスを解除すること。

(n)解釈—第(a)項、第(b)項、第(c)項および第(d)項は、本条の適用にあたって、別個独立の機能を規定するものである。サービス・プロバイダが上記のいずれかにおける責任の制限を受けることができるか否かは、その項の基準にのみ基づいて判断されるのであり、当該サービス・プロバイダが他の項に基づいて責任の制限を受けることができるか否かの判断に影響を及ぼさない。

### 第 513 条 個人経営者に関する相当な使用料の決定

実演権団体が課する相当な使用料の料率または金額の決定を規定する同意判決に服する実演権団体の場合には、非演劇的音楽著作物を公に実演する 7 未満の施設（公開の場での取引の対象となっていないものに限る）を所有したまは運営する個人経営者で、当該実演権団体が申し出た使用許諾契約がその使用料の料率または金額において当該個人経営者について相当でないと主張する者は、かかる同意判決の規定にかかわらず、以下のとおり相当な使用料の料率または金額の決定を受けることができる。

(1)個人経営者は、第(2)節に基づいて連邦地方裁判所に対して使用料率につき不承諾を生じている旨の申立書を提出し、かつ、申立書のコピーを実演権団体に送達することにより、相当な使用料の料率または金額の決定の手続を開始することができる。かかる手続は、上記コピーの送達から 90 日以内に当該連邦地方裁判所において開始するが、当該 90 日間の要件は、裁判所の運営上必要あるときは、変更できる。

(2)第(1)節に基づく手続は、個人経営者の選択により、同意判決につき管轄を有する連邦地方裁判所の司法地区において、または当該経営者の施設が所在する連邦控訴裁判所（連邦巡回区連邦控訴裁判所を除く）が置かれている地に所在する連邦地方裁判所の司法地区において、行われる。

(3)当該手続は、実演権団体に適用される同意判決について管轄を有する裁判所の裁判官の面前にて行われる。当該手続は、裁判所の裁量により、上記裁判官が任命する特別補助裁判官または下級裁判官の面前にて行われる。いかなる目的であれ、同意判決に裁判所補佐人の任命の定めがある場合、かかる補佐人は裁判官が指名する特別補助裁判官とする。

(4)当該手続においては、当該業界における使用料率は、裁判所が同意しました決定した時点で相当であったものと推定する。かかる推定は、当該使用料率が当該個人経営者に適正に適用されているか否かの判断に影響を及ぼさない。

(5)当該手続の終了までの間、個人経営者は、当該業界における使用料率または当該業界における使用料率がない場合には当事者が合意した最新の使用許諾の料率もしくは金額と同額の暫定的使用料（ただし、最終的な使用料率または料金が決定された場合の遡及的調整に服する）を裁判所書記官が管理する利息付預託口座に支払うことによって、実演権団体が管理する楽曲を、公に実演する権利を有する。

(6)当該手続において第(3)節に定める特別補助裁判官または下級裁判官が行う決定は、実演権団体に適用される同意判決について管轄を有する裁判所の裁判官がこれを審査する。当該手続およびその審査は、開始から6ヶ月以内に終結されなければならない。

(7)当該最終的決定は、手続を開始した個人経営者のみを拘束し、他の経営者または他の実演権団体には適用されない。また、実演権団体は、その運営に適用される同意判決が課する類似の音楽利用者間における非差別的取り扱いの義務を免除される。

(8)個人経営者は、一つの実演権団体に関する使用許諾契約に基づく相当の使用料の決定につき、本条に定める手続を一件を超えて提起することはできない。

(9)本条において、「当該業界における使用料率」とは、実演権団体が個人経営者の属する音楽利用者産業の主要な部分と合意しましたのために裁判所が決定した使用料を意味する。

## 第6章－輸入および輸出

第601条 [廃止]

第602条 コピーまたはレコードの侵害的輸入または輸出

第603条 輸入の禁止：執行および排除された物品の処分

[第 601 条 廃止]

**第 602 条 コピーまたはレコードの侵害的輸入または輸出**

(a) 侵害的輸入または輸出

(1) 輸入一本編に基づく著作権者の権原に基づくことなく、著作物のコピーまたはレコードで合衆国外で取得されたものを合衆国に輸入することは、第 106 条に基づくコピーまたはレコードを頒布する排他的権利の侵害であって、第 501 条に基づき訴訟を提起することができる。

(2) 侵害物品の輸入または輸出一本編に基づく著作者の権原に基づくことなく、著作権侵害に該当した場合は本編が適用された場合に著作権侵害に該当するコピーまたはレコードを、合衆国に輸入した場合は合衆国から輸出することは、第 106 条に基づくコピーまたはレコードを頒布する排他的権利の侵害であって、第 501 条および第 506 条に基づく訴訟を提起することができる。

(3) 例外一本項は、以下の場合には適用しない。

(A) 合衆国または州もしくは州の分権体の政府の権限によりまたはその使用のために、コピーまたはレコード（学校での使用のためのコピーもしくはレコードまたは資料保存用以外の目的で輸入された視聴覚著作物のコピーを除く）を輸入または輸出する場合。

(B) 頒布のためでなく輸入者または輸出者の私的利用のために、1 回につき一つの著作物のコピー 1 部もしくはレコード 1 部のみを輸入する場合、または、合衆国外から到着する者または合衆国から出発する者が個人の荷物の一部をなすコピーもしくはレコードを輸入または輸出する場合。

(C) 視聴覚著作物のコピー 1 部のみを資料保存目的のみで、またはその他の著作物のコピーもしくはレコード 5 部以内を図書館貸出もしくは資料保存目的のみで、私的利用ではなく研究、教育もしくは宗教目的で運営される団体がまたはそのために輸入する場合。ただし、かかるコピーまたはレコードの輸入が、第 108 条(g)(2)の規定に違反して当該団体が行う組織的複製または頒布を含む活動の一部である場合を除く。

(b) 輸入禁止一本編が適用されればコピーまたはレコードの作成が著作権の侵害となる場合には、その輸入は禁止される。コピーまたはレコードが適法に作成された場合には、合衆国税関国境警備庁は、輸入を差し止める権限を有しない。いずれの場合にも、財務長官は、特定の著作物に対する著作権につき利害を有すると主張する者が、所定の料金を支払うことにより、当該著作物のコピーまたはレコードと見られる物品の輸入について合衆国税関国境警備庁の通知を受けるための手続を、規則により定める権限を有する。

### 第 603 条 輸入の禁止：執行および排除された物品の処分

(a)財務長官および合衆国郵政庁は、輸入の禁止にかかる本編の規定の執行について、個別にまたは共同で規則を制定しなければならない。

(b)第(a)項に定める規則は、第 602 条に基づく物品の輸入差止の条件として、以下のいずれかを要求することができる。

(1)輸入差止を申し立てる者が、当該物品の輸入を差し止める裁判所の命令を得ること。

(2)輸入差止を申し立てる者が、利害を有すると主張する著作権が有効であることおよび輸入が第 602 条による禁止に抵触することについて、具体的な証拠を所定の手続に従い提出すること。第(a)項の規則はまた、輸入差止を申し立てる者に対し、当該物品の差止または排除が不当であると証明された場合に発生する損害のために、支払保証書を提出することを要求することができる。

(c)輸入の禁止にかかる本編の規定に違反して輸入された物品は、税関歳入法に違反して輸入された物と同様の方法で、差押および没収の対象となる。没収された物品は、財務長官または裁判所の指示により廃棄されなければならない。

## 第7章－著作権局

- 第701条 著作権局：一般的任務および組織
- 第702条 著作権局規則
- 第703条 著作権局の処分の発効日
- 第704条 著作権局に納付された物品の保管および処分
- 第705条 著作権局の記録：作成、保存、公の閲覧および調査
- 第706条 著作権局の記録の謄本
- 第707条 著作権局の書式および発行物
- 第708条 著作権局の手数料
- 第709条 郵便その他の業務の中止による配達の遅延
- 第710条 [廃止]

## 第701条 著作権局：一般的任務および組織

(a) 本編に基づくすべての管理機能および義務は、特段の定めある場合を除き、連邦議会図書館著作権局の長たる著作権局長の責任とする。著作権局長ならびに著作権局の下位公務員および職員は、連邦議会図書館長が任命し、その指示および監督に従って行為する。

(b) 著作権局長は、本章の他の箇所に定める機能および義務に加え、以下の機能を遂行する。

(1) 著作権、本編に基づき生ずるその他の事項および関連する事項に関する国内的および国際的問題について、連邦議会に助言すること。

(2) 著作権、本編に基づき生ずるその他の事項および関連する事項に関する国内的および国際的問題について、連邦省庁および司法府に対して情報提供および支援を行うこと。

(3) 著作権、本編に基づき生ずるその他の事項および関連する事項に関し、国際的な政府間機構の会合および外国政府官僚との会合に出席する（行政当局の許可を得て合衆国代表団の一員として参加する場合を含む）こと。

(4) 著作権、本編に基づき生ずるその他の事項および関連する事項、著作権局の運営、または法により著作権局に与えられた機能に関して、研究およびプログラム（外国の知的財産権担当官庁および国際的な政府間機構と共同で行う教育的プログラムを含む）を実施すること。

(5) その他、連邦議会が指示する機能または本編に特に定める機能および義務の遂行にあたって適切な機能を実施すること。

(c) 著作権局長は、著作権局が交付する認証付書面を証するために 1978 年 1 月 1 日以後に使用する印章を定めなければならない。

(d) 著作権局長は、前会計年度中の業務および成果について、連邦議会図書館長に対する年次報告書を作成しなければならない。著作権局長の年次報告書は、連邦議会図書館長の年次報告書とは別個にかつその一部として発行されるものとする。

(e) 第 706 条(b)およびこれに基づき公布される規則に規定する場合を除き、著作権局長が本編に基づき行う処分は、修正を含む 1946 年 6 月 11 日の行政手続法（c. 324, 60 Stat. 237、合衆国法典第 5 編第 5 章第 2 部および第 7 章）の規定に服する。

(f) 著作権局長は、第 5 編第 5314 条に基づく幹部職一覧表レベル III につき現行の支給率に基づく報酬を受ける。連邦議会図書館長は、著作権局長の勧告に従い、4 名以内の著作権局長補の職を置くものとする。連邦議会図書館長は、著作権局長との協議を経て、著作権局長補を任命する。著作権局長補は、第 5 編第 5332 条に基づく一般職一覧表 GS-18 についての最大年間支給率を超えない率にお

ける報酬を受ける。

## 第702条 著作権局規則

著作権局長は、本編に基づきその責務とされた機能および義務の遂行につき、法に反しない規則を定める権限を有する。本編に基づき著作権局長が定める規則は、連邦議会図書館長の承認を要する。

## 第703条 著作権局の処分の発効日

著作権局の処分の実行につき本編が期限を定めており、かつ、当該期間の最終日が土曜日、日曜日、祝日またはコロンビア特別区もしくは連邦政府の非執務日となる場合、当該処分は、翌執務日に行うことができ、当該期間満了日に効力を生じるものとする。

## 第704条 著作権局に納付された物品の保管および処分

(a)コピー、レコードおよび識別資料（登録が拒絶された主張に関して納付されたものを含む）は、第407条および第408条に基づく納付の後、すべて合衆国政府の財産となる。

(b)発行著作物の場合、納付されたすべてのコピー、レコードおよび識別資料は、連邦議会図書館の収蔵物のために、または他の図書館に対する交換もしくは譲渡のために提供されるものとする。未発行著作物の場合、連邦議会図書館は、著作権局長が定める規則に基づき、その収蔵物に加えるため、または第44編第2901条に定義する合衆国国立資料館もしくは連邦記録センターに譲渡するために、納付物を選択することができる。

(c)著作権局長は、特定の分類または一般的な分類の著作物につき、第408条に基づき納付された資料の全部または一部を原本どおり複製し、また、第(b)項に定める連邦議会図書館への移管前または第(d)項に定める資料の廃棄その他の処分前に、かかる複製物を登録に関する著作権局の記録の一部とする権限を有する。

(d)第(b)項に基づき連邦議会図書館が選択しなかった納付物またはその識別用部分もしくは複製は、著作権局長および連邦議会図書館長が実際的かつ望ましいと判断する最長の期間、著作権局の管理の下に保管される（政府保管施設での保管を含む）。かかる期間満了後、著作権局長および連邦議会図書館長は、その共同の裁量により、廃棄その他の処分を命じることができる。ただし、未発行著作物の場合、第(c)項に規定するとおり納付物全体の複製が著作権局の記録の一部とされなければ、納付物を故意にまたは意図的に廃棄しその他処分してはならない。

(e) 第408条に基づきコピー、レコードもしくは識別資料を納付した者、または記録上の著作権者は、著作物に対する著作権の保護期間中、上記の物品を著作権局の管理の下に保管させることを要求することができる。著作権局長はかかる要求を行いかつ認めるための手続を規則により定めるものとし、また、要求が認められた場合に第708条(a)に基づき課せられる手数料を定めるものとする。

### 第705条 著作権局の記録：作成、保存、公の閲覧および調査

(a) 著作権局長は、すべての納付、著作権登録、譲渡証書登録その他本編に基づき行われる処分の記録を作成しかつ著作権局に保管し、また、かかる記録の索引を作成しなければならない。

(b) 第(a)項に定める記録および索引は、完了した著作権登録に関連して納付され著作権局の管理の下に保管される物品と共に、公の閲覧に供されなければならない。

(c) 著作権局に対する要求および第708条に定める手数料の支払があれば、著作権局は、その公式記録、索引および納付物の調査を行い、特定の納付物、登録または登記された文書に関して開示する情報の報告書を作成しなければならない。

### 第706条 著作権局の記録の謄本

(a) 著作権局の公式記録または索引の謄本を作成することができる。著作権登録証明書および公式記録または索引の謄本は、要求および第708条に定める手数料の支払があった場合に提供することができる。

(b) 著作権局の管理の下に保管される納付物品のコピーまたは複製物は、著作権局規則に定める条件に基づいてのみ作成しまたは提供することができる。

### 第707条 著作権局の書式および発行物

(a) 著作権登録事項の便覧—著作権局長は、すべての著作権登録の便覧を定期的に編集し発行しなければならない。かかる便覧は、著作物の分類に従って区分されるものとし、著作権局長は、実行可能性および有用性を根拠に、各区分の公表の書式および頻度を決定する裁量権を有する。

(b) その他の発行物—著作権局長は、著作権登録申請書および著作権局の機能に関する一般的な情報資料を、要求があれば無料で提供しなければならない。著作権局長はまた、情報、資料目録および著作権局長が公衆にとって価値あるものと判断するその他の資料の編集物を公表する権限を有する。

(c) 発行物の頒布—著作権局のすべての発行物は、第44編第1905条に定める寄託物図書館に提供され、また、無料で提供されるものとは別に、複製および頒

布の費用に基づく価格にて公衆に販売されなければならない。

## 第708条 著作権局の手数料

(a)手数料一以下について、手数料を著作権局長に支払わなければならない。

(1)第408条に基づく著作権主張の登録または補完的登録の申請書（登録がなされた場合の登録証明書の交付申請を含む）の提出。

(2)第304条(a)に基づく既存の著作権の更新請求の登録の申請書（登録がなされた場合の登録証明書の交付申請を含む）の提出。

(3)第407条に基づく納付物に関する受領書の交付。

(4)第205条に基づく著作権譲渡その他の文書の登録。

(5)第115条(b)に基づく強制使用許諾を受ける意思の通知の提出。

(6)第302条(c)に基づく無名著作物もしくは変名著作物の著作者の身元を明らかにする文書の登録、または第302条(d)に基づく著作者の死亡に関する文書の登録。

(7)第706条に基づく追加の登録証明書の交付。

(8)その他の証明書の交付。

(9)第705条に定める調査の実行および報告その他のサービス。

(10)第119条または第122条に基づく一次送信の二次送信の明細書の提出。

(11)第111条に基づく一次送信の二次送信の明細書の提出。

著作権局長は、その他のサービスに対する手数料をサービス提供の費用に基づいて定める権限を有する。当該手数料には、著作権局の記録の写しを作成する場合（認証の有無を問わない）の費用を含む。第(10)節および第(11)節に基づき設定された手数料は、合理的なものでなければならず、また著作権局が明細書および当該明細書と共に納付された使用料を徴収および管理するために発生した合理的な費用を賄うための必要なコストの半額を超えてはならない。

(b)手数料の調整—著作権局長は、規則をもって、第(a)項(1)から(9)に定める手数料を、以下の方法で調整することができる。

(1)著作権局長は、申立の登録、譲渡証書の登録および業務の提供につき著作権局に生じた費用の調査を行わなければならない。かかる調査はまた、手数料調整の時期および予算に従い手数料を使用する権限につき検討しなければならない。

(2)著作権局長は、第(1)節に定める調査に基づき、かつ、第(5)節の規定を条件として、手数料を、第(1)節に定める業務につき著作権局に生じた費用を賄うに必要な程度を超えない額に物価上昇により予測される費用の増加を考慮した修正額をえたものに、調整することができる。

(3)第(2)節に基づき設定された手数料は、1ドル以下を切り捨て、また、12

ドル未満の手数料については、50セント以下を切り捨てるものとする。

(4)本項に基づき設定された手数料は、公平かつ公正でなければならず、また、著作権制度の目的を十分に配慮したものでなければならない。

(5)著作権局長は、第(2)節に基づき手数料を調整すべきと判断した場合、手数料一覧表案を作成し、経済的分析を添えて連邦議会に提出しなければならない。著作権局長が提案した手数料は、手数料一覧表が連邦議会に提出されてから120日後に制定されるが、当該120日間に連邦議会が手数料一覧表を承認しない旨の法律が制定された場合はこの限りでない。

(c)本条が定める手数料または本条に基づき設定される手数料は、合衆国政府およびその機関、職員または公務員に適用されるが、比較的少額の臨時または単独の手数料の場合には、著作権局長は、本項の要件を免除する裁量権を有する。

(d)(1)第(2)節に定める場合を除き、本条に基づき受領するすべての手数料は、著作権局長がこれを合衆国財務省に預金し、著作権局の必要経費に割り当てるものとする。上記のとおり集金された手数料は、使用しきるまで引き出し可能なものとする。著作権局長は、その定める規則に従って、錯誤により支払われた金額または本条に基づき要する費用を超えて支払われた金額を返還することができる。

(2)将来の業務につき納付された手数料の場合、著作権局長は、手数料のうち現在の納付金口座の要件を満たす必要がないと著作権局長が判断する部分について、合衆国財務省の利子付証券に投資するよう、財務長官に要求しなければならない。上記手数料の部分に含まれる資金は、現在の納付金口座の要件を満たす必要があると判断された場合には、著作権局がいつでも引き出すことのできる証券に投資されなければならない。上記の投資は、合衆国が負担する既存の取引可能な債務で同時期の満期を有するものの現在の市場価値を考慮し、著作権局の必要に合致する満期を有すると著作権局長が判断する公債であって、財務長官が定める率の利息を生じるものに対して行われなければならない。

(3)上記の投資による収入は、合衆国財務省に預金され、著作権局の必要経費への割当金に充当されなければならない。

## 第709条 郵便その他の業務の中止による配達の遅延

著作権局長がその規則により要求する証拠を根拠として、郵便その他の運輸または通信業務の全般的な中断または停止がなければ著作権局が納付物、申請書、手数料その他一定の期日までに著作権局に送付されるべき物品を適切な時期に受領していたであろうと判断する場合、上記業務の中止または停止が解除されたと著作権局長が判断する日から1ヶ月以内に著作権局が当該物品を現実に受領すれば、期限までに行われたものとみなす。

〔第710条 魔止〕

## 第8章—著作権使用料審判官による手続

- 第801条 著作権使用料審判官：任命および役割
- 第802条 著作権使用料審判官の資格および職員
- 第803条 著作権使用料審判官の手続
- 第804条 手続の開始
- 第805条 任意に交渉した使用許諾契約の一般準則

## 第801条 著作権使用料審判官：任命および役割

(a)任命—連邦議会図書館長は、常勤の著作権使用料審判官3名を任命し、その内1名を著作権使用料審判長に任命する。連邦議会図書館長は、著作権局長と協議した後、これらの地位に任命する。

(b)役割—本章の規定を条件として、著作権使用料審判官の役割は、以下のとおりとする。

(1)第112条(e)、第114条、第115条、第116条、第118条、第119条および第1004条に定める相当な使用料の条件および料率に関する決定および調整を行うこと。第114条(f)(1)(B)、第115条および第116条において適用される使用料率は、以下の目的を達成するよう算定されるものとする。

(A)創造的な著作物を公衆にとって最大限に利用可能にすること。

(B)既存の経済的状況において、著作権者にその創造的な著作物からの公平な見返りを与え、かつ、著作権使用者に公平な収入を与えること。

(C)相対的な創造的寄与、技術的寄与、資本投資、費用、リスクならびに創造的表現のための新規市場およびその伝達媒体のための新規市場の開拓への寄与に関して、公衆が利用しうる製品に対する著作権者および著作権使用者の相対的な役割を反映させること。

(D)産業構造および一般的に広く行われている業界慣行を混乱させる効果を最小限にとどめること。

(2)以下の規定にのみ従って、第111条における著作権使用料の設定に関する決定を行うこと。

(A)第111条(d)(1)(B)により設定される使用料率は、

(i)国内通貨の高騰もしくは下落、または

(ii)1976年10月19日現在の加入者一人あたりの使用料率の実勢金額レベルを維持するために、二次送信提供の基本サービスにつきケーブル加入者に対して課せられる平均使用料率の変更を反映して、調整することができる。ただし、

(I)二次送信提供の基本サービスにつきケーブル・システム加入者に課せられる平均使用料率が、国内通貨の高騰率を超える程度に変更される場合、第111条(d)(1)(B)により設定された使用料率を変更することは許されない。また、

(II)加入者一人あたりの遠隔信号等価の平均値の減少を理由に、使用料を増額することは、許されない。

著作権使用料審判官は、ケーブル産業が加入者料金の管理当局により二次送信提供の基本サービスの料金を増額することを禁止されているか否かを軽減要素として考慮する他、上記支払レベルの維持に関連するすべての要素を考慮することができる。

(B)1976年4月15日より後に連邦通信委員会の準則および規則が一次送信事業者のローカル放送区域以遠にケーブル・システムによる追加のテレビ番組信号の送信を認めるものに修正された場合には、第111条(d)(1)(B)により設定される使用料は、ケーブル・システムの送信による追加の遠隔信号等価にかかる使用料率が上記準則および規則の修正による変更に照らして相当となるよう修正することができる。連邦通信委員会準則および規則の修正後に提案される使用料率の相当性を決定するにあたり、著作権使用料審判官は、著作権者および使用者に対する経済的影響その他の要素を考慮しなければならない。ただし、使用料率の調整は、本号に基づいて、以下によって示される遠隔信号等価またはその一部について、行ってはならない。

(i)1976年4月15日現在効力を有する連邦通信委員会の準則および規則に基づき認められる信号の送信またはかかる認められた信号に代わる同種の信号（すなわち、独立系、ネットワーク系もしくは非商業的教育の信号）の送信、または

(ii)1976年4月15日現在効力を有していた連邦通信委員会の準則または規則の個別的適用免除に従って1976年4月15日より後に最初に送信されたテレビ放送信号。

(C)シンジケート番組およびスポーツ番組にかかる独占について1976年4月15日より後に行われた連邦通信委員会の準則または規則の変更の場合には、第111条(d)(1)(B)により設定される著作権使用料率は、上記準則および規則の修正による変更に照らして相当となるよう調整することができるが、かかる調整は、変更の適用を受けるテレビ番組信号であって変更の適用を受けるシステムが伝達するものについてのみ適用される。

(D)第111条(d)(1)(C)および(D)に定める総収入制限は、内国通貨の高騰もしくは下落、または第111条に定める例外の実勢金額レベルを維持するために二次送信提供の基本サービスにつきケーブル・システムの加入者に対して課せられる平均使用料率の変更を反映して、調整されなければならないが、上記規定に定める使用料率は調整されなければならない。

(3)(A)第111条、第119条および第1007条に基づいて、第111条、第119条および第1005条に基づき徴収された使用料を、当該使用料の分配が紛争の対象となっていないと著作権使用料審判官が認定する範囲で、分配を許可すること。

(B)著作権使用料審判官が紛争が存在すると認定する場合には、著作権使用料審判官は第111条、第119条または第1007条に従って、一部分配を含む当該使用料の分配を決定すること。

(C)第804条(b)(8)に関わらず、著作権使用料審判官は、第111条、第119条および第1007条に基づき請求の提出をした後いつでも、一人以上の請求者の

申立がありかつ当該申立に対する利害関係を有する請求者からの応答の請求を連邦官報に公告した後に、かかる使用料の一部分配をすることができる。ただし、連邦官報の公告日後30日間に受領した回答に基づいて、使用料を受領する権利のある請求者が当該一部分配に合理的な異議を申し立てていないと著作権使用料審判官が判断し、かつこれらの請求者が以下に該当する場合に限る。

(i) 当該一部分配に同意し、

(ii) 第(B)号に基づきなされた分配金額の最終決定を遵守するために必要な範囲で、超過額の返還を義務付ける契約書に署名し、

(iii) 著作権使用料審判官に当該契約書を提出し、かつ

(iv) かかる資金が分配可能であることに同意する場合。

(D) 著作権使用料審判官および第(C)号に基づき善意誠実に資金を分配する公務員または職員は、第(C)号に基づき超過使用料の支払いについて責任を負わない。著作権使用料審判官は、超過使用料額の計算を、最終決定したときに行わなければならない。

(4) 第111条、第119条および第1007条に基づいて提出された使用料請求を、請求根拠の提出の適時性または懈怠に基づいて受諾または拒否すること。

(5) 第804条に規定する料率調整の申立ならびに第803条(b)(1)および(2)に規定する参加の申立を受諾または拒否すること。

(6) 第1010条に規定するとおり、第1002条および第1003条に基づいてデジタル音声録音装置またはデジタル録音インターフェイス装置の位置付けを決定すること。

(7)(A)手続期間中においていつでも、法定条件および料率の基礎または法定使用料支払いの基礎として、手続の参加者の数人または全員で合意した当該事項に関する合意を、採用すること。ただし、

(i) 著作権使用料審判官は、使用料を決定する手続において当該合意に定める条件、料率またはその他の決定事項に拘束される者に対して、当該合意について意見を述べる機会を与え、また、法定条件及び料率の基準として、当該合意に定める条件、料率またはその他の決定事項に拘束される第803条(b)(2)に基づく参加者に対して、当該合意について意見を述べまた当該合意の採用について異議を申し立てる機会を与えなければならない。また、

(ii) 第(i)段に定める参加者が当該合意に異議を申し立て、著作権使用料審判官が（面前での記録があればそれに基づいて）当該法定条件または法定料率を定める合理的な基礎を提供するものでないと判断する場合には、著作権使用料審判官は、当該合意の当事者でない参加者に対する法定条件および料率の基準として、当該合意を採用しないことができる。

(B) 第112条(e)(5)、第114条(f)(3)、第115条(c)(E)(i)、第116条(c)または

第118条(b)(2)に従って交渉された任意的使用許諾契約が結果的に法定条件および料率とならない場合、当該使用許諾契約は、第(A)号(i)および(ii)の規定の適用を受けない。

(C)規則に基づいて適用されるべき条件に代えて、契約条件として通知および記帳の要件を定めた契約を、両当事者が交渉・合意し、著作権使用料審判官が採用することができる。

(8)著作権使用料審判官が本条に規定するその他の任務を行っていないときは、著作権局長に指示されたところに従って、第802条(g)に定める場合を除き連邦議会図書館内において、その他の任務を行うこと。

(c)決定－著作権使用料審判官は、本章に基づくいかなる手続においても必要な手続上または証拠上の決定を行うことができ、また本章に基づく手続を始める前に、著作権使用料審判官が行う手続に適用されるべき当該決定を行うことができる。

(d)事務支援－連邦議会図書館長は、本章に基づく手続に関連して必要な事務サービスを著作権使用料審判官に提供する。

(e)連邦議会図書館内に位置する－著作権使用料審判官およびその職員の事務室は、連邦議会図書館内に置く。

(f)行為の有効日－2004年著作権使用料及び分配改革法の制定日<sup>14</sup>以降、著作権使用料審判官によるまたはこれに対する行為の実行に関して本編に基づいて期限が定められ、かつ当該規定された期間の最終日が土曜日、日曜日、祝日またはコロンビア特別区もしくは連邦政府内のその他休業日に該当する場合には、翌執務日に当該行為を行うことができ、また当該期限の満了日において効力を有する。

## 第802条 著作権使用料審判官の資格および職員

### (a)著作権使用料審判官の資格

(1)総則－著作権使用料審判官は、最低7年間の法的な実務経験がある弁護士でなければならない。著作権使用料審判長は、最低5年間の審判、仲裁または裁判の経験がなければならない。2名の著作権使用料審判官の内1名は、著作権法に関する深い知識を持ち、もう1名は、経済に関する深い知識を持っていなければならない。個人は、第(h)項に基づく経済的利害相反のない場合に限り、著作権使用料審判官として執務することができる。

(2)定義－本項において「審判」とは、第5編第551条が付与する意味を有するが、仲裁を含まない。

---

<sup>14</sup> 2004年11月30日

(b)職員—著作権使用料審判長は、著作権使用料審判官の職務の遂行を援助する常勤職員を3名雇用する。

(c)期間—最初に著作権使用料審判長として選任された個人は、任期6年で任命され、また最初に著作権使用料審判官として選任されたその他の個人の内1名は、任期4年で任命され、その他は、任期2年で任命される。その後、次の著作権使用料審判官の任期はそれぞれ6年間とする。著作権使用料審判官として執務している個人は、次の任期にも再任されうる。著作権使用料審判官の任期は、かかる著作権使用料審判官の前任者の期間が終了したときから始まる。著作権使用料審判官の任期が終了したとき、当該期間に執務した個人は、次の後任者が選ばれるまで執務することができる。

(d)欠員または執務不能

(1)欠員—著作権使用料審判官職に欠員が生じた場合、連邦議会図書館長は、その空席を埋めるために迅速に行動しなければならず、本条に基づいて、他の著作権使用料審判官が選任されるまでの間、仮著作権使用料審判官を選任し執務させることができる。空席を埋めるために前任者の任期が終了する前に選任された者は、前任者の残りの任期に限り任命されたものとする。

(2)執務不能—著作権使用料審判官が一時的に任務を履行できない場合、連邦議会図書館長は、履行不能の期間、当該任務を執行するために仮著作権使用料審判官を選任することができる。

(e)報酬—

(1)審判官—著作権使用料審判長は、第5編第5372条(b)に従って、行政法審判官のAL-1レベルの基本給の料率で報酬を受領し、その他2人の著作権使用料審判官は、行政法審判官のAL-2レベルの基本給の料率で報酬をそれぞれ受領しなければならない。著作権使用料審判官の報酬は、第5編第5376条(b)(1)に基づいて、人事局がその権限にしたがって採用した規則の適用を受けない。

(2)職員—第(b)項に基づいて選任された職員のうち、

(A)1人の職員に対する支払いの料率は、一般職一覧表のGS-15のレベル10の基本給を超えてはならない；

(B)1人の職員に対する支払いの料率は、一般職一覧表のGS-13の基本給より低くてはならず、またかかる一覧表のGS-14のレベル10の基本給より高くてはならない；また

(C)第3の職員に対する支払いの料率は、一般職一覧表のGS-8の基本給より低くてはならず、またかかる一覧表のGS-11のレベル10の基本給より高くてはならない。

(3)地域給—本項にいうすべての支払いの料率は、地域給を含む。

(f)著作権使用料審判官の独立性—

(1)決定－

(A)総則－

(i)第(B)号および本号第(ii)段を条件として、著作権使用料審判官は、本編に基づいて、著作権使用料および条件の決定および調整、使用料の分配、使用料のクレーム、料率調整の申立、および参加の申立の受諾または拒否に関する決定において、ならびにその他の決定の発令において、完全独立の権限を有する。ただし、著作権使用料審判官は、事実認定の問題以外の事項については著作権局長と協議することができる。

(ii)1名以上の著作権使用料審判官は、本編における規定の解釈に関する実体法の重要な問題の解釈および手続中に発生する実体法の重要な問題の解釈を著作権局長に請求することができ、また手続の参加者は、これらを著作権使用料審判官に対する申立によって著作権局長に請求することができる。書面による解釈を求める当該請求は、書面にて行い、かつ記録されなければならず、また手続の参加者が実体法に関する重要な問題に意見を述べるよう合理的な手段が、重複および遅延を最小限に抑える方法にて、提供されなければならない。第(B)号に定める場合を除き、著作権局長は、参加者から主張書面および意見を受領してから14日以内に、書面による回答を著作権使用料審判官に送らなければならない。著作権使用料審判官は、書面の回答が間に合えば、著作権局長の回答に含まれる法解釈を適用しなければならず、また当該回答は、最終決定に付随する記録に含まれなければならない。本段に基づく権限は、著作権使用料審判官の直面する手続事項に関する解釈、著作権使用料の料率および条件の最終的な調整および決定、著作権使用料の最終的な分配、または使用料の請求、料率調整の申立もしくは手続参加の申立の受諾もしくは拒否に関する解釈を与える権限を、著作権局長に認めるものとして解釈されてはならない。

(B)新規事項

(i)手続の対象事項について課題となっている本編の規定の解釈について実体法の新規の重要な法律問題が提示された場合には、著作権使用料審判官は、かかる新規の問題を解決するために、著作権局長の書面による決定を請求しなければならない。重複および遅延を最小限にする方法にて、手続の参加者が当該請求について意見を述べるよう、合理的手段を与えなければならない。著作権局長は、参加者からすべての文書およびコメントを受領してから30日以内に、著作権局長の決定を著作権使用料審判官に伝えなければならない。かかる決定は、書面にて作成されなければならず、また著作権使用料審判官は、著作権使用料審判官の最終決定に添付される記録にこれを含めなければならない。かかる決定の提供が間に合えば、著作権使用料審判官は、実体法の重要な法律問題を解決するにあたって、著作権局長の決定に含まれる法的判断を適用しなければな

らない。

(ii) 第(i)段において、「新規の法律問題」とは、第803条(a)に定める従前の決定、審判および裁定において未決定の法律問題をいう。

(C) 協議—第(A)号の規定にかかわらず、著作権使用料審判官は、著作権局が何らかの行為を行うことが必要となる事柄の決定に関しては、著作権局長と協議しなければならず、またかかる決定は、著作権局長を拘束しない。

(D) 著作権局長による法的結論の審査—著作権局長は、本編に基づいて、著作権使用料審判官が決定する最終決定の基礎をなしましたはこれに含まれる実体法上の重要な法律問題について著作権使用料審判官の紛争解決を、法的誤りに関して、審査することができる。著作権局長が、手続の参加者の見解を考慮した後に著作権使用料審判官の至った紛争解決に重大な誤りがあると判断する場合には、著作権局長は、かかる法的誤りを訂正する決定書を発行し、これを手続の記録の一部としなければならない。著作権局長は、かかる書面による決定を、著作権使用料審判官が最終決定を発行した後60日以内に、発行しなければならない。また、著作権局長は、当該決定書を、著作権局長が誤りがあると決定した著作権使用料審判官の法的結論を具体的に特定して、連邦官報に公告しなければならない。本編の成文規定の解釈を含む実体法上の結論に関しては、著作権局長の決定は、本章に基づくその後の手続において、先例として著作権使用料審判官に対して拘束力を持つものとする。決定が本号にしたがってなされたときは、著作権局長は、かかる決定を基にかつそれに従って、コロンビア特別区巡回区連邦巡回控訴裁判所における第803条(d)に基づく著作権使用料審判官の最終決定に対する上訴に、権利として当事者参加することができる。著作権局長がかかる上訴に当事者参加する前に、当該当事者参加に関して司法長官に通知し協議を求めたが、司法長官が当該通知受領後相当な期間内に司法長官が当事者参加しない場合には、著作権局長は、著作権局長の指定した弁護士に代理させて、自己の名前で当該上訴に当事者参加することができる。著作権局長によるその名前での当事者参加は、司法長官が合衆国を代表して当該上訴に当事者参加することが法律に規定されまたは命じられる場合には、これを妨げるものではない。

(E) 司法審査への影響—本条の規定は、裁判所が本編の規定の解釈を含む法的判断を審査する基準を変更するものとも、本編の規定の解釈について審査に当たる裁判所による敬意を与えられるべき範囲に影響するものとも、解釈されてはならない。

(2) 勤務評定—

(A) 総則—法律の規定または連邦議会図書館の規則にかかわらず、また第(B)号を条件とし、著作権使用料審判官は、勤務に関する査定を受けない。

(B) 懲戒または解任に関して—連邦議会図書館長が著作権使用料審判官の

懲戒または解任に関する規則を第(h)項に基づいて採用し、かつかかる規則がかかる懲戒または解任の原因を明らかにする書類を要求する範囲において、著作権使用料審判官は、懲戒または解任の原因に特に関する評価を受けることがある。

(g)相容れない任務の禁止—著作権使用料審判官は、著作権使用料審判官としての任務および責任に抵触する任務を引き受けはならない。

(h)行為規範—連邦議会図書館長は、経済的利益相反および一方当事者のみとの通信を含む、著作権使用料審判官および本章に基づく手続を規律する行為規範に関する規則を制定する。

(i)解任または懲戒—連邦議会図書館長は、第(h)項に基づいて制定された行為規範の違反、不正行為、任務懈怠、または不適格な肉体的もしくは精神的障害がある場合には、著作権使用料審判官を懲戒または解任することができる。かかる懲戒または解任は、告知および聴聞の機会の後にのみ行うことができるが、当該聴聞の手続中は当該著作権使用料審判官を停職させることができる。連邦議会図書館長は、当該聴聞の手続中、仮著作権使用料審判官を任命しなければならない。

## 第 803 条 著作権使用料審判官の手続

### (a)手続

(1)総則—著作権使用料審判官は、第 801 条に定める目的を実行するにあたって、本編に従って、また本編に抵触しない範囲において第 5 編第 5 章第 2 部に従って、行為しなければならない。著作権使用料審判官は、著作権使用料審判官および連邦議会図書館長の発行する規則に、ならびに、書面記録に基づく場合には、著作権使用料審判所、連邦議会図書館長、著作権局長、著作権仲裁使用料審判委員会（それらの決定が連邦議会図書館長または著作権局長の決定に抵触しない範囲において）および著作権使用料審判官（それらの決定が、第 802 条(f)(1)(A)または(B)に従って著作権使用料審判官への提出が間に合った著作権局長の決定または第 802 条(f)(1)(D)に従った著作権局長の決定に抵触しない範囲において）の決定および解釈の先例ならびに 2004 年著作権使用料及び分配改革法の発効日<sup>15</sup>の前後を問わず連邦控訴裁判所の判決に従って、行為しなければならない。

(2)委員会としてまた単独で行為する審判官—著作権使用料審判官は、本章に基づく手続における聴聞を全審判官で執行しなければならない。著作権使用料審判長は、1 名の著作権使用料審判官を指名して、単独で、付随的および事務

---

<sup>15</sup> 2005 年 5 月 30 日

的手続、ならびに裁判長が適切であると考えたところに従い第(b)項の第(1)節ないし第(5)節に基づく手続を執行させることができる。

(3)決定—本章に基づく手続における著作権使用料審判官の最終決定は、多数決で行うものとする。本章に基づく決定の多数意見に反対意見の著作権使用料審判官は、その反対意見を発行することができ、当該反対意見は当該決定に掲載されなければならない。

(b)手続—

(1)開始

(A)参加申立の催告

(i)著作権使用料審判官は、本章に基づく手続開始の通知を連邦官報に公告して、第111条、第112条、第114条、第115条、第116条、第118条、第119条、第1004条または第1007条に基づく必要な決定を下すために本章に基づく手続への参加申立を催告しなければならない。ただし、

(I)第804条(a)に基づく決定がなされたときはただちに、

(II)手続開始については、第804条(b)第(2)節に規定する年の1月5日より前までに；

(III)手続開始については、第804条(b)(3)(A)または(B)に規定する年の1月5日より前までに、または同項(A)第(C)に別段の定めがあるところに従って；

(IV)第804条(b)(8)に規定するところに従って、または

(V)第804条(b)のそのほかの規定に定める年の1月5日より前までに申立が行われていない場合には、手続開始については、かかる日までに。ただし、通知要件の公告は、2005年に開始が予定されている第111条に基づく手続の場合には、適用しない。

(ii)参加の申立は、第(i)段に基づく手続開始の通知が公告された後30日以内に提出されなければならない。ただし、著作権使用料審判官は、正当な理由が提示されかつまた既に申立を提出した参加者に不利益を与えない場合には、手続の参加者が陳述書面を提出する期限の90日前までに限り、遅れた申立を受理することができる。前文に関わらず、手続開始通知の公告から30日以上後に参加申立を提出した申立人は、第3節に基づく任意的交渉期間中に合意に至った和解に異議を申し立てる資格がなく、また著作権使用料審判官は、かかる申立人が提出した異議申立を考慮に入れてはならない。

(B)参加の申立書—手続参加のそれぞれの申立書には、手続の対象に対する当該申立人の利害関係を記載しなければならない。類似の利害関係を有する複数の当事者は、1通の参加申立書を提出できる。

(2)参加総則—第(4)節を条件として、いかなる者も、以下の場合には、主張書面またはその他情報を提出することによって本章に基づく手続に参加するこ

とができる。

(A)当該者が、(第(1)節(B)に基づき個人としてまたは団体としていずれか)第(1)節に従って参加申立書を提出し、

(B)著作権使用料審判官が、参加申立を文面上無効であると判断するところなく、

(C)著作権使用料審判官が職権でまたは他の手続の参加者の申立に基づき、当該者が手続に重大な利害関係を欠くと判断することがなく、かつ

(D)参加申立に以下のいずれかが添付されている場合。

(i)使用料を決定する手続においては、150 ドルの申立手料、または

(ii)使用料の分配を決定する手続においては、

(I)150 ドルの申立手数料、もしくは

(II)申立人が（個人または団体として）1000 ドルを超える分配を求めるとの文書。その場合には、当該申立人に対する分配額は1000 ドルを超えてはならない。

(3)任意的交渉期間－

(A)手続の開始－

(i)料率調整手続－手続参加申立の提出日後直ちに、著作権使用料審判官は、手続のすべての参加者に、かかる参加者の名簿を提供し、参加者間における任意的交渉の期間を開始しなければならない。

(ii)分配手続－使用料の分配を決定する手続への参加申立の提出日後直ちに、著作権使用料審判官は、手続のすべての参加者に、かかる参加者の名簿を提供しなければならない。参加者間における任意的交渉の期間の開始は、著作権使用料審判官が決定した時点とする。

(B)手続の期間－第(A)号に基づき開始された任意的交渉期間は、3 ヶ月とする。

(C)その後の手続の決定－任意的交渉手続の終了時に、著作権使料審判官は、本章に基づく更なる手続が必要な場合には、第(4)節および第(5)節を当事者に適用するかまたどの範囲で適用するかを決定しなければならない。

(4)分配手続における少額請求処理手順－

(A)総則－使用料の分配を決定する本章に基づく手続において、争われる請求金額が 10,000 ドル以下の場合には、著作権使用料審判官は、参加者が提出する陳述書面、これに相手方参加者により提出された反論書、およびそれぞれの当事者による 1 回の反論書を基に、当該争点を裁決しなければならない。

(B)請求額の悪意不誠実なつり上げ－第(A)号に定める手続に基づく決定を回避する目的で参加者が争う金額を 10,000 ドルを超える金額に悪意不誠実に主張している、と著作権使用料審判官が判断する場合、著作権使用料審判官は、

当該参加者に対して、実際に分配される金額と参加者の主張する金額の差額を超えない額の罰金を科さなければならない。

(5)書面による手続－本章に基づく手続を行う著作権使用料審判官は、職権によりまたは参加者の申立に基づいて、参加者が提出する陳述書面、これに相手方参加者により提出された反論書、およびそれぞれの当事者による1回の反論書を基に、当該争点を裁決することができる。書面による記録のみで進めることを決定する前に、著作権使用料審判官は、手続のすべての当事者に対して、その決定について意見を述べる機会を与えなければならない。著作権使用料審判官は、本節に基づく手続を、

(A)重要な真の事実上の争点が存在せず、証拠に関する聴聞の必要がなく、かつ手続の参加者が書面で当該処理手順に同意する場合には、適用しなければならず、また、

(B)著作権使用料審判官が適切だと考えるその他の状況の場合には、適用することができる。

(6)規則－

(A)総則－著作権使用料審判官は、その役割を果たすために、本編に基づき、規則を発布することができる。著作権使用料審判官が発布するすべての規則は、第(d)項に規定する場合を除き、連邦議会図書館長の承認および第5編第7章に基づく司法審査の対象となる。著作権使用料審判官または仮著作権使用料審判官は、2004年著作権使用料及び分配改革法の制定後に最初に任命されてから120日以内に、本章に基づく手続を管理する規則を発布しなければならない。

(B)暫定規則－第(A)号に基づいて規則が採用されるまで、著作権使用料審判官は、本章に抵触しない範囲において、2004年著作権使用料及び分配改革法の制定日<sup>16</sup>の前日において本章に基づいて有効であった規則を、適用しなければならない。ただし、かかる規則に基づいて連邦議会図書館長、著作権局長または著作権仲裁使用料審判委員会によって行われた役割であって、当該制定日の時点で、本章に基づいて著作権使用料審判官が行うべき役割は、当該規則に基づき、著作権使用料審判官が行うものとする。

(C)要件－第(A)号に基づいて発布される規則は、以下を含まなければならない。

(i)第(2)節に基づく手続の参加者の陳述書面および反論書は、著作権使用料審判官が定める日までに提出されなければならないが、陳述書面については、第(3)節に基づく任意的交渉期間の終了後から4ヶ月以上5ヶ月以内の日でなければならない。前文にかかわらず、著作権使用料審判官は、手続の参加者に、

---

<sup>16</sup> 2004年11月30日

(iv)段に定める証拠開示手続期間の終了後 15 日以内に、証拠開示手続中に入手した新たな情報に基づいて修正陳述書面を提出することを許可することができる。

(ii)(I)第(2)節に基づく手続の参加者が著作権使用料審判官に陳述書面及び反論書を提出した後、著作権使用料審判官は、手続の参加者の意見を考慮に入れた上で、証拠開示の進行および完了の予定を決定しなければならない。

(II)本章において、「陳述書面」とは、著作権使用料審判官が発布する規則に従って、手続に提出される証人の陳述、証言および添付証拠、ならびに条件および料率を定めるに必要なその他の情報をいう。

(iii)伝聞証拠は、著作権使用料審判官が適切とみなした範囲において、本章に基づく手続において、採用できる。

(iv)陳述書面に関する証拠開示は、60 日間とする。ただし、申立の裁定、命令および当該期間終了時に継続中の争点に関する著作権使用料審判官が命じる証拠開示はこの限りではない。著作権使用料審判官は、反論書に関する証拠開示の日程決定を命ずることができる。

(v)使用料率を決定する本章に基づく手続における第(2)節に基づく参加者は、相手方参加者に対して、当該参加者の陳述書面または反論書面に直接関係する非免責特権文書を請求することができる。かかる請求に対する異議は、著作権使用料審判官によって採用された規則に従って著作権使用料審判官になされた提出強制を求める申立または請求に基づいて、処理されなければならない。証拠開示を強制する申立または請求は、著作権使用料審判官が、または第(a)項(2)に基づいて許されているときは著作権使用料審判官が、決定する。かかる申立があった場合、著作権使用料審判官は、本節に基づいて制定された規則にしたがって、証拠開示を命ずることができる。

(vi)(I)求められた証拠の開示の要求がなければ、当該手続における著作権使用料審判官の処理が実質的に損なわれる場合には、使用料率を決定する本章に基づく手続に対する第(2)節に基づく参加者は、申立書または記録に残す手段によって、相手方当事者または証人に対して、その他の関連する情報および資料を請求することができる。本段に基づいて証拠開示が認められるか否かを決定するにあたって、著作権使用料審判官は、以下を考慮しなければならない。

(aa)その必要性および参加者の人的資源、問題となっている争点の重要性ならびにかかる問題を解決する上で請求された情報または資料が持つ証明力を考慮した上で、請求された情報または資料を提出する負担または費用がありえる効果を上回るか否か；

(bb)請求された情報または資料が非合理的に累積的もしくは重複的であるか、またはそれがより簡便な、より負担の少ないまたはより安価に他の

情報資源から入手できるか否か；ならびに

(cc)証拠開示を求める参加者が当該手続の証拠開示またはその他の方法により当該請求されている情報を入手する十分な機会が、それまでに、あったか否か。

(II)本段は、2010年12月31日以降に開始予定の手続には適用されない。

(vii)使用料率を決定する本章に基づく手続において、使用料を受け取る権利を有する参加者は、累計で、10件以内の証言録取を取りまた25件以内の質問状に対する回答を受けることが認められなければならず、使用料を支払う義務を負う参加者は、累計で、10件以内の証言録取を取りまた25件以内の質問状に対する回答を受けることが認められなければならない。著作権使用料審判官は、本段に基づいて認められる証言録取および質問状の数の割り当てに対する類似の立場の参加者間での紛争を、裁定しなければならない。

(viii)使用料の分配を決定するための本章に基づく手続における証拠開示に関して、2004年著作権使用料及び分配改革法の発効日の前日に有効であった準則および実務は、当該発効日以降の手続にも継続して適用されなければならない。

(ix)使用料を決定する手続において、著作権使用料審判官は、証言または文書もしくは物証の提出がなければ著作権使用料審判官による当該手続の解決が実質的に損なわれる場合には、参加者もしくは証人に対し出頭し証言することを命ずる、または文書もしくは物証を提出および検証させることを命ずる召喚令状を発行することができる。かかる召喚令状は、相当な詳細さをもって、提出されるべき資料ならびに必要な証言の範囲および性質を特定しなければならない。本段は、著作権使用料審判官による重大な事実上の争点の解決に関する情報または資料の提出を非参加者に対して著作権使用料審判官が要請することを、妨げるものではない。

(x)著作権使用料審判官は、参加者間での和解の申し出の提示を容易にするよう、手続の参加者間における和解協議を命じなければならない。和解協議は、第(iv)段に規定する60日間の証拠開示期間後の21日間中に開かれ、著作権使用料審判官の同席なしで行われなければならない。

(xi)参加者の陳述書面または反論書においては、証人の裏付けがなければ、添付証拠を含むいかなる証拠も提出することはできない。ただし、著作権使用料審判官が公式に通知した場合、過去の記録を引用して組み込んだ場合、または正当な理由が示された場合は、この限りではない。

(c)著作権使用料審判官の決定—

(1)時期—第(b)条(6)(C)(x)に基づく21日間の和解協議期間の終了後11ヶ以

内に、ただし、指定期日に終了する料率または条件の後継料率および条件を決定する手続においては、その時点における法定の料率および条件の終了後15日以内に、著作権使用料審判官は、手続に対する決定を発布しなければならない。

(2)再審理－

(A)総則－著作権使用料審判官は、例外的な場合には、第(b)項(2)に基づく手続の参加者の申立により、第(1)節に基づき当該手続に対して決定を発布した後に、著作権使用料審判官が適切と決定した事項について、再審理を命ずることができる。

(B)申立の提出期限－第(A)号に基づく再審理の申立は、著作権使用料審判が手続の参加者に対して最初の決定を交付した日から15日以内にのみ、提出することができる。

(C)相手方の参加は不要－再審理するよう命じられた場合、相手方は、かかる再審理に参加することを要求されない。ただし、不参加により、第(d)項(1)に定める司法審査に関して制限が生じることがある。

(D)不利益推定の禁止－再審理への不参加により、不利益な推定をしてはならない。

(E)料率および条件の継続性－

(i)指定期日に終了する料率または条件の後継料率および条件を決定する手続において、著作権使用料審判官が、有効であった法定の料率および条件が期間満了する前に再審理の申立について決定を下さなかった場合には、以下のとおりとする。

(I)再審理申立の対象となっている著作権使用料審判官の最初の決定は、有効であった法定の料率および条件が期間満了する日の翌日に、効力を有するものとする。また、

(II)第114条(f)(1)(C)または第114条(f)(2)(C)に基づく手続の場合、第114条(f)(4)(B)の適用においては、使用料および条件は、再審理申立の対象となっている著作権使用料審判官の最初の決定に含まれる料率および条件に、当該決定の日において、決まっていたものとみなされる。

(ii)本節に基づく再審理申立の係属は、かかる申立に対する決定より影響を受ける使用料を支払う義務のある者について、計算書および使用報告書の必要な範囲においての提出ならびに然るべき決定または規則に基づいて必要な使用料の支払を免れさせるものではない。

(iii)第(ii)段にかかわらず、第(ii)段に定める使用料が著作権局以外の者に対して支払われた場合はその度ごとに、著作権の利用者（およびその後任者）から使用料の支払を受けた著作権使用料審判官指定事業者は、再審理申立の決定後60日以内に、または申立が認められた場合は再審理終了後60日以内に、

著作権使用料審判官が最終的に決定した使用料に従う上で必要な範囲で、すでに支払を受けた過剰分を返還しなければならない。再審理によって生じる支払い不足は、同じ期間内に支払われなければならない。

(3)決定の内容－著作権使用料審判官の決定は、書面の記録によって裏付けられなければならず、またその決定が基にした事実認定を記載しなければならない。決定にて採用されたその他の条件の中で、著作権使用料審判官は、本来規則に基づいて適用される条件に代えて適用される、当該著作権の使用者に関する通知および記録管理の要件を定めることができる。

(4)継続的管轄権－著作権使用料審判官は、決定中の技術的な誤りもしくは誤記を訂正するために、または、当該決定の適正な実施が妨げられる予測しなかった状況に対応するために使用料の支払い条件(料率を除く)を変更するために、決定の修正を発布することができる。かかる修正は、手続の参加者に配布されまた連邦官報に掲載される当該決定の補遺として、記載されなければならない。

(5)保護命令－著作権使用料審判官は、公衆に対して発行されまたは利用可能とされる決定の記録から秘密情報を除く命令など、秘密情報を保護するために必要な命令を発布することができる。ただし、使用料支払いまたは分配の条件または料率は除外することができない。

(6)決定の発行－第802条(f)(1)(D)に定める60日間の末までに、連邦議会図書館長は、決定およびそれに対するいかなる訂正を連邦官報に公告させなければならない。また、連邦議会図書館長は、決定および訂正を、インターネット上の公開など連邦議会図書館長が適当であると考える方法で、公表しなければならない。また、連邦議会図書館長は、決定、訂正およびそれに付随する記録を公衆による閲覧および謄写に供さなければならない。

(7)支払遅延－著作権使用料審判官による決定は、支払遅延に関する条件を含むことができるが、かかる条件は、著作権保有者が、本編に基づき付与される他の権利または救済の主張を妨げるものではない。

(d)司法審査－

(1)上訴－決定によって不利益を受ける第(b)項(2)に基づく手続の参加者であって手続に完全に参加しかつ決定の拘束を受ける者は、第(c)項に基づく著作権使用料審判官の決定に対して連邦官報に公告されてから30日以内に、コロンビア特別区巡回区連邦巡回控訴裁判所に上訴することができる。再審理に参加しなかった者は、聴聞の決定におけるいかなる司法審査の段階においても、再審理の対象となっていた事項を争点にすることができない。当該30日間に上訴がない場合、著作権使用料審判官の決定は確定し、使用料または使用料分配の決定は、第(2)節に定めるとおり効力を生ずる。

(2)料率の効力－

(A)指定日における期間満了一有効であった料率および条件が指定日に満了することを本編が規定するときは、法定使用許諾が与えられる期間に対する後継料率および条件に関する著作権使用料審判官による調整または決定は、著作権使用料審判官の決定が遅れてなされた場合であっても、かつて有効であった料率および条件の有効期間満了の翌日に発効する。被許諾者は、後継期間に対する料率および条件が定められるまで、かつて有効であった料率および条件に基づいて支払を継続する義務を負う。本条に定める使用料が著作権局以外の者に対して支払われた場合はその度ごとに、著作権の利用者（およびその後任者）から使用料の支払を受けた著作権使用料審判官指定事業者は、後継期間に対する料率および条件を定める著作権使用料審判官の最終決定からまたは再審理もしくは決定に対する上訴ができなくなつてから60日以内に、使用料率の最終決定に従う上で必要な範囲で、すでに支払を受けた過剰分を返還しなければならない。著作権使用者による使用料の支払い不足は、著作権使用料審判官指定事業者に対して、同じ期間内に支払われなければならない。

(B)その他の場合一料率および条件が、使用行為の開始前に、当該使用許諾に基づいて当該行為について定められていない場合には、当該料率および条件は、その対象とする使用許諾に基づく行為の開始に、遡って適用される。料率および条件が指定日に満了しないその他の場合、後継の料率および条件は、著作権使用料審判官の決定が連邦官報に公告された翌々月の1日に効力を生ずるものとする。ただし、本編に別段の定めがある場合、著作権使用料審判官が別段の定めをした場合、または当該料率および条件にて拘束される手続の参加者の合意がある場合を除く。本編に別段の定めある場合を除き、当該料率および条件は、適用可能な範囲において、後継の料率および条件が発効するまで効力を有する。

(C)支払義務一

(i)本項に基づく上訴の係属は、第111条、第112条、第114条、第115条、第116条、第118条、第119条、または第1003条に基づいて使用料の支払義務のある者であつて控訴の決定によって影響のある者を、以下から免除しない一

(I)適用のある明細書および使用報告書の提供；および

(II)関係する決定または規則に基づき要求される使用料の支払。

(ii)第(i)段にかかわらず、第(i)段に定める使用料が著作権局以外の者に支払われる場合はその度ごとに、著作権の利用者（およびその後任者）から使用料の支払を受けた著作権使用料審判官指定事業者は、上訴に対する最終決定後60日以内に、上訴における使用料率の最終決定に従う上で必要な範囲で、すでに支払を受けた過剰分（および第(3)節に従つて命じられたときはこれに対する

利息)を返還しなければならない。上訴によって生じた著作権使用者による支払い不足(および第(3)節に従って命じられたときはこれに対する利息)は、同じ期間内に支払われなければならない。

(3)裁判管轄—第5編第706条は、本項に基づく連邦控訴裁判所による審査に関して適用される。裁判所が著作権使用料審判官の決定を変更または破棄する場合、裁判所は、使用料額または分配および費用に関して独自の決定を行い、また、その終局的判決に従って、超過額の使用料の返還、不足使用料の支払い、それらに対する利息の支払を命ずることができる。また、裁判所は、著作権使用料審判官の決定を破棄し、第(a)項に従った更なる手続のために著作権使用料審判官に事件を差し戻すことができる。

(e)管理事項—

(1)申立手数料からの連邦議会図書館および著作権局の費用の控除—

(A)申立手数料からの控除—連邦議会図書館長は、本編に基づいて別段に定めのない範囲において、本章に基づく手続に関して第(b)項に基づいて徴収された申立手数料から、著作権使用料審判官および第802条(b)に基づき任命される3人の職員の給与を除き、当該手続を行うに関して連邦議会図書館長、著作権局および著作権使用料審判官に生ずる合理的な経費を、控除することができる。

(B)支出の承認—第(b)項に基づいて徴収された申立手数料で回収できない、本章に基づき生じた経費を支払うに必要な金額は、支出することが承認される。本号にしたがって利用可能にされるすべての資金は、使い切るまでそのまま利用可能でなければならない。

(2)強制使用許諾の管理に必要な職位—1994年立法府予算法第307条は、第111条、第112条、第114条、第115条、第116条、第118条もしくは第119条または第10章を遂行するために当てられることが必要な連邦議会図書館内の職員職位には、適用しない。

## 第804条 手続の開始

(a)申立書の提出—第(b)項に規定するところに従った暦年における、第111条、第112条、第114条、第115条、第116条、第118条、第119条および第1004条に規定する使用料の決定または調整についての第801条(b)(1)および(2)にいう手続に関しては、本編により使用料率が明確に記されているかまたは本編により使用料が2004年著作権使用料及び分配改革法の制定日前後を問わず本章に基づいて設定される著作権のある著作物の著作権者または使用者は、申立人が使用料の料率および調整を請求することを宣言する申立書を、著作権使用料審判官に提出することができる。著作権使用料審判官は、決定または調整を求められ

ている当該使用料率に対して当該申立人が重大な利害関係を有しているか否かについて決定を下さなければならない。著作権使用料審判官は、当該申立人が重大な利害関係を有していると決定する場合、当該決定の通知およびその理由を、本章に基づく手続開始の通知とともに、連邦官報に公告しなければならない。第(b)項に規定するところに従った暦年における、第112条および第114条に規定する使用料率の決定または調整についての第801条(b)(1)に基づく手続に関しては、著作権使用料審判官は、第803条(b)(1)(A)に規定するところに従って、本章に基づく手続開始の通知を連邦官報に公告しなければならない。

(b)手続の時期—

(1)第111条の手続—

(A)第801条(b)(2)(A)および(D)が適用される第111条に基づく使用料率の調整についての第801条(b)(2)に基づく手続を開始するための第(a)項に定める申立は、2015年およびその後5暦年ごとに提出することができる。

(B)第801条(b)(2)(B)または(C)が適用される第111条に基づく使用料率の調整についての第801条(b)(2)に基づく手続を、かかる項のいずれかに定める事由から12ヶ月以内に開始するためには、著作物の使用料率が第111条によってまたは2004年著作権使用料及び分配改革法の制定日の前後を問わず本章に基づき設定された利用率によって定められる著作権のある著作物の著作権者または使用者は、申立人が料率の調整を請求することを宣言する申立書を、著作権使用料審判官に提出することができる。著作権使用料審判官は、その後に、本条第(a)項に規定するところに従って、手続を進めなければならない。本号に従って本章に基づいてなされる使用料率の変更は、第801条(b)(2)(B)または(C)の規定に従って、2015年に、またその後5暦年ごとに再検討されうる。連邦通信委員会の準則および規則の変更によって第111条(d)(1)(B)により設定された料率を調整することを申し立てるには、当該申立が根拠とする当該変更を記載しなければならない。

(C)第111条に基づく使用料率の調整は、著作権使用料審判官の決定を連邦官報に公告した後に始まる最初の会計期間または当該決定に定めるその他の日に、発効する。

(2)第112条の特定の手續—本章に基づく手続は、第114条(d)(1)(C)(iv)に定める排他的権利の制限に関して第112条(e)(1)に記載する行為に対する相当な使用料条件および使用料率が2009年1月1日に発効するよう決定するために、2007年中に開始されなければならない。その後、当該手続は、5暦年ごとに繰り返される。

(3)第114条およびこれに対応する第112条の手續—

(A)適格の非加入契約サービスおよび新規加入契約サービスについて一本

章に基づく手続は、適格の非加入契約サービスおよび新規加入契約サービスに対する第 114 条および第 112 条に基づく相当な使用料条件および使用料率が 2006 年 1 月 1 日に始まり 2010 年 12 月 31 日に終わる期間に発効するよう決定するために、2004 年著作権使用料及び分配改革法の制定日<sup>17</sup>後、可能な限り速やかに開始されなければならない。次の当該手続は、相当な使用料条件および使用料率が 2011 年 1 月 1 日に発効するよう決定するために、2009 年 1 月に開始されなければならない。その後、当該手続は、5 暦年ごとに繰り返される。

(B)既存の加入契約サービスおよび衛星デジタル音声ラジオ・サービスについて一本章に基づく手続は、既存の加入契約サービスに対する第 114 条および第 112 条に基づく相当な使用料支払条件および使用料率が 2008 年 1 月 1 日に始まり 2012 年 12 月 31 日に終わる期間に発効するよう決定するために、また既存の衛星デジタル音声ラジオ・サービスに対する第 114 条および第 112 条に基づく相当な使用料支払条件および使用料率が 2007 年 1 月 1 日に始まり 2012 年 12 月 31 日に終わる期間に発効するよう決定するために、2006 年 1 月に開始されなければならない。次の当該手続は、相当な使用料条件および使用料率が 2013 年 1 月 1 日に発効するよう決定するために、2011 年に開始されなければならない。その後、当該手続は、5 暦年ごとに繰り返される。

(C)(i)本章のその他の規定に関わらず、本号は、新種のサービスに関する第 114 条(f)(1)(C)および第 114 条(f)(2)(C)に従って開始される手続を規律する。

(ii)新種のサービスの料率および条件を決定することを求めて、当該新種のサービスが営業中または営業準備中であることを記載した申立書が、録音物の著作権者または当該新種のサービス事業者により提出されてから 30 日以内に、著作権使用料審判官は、当該サービスに対する料率および条件を決定する手続について通知を発行しなければならない。

(iii)当該手続は、第 803 条(b)、(c)および(d)に定めるところに従わなければならない。ただし、

(I)決定は、第(ii)段に基づく通知の公告後 24 ヶ月以内に発行されなければならない。また、

(II)決定は、第 803 条(c)(2)および(d)(2)ならびに第 114 条(f)(4)(B)(ii)および(C)に定められたところに従って、発効する。

(iv)料率および条件は、第 114 条(f)(1)(C)または第 114 条(f)(2)(C)に定める期間中、有効に存続する。

(4)第 115 条の手続—第 115 条に定める使用料率の調整または決定に関する第 801 条(b)(1)に基づく手続の開始を求める第(a)項に定める申立書は、2006 年に

---

<sup>17</sup> 2004 年 11 月 30 日

およびその後5暦年ごとに、または第115条(c)(3)(B)および(C)に基づいて当事者が合意したその他の時に提出することができる。

(5)第116条の手続—(A)第116条に定める使用料率および条件の決定に関する第801条(b)に基づく手続の開始を求める第(a)項に定める申立書は、第116条により承認された任意的交渉使用許諾が解除または満了し更新されなかつたときから1年以内に、いつでも提出することができる。

(B)第116条により承認された任意的交渉使用許諾が解除されまたは満了し、1989年3月1日に終わる1年間にコイン式レコード演奏機で実演された音楽著作物の数よりも実質的に少なくない数の音楽著作物を使用許諾するような使用許諾契約によって更新されなかつた場合、著作権使用料審判官は、上記解除または満了から1年以内の第(1)節に基づく申立書に基づいて、当該解除されまたは満了した使用許諾契約の対象となっているレコードに含まれる非演劇的音楽著作物をコイン式レコード演奏機で公に実演することに対する暫定的な使用料率をただちに定めるために、手続を開始しなければならない。かかる料率は、前の料率と同額であって、著作権使用料審判官が当該著作物に対する使用料率を調整するために第803条に従って手続を終結するまで、または第116条(b)に規定する任意的交渉使用許諾によって代替されるまで、有効に存続する。

(6)第118条の手続—第118条に定める使用料の相当な条件および料率の決定に関する第801条(b)(1)に基づく手続の開始を求める第(a)項に定める申立書は、2006年およびその後5暦年ごとに提出することができる。

(7)第1004条の手続—第1004条に基づく相当な使用料率の調整に関する第801条(b)(1)に基づく手続の開始を求める第(a)項に定める申立書は、第1004条(a)(3)に規定するところに従って提出することができる。

(8)使用料分配に関する手続—第111条、第119条または第1007条に基づく特定の状況における使用料の分配に関する第801条(b)(3)に基づく手続については、著作権使用料審判官は、かかる分配について争いがあると判断した場合に、本章に基づく手続の開始通知を連邦官報に公告させなければならない。

## 第805条　任意に交渉した使用許諾契約の一般準則

以下の要件を満たす本編に基づく料率または条件は、本編に基づく決定に基づいて適用されるべき期間中、有効に存続する。ただし、著作権使用料審判官は、料率が効力を有する追加的な期間中における国内貨幣の高騰率を反映させるよう、任意交渉使用許諾契約に従って料率を調整しなければならない。

- (1)第803条(b)(3)に基づく手続の参加者によって合意され、
- (2)本章に基づく決定の一部として、著作権使用料審判官が採用し、かつ
- (3)本章に従って決定に基づき適用される期間よりも短い期間について効力

を有すること。

## 第9章－半導体チップ製品に対する保護

- 第901条 定義
- 第902条 保護の対象
- 第903条 保有、移転、使用許諾および譲渡証書登録
- 第904条 保護の存続期間
- 第905条 マスク・ワークに対する排他的権利
- 第906条 排他的権利の制限：リバース・エンジニアリング；ファースト・セル
- 第907条 排他的権利の制限：善意の侵害
- 第908条 保護請求の登録
- 第909条 マスク・ワーク表示
- 第910条 排他的権利の行使
- 第911条 民事訴訟
- 第912条 他の法律との関係
- 第913条 経過規定
- 第914条 國際的経過規定

## 第901条 定義

### (a) 本章において—

(1)「半導体チップ製品」とは、以下の要件を満たす製品の最終または中間形態をいう。

(A)金属材料、絶縁材料または半導体材料の2以上の層が、既定型に従つて、半導体材料の表面に挿入その他配置され、または半導体材料から食刻されその他除去されているもので、かつ

(B)電子回路の機能を有することを意図したもの。

(2)「マスク・ワーク」とは、一連の関連する映像を固定した暗号化したものであって、以下の要件を満たすものをいう。

(A)半導体チップ製品の層に配置されまたは層から除去された金属材料、絶縁材料または半導体材料の既定の三次元のパターンを有しまたは表象するもので、かつ

(B)各映像が半導体チップ製品の一の形態の表面のパターンを有するような関係が映像相互にあるもの。

(3)マスク・ワークの半導体チップ製品への具現化が、通過的期間以上の間に製品からマスク・ワークを感知した複製するに十分に永久的または安定的である場合、マスク・ワークは半導体チップ製品に「固定」されたものとする。

(4)「頒布」とは、販売し、もしくは貸与し、寄託しその他移転し、または販売、貸与、寄託その他の移転の申出をすることをいう。

(5)マスク・ワークを「商業的に利用する」とは、マスク・ワークを含む半導体チップ製品を商業目的で公に頒布することをいう。ただし、半導体チップ製品を販売または移転する申出は、申出が書面でなされ、かつ、マスク・ワークが半導体チップ製品に固定された後に行われた場合にのみ、「商業的利用」に含まれる。

(6)マスク・ワークの「保有者」とは、マスク・ワークを創作した者またはその者が死去しもしくは法律上無能力である場合にはその者の法定代理人、または第903条(b)に従いマスク・ワークの創作者もしくはその代理人が本章に基づき有するすべての権利を譲り受けた当事者をいう。ただし、当該者の雇用の範囲で作成されたマスク・ワークの場合、「保有者」とは、マスク・ワークを創作させた使用者または第903条(b)に従い使用者が本章に基づき有するすべての権利を譲り受けた当事者をいう。

(7)「善意の買主」とは、善意でかつ半導体チップ製品に関する保護の認識なく半導体チップ製品を購入した者をいう。

(8)マスク・ワークが本章に基づき保護されることにつき現実の知識があり、またはそう信じる相当な根拠がある場合、「保護の認識」があるものとする。

(9)「侵害にあたる半導体チップ製品」とは、本章に基づくマスク・ワークの保有者の排他的権利に違反して作成され、輸入され、または頒布された半導体チップ製品をいう。

(b)本章において、半導体チップ製品をその一部として組み込んだ製品の頒布または輸入は、当該半導体チップ製品の頒布または輸入とする。

## 第 902 条 保護の対象

(a)(1)第(b)項の規定を条件として、マスク・ワークの保有者によりまたはその権限に基づいて半導体チップ製品に固定されたマスク・ワークは、以下の場合に本章に基づく保護を受けることができる。

(A)マスク・ワークが第 908 条に基づき登録された日または世界のいずれかの場所で最初に商業的に利用された日のうちいずれか早い日に、マスク・ワークの保有者が(i)合衆国の国民もしくは住民、(ii)マスク・ワークに対する保護を認める条約であって合衆国も加盟しているものに加盟する外国の国民、住民もしくは主権者、または(iii)無国籍者（居住地を問わない）である場合。

(B)マスク・ワークが合衆国内で最初に商業的に利用された場合。または、

(C)マスク・ワークが第(2)節に基づき公布される大統領布告の範囲にある場合。

(2)大統領は、一の外国が、合衆国の国民または住民である保有者が所有するマスク・ワークに対して、(A)当該外国の国民もしくは住民が所有するマスク・ワークまたは当該外国で最初に商業的に利用されたマスク・ワークに付与する保護とほぼ同一の根拠に基づき、または(B)本章に定めるのとほぼ同一の根拠に基づいて、保護を付与すると認定する場合、布告により、(i)第 908 条に基づきマスク・ワークが登録された日もしくはマスク・ワークが世界のいずれかの場所で最初に商業的に利用された日のうちいずれか早い日に、当該外国の国民、住民もしくは主権者である保有者のマスク・ワーク、または(ii)当該外国で最初に商業的に利用されたマスク・ワークに対して保護を付与することができる。大統領は、かかる布告を修正し、停止もししくは撤回し、または布告に基づき認められる保護に条件もしくは制限を付すことができる。

(b)本章に基づく保護は、以下のマスク・ワークには適用されない。

(1)創作的でないもの。または、

(2)半導体産業において汎用、平凡もしくは周知となっているデザインまたはかかるデザインの変形であって、全体としてみた場合に創作的とならない形で組み合わせられたもの。

(c)いかなる場合にも、本章に基づくマスク・ワークに対する保護は、着想、手順、プロセス、方式、操作方法、概念、原理または発見（これらがマスク・ワー

クにおいて記述され、説明され、描写され、または収録される形式の如何を問わない）には及ばない。

### 第903条 保有、移転、使用許諾および譲渡証書登録

(a)本章に基づき保護の対象となるマスク・ワークに対する排他的権利は、マスク・ワークの保有者に帰属する。

(b)マスク・ワークに対する排他的権利の保有者は、当該保有者または適法に授権されたその代理人が署名した書面により、権利の全部を移転し、または権利の全部もしくは一部につき使用許諾を付与することができる。上記権利は、法の作用により移転しもしくは使用許諾の対象とし、遺言により遺贈し、または無遺言相続法によって人的財産として移転することができる。

(c)(1)マスク・ワークにかかる文書は、当該文書を作成した者の実際の署名があり、または、当該文書が署名された原本の真正な写しであることの宣誓によるまたは公式の証明書を添付した場合には、著作権局に登録することができる。著作権局長は、文書および第908条(d)に従い定める手数料を受領した場合、当該文書を登録し登録証明書と共に返還しなければならない。移転または使用許諾の本節に基づく登録は、当該移転または使用許諾に関して登記された文書に記載された事実につき、すべての者に対する擬制告知となる。

(2)マスク・ワークに対する排他的権利の矛盾する移転が行われた場合、最初の移転が第(1)節に従って移転が行われた日から3ヶ月以内（ただし、爾後の移転の日の前日以後であってはならない）に登録されなければ、最初に行われた移転は、価値ある対価をもってかつ最初の移転に対する認識なく行われた爾後の移転に対して無効とする。

(d)合衆国政府の公務員または職員がその公務の一部として作成したマスク・ワークは、本章に基づく保護を受けないが、合衆国政府は、第(b)項に基づきその譲り受けた排他的権利を受領しまた保有することを妨げられない。

### 第904条 保護の存続期間

(a)本章に基づきマスク・ワークに対して認められる保護は、第908条に基づきマスク・ワークが登録された日またはマスク・ワークが世界のいずれかの場所で最初に商業的に利用された日のうちいち早い日に開始する。

(b)第(c)項および本章の規定に従い、本章に基づきマスク・ワークに対して認められる保護は、第(a)項に基づき保護が開始する日から10年後に終了する。

(c)本条に定める保護期間は、その満了することとなる暦年の最終日まで継続する。

## 第905条 マスク・ワークに対する排他的権利

本章に基づく保護を受けるマスク・ワークの保有者は、以下の行為を行いましたこれを許諾する排他的権利を有する。

- (1)光学的、電子的その他の方法でマスク・ワークを複製すること。
- (2)マスク・ワークを包含する半導体チップ製品を輸入しましたは頒布すること。
- (3)第(1)節および第(2)節に定める行為を他人に行わせ、または他人が行うようにすること。

## 第906条 排他的権利の制限：リバース・エンジニアリング；ファースト・セール

(a)第905条の規定にかかわらず、以下の行為はマスク・ワークの保有者の排他的権利に対する侵害とならない。

(1)マスク・ワークに含まれた概念もしくは技法またはマスク・ワークに使用された回路配置、論理の流れもしくは部品の構造を教授し、分析しましたは評価することのみを目的としてマスク・ワークを複製すること。または、

(2)第(1)節に定める分析または評価を行う者が、頒布のために作成する創作的なマスク・ワークに分析または評価の結果を組み込むこと。

(b)第905条(2)の規定にかかわらず、マスク・ワークの保有者またはその許諾を受けた者が作成した特定の半導体チップ製品の保有者は、当該半導体チップ製品をマスク・ワークの保有者の許諾なく輸入し、頒布しその他処分しましたは使用することができるが、これを複製することはできない。

## 第907条 排他的権利の制限：善意の侵害

(a)本章の他の規定にかかわらず、侵害にあたる半導体チップ製品の善意の買主は—

(1)当該半導体チップ製品に含まれたマスク・ワークに対する保護の認識を得る前に行った、侵害にあたる半導体チップ製品の輸入または頒布につき、本章に基づく一切の責任を負わない。また、

(2)当該半導体チップ製品に含まれたマスク・ワークに対する保護の認識を得た後に輸入しましたは頒布した半導体チップ製品1単位につき、相当の使用料を支払う責任のみを負う。

(b)第(a)項(2)にいう使用料の額は、当事者が任意の交渉、調停または拘束力ある仲裁により解決する場合を除き、侵害に関する民事訴訟において裁判所が定めるものとする。

(c)第(a)項(1)にいう善意の買主の免責および第(a)項(2)にいう善意の買主に対する救済の制限は、侵害にあたる半導体チップ製品を善意の買主から直接また

は間接に購入する者に及ぶ。

(d) 第(a)項、第(b)項および第(c)項の規定は、善意の買主が半導体チップ製品に含まれたマスク・ワークに対する保護の認識を得る前に購入した侵害にあたる半導体チップ製品の単位にのみ適用される。

## 第 908 条 保護請求の登録

(a) マスク・ワークの保有者は、マスク・ワークに対する保護請求の登録を著作権局長に対して申請することができる。マスク・ワークが世界のいずれかの場所で最初に商業的に利用された日から 2 年以内に本章に基づくマスク・ワークに対する保護請求の登録申請がなされなかった場合、本章に基づくマスク・ワークに対する保護は終了する。

(b) 著作権局長は、本章に基づくすべての管理機能および義務につき責任を負う。一般の任務、組織、規制の権限、行為、記録および著作権局の出版物に関する第 7 章の規定（第 708 条を除く）は、本章に適用されるが、著作権局長は上記規定を本章に適用するにつき必要な変更を行うことができる。

(c) マスク・ワークの登録申請は、著作権局長が定める書式にて行うものとする。かかる書式は、マスク・ワークの作成もしくは特定、本章に基づくマスク・ワークの保護の存続、またはマスク・ワークの所有に関連すると著作権局長が判断する情報の記載を要求しうる。登録申請は、第(d)項に従い設定される手数料および第(d)項に従い定める識別資料を伴うものとする。

(d) 著作権局長は、本章に基づくマスク・ワークの保護請求を登録する申請書の提出および本章の執行または本章に基づく権利に関するその他の業務につき、上記業務を提供する費用、公の記録の利点および本章に基づく法定手数料一覧表を考慮し、相当な手数料を規則をもって定めなければならない。著作権局長はまた、登録を求める請求に関して納付すべき識別資料を定めなければならない。

(e) 著作権局長は、登録申請書の審査の後、当該申請が本章に基づく保護を受けることができるマスク・ワークに関連すると本章に基づき判断する場合には、保護請求を登録し、保護請求の登録証明書を著作権局の印章を付して申請者に交付しなければならない。保護請求登録の発効日は、著作権局長または管轄を有する裁判所が当該請求の登録につき受理できると判断する申請書、識別資料の納付および手数料がすべて著作権局に受領された日とする。

(f) 本章に基づく侵害に対する訴訟において、マスク・ワークの登録証明書は、(1)当該証明書に記載された事実および(2)当該証明書の交付を受けた申請者が請求の登録について本章および本章に基づき交付される規則の要件を満たしたことにつき、一応の証拠となる。

(g) 本条に基づく登録申請者で、著作権局長が本条に基づく登録申請書の交付

を拒絶したことにつき不服ある者は、拒絶から60日以内にしかるべき連邦地方裁判所に対して司法審査を求める訴訟を提起することにより、拒絶の司法審査を求めることができる。第5編第7章の規定はかかる司法審査に適用されるものとする。登録申請が提出されてから4ヶ月以内に著作権局長が登録申請書を交付しない場合、本項および第910条(b)(2)において、登録申請書の交付を拒絶したものとみなす。ただし、地方裁判所は、正当な事由の証明があれば、上記4ヶ月間を短縮することができる。

### 第909条 マスク・ワーク表示

(a)本章に基づき保護を受けるマスク・ワークの保有者は、本章に基づくマスク・ワークに対する保護につき相当な告知を与える方法および位置にて、マスク・ワークならびにこれを含むマスクおよび半導体チップ製品に、表示を配置することができる。著作権局長は、例として、本条における表示の添付方法および配置方法の具体例を規則により定めなければならないが、これらの具体例は限定的なものと解釈されてはならない。上記表示の付加は、本章に基づく保護の条件ではないが、保護の認識の一応の証拠となる。

(b)第(a)項にいう表示は、以下を含まなければならない。

(1)「マスク・ワーク」の語、記号\*M\*、または記号Ⓜ（丸の中にMの文字）。  
および、

(2)マスク・ワークの保有者の名称、または名称を特定できもしくは広く知られた略称。

### 第910条 排他的権利の行使

(a)本章に別段の定めある場合を除き、何人であれ、商業上の行為または商業に影響する行為によって本章に基づくマスク・ワークの保有者の排他的権利に違反する者は、当該権利の侵害者として責任を負わなければならない。本項において、「何人」とは、州、州の機関および州または州の機関の公務員または職員でその公的権限において行動する者を含む。州、州の機関、その公務員または職員は、非政府機関と同一の方法および範囲において本章の規定に服する。

(b)(1)本章に基づき保護を受けるマスク・ワークの保有者またはマスク・ワークにつき本章に基づくすべての権利の独占的使用許諾を受けた者は、第908条に基づき当該マスク・ワークの保護請求の登録証明書が交付された後、第904条(a)に基づきマスク・ワークの保護が開始した後に行われた侵害行為につき、民事訴訟を提起することができる。

(2)いかなる場合においても、マスク・ワークに対する保護請求の登録申請ならびに識別資料および手数料の必要な納付を適切な形式で著作権局に提出し、

かつ、マスク・ワークの登録が拒絶されたときには、申請者は、連邦民事訴訟規則に従い、訴訟の通知を訴状の写しとともに著作権局長に送達することにより、本章におけるマスク・ワークに関する侵害について民事訴訟を提起することができる。著作権局長は、その選択により、かかる送達から60日以内に出頭することにより、保護請求の登録の可否の争点につき訴訟当事者となることができるが、著作権局長が訴訟当事者とならないことにより裁判所が当該論点につき管轄を失うことはない。

(c)(1)財務長官および合衆国郵政庁は、輸入にかかる第905条に定める権利の執行について、個別にまたは共同で規則を公布しなければならない。かかる規則は、合衆国からの物品の差止の条件として、差止を求める者に以下のいずれかの行為を行うことを要求することができる。

(A)当該物品の輸入を差し止める裁判所の命令または1930年関税法第337条に基づく国際貿易委員会の排除命令を得ること。

(B)関連するマスク・ワークが本章に基づき保護されていること、および、当該物品の輸入が本章に基づくマスク・ワークに対する権利を侵害することの証明を提出すること。

(C)当該物品の差止または排除が不当であることが証明された場合に発生しうる損害のために、支払保証書を納付すること。

(2)第905条に定める権利に違反して輸入された物品は、税関法に違反して輸入された物と同様の方法で、差押および没収の対象となる。没収された物品は、財務長官または裁判所の指示により廃棄される。ただし、輸入者がその行為が法律に違反すると信じる相当な根拠がなかったことを財務長官に対して十分に証明した場合には、当該物品を輸出国に送り返すことができる。

## 第911条 民事訴訟

(a)本章に基づき発生する民事訴訟につき裁判管轄権を有する裁判所は、当該裁判所が本章に基づくマスク・ワークの排他的権利の侵害を防止または抑制するために相当と考える条件において、一時的禁止命令、予備的差止命令および終局的差止命令を発行することができる。

(b)本章に基づく排他的権利の侵害につき、侵害者が第910条(b)(1)に基づき民事訴訟を提起することのできる者に対して責任を負うと認定した場合、裁判所は、侵害を受けた者が侵害の結果被った現実損害額の賠償を命じなければならない。裁判所はまた、侵害に起因して侵害者が受けた利益で現実損害額の算出にあたり考慮されなかつた額の賠償を命じなければならない。侵害者の利益を立証するにあたっては、侵害を受けた者は、侵害者の総収入の証明を提出すれば足り、侵害者は、控除できる費用およびマスク・ワーク以外の要因に起因して受け

た利益の要素を証明しなければならない。

(c) 侵害について民事訴訟を提起することができる者は、終局的判決が言い渡される前はいつでも、第(b)項に定める現実損害賠償および利益に代えて、一のマスク・ワークに関して当該訴訟の対象となるすべての侵害（一人の侵害者は単独で責任を負い、二人以上の侵害者は連帶して責任を負う）につき、250,000 ドル未満で裁判所が正当と判断する金額の法定損害賠償の支払を選択することができる。

(d) 本章における侵害訴訟は、請求権の発生後 3 年以内に開始されなければ、これを提起することができない。

(e)(1) 本章に基づくマスク・ワークに対する排他的権利の侵害にかかる訴訟の係属中はいつでも、裁判所は、その相当と考える条件において、上記排他的権利に反して作成され、輸入されまたは使用されていると主張されるすべての半導体チップ製品および図面、テープ、マスクまたは半導体チップ製品を複製することができるその他の物品の差押を命ずることができる。本節に基づく命令の申立は、実際的な限りにおいて、暫定的禁止命令または一時的差止命令の申立と同様に審査されかつ判断されなければならない。

(2) 裁判所は、終局的判決または決定の一部として、侵害にあたる半導体チップ製品およびマスク、テープまたは半導体チップ製品を複製することができるその他の物品の廃棄その他の処分を命ずることができる。

(f) 本章に基づき提起される民事訴訟において、裁判所は、その裁量において、勝訴当事者に対して相当な弁護士報酬を含む訴訟費用全額の回復を認めることができる。

(g)(1) 州、州の機関および州または州の機関の公務員または職員でその公的権限において行動する者は、本章に基づきマスク・ワークの保有者が有する排他的権利の侵害その他の本章の違反について連邦裁判所に対して政府機関または非政府機関を含む者が提起した訴訟につき、合衆国憲法修正第 11 条その他の主権者免責の法理に基づく免責特権を受けない。

(2) 第(1)節に定める違反に関する訴訟においては、州、州の機関および州または州の機関の公務員または職員でその公的権限において行動する者を除く公私の事業者に対する訴訟において、第(1)節に定める違反に対して認められる救済（普通法上および衡平法上の救済を含む）と同範囲の救済が認められるものとする。かかる救済は、第(b)項に基づく現実損害賠償および利益、第(c)項に基づく法定損害賠償、第(e)項に基づく侵害品の差押および処分、ならびに第(f)項に基づく費用および弁護士報酬を含む。

## 第 912 条　他の法律との関係

- (a)本章のいかなる規定も、本編第1章ないし第8章もしくは第10章または第35編に基づく権利または救済に影響を及ぼさない。
- (b)本編第908条(b)に規定する場合を除き、本編第1章ないし第8章または第10章にいう「本編」または「第17編」には、本章を含まないものとみなす。
- (c)本章の規定は、マスク・ワークに関して本章が定める権利または救済と同等の権利または救済を定める州の法律に優先するが、1986年1月1日以後に提起された訴訟についてのみ優先するものとする。
- (d)第(c)項にかかわらず、本章のいかなる規定も、連邦法（本章を除く）に基づくかまたはコモン・ローもしくは州の制定法に基づくかを問わず、また、本章の前後に宣言されまたは制定されたかを問わず、1983年7月1日より前に最初に商業的に使用されたマスク・ワークについては、マスク・ワークの保有者の権利を損なわない。

### 第913条 経過規定

- (a)本章の制定日<sup>18</sup>から60日後までは、第908条に基づく登録の申請書を提出できず、また、第910条に基づく民事訴訟または本章に基づくその他の執行手続を申し立てることはできない。
- (b)本章の制定日前に行われた行為に関しては、第(d)項に定める場合を除き、第911条に定める金銭的救済は認められない。
- (c)第(a)項を条件として、本章の規定は、本章の制定日以後に最初に商業的に使用されもしくは本章に基づき登録され、またはその双方が行われたマスク・ワークについて適用される。
- (d)(1)第(a)項を条件として、1983年7月1日以後本章の制定日前に最初に商業的に使用されたマスク・ワークについては、当該マスク・ワークに対する保護の請求が第908条に基づき1985年7月1日より前に著作権局に登録された場合、本章に基づく保護が適用される。

(2)第(1)節に定めるマスク・ワークで本章に基づく保護が及ぶものの場合、本章の制定日前に製造の侵害にあたる半導体チップ製品については、第908条に基づくマスク・ワークの登録の日から2年後までは、第910条および第911条に基づく責任を負うことなく、これを合衆国内に輸入しもしくは合衆国内で頒布すること、またはその双方を行うことができるが、輸入者または頒布者が本章の制定日後に、輸入しまたは頒布する単位につきマスク・ワークの保有者に対して第907条(a)(2)に定める相当の使用料を支払いまたは支払うことを申し出た場合に限る。

---

<sup>18</sup> 1984年11月8日

(3)本項第(2)節に定める侵害にあたる半導体チップ製品を、本項第(2)節に定める相当の使用料を支払いまたは支払うことを申し出ることなく輸入しまたは頒布する場合、または当該支払いを拒否しもしくは怠った場合、マスク・ワークの保有者は、第910条および第911条に定める救済を受けることができる。

#### 第914条 国際的経過規定

(a)商務長官は、以下を認定する場合、外国の国民、住民および主権者に対する本章に基づく保護に関する第902条(a)(1)(A)および(C)に規定する条件にかかわらず、申立により、または商務長官の裁量により、本章に基づく保護を外国の国民、住民および主権者に対して及ぼす命令を発行することができる。

(1)当該外国が、以下につき善意の努力を行いかつ相当の進歩が見られること。

(A)第902条(a)(1)(A)に定める条約に加盟すること。または、

(B)第902条(a)(2)(A)または(B)に従う立法を制定しまたは施行すること。

(2)当該外国の国民、住民および主権者ならびにこれらに支配される者が、マスク・ワークの不正目的使用または無断の頒布もしくは無断の商業的使用を行っていないこと。および、

(3)上記命令を発行することが、本章の目的およびマスク・ワークの保護に関する国際的強調を推進すること。

(b)第(a)項に定める命令がいずれかの外国において効力を有する間は、本章に基づくマスク・ワークの保護請求の登録申請は、マスク・ワークの保有者が当該外国の国民、住民もしくは主権者であることまたはマスク・ワークが当該外国で最初に商業的に使用されたことのみを理由として、拒絶されない。

(c)第(a)項に基づき商務長官が発した命令は、商務長官が当該命令において定めた期間効力を有するが、商務長官の権限が第(e)項に基づき終了する日を過ぎた後は効力を有しない。上記命令の発効日は、当該命令に定めるものとする。上記命令が申立により発行された場合、発効日は、商務長官が当該申立を受領した日より前であってはならない。

(d)(1)本条に基づき発行される命令は、以下の場合に失効する。

(A)商務長官が、第(a)項(1)、(2)および(3)に定める条件のいずれかがみたされていないと認定する場合。または、

(B)命令の対象となる外国の国民、住民および主権者のマスク・ワークまたは当該外国で最初に商業的に使用されたマスク・ワークが、第902条(a)(1)(A)または(C)に基づく保護を受けることができるようになった場合。

(2)本条に基づき発行される命令の終了または失効の場合、当該命令に基づき行われたマスク・ワークの保護の請求の登録は、第904条に定める期間効力

を有する。

(e)本条に基づく商務長官の権限は、本章の制定日<sup>19</sup>に開始し、1995年7月1日に終了する。

(f)(1)商務長官は、本条に基づく命令の発布または終了を、その理由の書面とともに、ただちに著作権局長ならびに上院および下院の司法委員会に通知しなければならない。商務長官はまた、かかる通知および理由の書面を連邦官報に公告させなければならない。

(2)本章の制定日から2年後、商務長官は、著作権局長との協議を経て、本条に基づき行われた行為およびマスク・ワークに対する保護の国際的認知の現状に関する報告書を上院および下院の司法委員会に提出しなければならない。上記報告書は、外国の国民、住民または主権者が保有するマスク・ワークに対して本章に基づき認められる保護に関して、商務長官が著作権局長と協議の上本章の目的およびマスク・ワークの保護に関する国際的強調を促進すると判断する修正について提案するものとする。商務長官は、著作権局長と協議の上、1994年7月1日までに、前段に基づき提出される報告書に含まれる事項につき最新の報告を、上院および下院の司法委員会に提出しなければならない。

---

<sup>19</sup> 1984年11月8日

## 第10章—デジタル音声録音装置および媒体

- 第1001条 定義
- 第1002条 コピー制御装置の組み込み
- 第1003条 使用料支払の義務
- 第1004条 使用料の支払
- 第1005条 使用料の納付および費用の控除
- 第1006条 使用料支払を受ける資格
- 第1007条 使用料分配の手続
- 第1008条 特定の侵害訴訟の禁止
- 第1009条 民事上の救済
- 第1010条 特定の紛争の決定

## 第A部一定義

### 第1001条 定義

本章において、以下の用語は以下の意味を有する。

(1)「デジタル音声コピー録音」とは、デジタル音楽録音物をデジタル録音方式で複製することをいい、複製が他のデジタル音楽録音物から直接なされるか送信から間接的になされるかを問わない。

(2)「デジタル音声インターフェイス装置」とは、デジタル音声情報および関連するインターフェイス・データを、非業務用インターフェイスを通じて、デジタル音声録音装置に伝達するために特に設計された機械または装置をいう。

(3)「デジタル音声録音装置」とは、個人の使用のために、一般的に個人に頒布される類の機械または装置（他の機械または装置に含まれるか否か、あるいは、その一部であるか否かを問わない）で、そのデジタル録音機能が私的利用のためのデジタル音声コピー録音を行うことを主たる目的として設計されまたは販売され、かつ、これを行うことのできるものをいうが、以下を含まない。

(A)業務用モデル製品。

(B)口述用機械、応答用機械その他の録音機器で、非音楽的音声の固定からなる録音物の作成を主たる目的として設計されかつ販売されるもの。

(4)(A)「デジタル音声録音媒体」とは、個人の使用のために一般的に頒布される形式の有形物で、デジタル音声録音装置を使用してデジタル音声コピー録音物を作成する目的で主に販売されまたは消費者が一般に使用するものをいう。

(B)上記規定は、以下の有形物を含まない。

(i)輸入者または製造者が最初に頒布した時点で録音物を含むもの。または、

(ii)映画その他の視聴覚著作物のコピーを作成する目的または非音楽的言語著作物（コンピュータ・プログラムまたはデータベースを含む）のコピーを作成する目的で、主として販売されかつ消費者が一般に使用するもの。

(5)(A)「デジタル音楽録音物」とは、以下の有形物をいう。

(i)音声および固定された音声に付随する資料、記述または説明のみがデジタル録音形式にて固定されたもの。

(ii)音声および資料が、直接または機械もしくは装置を用いて、覚知され、複製されその他伝達されるもの。

(B)「デジタル音楽録音物」は、以下の有形物を含まない。

(i)固定された音声が、話し言葉の録音物のみを含むもの。または、

(ii)一以上のコンピュータ・プログラムが固定されたもの。ただし、デジタル音楽録音物は、固定された音声および付随的資料を構成する記述または指示、ならびに固定された音声および付隨的資料の知覚、複製または伝達を行う

ために直接または間接的に使用される記述または説明を含むことができる。

(C)本号において—

(i)「話し言葉の録音物」とは、一連の話し言葉のみを固定した録音物をいうが、付随的な音楽その他の音声を伴うことができる。

(ii)「付随的」とは、音声に関連しつつ比較的重要でないことをいう。

(6)「頒布する」とは、合衆国内の消費者に対して製品を販売し、貸与しもしくは移転し、または合衆国内の消費者に究極的に移転するために製品を合衆国内で移転することを意味する。

(7)「著作権につき利害ある者」とは、以下の者をいう。

(A)本編に基づき合法的に作成されたデジタル音楽録音物またはアナログ音楽録音物で頒布されたものに収録される音楽著作物の録音物を、本編第106条(1)に基づいて、複製する排他的権利を有する者。

(B)本編に基づき合法的に作成されたデジタル音楽録音物またはアナログ音楽録音物で頒布されたものに収録される音楽著作物をデジタル音楽録音物またはアナログ音楽録音物に複製する権利を、法律上または受益的に保有しまたは支配する者。

(C)頒布された録音物において実演する主演実演家。または、

(D)協会その他の団体であって—

(i)第(A)号、第(B)号または第(C)号に定める者を代表するもの。または、

(ii)作詞者および出版者に代わり音楽使用者に対して音楽著作物に対する権利の許諾を付与することに従事するもの。

(8)「製造する」とは、合衆国内で製品を生産した組み立てることをいう。「製造者」とは、製造を行う者を意味する。

(9)「音楽出版者」とは、特定の音楽著作物を録音物に複製することを使用許諾する権限を有する者をいう。

(10)「業務用モデル製品」とは、商務長官が規則により定める要件に従い、録音業務従事者がその合法的な業務の通常の過程において使用するために設計され、製造され、販売されかつ意図された音声録音装置をいう。

(11)「連續コピー」とは、デジタル音楽録音物のデジタル複製物から著作権のある音楽著作物または録音物をデジタル形式にて増製することを意味する。

「デジタル音楽録音物のデジタル複製物」には、著作権者の許諾を得て消費者への最終的な販売のために頒布されるデジタル音楽録音物を含まない。

(12)デジタル音声録音装置またはデジタル音声録音媒体の「移転価格」は—

(A)第(B)号を条件として、以下のものとする。

(i)輸入製品の場合、合衆国税関における実際の通関価格（輸送費、保険料および関税を除く）。

(ii)国内製品の場合、製造者の移転価格（FOB 製造者価格とし、販売に関連して生じた直接売上税または消費税を除く）。

(B)譲渡人および譲受人が関連事業者でありまたは単一事業者に含まれる場合、1986年内国歳入法典第482条またはその後継規定に従い適用される規則の原則に基づく相当な独立当事者取引価格を下回ってはならない。

(13)「作者」とは、特定の音楽著作物の作曲者または作詞者をいう。

## 第B部—コピー制御装置

### 第1002条 コピー制御装置の組み込み

(a)輸入、製造および頒布の禁止—何人も、以下に適合しないデジタル音声録音装置またはデジタル音声インターフェイス装置を輸入し、製造しまたは頒布してはならない。

(1)連続コピー制御システム。

(2)連続コピー制御システムと同一の機能的特徴を有し、かつ、当該方式の連続コピー制御を使用する装置と連続コピー制御システムを使用する装置との間で、著作権および世代の状況に関する情報を正確に送信し、受信しあつ作用することを要するもの。

(3)その他、商務長官が無断の連続コピーを禁止されたシステムであると証明するもの。

(b)認証手続の設定—商務長官は、利害関係者の申立によりシステムが第(a)項(2)に定める基準に合致することを認証する手続を設定しなければならない。

(c)システム回避の禁止—何人も、第(a)項に定めるシステムの全部または一部を実行するプログラムまたは回路を忌避し、迂回し、除去し、無効にしその他の回避することを主たる目的または主たる効果とする装置を輸入し、製造しまたは頒布し、またはかかる目的または効果を有するサービスを提供しもしくはその提供申出を行ってはならない。

(d)デジタル音楽録音物における情報の暗号化—

(1)不正確な情報の暗号化の禁止—何人も、録音物の原典の分類コード、著作権状況または世代状況に関連する不正確な情報を含む録音物のデジタル音楽録音物を暗号化してはならない。

(2)著作権状況の暗号化不要—本章のいかなる規定も、デジタル音楽録音物の輸入または製造に従事する者に対し、著作権状況についてデジタル音楽録音物を暗号化することを要求するものではない。

(e)デジタル方式の送信に伴う情報—録音物をデジタル方式にて公に送信しその他の伝達する者は、本章において録音物の著作権状況に関連する情報を送信しその他の伝達することを要求されない。上記の者で上記著作権状況にかかる情報

を送信しその他伝達する者は、上記の情報を正確に送信しまたは伝達しなければならない。

## 第 C 部－使用料支払

### 第 1003 条　使用料支払の義務

(a)輸入および製造の禁止－何人も、本条に定める表示を記録し、その後計算書および第 1004 条に定める装置または媒体に対する使用料を納付しなければ、デジタル音声録音装置またはデジタル音声録音媒体を輸入して頒布し、または製造して頒布してはならない。

(b)通知の提出－デジタル音声録音装置またはデジタル音声録音媒体の輸入者または製造者は、既に本項に基づき通知を提出していない製品区分に含まれまたはかかる技術を用いたものにつき、著作権局長が規則により定める様式および内容の通知を当該装置または媒体について著作権局長に提出しなければならない。

#### (c)四半期および年次計算書の提出－

(1)総則－輸入または製造したデジタル音声録音装置またはデジタル音声録音媒体を頒布する輸入者または製造者は、著作権局長が規則で定める頒布につき、著作権局長が規則で定める様式および内容の四半期および年次計算書を、著作権局長に提出しなければならない。

(2)証明、認証および秘密保持－第(1)節に定める計算書は、輸入者または製造者の権限ある役員または長がこれが正確なものであるとの証明を附さなければならない。著作権局長は、上記計算書の認証および監査について定め、かつ、上記計算書に含まれる情報の秘密を保持する規則を公布しなければならない。かかる規則は、著作権につき利害ある者に対する計算書を機密として開示することにつき定めるものとする。

(3)使用料の支払－第(1)節に定める計算書は、第 1004 条に定める使用料の支払を伴うものとする。

### 第 1004 条　使用料の支払

#### (a)デジタル音声録音装置－

(1)支払金額－合衆国に輸入されかつ頒布され、または合衆国内で製造されかつ頒布された各デジタル音声録音装置につき、第 1003 条に基づき支払うべき使用料の額は、移転価格の 2 パーセントとする。当該装置を最初に製造頒布し、または輸入頒布した者のみが、当該装置につき使用料を払う義務を負う。

(2)他の装置と共に頒布された装置に関する計算－以上の装置と共に、物理的に結合した構成単位または独立の部品として、最初に頒布されたデジタル

音声録音装置については、使用料を以下のとおり算出する。

(A) デジタル音声録音装置およびその他の装置が物理的に結合した構成単位の部分である場合、使用料は、構成単位の移転価格に基づくが、当該構成単位と共に最初に頒布されなかった構成単位に含まれるデジタル音声録音装置にかかる使用料額を差し引いた金額とする。

(B) デジタル音声録音装置が物理的に結合した構成単位の部分ではなく、かつ、直前の4暦四半期にほぼ類似の装置が別途頒布されていた場合、使用料率は当該四半期中のかかる装置の平均移転価格に基づくものとする。

(C) デジタル音声録音装置が物理的に結合した構成単位の部分ではなく、かつ、直前の4暦四半期にほぼ類似の装置が別途頒布されていなかった場合、使用料は、当該装置が結合物に対する比に応じた額を反映したみなし価格に基づくものとする。

(3) 使用料の制限—第(1)節または第(2)節にかかわらず、各デジタル音声録音装置にかかる使用料の額は、1ドル未満または最大使用料以上であってはならない。最大使用料は各装置につき8ドルとするが、複数のデジタル音声録音装置を含む物理的に結合した構成単位の場合には、各構成単位につき12ドルとする。本章の発効日<sup>20</sup>後6年目およびその後年1回以内、著作権につき利害ある者は、著作権使用料審判官に対して最大使用料を増額する申し立てを行うことができ、20パーセントを超える使用料が当該最大使用料である場合には、著作権使用料審判官は、使用料の10パーセント未満が新たな最大使用料となることを目的として最大使用料を将来に向かって増額しなければならない。ただし、使用料のパーセンテージに基づく増額は、審査が行われる期間の消費者物価指数における増加を超えてはならない。

(b) デジタル音声録音媒体—合衆国に輸入されかつ頒布され、または製造されかつ合衆国内で頒布された各デジタル音声録音媒体につき、第1003条に基づき支払うべき使用料の額は、移転価格の3パーセントとする。当該媒体を最初に製造頒布し、または輸入頒布した者のみが、当該媒体につき使用料を払う義務を負う。

## 第1005条 使用料の納付および費用の控除

著作権局長は、本章に基づき納付されたすべての使用料を受領し、本章に基づき著作権局が負担した相当な費用を差し引いた後に、残額を財務長官が指示する方法で相殺後の収入として合衆国財務省に預金しなければならない。財務長官が保管する資金は、第1007条に基づき後日利息と共に分配するため、利息を

---

<sup>20</sup> 1992年10月28日

生じる合衆国債券に投資しなければならない。著作権局長は、その裁量において、暦年終了から4年後に、当該暦年の使用料口座を閉鎖し、当該口座に残存する資金および当該暦年に発生したその後の預金を、翌暦年に発生する使用料として扱うことができる。

## 第1006条 使用料支払を受ける資格

(a)著作権につき利害ある者—第1005条に従い納付された使用料は、第1007条に定める手続に従い、著作権につき利害ある者で以下の条件をすべて満たす者に配分される。

(1)その音楽著作物または録音物が—

(A)本編に基づき合法的に作成されたデジタル音楽録音物またはアナログ音楽録音物で頒布されたものに収録されること。

(B)当該支払に関連する期間中、デジタル音楽録音物またはアナログ音楽録音物の形式で頒布され、または送信において公に公表されたこと。

(2)第1007条に基づき請求を提出したこと。

(b)団体に対する使用料の配分—使用料は、以下のとおり二つの基金に分割される。

(1)録音物基金—使用料の66 $\frac{2}{3}$ パーセントは、録音物基金に配分されるものとする。録音物基金に配分された使用料の2 $\frac{5}{8}$ パーセントは、合衆国内で頒布される録音物において実演した非主演演奏家（アメリカ演奏家連盟（AF of M）またはその後継事業者の構成員であるか否かを問わない）に配分するため、第1001条(7)(A)に定める著作権につき利害ある者およびアメリカ演奏家連盟（またはその後継事業者）が共同で任命する独立の管理人が管理する預託口座に入金されるものとする。録音物基金に配分された使用料の1 $\frac{3}{8}$ パーセントは、合衆国内で頒布される録音物において実演した非主演歌手（アメリカ・テレビ・ラジオ・アーティスト連盟またはその後継事業者の構成員であるか否かを問わない）に配分するため、第1001条(7)(A)に定める著作権につき利害ある者およびアメリカ・テレビ・ラジオ・アーティスト連盟（またはその後継事業者）が共同で任命する独立の管理人が管理する預託口座に入金されるものとする。録音物基金に配分された使用料の残額のうち、40パーセントは、第1001条(7)(C)に定める著作権につき利害ある者に配分され、60パーセントは、第1001条(7)(A)に定める著作権につき利害ある者に配分される。

(2)音楽著作物基金—

(A)使用料の33 $\frac{1}{3}$ パーセントは、第1001条(7)(B)に定める著作権につき利害ある者への配分のために、音楽著作物基金に配分されるものとする。

(B)(i)音楽出版者は、音楽著作物基金に配分された使用料の50パーセント

を受けることができる。

(ii) 作者は、音楽著作物基金に配分された使用料の 50 パーセントを受けることができる。

(c) 団体内での使用料の分配—第(b)項に定める団体内部で著作権につき利害ある者が、各団体内での使用料にかかる任意的配分案につき合意しない場合、著作権使用料審判官は、第 1007 条(c)に基づき定める手続に従い、当該期間中の以下の事情に基づいて、本条に基づき使用料を分配しなければならない。

(1) 録音物基金については、各録音物がデジタル音楽録音物またはアナログ音楽録音物の形態で頒布された程度。

(2) 音楽著作物基金については、各音楽著作物がデジタル音楽録音物またはアナログ音楽録音物の形態で頒布されまたは送信により公に公表された程度。

## 第 1007 条 使用料分配の手続

### (a) 請求の提出および交渉—

(1) 請求の提出—各暦年の最初の 2 ヶ月に、著作権につき利害あるすべての者で第 1006 条に基づき受けることのできる使用料を受領しようとする者は、著作権使用料審判官に対し、著作権使用料審判官が規則により定める様式および方法で、前年に徴収された使用料にかかる請求を提出しなければならない。

(2) 交渉—本条においては、反トラスト法の規定にかかわらず、第 1006 条(b)に定める各団体内の著作権につき利害ある者は、使用料の比例配分について合意し、請求を併合して单一の請求としてまたは共同で提出し、または支払について交渉または支払を受けるための共通の代理人（第 1001 条(7)(D)に定める団体を含む）を指名することができる。ただし、本項に基づくいかなる合意も、第 1006 条(b)に定める使用料の支払を修正してはならない。

(b) 爭いがない場合の使用料の分配—第(a)項に基づき請求提出のための期間の後、毎年、著作権使用料審判官は、第 1006 条(c)に基づく使用料の分配につき争いがあるか否かを判断しなければならない。争いがないと判断した場合、著作権使用料審判官は、かかる判断から 30 日以内に、第(a)項に従って使用料の配分につきなされた合意に定めるとおりの使用料分配を許可しなければならない。連邦議会図書館長は、使用料の分配を許可する前に、本条に基づき発生する相当な経費を差し引くものとする。

(c) 紛争の解決—著作権使用料審判官は、争いがあると認定した場合、使用料の分配を決定するために本編第 8 章に基づいて手続を行わなければならない。著作権使用料審判官は、かかる手続の係属中、争いの対象となるすべての請求を満たすに十分な金額を分配額から留保しなければならないが、紛争の対象となるない金額の分配については、実際的な限りにおいてこれを許可しなければな

らない。連邦議会図書館長は、使用料の配分を許可する前に、本条に基づき発生する相当の経費を差し引くものとする。

## 第 D 部－特定の侵害訴訟の禁止、救済および仲裁

### 第 1008 条 特定の侵害訴訟の禁止

本編において、デジタル音声録音装置、デジタル音声録音媒体、アナログ録音装置もしくはアナログ録音媒体の製造、輸入もしくは頒布に基づく著作権の侵害、またはデジタル音楽録音物もしくはアナログ音楽録音物を作成するためのかかる装置もしくは媒体の消費者による非商業的利用に基づく著作権の侵害を主張する訴訟は、提起することができない。

### 第 1009 条 民事上の救済

(a)民事訴訟－著作権につき利害ある者で第 1002 条または第 1003 条の違反により損害を受けた者は、かかる違反につき、しかるべき連邦地方裁判所に民事訴訟を提起することができる。

(b)その他の民事訴訟－本章の違反により損害を受けた者は、かかる違反の結果生じた現実損害につき、しかるべき連邦地方裁判所に民事訴訟を提起することができる。

(c)裁判所の権限－第(a)項に基づき提起された訴訟において、裁判所は－

(1)当該違反を差止めまたは防止するために適切と考える条件において、一時的差止命令および終局的差止命令を発行することができる。

(2)第 1002 条の違反の場合、または第 1003 条に定める使用料支払の懈怠の結果生じた損害の場合、本条第(d)項に定める損害賠償を認めなければならない。

(3)その裁量において、合衆国またはその公務員以外の当事者によるまたはかかる者に対する費用の回復を認めることができる。

(4)その裁量において、勝訴当事者に相当な弁護士報酬の回復を認めることができる。

(d)損害賠償－

(1)第 1002 条または第 1003 条の違反にかかる損害賠償－

(A)現実損害賠償－

(i)第(a)項に基づき提起された訴訟において、第 1002 条または第 1003 条の違反が行われたと判断する場合、裁判所は、申立当事者が終局的判決が言い渡される前に現実損害賠償を選択した場合には、申立当事者に対して現実損害の回復を認めなければならない。

(ii)第 1003 条にかかる違反の場合、現実損害の額は、第 1004 条に基づき支払われるべきでありかつ第 1005 条に基づき納付されるべき使用料の額を構

成するものとする。かかる場合においては、裁判所は、その裁量において、現実損害賠償額の 50 パーセントを超えない付加額の回復を認めることができる。

(B) 第 1002 条の違反にかかる法定損害賠償－

(i) 装置－申立当事者は、第 1002 条(a)または(c)の違反につき、裁判所が正当と考えるところにより、違反に関連する各装置または第 1002 条が禁止する業務の提供に用いられた各装置につき 2,500 ドルを超えない法定損害賠償額を回復することができる。

(ii) デジタル音楽録音物－申立当事者は、第 1002 条(d)の違反につき、裁判所が正当と考えるところにより、違反に関連する各デジタル音楽録音物につき 25 ドルを超えない法定損害賠償額を回復することができる。

(iii) 送信－申立当事者は、第 1002 条(e)に違反する各送信または伝達につき、裁判所が正当と考えるところにより、10,000 ドルを超えない法定損害賠償額を回復することができる。

(2) 反復する違反－第 1002 条または第 1003 条の違反を認める終局的判決が言い渡されてから 3 年以内に、当該者が第 1002 条または第 1003 条に違反したと裁判所が認定する場合、裁判所は、その正当と考えるところにより、第(1)節に基づき言い渡される損害賠償の額を、2 倍を限度として増額することができる。

(3) 第 1002 条の善意の違反－第 1002 条に違反した者がその行為が 1002 条の違反にあたると知らずかつそう信じる理由がないと裁判所が判断する場合、裁判所は、その裁量において、違反者に課せられる損害賠償の総額を 250 ドルを限度として減額することができる。

(e) 損害賠償額の支払－第(d)項に基づく損害賠償額は、第 1003 条に従い支払われる使用料と同様に、第 1005 条に従って著作権につき利害ある者に分配されるために著作権局長に納付される。

(f) 物品の差押－第(a)項に基づく訴訟の係属中いつでも、裁判所は、その相当と考える条件において、デジタル音声録音装置、デジタル音楽録音物または第 1002 条(c)に定める装置であって、違反者とされる者の占有または支配にあり、かつ、裁判所が第 1002 条に従わずまたはこの違反に関連すると信じる相当な理由があるものについて差押を命ずることができる。

(g) 物品の救済的修正および廃棄－第(a)項に基づき提起された訴訟において、裁判所は、第 1002 条の違反を認定する終局的判決または決定の一部として、デジタル音声録音装置、デジタル音楽録音物または第 1002 条(c)に定める装置で、以下の条件を満たすものの救済的修正または廃棄を命ずることができる。

- (1) 第 1002 条に従わず、または第 1002 条の違反に関連するもの。
- (2) 違反者の占有下または支配下にあり、または第(f)項に基づき差し押さえられたもの。

## 第 1010 条 特定の紛争の決定

(a) 決定の範囲—デジタル音声録音装置またはデジタル音声インターフェイス装置が合衆国内で最初に頒布される日より前に、かかる装置を製造し、輸入しました頒布する者および著作権につき利害ある者は、当該装置が第 1002 条の対象となるか否か、または第 1003 条に基づく当該装置に関する使用料の支払の根拠を決定することを求めて、著作権使用料審判官に申し立てることを、相互に合意することができる。

(b) 手続の開始—第(a)項に定める手続に合意する当事者は、著作権使用料審判官に対し、手続の開始を求める申立書を提出しなければならない。著作権使用料審判長は、かかる申立書の受領後 2 週間以内に、手続開始の通知を連邦官報に掲載させなければならない。

(c) 司法手続の停止—本条に基づく手続の当事者に対して第 1009 条に基づき提起された民事訴訟は、その手続のいずれか一方当事者の申立がある場合、その手続終了まで停止しなければならない。

(d) 手続—著作権使用料審判官は、その採用しうる手続に従って、関係事項に関する手続を行わなければならない。著作権使用料審判官は、完全に書面化された記録に基づき行動しなければならない。手続の当事者は、関連する情報および提案を著作権使用料審判官に提出することができる。手続の当事者は、それぞれ自己の費用を負担しなければならない。

(e) 司法審査—第(d)項に基づく著作権使用料審判官の決定に対しては、当該手続の当事者は、本編第 803 条(d)に従って上訴することができる。本項に基づく上訴の係属は、著作権使用料審判官の決定を停止させなるものではない。裁判所が著作権使用料審判官の決定を変更する場合、裁判所は、その終局的判決に従って、その独自の判断を行う権限を有するものとする。さらに、裁判所は著作権使用料審判官の決定を破棄して本条に定める手続のために事件を差し戻すことができるものとする。

## 第 11 章—録音物および音楽ビデオ

### 第 1101 条 録音物および音楽ビデオの無断の固定および流通

(a) 無断行為—関係する実演家の同意なく—

(1) 生の音楽実演の音声または音声および影像をコピーまたはレコードに固定し、または無断で固定したものからコピーまたはレコードを複製する者、

(2) 生の音楽実演の音声または音声および影像を公衆に送信しその他伝達する者、または

(3) 第(1)節に定めるところにより固定されたコピーまたはレコードを頒布し

もしくは頒布を申し出し、販売しもしくは販売を申し出し、貸与しもしくは貸与を申し出し、または流通させる者（固定が合衆国内で行われたか否かを問わない）は、

著作権の侵害者と同じ範囲において第502条ないし第505条に規定する救済に服する。

(b)定義一本条において、「流通させる」とは、価値ある対価を目的として他者に対して輸送し、移転しその他処分すること、または輸送し、移転しもしくは処分する意図で作成しもしくは支配を得ることを意味する。

(c)適用一本条は、ウルグアイ・ラウンド協定法の制定日<sup>21</sup>以後に行われた行為に適用される。

(d)州法に対する非優先的適用一本条のいかなる規定も、コモン・ローまたは州の制定法に基づく権利または救済を無効にしたまは制限するものと解釈してはならない。

---

<sup>21</sup> 1994年12月8日

## 第12章—著作権保護および管理システム

- 第1201条 著作権保護システムの回避
- 第1202条 著作権管理情報の同一性
- 第1203条 民事上の救済
- 第1204条 刑事犯罪および刑罰
- 第1205条 留保条項

## 第1201条 著作権保護システムの回避

### (a)技術的手段の回避にかかる違反－

(1)(A)何人も、本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避してはならない。第1文に掲げる禁止は、本章の制定日<sup>22</sup>に始まる2年間の終了時に発効する。

(B)著作権のある特定の種類の著作物の使用者が、本編に基づき第(C)号に定める特定の種類の著作物を権利侵害なく使用することにつき、第(A)号に含まれる禁止により不利益を受け、または続く3年間に不利益を受ける可能性がある場合、当該禁止は当該使用者には適用されない。

(C)第(A)号に掲げる2年間および続く各3年間毎に、連邦議会図書館長は、著作権局長が商務省通信情報担当長官補と協議しその見解について報告説明した上で行う勧告に基づき、第(B)号に関して、続く3年間に、本編に基づき著作権で保護された特定の種類の著作物を権利侵害なく使用することにつき第(A)号に基づく禁止により不利益を受けまたは受ける可能性がある使用者であるか否かを、規則制定手続において決定しなければならない。当該規則制定手続にあたり、連邦議会図書館長は以下を審査しなければならない。

(i)著作権のある著作物の利用可能性。

(ii)非営利的な資料保管、保存および教育目的での著作物の利用可能性。

(iii)著作権のある著作物に使用される技術的手段の回避に対する禁止が、批判、解説、ニュース報道、学習指導、学術または研究に及ぼす影響。

(iv)技術的手段の回避が著作権のある著作物の市場または価値に及ぼす効果。

(v)連邦議会図書館長が適切と考えるその他の要素。

(D)連邦議会図書館長は、著作権のある著作物の種類のうち、連邦議会図書館長が第(C)号に基づき行う規則制定手続において、著作権のある著作物の使用者が侵害なくこれを使用することにつき不利益を受けまたは受ける可能性があり、第(A)号に含まれる禁止が当該使用者に対して当該種類の著作物については続く3年間は適用されるべきでないと決定したものを、公表しなければならない。

(E)第(A)号に含まれる禁止の適用に関する第(B)号に基づく例外および第(C)号に基づき行われる規則制定手続においてなされた判断は、本節を除く本編の規定を行使する訴訟において抗弁として用いることができない。

(2)何人も、以下のいずれかに該当するいかなる技術、製品、サービス、装置、部品またはそれらの一部分を製造し、輸入し、公衆に提供し、供給しまたは

<sup>22</sup> 1998年10月28日

その他流通させてはならない。

(A) 主として、本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避することを目的として設計されまたは製造されるもの。

(B) 本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避する以外には、商業的に限られた目的または用法しか有しないもの。

(C) 本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避するために使用することを知っている者またはこれに協力する者によって販売されるもの。

(3) 本項において—

(A) 「技術的手段を回避する」とは、著作権者の許諾なく、スクランブルがかかっている著作物のスクランブルを解除し、暗号化された著作物の暗号を解除し、またはその他技術的手段を回避し、迂回し、除去し、無効にしもしくは損壊することをいう。

(B) 技術的手段が「著作物へのアクセスを効果的にコントロールする」とは、当該技術的手段がその動作の通常の過程において著作物へのアクセスを行うには、著作権者の許諾を得て情報を入力しました手続もしくは処理を行うことを必要とする場合をいう。

(b) 補足的違反行為—

(1) 何人も、以下のいずれかに該当するいかなる技術、製品、サービス、装置、部品またはそれらの一部を製造し、輸入し、公衆に提供し、供給しましたその他流通させてはならない。

(A) 主として、著作物またはその一部分に対する本編に基づく著作権者の権利を効果的に保護する技術的手段により施される保護を回避することを目的として設計されまたは製造されるもの。

(B) 著作物またはその一部に対する本編に基づく著作権者の権利を効果的に保護する技術的手段により施される保護を回避する以外には、商業的に限られた目的または用法しか有しないもの。

(C) 著作物またはその一部に対する本編に基づく著作権者の権利を効果的に保護する技術的手段により施される保護を回避するために使用することを知っている者またはこれに協力する者によって販売されるもの。

(2) 本項において—

(A) 「技術的手段により施される保護を回避する」とは、技術的手段を回避し、迂回し、除去し、無効にしましたその他損壊することをいう。

(B) 技術的手段が「本編に基づく著作権者の権利を効果的に保護する」と

は、当該技術的手段がその動作の通常の過程において、本編に基づく著作権者の権利の行使を妨害し、限定したまはその他制限する場合をいう。

(c) その他の権利等に対する無影響—

(1) 本条のいかなる規定も、著作権侵害にかかる本編に基づく権利、救済、制限または抗弁（フェア・ユースを含む）に影響を及ぼさない。

(2) 本条のいかなる規定も、技術、製品、サービス、装置、部品またはそれらの一部分に関する著作権侵害に対する代位責任または寄与責任を拡大したまは縮小するものではない。

(3) 本条のいかなる規定も、家庭用の電化製品、通信機器またはコンピュータ製品の設計またはこれら的一部分および部品の設計および選択において、当該一部分もしくは部品またはそれらが組み込まれた製品が第(a)項(2)または第(b)項(1)の禁止に該当しない限り、特定の技術的手段への対応を要求するものではない。

(4) 本条のいかなる規定も、家庭用の電化製品、通信機器またはコンピュータ製品を利用した活動における言論の自由または報道の権利を拡大したまは縮小するものではない。

(d) 非営利の図書館、文書資料館および教育機関の免責—

(1) 非営利の図書館、文書資料館または教育機関が、本編に基づき認められる行為を行うことを唯一の目的として著作物のコピー入手するか否かを誠実に決定するためにのみ、商業的利用に供されている著作権のある著作物へのアクセスを行うことは、第(a)項(1)(A)に違反しない。本節に基づきアクセスを行った著作物のコピーは、

(A)かかる善意の決定を行うために必要な期間を超えて保管されてはならず、かつ、

(B)他のいかなる目的にも使用されてはならない。

(2) 第(1)節に基づき認められる免責は、同一のコピーが他の形態では合理的に入手することのできない著作物についてのみ適用される。

(3) 非営利の図書館、文書資料館または教育機関が商業的な利益または経済的利得を目的として故意に第(1)節に違反した場合、

(A)最初の違反については、第1203条に基づく民事上の救済に服する。

(B)反復するまたはその後の違反については、第1203条に基づく民事上の救済に加えて、第(1)節に定める免責を喪失する。

(4) 本項は第(a)項(2)または第(b)項に基づく訴えに対する抗弁として用いることができず、また、本条は、非営利の図書館、文書資料館または教育機関が技術的手段を回避する技術、製品、サービス、部品またはこれら的一部分を製造し、輸入し、公衆に提供し、供給したまはその他流通させることを許容することがで

きない。

(5)図書館または文書資料館が本項に基づく免責の適用を受けるには、当該図書館または文書資料館の収蔵物が、以下のいずれかの要件を満たさなければならない。

(A)公衆に開かれていること。

(B)当該図書館もしくは文書資料館またはこれらの一である施設に関係する研究者だけでなく、専門分野において研究を行うその他の者も利用可能であること。

(e)法の執行、情報活動その他の政府の活動一本条は、合衆国、州もしくは州の分権体の公務員、代理人もしくは職員、または合衆国、州もしくは州の分権体との契約に従って行動する者が行う、適法に授権された捜査、保護、情報保全または情報活動を禁じるものではない。本項において、「情報保全」とは、政府のコンピュータ、コンピュータ・システムまたはコンピュータ・ネットワークの弱点を特定し対処するために行われる活動をいう。

(f)リバース・エンジニアリングー

(1)第(a)項(1)(A)の規定にかかわらず、コンピュータ・プログラムのコピーを使用する権利を適法に取得した者は、独自に創作したコンピュータ・プログラムとその他のプログラムとの互換性を達成するために必要なプログラムの要素であって、回避を行う者にとってそれまで容易に入手することができなかつたプログラムの要素を特定し解析する目的にのみ、かかる特定および解析の行為が本編に基づく侵害を構成しない範囲において、当該プログラムの特定の部分へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避することができる。

(2)第(a)項(2)および第(b)項の規定にかかわらず、互換性の達成のために必要である場合は、第(1)節に基づく特定および解析を可能にするために、または、独自に創作されたコンピュータ・プログラムとその他のプログラムとの互換性を達成するために、本編に基づく侵害を構成しない範囲において、技術的手段を回避する技術的手段、または技術的手段により施される保護を回避する技術的手段を、開発し使用することができる。

(3)第(1)節に基づき許容される行為によって得られた情報および第(2)節に基づき許容される手段は、第(1)節または第(2)節にそれぞれ掲げる者が当該情報または手段を、独自に創作されたコンピュータ・プログラムとその他のプログラムとの互換性を達成するためにのみ提供する場合には、本編に基づく侵害を構成せず、また本条以外の適用法に違反しない範囲において他者に提供することができる。

(4)本項において、「互換性」とは、コンピュータ・プログラムが情報を交換し、交換された情報を相互に使用できる機能をいう。

(g)暗号化研究—

(1)定義—本項において—

(A)「暗号化研究」とは、当該行為が暗号化技術の分野における知識を進歩させまたは暗号化製品の開発を支援するために行われる場合において、著作権のある著作物に使用される暗号化技術の欠点や弱点を特定し解析するために必要な行為をいう。

(B)「暗号化技術」とは、数式またはアルゴリズムを用いて、情報にスクリプトをかけまた解除することをいう。

(2)暗号化研究において許容される行為—第(a)項(1)(A)の規定にかかわらず、善意誠実な暗号化研究の行為において、発行著作物のコピー、レコード、実演または展示に適用された技術的手段を回避することは、以下のすべてを満たす場合には当該規定の違反とならない。

(A)行為者が、当該発行著作物の暗号化されたコピー、レコード、実演または展示を適法に入手したこと。

(B)当該行為が暗号化研究を行うために必要であること。

(C)当該者が、回避の前に許可を得るよう誠実に努力したこと。

(D)当該行為が本編に基づく侵害を構成せずまたは本条以外の適用法（第18編第1030条および1986年コンピュータ詐欺・濫用法によって修正された第18編の規定を含む）の違反とならないこと。

(3)免責を決定する要素—第(2)節に基づく免責を受けることの可否を決定するにあたって考慮されるべき要素は、以下を含む。

(A)暗号化研究により得られた情報が流布されたか。流布された場合には、暗号化技術の知識または開発を進歩させるべく合理的に計算された方法で流布されたか、それとも、本編における権利侵害または本条以外の適用法の違反（プライバシーの侵害または安全の侵害を含む）を容易にする方法で流布されたか。

(B)行為者が暗号化技術の分野において、合法的な研究に従事し、雇用され、または適切に訓練もしくは経験を積んでいるか。

(C)行為者が、技術的手段の適用されている著作物に対する著作権者に、研究結果の研究の文書を通知しているか、また、いつ通知したか。

(4)研究活動のための技術的手段の使用—第(a)項(2)の規定にかかわらず、以下の行為は当該条項の違反とならない。

(A)行為者が第(2)節に掲げる善意誠実な暗号化研究の行為を行う目的にのみ、技術的手段を回避する技術的手段を開発し利用すること。

(B)行為者が、協力して作業を行う他人に対して、第(2)節に掲げる善意誠実な暗号化研究の行為を行う目的で、または当該他人に第(2)節に掲げる善意誠

実な暗号化研究の行為を認証させる目的で、協力して作業を行う他の者に技術的手段を提供すること。

(5)連邦議会への報告—本章の制定日から1年以内に、著作権局長および商務省通信情報担当長官補は、本項が以下の事項に及ぼした効果について、連邦議会に共同で報告しなければならない。

(A)暗号化研究および暗号化技術の発展。

(B)著作権のある著作物を保護するように設計された技術的手段の適切性および効率性。

(C)暗号化された著作権のある著作物への無断アクセスに対する著作権者の保護。

報告書は、立法措置の勧告があれば、これを含まなければならない。

(h)未成年者に関する例外—第(a)項を部品または一部分に適用するにあたっては、裁判所は、当該部品または一部分が以下の要件を満たす場合には、技術、製品、サービスまたは装置への意図された組み込みおよび実際の組み込みが必要であるか否かを考慮することができる。

(1)それ自体が本編の規定に違反しないこと。

(2)インターネット上の素材への未成年者によるアクセスを妨害することのみを目的とすること。

(i)個人識別情報の保護—

(1)許容される回避行為—第(a)項(1)(A)の規定にかかわらず、以下のすべての条件を満たす場合には、本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避することは、当該条項の違反とならない。

(A)技術的手段またはその保護する著作物が、保護される著作物にアクセスしようとする自然人のオンライン行動を反映する個人識別情報を収集または流布すること。

(B)動作の通常の過程において、技術的手段またはその保護する著作物が、当該著作物にアクセスする者に関する個人識別情報を収集または流布することを明示的に通告せず、かつ、かかる収集・流布を妨害または制限する権能を与えることなく、かかる自然人の個人識別情報を収集または流布すること。

(C)回避行為が、第(A)号に掲げる機能を特定しおよび解除する効果のみを有し、かつ、著作物にアクセスしようとする者の権能に何ら効果を及ぼさないこと。

(D)回避行為が、保護される著作物へのアクセスを求める自然人の個人識別情報の収集または流布を妨害することのみを目的として行われ、かつ、他のいかなる法の違反にもならないこと。

(2)特定の技術的手段への不適用—本項は、技術的手段またはその保護する

著作物が個人識別情報を収集しもしくは流布するものではなく、かつ、使用者に對してかかる機能を保有もしくは使用していないことが開示されている場合には、当該技術的手段またはその保護する著作物には適用されない。

(j)セキュリティ検査—

(1)定義—本項において、「セキュリティ検査」とは、コンピュータ、コンピュータ・システムまたはコンピュータ・ネットワークの所有者または運営者の許諾を得て、セキュリティ上の欠点または弱点を善意誠実に検査し、追究したまは補正することを唯一の目的として、当該コンピュータ、コンピュータ・システムまたはコンピュータ・ネットワークにアクセスすることを意味する。

(2)セキュリティ検査において認められる行為—第(a)項(1)(A)の規定にかわらず、セキュリティ検査の行為を行うことは、かかる行為が本編における権利侵害または本条以外の適用法（第18編第1030条および1986年コンピュータ詐欺・濫用法により修正された第18編の規定を含む）の違反とならない場合には、当該条項の違反とならない。

(3)免責を決定する際の要素—第(2)節に基づき免責を受けることができるか否かを決定するにあたって考慮されるべき要素は、以下を含む。

(A)セキュリティ検査から得られた情報が、コンピュータ、コンピュータ・システムもしくはコンピュータ・ネットワークの所有者もしくは運営者におけるセキュリティを促進するためにのみ使用されたか、または、コンピュータ、コンピュータ・システムもしくはコンピュータ・ネットワークの開発者と直接共有されたか。

(B)セキュリティ検査から得られた情報が、本編における権利侵害または本条以外の適用法の違反（プライバシーの侵害またはセキュリティの侵害を含む）を容易にしないような方法で使用されまたは保持されたか。

(4)セキュリティ検査のための技術的手段の使用—第(a)項(2)の規定にかわらず、第(2)節に掲げるセキュリティ検査の行為を行うことのみを目的として技術的手段を開発し、製作し、頒布したまは使用することは、かかる技術的手段が他に第(a)項(2)に違反する事由がない場合には、第(a)項(2)の違反とはならない。

(k)特定のアナログ装置および特定の技術的手段—

(1)特定のアナログ装置—

(A)本章の制定日から18ヶ月を経過した後は、何人も以下の物を製造し、輸入し、公衆に提供し、供給したまはその他流通させてはならない。

(i)自動制御コピー・コントロール技術に適合しない、VHS方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダー。

(ii)自動制御コピー・コントロール技術に適合しない、8ミリ方式アナログ・ビデオ・カセット・カムコーダー。

(iii)自動制御コピー・コントロール技術に適合しない、ベータ方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダー。ただし、本章の制定日後におけるいずれかの1暦年間に、1,000台の上記レコーダーが合衆国内で販売されるまでは、本要件は適用されない。

(iv)自動制御コピー・コントロール技術に適合しない、8ミリ方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダー（アナログ・ビデオ・カセット・カムコーダーを除く）。ただし、本章の制定日後におけるいずれかの1暦年間に、20,000台の上記レコーダーが合衆国内で販売されるまでは、本要件は適用されない。または、

(v)自動制御コピー・コントロール技術に適合しない、NTSC方式ビデオ入力を用いて収録するアナログ・ビデオ・カセット・レコーダーで、第(i)段ないし第(iv)段に含まれないもの。

(B)本章の制定日以降、何人も以下の物を製造し、輸入し、公衆に提供し、供給したまたはその他流通させたはならない。

(i)VHS方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーまたは8ミリ方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーであって、従来自動制御コピー・コントロール技術に適合していたが、上記制定日後に設計が当該技術に適合しないよう変更されたもの。

(ii)VHS方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーまたは8ミリ方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダー（8ミリ方式アナログ・ビデオ・カセット・カムコーダーでないもの）であって、従来フォーライン・カラーストライプ・コピー・コントロール技術に適合していたが、上記制定日後に設計が当該技術に適合しないよう変更されたもの。

VHS方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーまたは8ミリ方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーを従来製造または販売しなかった製造業者は、本章の制定日より後に製造されるレコーダーの初期設計をフォーライン・カラーストライプ・コピー・コントロール技術に適合させるとともに、以後引き続きフォーライン・カラーストライプ・コピー・コントロール技術に適合させなければならない。本号において、アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーがフォーライン・カラーストライプ・コピー・コントロール技術に「適合する」とは、通常の視聴モードでレコーダーの再生機能により再生した場合に、ディスプレイ装置上で可視映像の一部に分散した目に見える線を含む画像を表示する信号を記録する場合をいう。

(2)特定の暗号化の制限—何人も、以下のいずれかに該当する複製の場合を除き、家庭での複製を妨害した場合は制限するために自動制御コピー・コントロール技術またはカラーストライプ・コピー・コントロール技術を使用してはならな

い。

(A)公衆の構成員が送信の内容、受信の時間またはその両方を含め送信を選択した生中継または視聴覚著作物の单一の送信または特定の送信群であって、各单一の送信または特定の送信群につき当該構成員に別料金が課されるものの複製。

(B)公衆の構成員が当該チャンネルまたはサービスに含まれるすべての番組を受信することができるために受信料として料金を支払うチャンネルまたはサービスが提供する生中継または視聴覚著作物の送信のコピーからの複製。

(C)一以上の録音済の視聴覚著作物を収録する有体的媒体からの複製。

(D)第(A)号に掲げる送信のコピーからの複製、または第(C)号に掲げる有体的媒体からのコピーからの複製。

送信が第(A)号に定める条件および第(B)号に定める条件の双方を満たす場合、当該送信は第(A)号に定める送信として扱う。

(3)不適用一本項は—

(A)アナログ・ビデオ・カセット・カムコーダーがカメラ・レンズを通して受信するビデオ信号に関して、自動制御コピー・コントロール技術に適合することを要求するものではない。

(B)専門家用アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーの製造、輸入、販売の申し入れ、供給またはその他の流通には適用されない。

(C)中古アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーについては、新品の時には合法的に製造販売され、その後第(1)節(B)に違反する改変がなされていない場合、その販売の申し入れもしくは供給またはその他の流通には適用されない。

(4)定義一本項において、

(A)「アナログ・ビデオ・カセット・レコーダー」とは、テレビ番組、映画またはその他の形式の視聴覚著作物の映像および音声部分によって作り出される電子信号をアナログ方式で電磁テープに収録する装置または収録する機能を有する装置をいう。

(B)「アナログ・ビデオ・カセット・カムコーダー」とは、カメラ・レンズを通しておよびテレビその他のビデオ再生装置に接続することのできるビデオ入力を通して収録する機能を有するアナログ・ビデオ・カセット・レコーダーをいう。

(C)アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーが自動制御コピー・コントロール技術に「適合する」とは、以下のいずれかの場合をいう。

(i)当該技術の一つ以上の要素を感じし、かかる技術が保護する映画または送信を収録しない場合。

(ii)再生したときに有意的に歪曲したまたは劣化した画像を表示する信号

を収録する場合。

(D)「専門家用アナログ・ビデオ・カセット・レコーダー」とは、合法的な業務または工業用の用途（商業的規模における映画のコピーの作成、実演、展示、頒布または送信を含む）に当該装置を通常使用する者による使用を目的として設計され、製造され、販売されかつ仕向けられるアナログ・ビデオ・カセット・レコーダーをいう。

(E)「VHS方式」「8ミリ方式」「ベータ方式」「自動制御コピー・コントロール技術」「カラーストライプ・コピー・コントロール技術」「フォーライン版カラーストライプ・コピー・コントロール技術」および「NTSC」の用語は、本章の制定日に家庭用電子機器業界および映画業界において広く理解される意味を有する。

(5)違反－本項第(1)節の違反は本条第(b)項(1)の違反として扱う。本項第(2)節の違反は本章第1203条(c)(3)(A)における「回避行為」とみなす。

## 第1202条 著作権管理情報の同一性

(a)虚偽の著作権管理情報－何人も、故意に、かつ侵害を誘発し、可能にし、容易にしましたは隠蔽する意図をもって、以下を行ってはならない。

(1)虚偽の著作権管理情報を提供すること。

(2)虚偽の著作権管理情報を頒布しましたは頒布のために輸入すること。

(b)著作権管理情報の除去または改変－何人も、著作権者によるまたは法律上の許諾なく、本編に基づく権利の侵害を誘発し、可能にし、容易にしましたは隠蔽することを知りながら、または第1203条に基づく民事上の救済に関してはこれらを知るべき相当の理由がありながら、以下を行ってはならない。

(1)故意に著作権管理情報を除去しましたは改変すること。

(2)著作権管理情報が著作権者によるまたは法律上の許諾なく除去されまたは改変されたことを知りながら、当該著作権管理情報を頒布しましたは頒布のために輸入すること。

(3)著作権管理情報が著作権者によるまたは法律上の許諾なく除去されまたは改変されたことを知りながら、著作物、著作物のコピーまたはレコードを頒布し、頒布のために輸入し、または公に実演すること。

(c)定義－本条において、「著作権管理情報」とは、著作物のコピーもしくはレコードまたは著作物の実演もしくは展示に関して伝達される以下のいずれかの情報（デジタル形式の情報を含む）をいう。ただし、かかる情報は著作物または著作物のコピー、レコード、実演もしくは展示の使用者に関する個人識別情報を含まない。

(1)題名その他著作物を特定する情報。著作権表示に示される情報を含む。

(2)著作物の著作者の名称その他これを特定する情報。

(3)著作物の著作権者の名称その他これを特定する情報。著作権表示に示される情報を含む。

(4)視聴覚著作物以外の著作物に実演が固定された実演家の名称その他これを特定する情報。ただし、ラジオおよびテレビ放送局による著作物の公の実演を除く。

(5)視聴覚著作物について、クレジットを与えられた脚本家、実演家または監督の名称その他これを特定する情報。ただし、ラジオおよびテレビ放送局による著作物の公の実演を除く。

(6)著作物の使用の条件。

(7)かかる情報または情報へのリンクを示す識別番号または識別記号。

(8)著作権局長が規則により定めうるその他の情報。ただし、著作権局長は、著作権のある著作物を使用する者に関する情報の提供を要求することはできない。

(d)法の執行、情報活動その他の政府の活動一本条は、合衆国、州もしくは州の分権体の公務員、代理人もしくは職員、または合衆国、州もしくは州の分権体との契約に従って行動する者が行う、適法に授権された捜査、保護、情報保全または情報活動を禁じるものではない。本項において、「情報保全」とは、政府のコンピュータ、コンピュータ・システムまたはコンピュータ・ネットワークの弱点を特定し対処するために行われる活動をいう。

(e)責任の制限—

(1)アナログ送信—アナログ送信において、放送局もしくはケーブル・システムの地位において送信を行う者またはかかる局もしくはシステムに番組を提供する者は、以下のすべての条件を満たす場合には、第(b)項の違反の責任を負わない。

(A)違反となる行為を回避することが技術的に不可能でありまたは当該行為者に不当な経済的負担を課すこと。

(B)当該行為者がかかる行為を行うことによって本編に基づく権利の侵害を誘発し、可能にし、容易にしまたは隠蔽することを意図しないこと。

(2)デジタル送信—

(A)特定の種類の著作物に対する著作権管理情報の付加のためのデジタル送信基準が、放送局またはケーブル・システムの代表者および当該局またはシステムによって公の実演が意図されている当該特定の種類の著作物に対する著作権者の代表者が関与する任意の全会一致による基準設定手続において定められた場合には、第(1)節に掲げる者は、以下のすべての条件を満たすときは上記基準に定める当該特定の著作権管理情報に関して第(b)項の違反の責任を負わない。

(i)当該行為者以外の者が付加した著作権管理情報が上記基準に従わないこと。

(ii)違反にあたる行為が、本編に基づく権利の侵害を誘発し、可能にし、容易にしましたは隠蔽することを意図したものでないこと。

(B)特定の種類の著作物に対する著作権管理情報の付加に関するデジタル送信基準が第(A)号に基づいて定められるまでは、第(1)節に掲げる者は、違反にあたる行為が本編に基づく権利の侵害を誘発し、可能にし、容易にしましたは隠蔽することを意図したものでなく、かつ、以下のいずれかの条件を満たす場合には、かかる著作権管理情報に関して第(b)項の違反の責任を負わない。

(i)当該行為者による情報の送信が、デジタル信号の知覚可能な視覚的または聴覚的劣化をもたらす場合。

(ii)当該行為者による情報の送信が、以下のいずれかと抵触する場合。

(I)デジタル信号による情報の送信に関する政府当局の規則。

(II)デジタル信号による情報の送信に関する業界基準であって、本章の発効日前に基準設定機関が任意の全会一致によって採択したもの。

(III)デジタル信号による情報の送信に関する業界基準であって、放送局またはケーブル・システムの代表者および当該局またはシステムによって公の実演が意図されている特定の種類の著作物に対する著作権者の代表者が関与する任意の全会一致による基準設定手続において定められたもの。

(3)定義—本項において—

(A)「放送局」とは、1934年通信法第3条（合衆国法典第47編第153条）において与えられる意味を有する。

(B)「ケーブル・システム」とは、1934年通信法第602条（合衆国法典第47編第522条）において与えられる意味を有する。

## 第1203条 民事上の救済

(a)民事訴訟—第1201条または第1202条の違反により損害を被った者は、当該違反についてしかるべき連邦地方裁判所に民事訴訟を提起することができる。

(b)裁判所の権限—第(a)項に基づき提起された訴訟において、裁判所は—

(1)違反を防止または抑制するに合理的と判断する条件にて、一時的および終局的差止命令を発することができるが、いかなる場合にも憲法修正第1条が保護する言論の自由または報道の自由に対する事前抑制を行ってはならない。

(2)訴訟係属中いつでも、違反者が所有しましたは占有する装置または製品であって、違反に関連すると裁判所が信じるに合理的な理由があるものを、違反を防止または抑制するに合理的と判断する条件にて差し押さえることができる。

(3)第(c)項に基づき損害賠償命令を付与することができる。

(4)その裁量において、合衆国またはその公務員以外の者について、その者によるまたはその者に対する費用の回復を命ずることができる。

(5)その裁量において、勝訴当事者のために相当な弁護士報酬の賠償命令を付与することができる。

(6)違反を認定する終局的判決または命令の一部として、違反者が占有しもしくは管理しまたは第(2)節に基づいて差し押さえられた違反に関連する装置または製品を治癒的に改変しまたは廃棄するよう命ずることができる。

(c)損害賠償命令の付与—

(1)総則一本編に別途定める場合を除き、第1201条または第1202条に違反した者は、以下のいずれかを賠償する責任を負う。

(A)第(2)節に定める現実損害額および違反者が受けた利益。

(B)第(3)節に定める法定損害額。

(2)現実損害賠償—裁判所は、終局的判決が言い渡される前に提訴当事者が選択する場合、提訴当事者に対し、当該当事者が違反の結果被った現実損害および違反に起因して違反者が受けた利益で現実損害に算入されなかった金額の賠償を認定しなければならない。

(3)法定損害賠償額—(A)終局的判決が言い渡されるまではいつでも、提訴当事者は、第1201条の各違反に関して、回避行為、装置、製品、部品、提供またはサービスの実施ごとに、200ドル以上または2,500ドル以下の範囲で裁判所が正当と考える金額の法定損害賠償を選択することができる。

(B)終局的判決が言い渡されるまではいつでも、提訴当事者は、第1202条の各違反に関して、2,500ドル以上または25,000ドル以下の金額の法定損害賠償を選択することができる。

(4)反復する違反—別の違反につき終局的判決が言い渡された後3年以内に、同一者が第1201条または第1202条に違反したことについて、被害当事者が立証責任を果たし裁判所がこれを認定した場合、裁判所は、その正当と考える範囲において、損害賠償の額を3倍まで加重することができる。

(5)善意の違反—

(A)総則—違反者がその行為が違反にあたることを知らずかつ違反と信すべき理由がなかったことについて、違反者が立証責任を果たし裁判所がこれを認定した場合、裁判所は、その裁量において、損害賠償の額を減額または免除することができる。

(B)非営利の図書館、文書資料館、教育機関または公共放送事業者—

(i)定義—本号において、「公共放送事業者」とは、第118条(f)において付与する意味を有する。

(ii)総則—非営利の図書館、文書資料館、教育機関または公共放送事業

者の場合、当該図書館、文書資料館、教育機関または公共放送事業者がその行為が違反にあたることを知らずかつ違反と信すべき理由がなかったことについて、当該図書館、文書資料館、教育機関または公共放送事業者が立証責任を果たし裁判所がこれを認定した場合、裁判所は、損害賠償を免除しなければならない。

#### **第 1204 条 刑事犯罪および刑罰**

(a)総則－故意にかつ商業的利益または私的な経済的利得を目的として第 1201 条または第 1202 条に違反する者は－

(1)最初の違反については、500,000 ドル以下の罰金もしくは 5 年以内の禁固またはその両方に処する。

(2)その後の違反については、1000,000 ドル以下の罰金もしくは 10 年以内の禁固またはその両方に処する。

(b)非営利の図書館、文書資料館、教育機関または公共放送事業者にかかる制限－第(a)項は非営利の図書館、文書資料館、教育機関または公共放送事業者（第 118 条(f)に定義する）に対しては適用されない。

(c)出訴期限－本条に基づく刑事手続は、訴因の発生後 5 年以内に開始されなければ、これを提起することができない。

#### **第 1205 条 留保条項**

本章のいかなる規定も、個人のインターネットの使用に関する個人のプライバシーの侵害を防止する連邦または州の法律の規定を無効にし、減少しまたは弱めるものではなく、また、かかる法律に基づく刑事訴訟または民事訴訟における抗弁または情状酌量の要素を与えるものではない。

### 第13章—創意的なデザインの保護

- 第1301条 保護されるデザイン
- 第1302条 保護の対象とならないデザイン
- 第1303条 修正、翻案および再構成
- 第1304条 保護の開始
- 第1305条 保護期間
- 第1306条 デザイン表示
- 第1307条 表示欠落の効果
- 第1308条 排他的権利
- 第1309条 権利侵害
- 第1310条 登録申請
- 第1311条 外国における先願日の利益
- 第1312条 宣誓および認証
- 第1313条 申請の審査および登録の許可または拒絶
- 第1314条 登録の証明
- 第1315条 通知の公告および索引
- 第1316条 手数料
- 第1317条 規則
- 第1318条 記録の謄本
- 第1319条 証明書の誤記の訂正
- 第1320条 権利保有および譲渡
- 第1321条 侵害に対する救済
- 第1322条 差止命令
- 第1323条 侵害に対する回復措置
- 第1324条 登録に関する裁判所の権限
- 第1325条 詐欺により取得された登録に関する訴訟における責任
- 第1326条 虚偽の標章に対する制裁
- 第1327条 虚偽の表示に対する制裁
- 第1328条 財務省および郵政庁による執行
- 第1329条 意匠特許法との関係
- 第1330条 コモン・ローその他の権利に対する無影響
- 第1331条 管理局長；管理局
- 第1332条 不遡及効

## 第1301条 保護されるデザイン

### (a) 保護されるデザイナー

(1) 総則—物品を購入または使用する公衆に対して外観において注意を引きまたは特徴的な実用品の創意的デザインの創作者またはその他の保有者は、本章に従い本章の定める保護を受けることができる。

(2) 船舶の特徴—船舶の船体および甲板のデザインならびに両方を組み合わせたデザイン（プラグまたは鋳型を含む）は、第1302条(4)にかかわらず、本章による保護の対象となる。

(3) 例外—登録されたデザインに対する本章に基づくアメリカ国防総省の権限（かかる登録されたデザインに対する建造権を含む）は、第10編第2320条に従って、または当該デザインがアメリカ政府のために開発された場合にはその指示書に従って、のみ決定される。

### (b) 定義—本章において、以下の用語はそれぞれ以下の意味を有する。

(1) デザインが「創意的」であるとは、類似の物品に関する従来の作品から識別可能な変形であって、単なる些細な改変でもなく他の出所からの引き写しでもない変形が、創作者の創意的努力の結果であることをいう。

(2) 「実用品」とは、船舶の船体または甲板（プラグまたは鋳型を含む）であって、通常の使用にあたり単に物品の外観を表しました情報であること以外に本来的に実用的な機能を有するものをいう。通常実用品の一部である物品は実用品とみなす。

#### (3) 「船舶」とは—

(A) 固有の推進装置により独立して水上または水中を航行するよう設計され、かつ、航行能力を有し、

(B) 一人以上の乗客を運送するよう設計され、かつ、運送能力を有する乗物をいう。

(4) 「船体」とは、船舶の外観的な枠組または本体をいい、甲板、上部構造、帆柱、帆、帆桁、索具、機械設備、固定治具およびその他付属品を含まない。

(5) 「プラグ」とは、正確な複製のために鋳型を製作する装置または原型をいい、当該装置または原型が単に物品の外観を表しました情報であること以外に本来的に実用的な機能を有するか否かを問わない。

(6) 「鋳型」とは、その中に材料たる物質が使用される母体または型枠をいい、当該母体または型枠が通常の使用にあたり単に物品の外観を表しました情報を伝えること以外に本来的に実用的な機能を有すか否かを問わない。

(7) 「甲板」とは、船体を覆う船舶の水平表面をいい、船室の外側およびコックピットの表面を含むが、帆柱、帆、帆桁、索具、機械設備、固定治具およびその他付属品を含まない。

## 第1302条 保護の対象とならないデザイン

本章に基づく保護は、以下のデザインには適用されない。

(1)創作的でないデザイン。

(2)汎用または平凡であるデザイン（標準の幾何学的図形、ありふれた記号、紋章もしくはモチーフ、またはその他の形態、文様もしくは形状であって標準的、平凡、周知もしくは普通となっているものを含む）。

(3)重要でない細部においてのみまたは当該取引において通常使用されるばらつきにすぎない要素においてのみ、第(2)節によって除外されるデザインと差異を有するデザイン。

(4)当該デザインを具有する物品の実用的機能のみによって決定されるデザイン。

(5)当該デザインの創作者または保有者が本章に基づく登録申請日の2年以上前に合衆国内または外国において公にした実用品が具有するデザイン。

## 第1303条 修正、翻案および再構成

デザインが第1302条に基づき除外された対象物を使用するものであっても、当該デザインがかかる対象物の実質的な修正、翻案または再構成である場合には、本章に基づくデザインの保護が認められる。かかる保護は、当該デザインに使用された対象物に与えられる保護とは別個独立のものであり、また、本章に基づく保護から除外された対象物に対して何らかの権利を与えまたは本章に基づいて与えられる保護を拡大するものと解釈されてはならない。

## 第1304条 保護の開始

本章に基づきデザインに対して与えられる保護は、第1313条(a)に基づく登録の公告の日または第1310条(b)に定義するデザインが最初に公にされた日のうち、いずれか早い日に始まる。

## 第1305条 保護期間

(a)総則一第(b)項を条件として、本章に基づきデザインに与えられる保護は、第1304条に基づく保護の開始日から10年間存続する。

(b)期間満了一本条に定めるすべての保護期間は、その満了することとなる暦年の最終日まで継続する。

(c)権利の終了一本章に基づく特定のデザインに対する保護の期間満了または終了により、本章に基づく当該デザインに対するすべての権利は、保護期間中に当該デザインを使用した物品の異なる種類の数の如何を問わず、終了する。

## 第1306条 デザイン表示

(a) デザイン表示の内容—(1)本章に基づき保護を求めるデザインが第1310条  
(b)に基づき公にされる場合には、当該デザインの保有者は、第1307条の規定を  
条件として、当該デザインに以下の要素からなるデザイン表示を判読可能な方  
法で付加しまたは付加させなければならない。

(A) 「Protected Design」の語、「Prot'd Des.」の略語、または丸の中にDの  
文字、◎もしくは記号「\*D\*」。

(B) デザインの保護が開始した時の年。

(C) 保有者の名前、当該名前を認識できる略称、または保有者を示す広く  
知られた他の表示。

デザインが登録される前に管理局長に保有者の特徴的表示を届け出ている場  
合には、第(C)号のためにかかる表示を使用することができる。

(2) 登録後は、第(1)節(B)および(C)に定める要素に代えて登録番号を使用す  
ることができる。

(b) 表示の位置—デザイン表示は、デザインを使用する実用品が通常の流通経  
路を通過する過程においてデザイン保護の相当な告知を与えるよう、配置しか  
つ付加しなければならない。

(c) その後における表示の除去—デザインの保有者が本条の規定に従った場合  
には、物品上のデザイン表示を他の者が除去、破壊または破損したとしても、本  
章に基づく保護は影響を受けない。

## 第1307条 表示欠落の効果

(a) 告知を受けた行為—第(b)項に定める場合を除き、第1306条に定める表示の  
欠落は、デザイン保護の書面による通知を受領した後に本章における侵害とな  
る行為を開始した者に対しては、本章に基づく保護を失わせまたは侵害につ  
いて本条に基づく救済を阻害するものではない。

(b) 告知を受けない行為—第1306条に定める通知の欠落は、デザイン保護の書  
面による通知を受領する前に侵害となる行為を開始した者に対しては、第1323  
条に基づく回復措置を妨げる。デザイン保護の書面による通知を受領する前に  
侵害者が負担した相当の費用または契約上の債務について、裁判所がその裁量  
によって指示するところにより、デザインの保有者が侵害者に対して補償する  
場合を除き、本章に基づく差止命令はかかる行為に対しては発せられない。デザ  
イン保護の書面による通知を提出する責任は、デザインの保有者にある。

## 第1308条 排他的権利

本章に基づき保護されるデザインの保有者は、以下の行為を行う排他的権利を有する。

- (1)デザインを使用する実用品を、販売または業務上の使用のために、作成し、作成させまたは輸入する行為。
- (2)デザインを使用する実用品を、販売し、販売または業務上の使用のために頒布する行為。

### 第1309条 権利侵害

(a)侵害行為—第(b)項に定める場合を除き、何人であれデザイン保有者の許諾なく合衆国内で保護期間中に以下の行為を行うことは、本章に基づき保護されるデザインに対する排他的権利の侵害となる。

- (1)第(e)項に定義する侵害物品を販売または業務上の使用のために作成し、作成させまたは輸入する行為。
- (2)かかる侵害物品を販売または販売もしくは業務上の使用のために頒布する行為。

(b)販売者および頒布者の行為—侵害物品の販売者または頒布者であるが、当該物品を作成または輸入しない者は、以下の場合にのみ、本章に基づき保護されるデザインを侵害したものとみなす。

(1)製造者を教唆しもしくはこれと通謀して上記物品を作成させまたは輸入者を教唆しもしくはこれと通謀して上記物品を輸入させた場合。ただし、通常の業務の過程において単に当該物品を購入または購入の注文をすること自体は教唆または通謀とならない。

(2)デザイン保有者の求めがあったのに対して、速やかかつ完全に物品の入手先を開示することを拒否したは怠り、かつ、デザインに対する保護について書留または簡易書留にて通知を受領した後に当該物品を注文または再度注文する場合。

(c)認識なき行為—デザインが本章に基づき保護されていることおよびかかる保護の対象となるデザインから複製されたデザインであるとの認識なく創作されたデザインについて、これを使用する物品を作成し、作成させ、輸入し、販売または頒布する行為は、本条に基づく侵害とならない。

(d)通常の業務の過程における行為—通常の業務の過程において他者から入手した侵害物品を製品に組み込んだ者、または侵害物品に保護されるデザインが使用されているとの認識なく通常の業務の過程において他者の計算において侵害物品を作成もしくは加工する者は、第(b)項(1)または(2)に含まれる条件に基づく場合を除き、本章に基づく当該デザインに対する権利を侵害したとはみなされない。侵害物品の出所からの注文または再注文を受け付けることは、第(b)項

(2)の意味における注文または再注文とみなす。

(e)侵害物品の定義—本条において、「侵害物品」とは、本章に基づき保護されるデザインの保有者の同意なく当該デザインを複製したデザインを使用する物品をいう。侵害物品は、広告、書籍、定期刊行物、新聞、写真、放送、映画または同様の媒体における保護されるデザインのイラストまたは絵ではない。デザインが創作的でありかつ保護されるデザインの外観と実質的に類似しない場合には、保護されるデザインから複製されたとはみなされない。

(f)創作性の証明—本章に基づく訴訟または手続において本章に基づくデザインに対する権利を主張する当事者は、相手方当事者が当該デザインと同一であるかまたはその類似性から当該デザインがかかる作品からコピーされたことの一応の証明となる既存の作品を提出した場合には、当該デザインの独創性を立証する責任を負う。

(g)指導または研究のための複製—何人であれ、デザインに含まれる外観、コンセプトもしくは技法またはデザインを使用する実用品の機能を指導、研究または評価することのみを目的として実用品その他の形状において当該デザインを複製することは、デザイン保有者の排他的権利の侵害とならない。

## 第1310条 登録申請

(a)登録申請の期限—デザイン登録の申請が、デザインが最初に公にされた日から2年以内になされなければ、本章に基づく保護は失われる。

(b)デザインが公にされる時—デザインを使用する既存の実用品がデザイン保有者によりまたはその承諾に基づいて公に展示され、公に頒布されまたは公衆に販売に供されもしくは販売されたときに、デザインは、公にされたものとする。

(c)デザインの保有者による申請—デザインの保有者は登録申請を行うことができる。

(d)申請の内容—登録申請は、管理局長に対して行い、かつ以下を記載しなければならない。

(1)当該デザインの創作者の名称および住所。

(2)当該デザイン保有者が創作者と異なる場合、当該保有者の名称および住所。

(3)当該デザインを使用する当該実用品の具体的な名称。

(4)当該デザインが最初に公にされた日が申請日よりも前である場合には、当該デザインが最初に公にされた日。

(5)当該デザインが実用品に固定されていることの記載。

(6)管理局長が要求するその他の情報。

登録申請はデザインの顕著な特徴を示す記述を含むことができるが、かかる

記述の欠落は本章における登録を妨げない。

(e)宣誓陳述書—登録申請には、申請者が認識し信じるところにおいて、以下を証する、申請者またはその適法に授權された代理人もしくは代表者の宣誓に基づく陳述書を添付しなければならない。

(1)デザインが創意的であり、申請書に記載された創作者が創作したものであること。

(2)デザインが以前に申請者または申請者の被承継人のために登録されたことがないこと。

(3)申請人が本章に基づき保護および登録を受けることのできる者であること。

第1306条に定めるデザイン表示と共にデザインが公にされた場合、当該陳述書には、デザイン表示の正確な書式および位置を記述しなければならない。

(f)誤りの効果—

(1)本条に基づく申請に記載された当該デザインの登録を求める実用品の实用性に関する陳述または主張における誤りは、本章に基づき与えられる保護に影響を及ぼさない。

(2)共同創作者の一部の者の欠落または共同製作であるとされる者の名前についての誤りは、欺罔の意図で誤りがなされた場合を除き、登録の有効性または当該デザインに対する実際の保有者の権利保有もしくは保護に影響を及ぼさない。

(g)職務の範囲で作成されたデザイン—デザインが創作者の職務の通常の範囲内で作成され、かつ、個人による当該デザインの創作を特定することが困難または不可能であって申請書にその旨記載する場合には、デザインを作成させた使用者の名前および住所を、個人の創作者の名前および住所に代えて、記載することができる。

(h)デザインの絵画的描写—登録申請には、当該デザインを使用する実用品の図面またはその他の絵画的描写（一方向以上からの図を含み、デザインを示すに適切であり、複製に適した形式および形態でなければならない）のコピー2部を添付しなければならない。これは申請書の一部とみなされる。

(i)2点以上の実用品におけるデザイン—異なる実用品においてデザインを識別する要素が実質的に同一である場合、そのうちの一つについてデザインが保護されれば、デザインはすべての実用品について保護されるが、二つ以上の登録は必要ではない。

(j)2つ以上のデザインにかかる申請—管理局長が定めうる条件に基づき、2つ以上のデザインを同一の申請書に含むことができる。一つの申請書に含まれた各デザインに対して、一つのデザインについて定められた料金を支払わなければ

ばならない。

### 第 1311 条 外国における先願日の利益

合衆国市民であるデザイン保有者または本章に基づき提出された申請に対して本章に定めるのと同様の保護を与える外国において、自らもしくは法律上の代理人または被承継人もしくは承継人によって当該デザインの登録申請を以前行った者が、合衆国において当該デザインの登録申請を行った場合、その申請は、合衆国における申請が外国における申請が提出された最も早い日の後 6 ヶ月以内に提出されるものであるときは、当該外国において最初に提出された日に合衆国において提出されたものと同一の効力を有する。

### 第 1312 条 宣誓および認証

(a) 総則－本章において必要となる宣誓および認証は－

(1) 以下のとおり行うことができる。

(A) 合衆国において法律により宣誓を執り行うことのできる者の面前で行うか、または

(B) 外国で行われる場合、宣誓を執り行う権限を有する合衆国の外交官もしくは領事の面前で、または当該外国において宣誓を執り行う権限を有する公務員（その権限を合衆国の外交官または領事の証明書によって証明することを要する）の面前で行うことを要し、

(2) その行われる州または国の法律に従う場合に、有効となる。

(b) 宣誓に代わる宣言書－(1) 管理局長は、本章に基づき管理局に提出される文書であって法律、準則またはその他の規則により宣誓によることを必要とするものに関して、管理局長が定めうる形式の宣言書で記載することができる旨を規程によって定めることができる。かかる宣言は、必要とされる宣誓に代わるものとなる。

(2) 第(1)節に基づく宣言書を使用する場合、宣言を含む文書には、意図的な虚偽の記述が第 18 編第 1001 条に従って罰金もしくは禁固またはその両方により罰せられ、かつ、申請書もしくは文書または登録の有効性を損なうことがある旨を記述しなければならない。

### 第 1313 条 申請の審査および登録の許可または拒絶

(a) デザインの登録適格性の判定；登録－第 1310 条に基づく適切な形式の登録申請の提出および第 1316 条に基づき定められた手数料の支払があった場合には、管理局長は、申請がその外形において本章に基づく保護の対象となるデザインに関連するか否かを判定し、関連する場合には、著作権局長は、当該デザインを

登録しなければならない。本項に基づく登録は公告により発表される。登録日は公告の日とする。

(b)登録の拒絶；再審査—登録申請がその外形において本章に基づく保護の対象とならないデザインにかかるものであると管理局長が判断した場合、管理局長は、申請者に、登録拒絶の通知および拒絶の理由を送付しなければならない。拒絶通知の送付日から3ヶ月以内に、申請者は、書面による請求により、申請の再審査を求めることができる。かかる請求の審査後、管理局長は、デザインを登録するかまたは申請者に最終的な登録拒絶の通知を送付しなければならない。

(c)登録取消の申請—本章に基づく登録により損害を被っているかまたは将来被ると信じる者は、いつでも、所定の手数料を支払って、管理局長に対して、請求の理由を記載して、デザインが本章に基づく保護の対象とならないことに基づいて登録を取り消すよう申請することができる。取消申請の受領後、管理局長は、管理局の記録に記載されたデザインの保有者に対して取消申請を通知するものとし、デザイン保有者は、かかる通知が投函された日から3ヶ月以内に、管理局長に対して登録の有効性を支持する主張を提出しなければならない。また、管理局長は、対立する当事者に出頭させその主張を聴取する条件を規則により定める権限を有する。主張の提出のために定められた期間の満了後、当該デザインが本章に基づく保護の対象とならないことを取消申請者が立証したと管理局長が判断する場合、管理局長は、登録を記録から削除するよう命じなければならない。本項に基づく取消は公告により発表され、取消申請にかかる管理局長の最終判断の通知は、取消申請者および登録上のデザイン保有者に送付されなければならない。本項に基づく取消手続の費用は、敗訴当事者が負担し、管理局長は、かかる費用を算出し徴収する権限を有する。

#### 第1314条 登録の証明

登録の証明書は、管理局の印章をもって合衆国の名において発行され、管理局の公式記録に記録されなければならない。証明書は、当該実用品の名称、申請書の提出日、登録日およびデザインが公にされた日（申請書の提出日より前の場合）を記載し、デザインの図面またはその他の絵画的描写の複製を含まなければならぬ。申請書にデザインの顕著な特徴の記述がある場合、かかる記述は証明書にも記載されなければならない。登録証明書は、証明書に記載された事実について一応の証拠としていかなる裁判所においても採用されなければならない。

#### 第1315条 通知の公告および索引

(a)管理局長の公告—管理局長は、登録されたデザインおよび取消されたデザインの一覧表および索引を公告しなければならず、また、登録されたデザインの

図面またはその他の絵画的描写を販売その他の頒布のために公告することができる。

(b)登録デザインの代表物のファイルー管理局長は、登録デザインの図面またはその他の絵画的描写のファイルを作成し維持しなければならない。かかるファイルは、管理局長が定める条件に基づき公の使用に供されなければならない。

### 第 1316 条 手数料

管理局長は、本章に基づきデザインを登録する申請書の提出およびその他本章の運用に関連する業務に関する合理的な手数料を、上記業務を提供するに要する費用および公の記録のもたらす利益を考慮した上で、規則によって定めなければならない。

### 第 1317 条 規則

管理局長は、本章の運用のために規則を定めることができる。

### 第 1318 条 記録の謄本

何人も、所定の手数料を支払って、本章に関連する管理局の公式記録の謄本を入手することができる。かかる謄本は、原本と同一の効果を有する証拠として採用されなければならない。

### 第 1319 条 証明書の誤記の訂正

管理局長は、印章付修正証明書によって、管理局の過誤による登録上の誤記を訂正し、また、必要な料金の支払を受けて、管理局の過誤によらない善意で生じた手続上もしくは記載上の誤記を訂正することができる。かかる登録は、証明書と共に、修正された形式で最初から発行されたものと同一の効力を有する。

### 第 1320 条 権利保有および譲渡

(a)デザインに対する財産権ー本章に基づく保護の対象となるデザインに対する財産権は、デザインの創作者、死亡した創作者もしくは法定無能力者の法定代理人、創作者の通常の職務の範囲内で創作された場合における創作者の使用者、または創作者もしくは前記の使用者の権利の譲受人に、帰属する。かかる財産権が帰属する者は、デザインの保有者とみなされる。

(b)財産権の譲渡ー登録デザインまたは登録申請が提出されたもしくは提出されうるデザインに対する財産権は、保有者が署名した文書によって譲渡し、付与し、移転しもしくはモゲージを設定し、または遺言により遺贈することができる。

(c)譲渡の宣誓または認証ー第 1312 条に基づく宣誓または認証は、第(b)項に基

づく譲渡、付与、移転またはモゲージ設定の一応の証拠となる。

(d)譲渡の届出—第(b)項に基づく譲渡、付与、移転またはモゲージ設定は、その行われた日から3ヶ月以内またはその後の買い受けもしくは抵当権設定日の前までに、管理局に届出されなければ、その後に価値ある対価によって購入またはモゲージ設定を受けた者に対して、無効となる。

### 第1321条 侵害に対する救済

(a)総則—デザインの保有者は、本章に基づくデザイン登録の証明書の発行を受けた後、デザインの侵害に対して訴訟を提起することができる。

#### (b)登録拒絶の審査—

(1)第(2)節を条件として、デザインの保有者は、管理局による本章に基づくデザイン登録の最終的な拒絶につき、民事訴訟を提起して司法審査を求めることができ、同訴訟において裁判所が当該デザインが本章に基づく保護の対象となると判断した場合には、本章に基づくデザインに対する権利を行使することができる。

(2)デザインの保有者は、以下の場合に、本条に基づき司法審査を求めるができる。

(A)以前に保有者がデザイン登録の申請書を適切な形式にて適法に提出し登録を求めたが、最終的に拒絶され、

(B)保有者が訴訟の開始後10日以内に管理局に対して訴状のコピーを送達させ、かつ

(C)被告が本章に基づき保護されるデザインに関して侵害にあたる行為を行った場合。

(c)訴訟当事者としての管理局—管理局は、その選択により、訴状の送達を受けてから60日以内に出頭することにより、デザインの登録適格の争点について訴訟の当事者となることができるが、管理局が当事者とならないことにより裁判所が当該争点につき管轄を失うことはない。

(d)紛争解決のための仲裁の使用—本章に基づく侵害紛争の当事者は、管理局が規則によって定める期間内に、紛争またはその一部を仲裁によって決することができる。仲裁は第9編の適用を受ける。当事者は、管理局に対して仲裁判断を通知しなければならず、かかる判断は、仲裁当事者の間においては、関連する争点につき終局的な処分となる。仲裁判断は、上記通知が行われなければ執行できない。本項のいかなる規定も、第1313条(c)に基づく取消手続においてデザインが登録の対象となるか否かを管理局が決定することを、禁止するものではない。

## 第1322条 差止命令

(a) 総則－本章に基づく訴訟について裁判管轄権を有する裁判所は、その裁量により一時的禁止命令および予備的差止命令による迅速な救済を含め、衡平法の原則に従って、本章に基づくデザインの侵害を排除する差止命令を発行することができる。

(b) 違法に取得された差止命令による損害－本条に基づき違法に取得された差止命令によって損害を受けた販売者または頒布者は、かかる差止命令の申請者に対して請求原因を有し、適切な救済（逸失利益、原材料の費用、信用毀損、および差止命令が悪意で申し立てられた場合には懲罰的損害賠償、ならびに、裁判所が情状酌量にあたる状況を認めた場合を除いて相当な弁護士報酬の賠償を含む）を受けることができる。

## 第1323条 侵害に対する回復措置

(a) 損害賠償－本章に基づく侵害訴訟において原告勝訴の判断が下された場合、裁判所は、原告に対し、侵害を補償するに適切な損害賠償を認めなければならぬ。また、裁判所は、その正当と認めるところにより、50,000 ドルまたはコピーあたり 1 ドルのうちいざれか大きい額を限度として、損害金を増額することができる。損害賠償金は補償であって刑罰ではない。裁判所は、損害賠償金の決定の補助として専門家の証言を受けることができる。

(b) 侵害者の利益－第(a)項に定める救済に代えて、裁判所は、侵害者の販売利益が申立人のデザインの使用に合理的に関連すると判断した場合、申立人に対して、コピーの販売による侵害者の利益の返還を認めることができる。かかる場合には、申立人は侵害者の販売量のみを立証しなければならず、侵害者はかかる販売にかかった費用を立証しなければならない。

(c) 出訴期限－第(a)項または第(b)項に基づく回復措置は、訴状が提出された日から 3 年以上前に行われた侵害については認められない。

(d) 弁護士報酬－本章に基づく侵害訴訟においては、裁判所は、勝訴当事者に対して相当な弁護士報酬の賠償を認めることができる。

(e) 侵害物品その他の物品の処分－裁判所は、すべての侵害物品および原版、鋳型、ひな形、型枠またはその他侵害物品の作成のために特に作成された物品を、廃棄その他裁判所が指示する処分のために提出するよう命ずることができる。

## 第1324条 登録に関する裁判所の権限

本章に基づくデザインの保護にかかる訴訟において、裁判所は、適切な場合には、本章に基づくデザインの登録または登録の取消を命ずることができる。かかる命令は管理局長に対して裁判所が認証し、管理局長は記録に適切な記載を行

わなければならない。

#### 第1325条 詐欺により取得された登録に関する訴訟における責任

本章に基づく権利に重大な影響を及ぼす虚偽または詐欺の表示によってデザイン登録が取得されたことを知りながら侵害訴訟を提起する者は、10,000 ドルまたは裁判所が定めるそれに満たない金額を支払う責任を負う。かかる金額は、被告を補償するものであり、裁判所が評価する被告の訴訟費用額および弁護士報酬額に加えて、原告に課され、被告に支払われるものとする。

#### 第1326条 虚偽の標章に対する制裁

(a) 総則一 製造、使用、頒布または販売される物品に関連して、本章に基づく保護を受けないデザインに、第1306条に定めるデザイン表示またはその他当該デザインが本章に基づき保護されることを示す語句もしくは記号を、デザインが保護されないことを知りながら、公衆を欺く目的で、印字し、貼付したまは広告に使用する者は、各違法行為について 500 ドル未満の民事罰金を支払わなければならぬ。

(b) 私人による訴訟一 何人も第(a)項に定める民事罰金を求める訴訟を提起することができ、この場合には、当該罰金の半額を訴えを提起した者に、残額を合衆国に与えるものとする。

#### 第1327条 虚偽の表示に対する制裁

本章に基づくデザイン登録を受ける目的で、本章に基づき受けることのできる権利に重大な影響を及ぼす虚偽の表示を故意に行った者は、500 ドル以上 1,000 ドル未満の罰金を支払わなければならず、かかる個人が本章に基づいてデザインに対して保有しうる権利または特権は剥奪されるものとする。

#### 第1328条 財務省および郵政庁による執行

(a) 規則一 財務長官および合衆国郵政庁は、輸入に関して第1308条に定める権利の執行について、個別にまたは共同で規則を制定しなければならない。かかる規則は、合衆国からの物品の差止の条件として、差止を求める者に以下の一つ以上の行為を行うことを要求することができる。

(1) 当該物品の輸入を差し止める裁判所の命令または1930年関税法第337条に基づく国際貿易委員会の排除命令を得ること。

(2) 当該デザインが本章に基づき保護されていること、および当該物品の輸入が本章に基づくデザインに対する権利を侵害することの証明を提出すること。

(3) 当該物品の差止または排除が不当であることが証明された場合に発生し

うる損害のために、支払保証書を納付すること。

(b)差押および没収—第1308条に定める権利を侵害して輸入された物品は、税関法に違反して輸入された物と同様の方法で、差押および没収の対象となる。没収された物品は、財務長官または裁判所の指示により廃棄されなければならぬ。ただし、輸入者がその行為が法律に違反すると信じる合理的な根拠がなかつたことを財務長官に対して十分に証明した場合には、当該物品を輸出国に送り返すことができる。

#### **第1329条 意匠特許法との関係**

製造物の創意的な意匠に対する合衆国法典第35編に基づく意匠特許の発行は、本章に基づく創意的なデザインに対する保護を終了させる。

#### **第1330条 コモン・ローその他の権利に対する無影響**

本章のいかなる規定も、以下を無効にしまだ制限しない。

(1)本章に基づき登録されていないデザインに関して受けることのできるままたは受けているコモン・ローその他に基づく権利または救済。

(2)商標法に基づく権利または不正競争に対して保護される権利。

#### **第1331条 管理局長；管理局**

本章において、「管理局長」とは著作権局長をいい、「管理局」および「局」とは連邦議会図書館著作権局をいう。

#### **第1332条 不遡及効**

本章に基づく保護は、本章の発効日<sup>23</sup>前に第1310条(b)に基づいて公にされたデザインに対しては与えられない。

---

<sup>23</sup> 1998年10月28日